

埼玉県立史跡の博物館紀要

第14号

Contents

屋内祭祀の舞台（5）

—土器の群像—

石坂俊郎

小針型坏と埼玉古墳群

山田琴子

菅谷館・菅谷城理解のために

—文献史学の視点からの再検討—

加藤光男

秩父郡小鹿野町下塚居古墳副葬玉の検討

青笹基史

埼玉古墳群内に所在する石塔群

栗岡真理子

館蔵考古資料3次元モデルの作成と公開について

ナワビ矢麻

旧長瀬総合博物館所蔵資料目録

—縄文土器・土製品—

野中 仁・別所鮎実

埼玉古墳群におけるサイン整備の歴史と課題

田邊えり

令和元年度 さきたま講座

「博物館で楽しむための縄文土器入門」の実施報告

村田章人

戦国の忍びを追う

—葛西城乗取と羽生城忍び合戦—

岩田明広

はじめに

埼玉県には、「さきたま」・「嵐山」の2つの「史跡の博物館」がございます。

「さきたま史跡の博物館」は埼玉古墳群という国の特別史跡、「嵐山史跡の博物館」は比企城館跡群菅谷館跡という国指定史跡を擁しており、その特徴を活かしながら様々な事業を展開しております。いずれの館も資料の収集保管、学術的な調査研究と、それらを基礎として展示や普及事業等の推進を図っているところです。

本年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に配慮しながらの事業展開となりました。年度当初から約2か月間の臨時休館があり、その後も「さきたま史跡の博物館」では、さきたま体験工房の運営や接触を伴う体験事業を、また「嵐山史跡の博物館」では、歴史講座や文化財めぐりなど、例年実施してきた事業を見合わせざるを得ませんでした。そのような中でも、「さきたま史跡の博物館」においては、埼玉古墳群の保存整備のほか、企画展「盾持人埴輪の世界」、特別公開「鉄砲山古墳」、ミニ展示「埼玉古墳群の円筒埴輪」、公益財団法人埼玉県埋蔵文化財事業団との共催による最新出土品展「地中からのメッセージ」、「ほるたま展2020」などの展示事業、「特別史跡埼玉古墳群 鉄砲山古墳発掘調査報告書」の刊行記念シンポジウムを行い、調査研究の成果や県内の考古学に関する情報をわかりやすく発信することに努めてまいりました。

さらに、各種の講座・体験学習事業、小学校への出前授業などをとおして、親しみやすい博物館づくりに努めております。

一方、「嵐山史跡の博物館」では、企画展「戦国の比企 境目の城」、ロビー展示などを開催し、中世史に関する新しい研究成果や県内の中世の文化財について情報を幅広く発信することに努めているところです。

本誌は、職員が日ごろの調査研究を踏まえ、自己研鑽に努めた成果を発表したものです。本誌が各地の博物館・図書館等で広く活用され、多くの方々にとって史跡や考古・歴史資料を御理解いただくための一助となれば幸いです。

最後になりましたが、調査や執筆にあたり御協力いただいた方々に対し深く感謝を申し上げますと共に、今後ともより一層の御支援と御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年3月

埼玉県立さきたま史跡の博物館

埼玉県立嵐山史跡の博物館

埼玉県立史跡の博物館紀要

第 14 号

目 次

| | |
|-------------------------------|----------------|
| 屋内祭祀の舞台(5) | |
| —土器の群像— | 石坂俊郎 (1) |
| 小針型坏と埼玉古墳群 | 山田琴子 (15) |
| 菅谷館・菅谷城理解のために | |
| —文献史学の視点からの再検討— | 加藤光男 (27) |
| 秩父郡小鹿野町下塚居古墳副葬玉の検討 | 青笹基史 (43) |
| 埼玉古墳群内に所在する石塔群 | 栗岡真理子 (57) |
| 館蔵考古資料3次元モデルの作成と公開について | ナワビ矢麻 (69) |
| 旧長瀬総合博物館所蔵資料目録 | |
| —縄文土器・土製品— | 野中 仁・別所鮎実 (87) |
| 埼玉古墳群におけるサイン整備の歴史と課題 | 田邊えり (109) |
| 令和元年度 さきたま講座 | |
| 「博物館で楽しむための縄文土器入門」の実施報告 | 村田章人 (121) |
| 戦国の忍びを追う | |
| —葛西城乗取と羽生城忍び合戦— | 岩田明広 (131) |

屋内祭祀の舞台(5)

— 土器の群像 —

石坂俊郎

1 第5篇にあたり

この連作(石坂2017~2020)は、屋内に遺された「住生活における祭祀行為を示す遺構」(第1篇1頁)への関心が出発点である。そして遺構の構造(第1篇)に始まり、それを伴う住居の集落における位置づけ(第2篇)、隣接する「貯蔵穴」の構造(第3篇)そして広汎の様相(第4篇)と巡ってきた。各篇において主題の必然性は逸していないと思うが、屋内祭祀の実態に迫り、そこからイエからムラへと連なる集団の紐帯を見出そうという目論見は、途上にあって未だその先が見えないと実感される。

本稿では、堅穴住居跡出土の土器群を取り上げる。住居跡の床面からは、居住者の遺留品とみられる土器が出土する。そこは言うまでもなくこれまで論じてきた屋内祭祀の場でもあり、祭壇状遺構に土器が伴っていたのは200余例の1割程であった(第2篇1頁)。さらに床面のみならず覆土中からも、少なからぬ土器がまとまって出土することがある。住居廃絶後、居住者の生活空間であった場合は、家屋の処分を経、やがて埋没途上の諸段階においてムラの活動の舞台になり得ただろう。そこに一括して見出される土器群は、覆土層のある時点の面が、活動の遺構であることを示している。その出土状況に、とりたてて行為の意図が読み取れなければ、それは突発的に生じた不燃ごみの集積と見做さざるを得ない。しかし有意性が認められれば、そこはムラの祭祀の舞台であった可能性が示されていると言えるだろう。「舞台」とはいえそれ自体、遺物から切り離されれば遺構としては成り立ち難い。しかし遺物を通して伝えられる情報は小さくない。今回はそれらを視野に含め、土器を媒介にイエの祀りとムラの祀りの関連について考えてみたい。

2 一括土器群の二者

南関東の弥生から古墳時代への移行期について、集落の土器の姿に歴史的意義を説いた西川修一の論考(西川1985・1992)は先駆的である。弥生時代後期末における「新出性土器群」が「伝統的土器群」と交代する状況下にあって、装飾壺が「超大型化」を遂げ、やがて「小型丸底埴」が土器組成に加わるに及び、それが衰退期を経ることなく断絶的に姿を消すとする(西川1985)。その大型化は、伝統的農耕祭祀における「共同体の利害に強い責任を負う有力な司祭者」の「権威の高揚」を示し(西川1985. 243頁)、「小型丸底埴を中心とする土器群による新しい祭祀」との交代は、「共同体に内在する祭祀から、畿内地方に創出された祭祀への刷新」と評価される(西川同前)。それに対しては「伝統的装飾壺」が小型丸底土器群と併存したとする比田井克仁の批判があり(比田井1991)、西川は再論において、土器群の定量的分析を行った上で自説を修正・補強している(西川1992)⁽¹⁾。論の斬り込みは直截的で鋭く深い。

西川は立論にあたり、大型装飾壺を含む9件の住居跡一括出土資料を例示し、次の2通りに類型化している(西川1985. 235~236頁、原文引用)。

- ①ひじょうに大量の土器が一括して、住居址の埋土中に投棄または遺棄される場合
- ②住居址の床面上に大型装飾壺を含む土器群の集中して置かれる場合。そしてそれは住居内のコーナーに偏っていて、時には明確な施設(炉址、張り出し、ピット)を伴うのである⁽²⁾この簡潔な二者の括りは、その後もたらされた諸例を見渡す上でも基本となる視点である。

3 祭祀遺構の具体相

本節では、弥生時代後期～古墳時代前期に属する4件の事例から、竪穴住居(跡)を舞台とした土器祭祀の実像を探ってみたい。記述にあたっては、上記西川の分類型①を「覆土型」、同②を「床面型」と呼び換えて援用する。ただし大型壺の存在は度外視する。また各遺構の土器群を細分する場合は、記述の便宜上ここでの仮称を用いる。

(1) 富士見市北通遺跡57号住(第1図)⁽³⁾

遺物が多量で遺存状態が良好、さらに報文の記述が精密という好条件から、多くの情報をもたらされている。遺構は、炭化材の遺存により焼失住居とされる。図には覆土上層出土の壺(報告書10図9)を除く19点を掲げ、それらは以下の通り細分できる。

①東群：住居跡床面東隅(筆者の呼称で「エリアC」[拙稿第2篇4頁以後])に拠る床面型である。さらに(A)3・5・11～13・20、(B)8・16～19、(C)10に3細分できる。すなわち大型壺⁽⁴⁾(C)を中型壺、大小台付・平底甕(B)が囲み、さらにその外縁に中・小型壺、底抜け甕(A)が弧状に並ぶ。個体の形状、配置とも原状を良好に保っているとみられる。

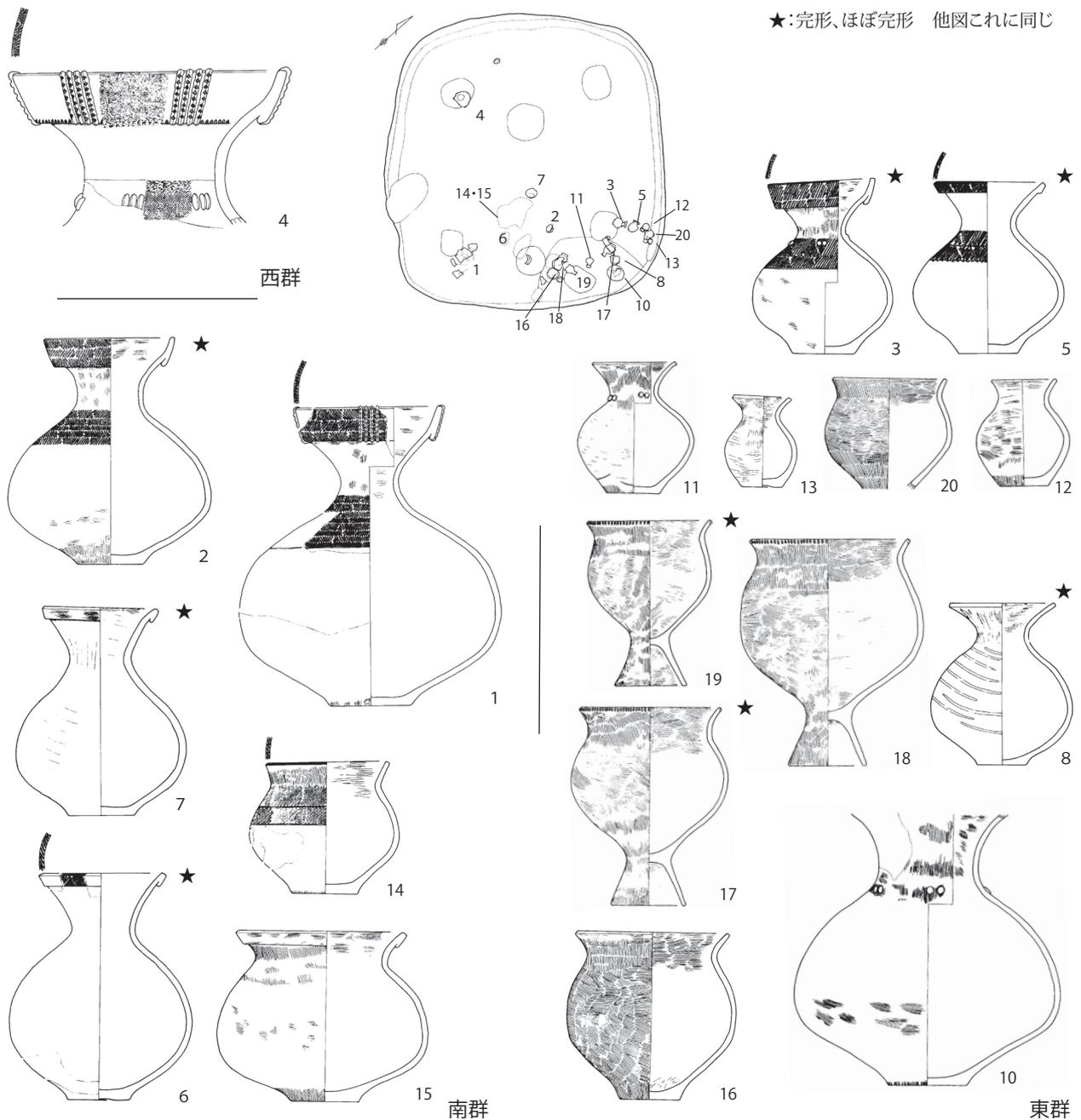
②南群：東群に隣接し、床面から数cm浮く覆土型である。1・2・6・7・14・15。大・中型壺と広口短頸壺で構成される。東群と状況は対照的で、個体の原形を保ったものではなく、破砕された状態で出土したものもある(出土状況図では破片散布範囲の括りで示される)。半数はほぼ完形に復原されており、図の通り遺存状態はほぼ良好である。

③西群：4。出土状況図と写真(報文図版4)を合わせ見ると、大型壺頸部の倒立配置で、床面型だろう。単独だが1群としておく。

以上の形成順を追うと、まず東群の配置—住居焼失—東群を覆う黒色土の投入と同時に南群の成立、が認められる。東群を埋めかつ西群を伴う第7層(黒色土)は、「東側から投げ込まれ」たとされている(報文17頁)。西群の大型壺4は、支柱穴に重なっており、住居廃絶儀礼との関連をうかがわせる。しかし柱穴には明瞭な柱痕が遺存しており、柱の抜き取りの形跡は認められない(同前折込第7図)。柱痕との位置関係からは支柱との共存も否定できない。西群の成立は居住時に遡る可能性があり、東群との先後関係は確定できない。いずれにせよこれらの成立過程は、人為を示す有意な連鎖であると言える。内容構成も差異が明瞭で、意味づけは後述したい。

(2) さいたま市立葉遺跡13号住(第2図)

炭化物の遺存により焼失住居とされる。遺物出土状況について報文による詳述はない。土器は住居跡中央付近に集中しており、土層断面図(報文45頁)を参考にすると、壁側からレンズ状に落ち込む第2層(炭化物粒を多量に含む黒褐色土)に伴う覆土型とみられる。19個体のうち8個体が完形もしくはほぼ完形である。その他の個体も破片は位置的にまとまっており、無作為



第1図 北通遺跡57号住居跡出土土器 遺構1:120 遺物1:8

に散布された状況ではない。装飾壺7は図示部分1/5周の遺存である。

(3) 東京都北区赤羽台遺跡(八幡神社地区) 1～3号祭祀址(第3・4図)

5件の祭祀遺構が報告されている。それぞれ別個の住居跡に伴う覆土型で、遺構名称が示す通り、本節の諸例中唯一、報告時点で明確に祭祀遺構と認識され、鈴木敏弘により詳細な分析が加えられている(鈴木1991)。このうち比較的遺存状態のよい3件を紹介する。

① 1号祭祀(第3図): Y-4住覆土中。5件中最古に位置付けられる。層的に三つの群に分かれる。最下層の東群は台付甕(下半を欠くものは報文の記載に随う)を主体に構成され、相対的に遺存状態が好い。住居跡出入口(東)側にまとまる。小型単口縁壺と欠山型高杯がやや離れて配置される。次いで西群下層は、土器は断片的ながら大型壺を含む壺、高杯、小型器台が主体となり、東群と異なる様相である。西群上層も下層同様に高杯、小型器台が目立つ。土器

群のほかに粘土と焼土のまとまりが複数あり、鈴木は各群との関連に注目している。

②2号祭祀(第4図): H-4住廃絶直後に形成され、平面分布は炉跡から奥壁にかけての位置に集中する。層位的には同一の群とみられ、高杯・小型器台は相対的に西寄り、台付甕は東寄りにまとまる。遺存状態の好い個体が多く、また高杯・小型器台がまとまりを見せ台付甕が列を成すなど、全体に配置の有意性がうかがえる。また焼成前胴部小孔を持つ小型壺が群中央に位置している。内容の構成、出土状況が1号祭祀に似ることから、時間的に連続するとされる。

③3号祭祀(第4図): H-3住覆土中。前二者とは対象的な、小型土器と模造土製品で構成された小規模祭祀である。後出の様相と捉えられている。5は土製模造鏡。類例としてさいたま市下野田稲荷原1住例を併載したが、こちらでは土器も完全にミニチュア化しており、折返しもしくは複合口縁の壺とみられる。

(4)さいたま市加倉中島遺跡1号住(第5・6図)

図化可能な資料として77個体が報告されている。住居跡は1辺約6mの方形で、集落内でも大型に属するとみられるが、単独で出土しており周囲の状況は不明である。土器のほかに管玉が1点出土している。遺物はほとんどが床面直上もしくはそこからやや浮いた状態で出土しており、層位的に分別できる状況は認められず、一括資料とみられる。完形品の割合は高いとは言えず、破片が散在する状況の個体が少なくない。安定した床面遺留とは見做しがたく、住居廃絶後ほどなく形成された覆土型としておきたい。平面分布は住居側面(東側)に偏り、西側主柱穴一帯は明らかに空疎である。細分の試みとして四つの群を仮定した。

①I群[第5図左上]: 西コーナー付近の鉢(64・65・76)と小型器台(73)は孤立的で、まとまりが明瞭である。甗(63)は覆土中位に位置しており、ひとまず群から分けておく。

以下は密集部分であるが、明確な細分は難しい。しかし「炉跡・北隅主柱穴周辺の土器は伏せられた状態で検出されたものが多く、東隅主柱穴周辺の土器は立った状態のものが後に破損したものである。」(報文8頁)との報告から、複数の有意な痕跡が残されている可能性は認められる。作業仮説として提示する。

②II群[第5図上・第6図左上]: 炉とその周辺から奥壁一帯(図中74・46より北)の群

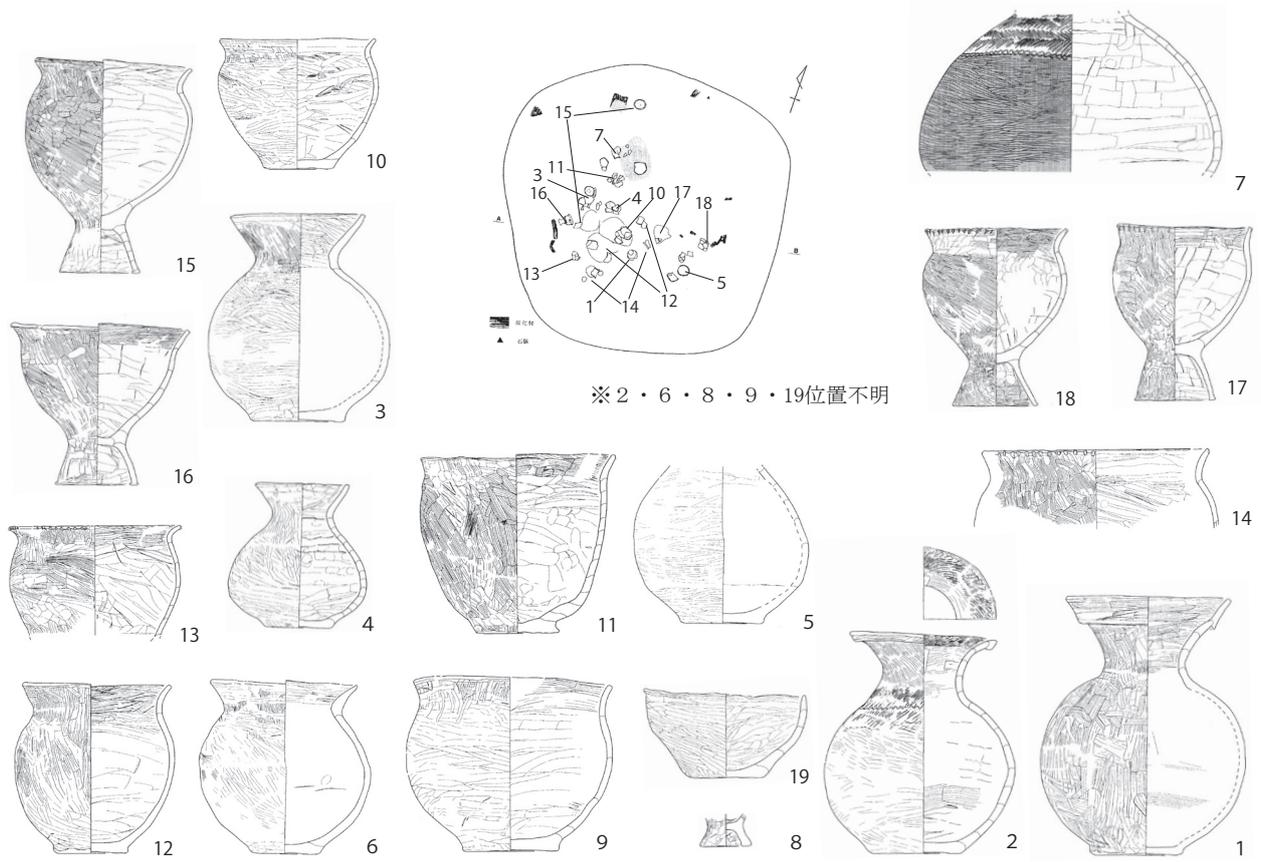
③III群[第5図下]: 炉の前面空間を二分する奥側(北半、23・42より北)の群

④IV群[第6図]: 炉の前面空間出入口側(南半)の群

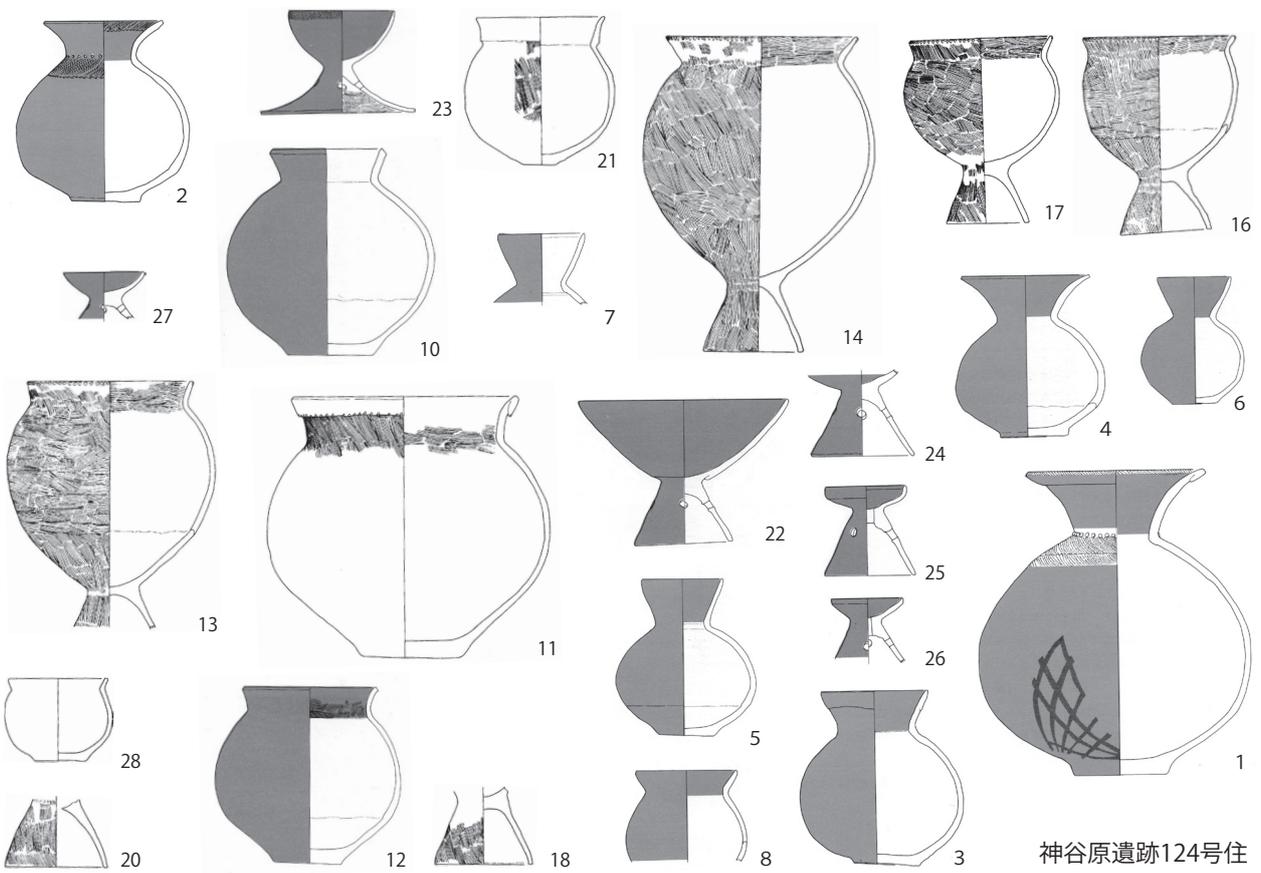
壺・甕類に偏在は認められず、完形台付甕は各群に分布している。III・IV群の台付甕は、群の境となる空白を挟んで並ぶようにも見え、あるいはこの空間に意味を見出すべきかもしれない。壺類のうちIII群の単口縁壺(15)、大型複合口縁壺(5)、加えて大型丸底土器(74)は炉の前面に並び、全体の中心に位置しているように見える。II群の小型丸底土器(75)も炉の側縁にあり、これらに近い。一方IV群では小型有段口縁壺(16)、赤彩された広頸短径壺(8)、管玉があり、高杯、小型器台が貯蔵穴周辺に並ぶ。相対的に祭祀色が目立っている。

4 そこに語られるもの

以上のうち北通・立葉例(以下遺跡名のみで略称)は弥生時代後期後半、赤羽台・加倉中島例は古墳時代前期前半に位置付けられる。前述の通り北通例では床面型(東・西群)と覆土型(南群)が複合し、立葉・赤羽台・加倉中島例は覆土型祭祀である。このうち北通例は明瞭な注目

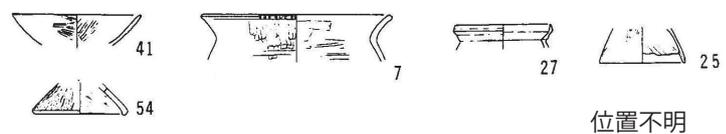
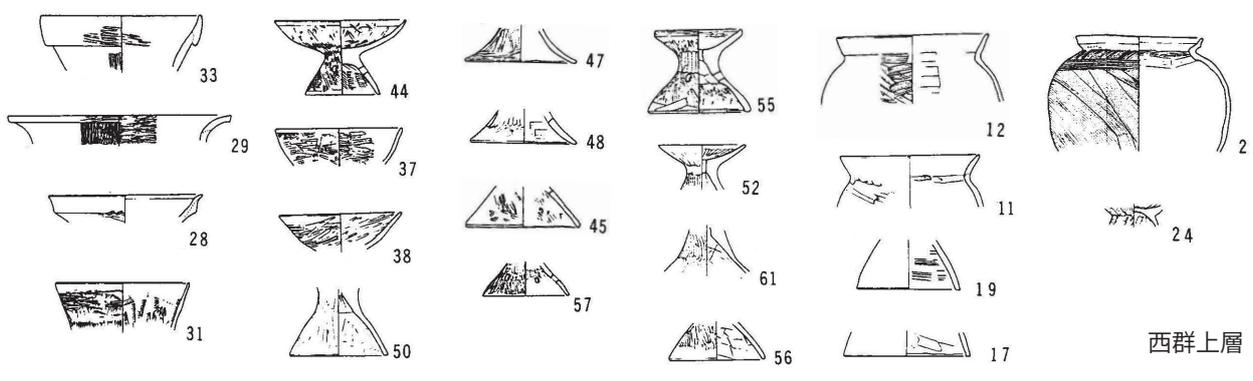
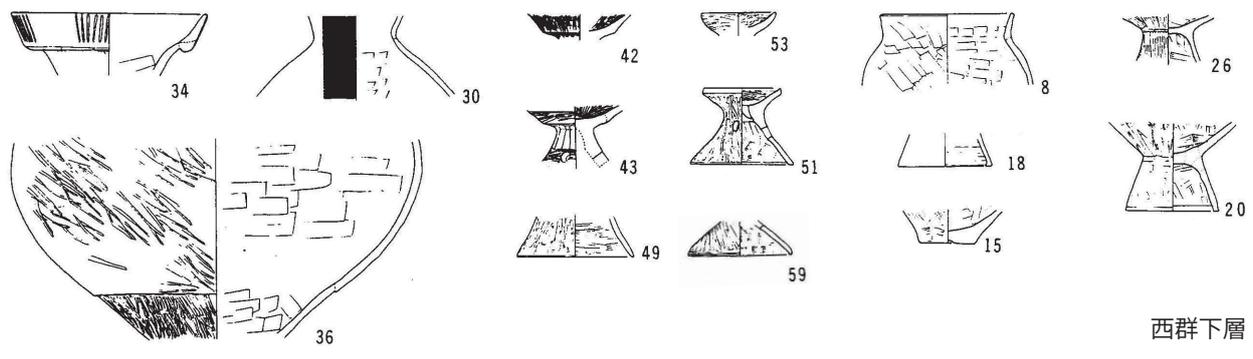
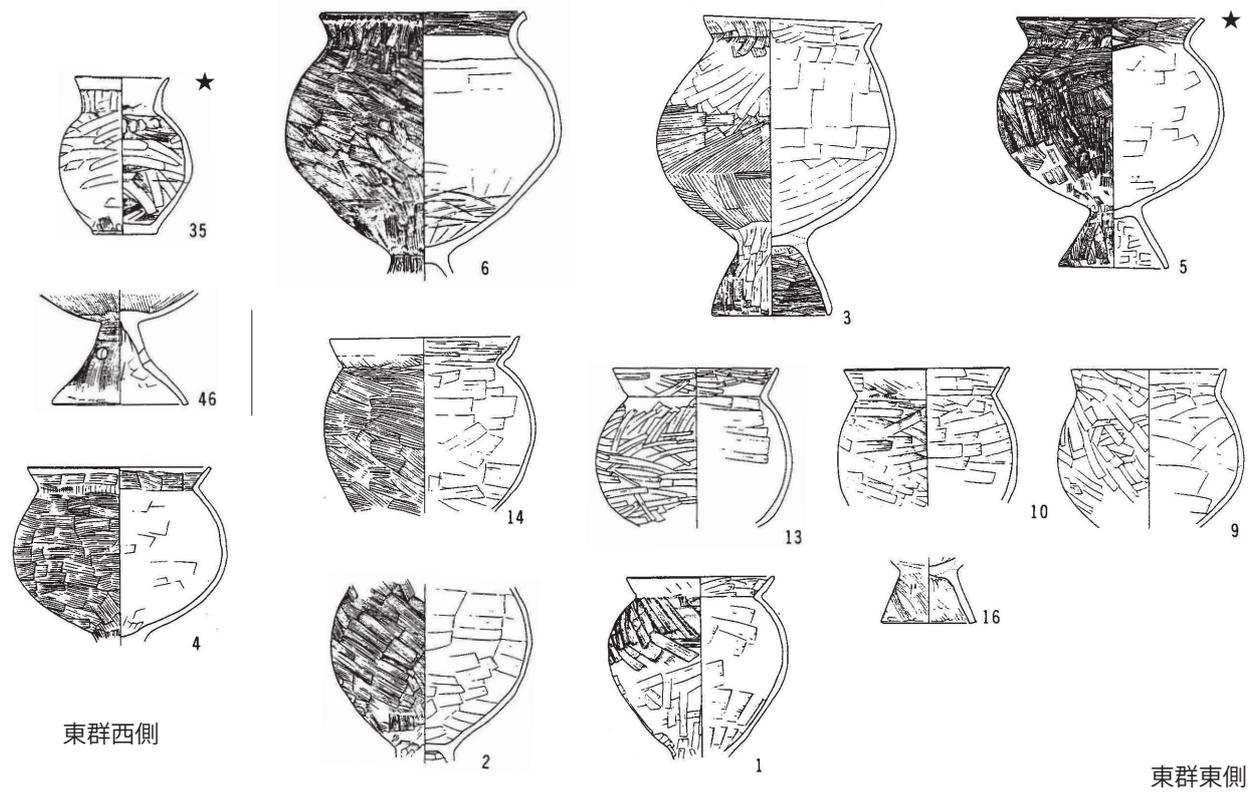


立葉遺跡13号住

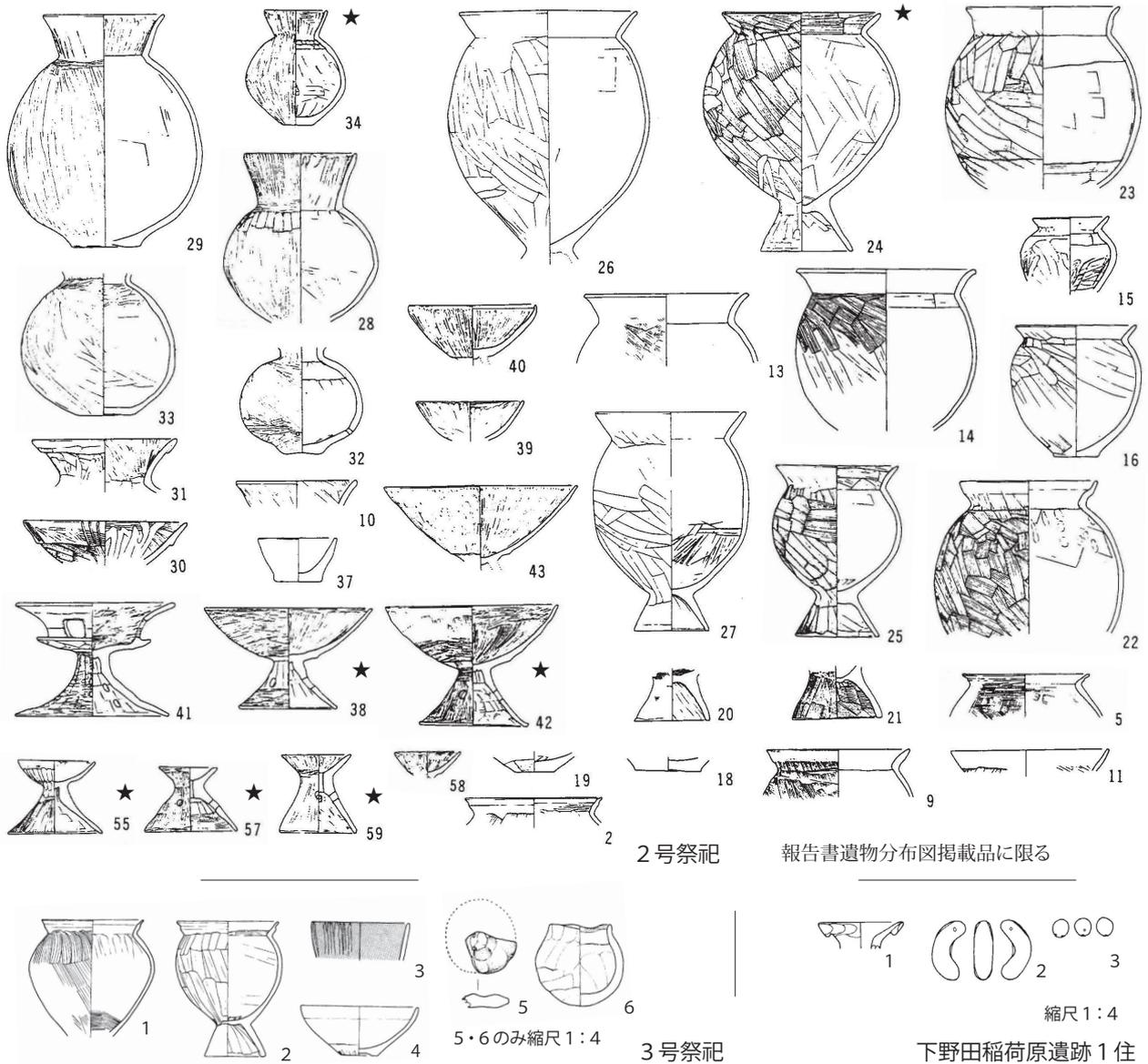


神谷原遺跡124号住

第2図 立葉遺跡13号住居跡・神谷原124号住居跡(SB124)出土土器 遺構 1:120 遺物 1:8



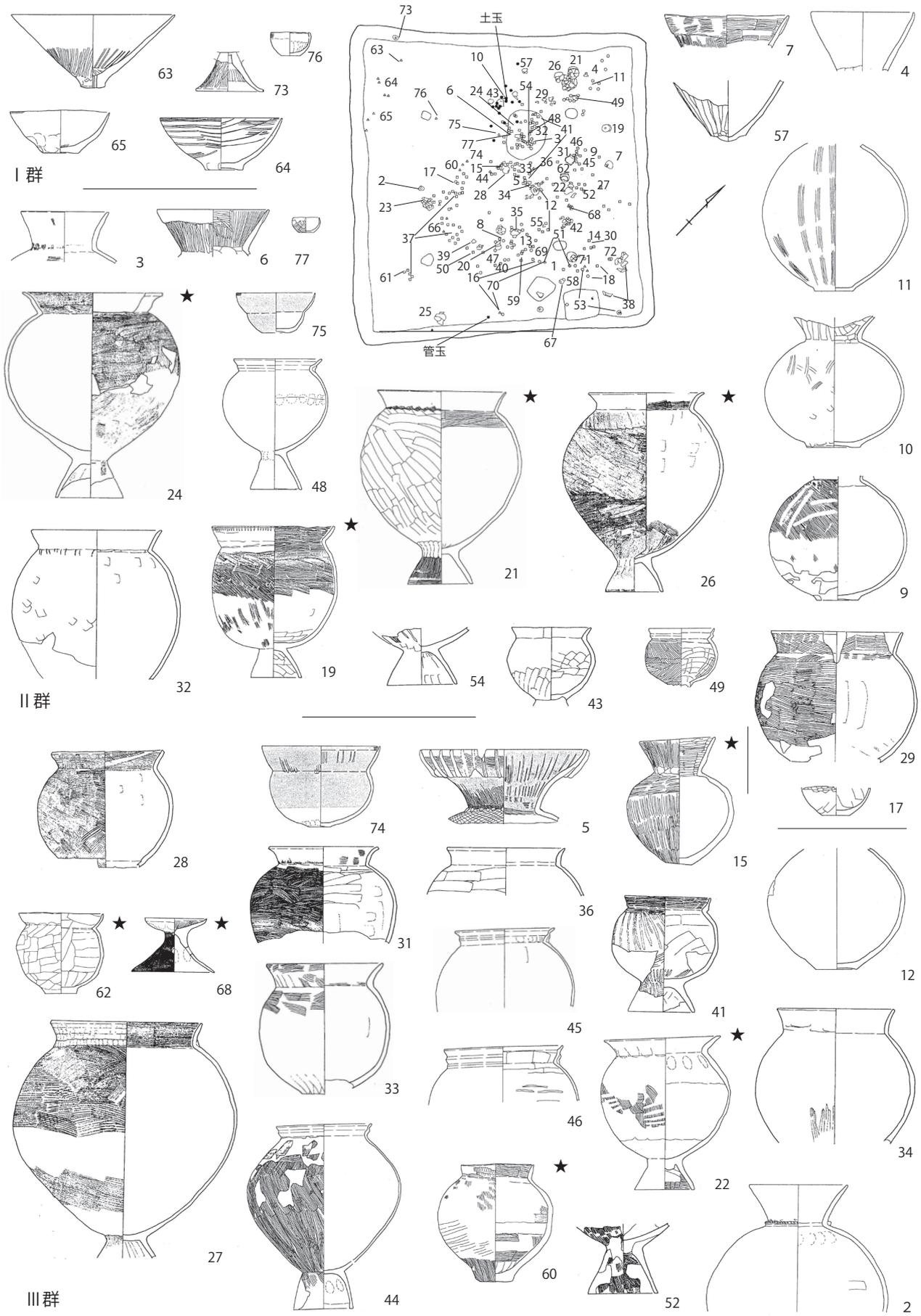
第3图 赤羽台遺跡(八幡神社地区) 1号祭祀遺構出土土器 縮尺1:8



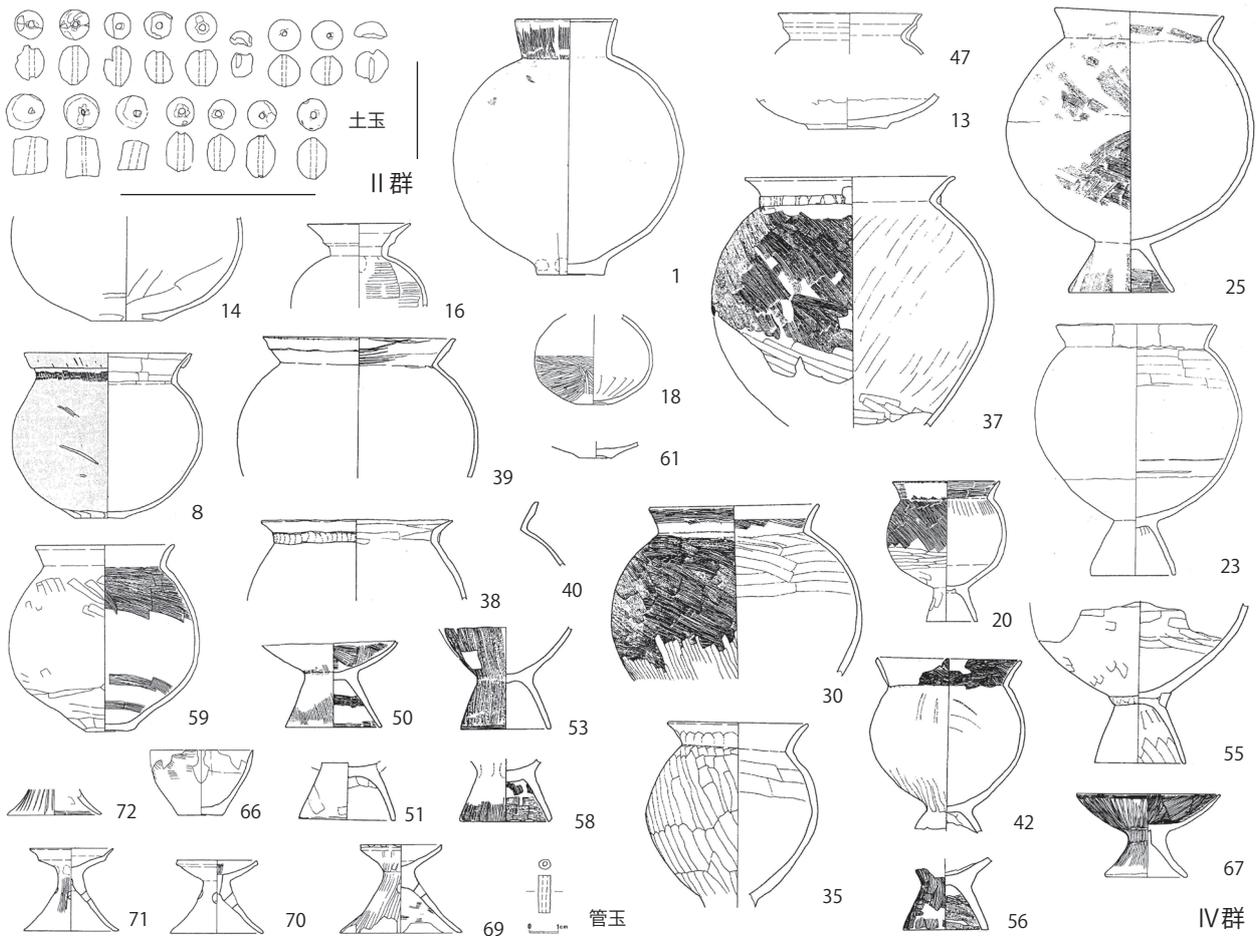
第4図 赤羽台遺跡(八幡神社地区)2・3号祭祀遺構、下野田稲荷原遺跡1号住出土土器 縮尺1:8ほか

点が認められるため、そのポイントから視野を広げつつ、集落における土器祭祀の展開を見ていきたい。

北通東群は、大型壺を中心に12個体がエリアCコーナーに配列される。その姿は、一見して八王子市神谷原遺跡124住祭壇状遺構の土器群(第2図、拙稿第2篇で詳しく触れた。参照されたい)と共通する。床面型祭祀は、住生活に並行する場合、住居内に占める空間が限定的になるのは必然だろう。祭壇状遺構を伴った祭祀も、基本的にはその枠内に展開した。すなわち筆者は、神谷原例はその最大規模と示すと評価しつつ、成員はさておき基本的にはそれを住生活に伴う屋内祭祀の姿と見做している⁽⁵⁾。同じ姿を呈する北通東群も同様と理解したい。ただしこちらは姿そのままに「生き埋め」のごとく埋封され、その封土と一体化した南群が直近に成立する事情から、両者を一連の住居廃絶儀礼と見ることも不可能ではない。この点はさらに類例をあたり究明したい。



第5図 加倉中島遺跡1号住居跡出土土器(1) 遺構1:120 遺物1:8



第6図 加倉中島遺跡1号住居跡出土土器(2) 遺構1:120 遺物1:8

両者の時期的位置付けからすれば、古墳時代前期の神谷原例は、弥生時代後期の「北通型」(仮称)のスタイルを受け継いでいると言える。構成の中核となる大型壺は、赤彩と縄文による伝統的装飾壺であり、在来色が顕在している。むしろ北通例の大型壺が無文に近いのは、装飾旺盛な南関東より相模・駿河方面の影響を反映しているのだろう。一方北通例の2点の中型装飾壺(3・5)に対応する神谷原例の壺は、無文の折り返し口縁壺(3)、単口縁壺(4・6)に置き換わっている。長い口縁部が内弯気味・直線的に立ち上がる中型単口縁壺(5・6)は、古墳時代前期においてしばしば供献土器の中心的存在となり、(6)に炭化米が遺存していたことは前稿(第2篇4頁)でも触れた。

そして一見して明瞭な差異は、神谷原例では有稜高杯(22)、小型器台(24~26)、単口縁壺(5)が列を成して大型壺と向き合う点である。位置関係からは、それらが「北通型」に付加されたと言える。南関東の弥生土器にも、鉢・高杯は主要器類ではないが存在する。しかし北通例では3群いずれにも見当たらない。神谷原例でそれらが加わる変化は、供献儀礼の新たな様式化において供膳土器群が担った意義を端的に示していると思われる。他の3例に視点をもとせば、弥生時代の立葉例では鉢1点のみだが、赤羽台・加倉中島例では有稜高杯、小型器台の存在感は安定しており、土器祭祀の新たなスタイルが示されている。

大小の台付甕が配列に加わる点も北通・神谷原例の両者に共通し、相対的に個体数が多い覆

土型の他例でも、台付甕(底部が失われた個体では断定できないが)は、他の器類に劣らぬ割合を占めている。そして大小の規格があり、少なからず完形品が含まれる点は注目される。遺存状態が良好なものを中心に分布のまとまりもみられ(赤羽台例。加倉中島例もその可能性がある)、意識的な配置をうかがわせる。また底部を欠くが全周が遺存している個体は転用品とみられ、立葉例を除く三者に認められる。高梨修は、台付甕・(平底)甕の多さに注目しつつ、土器の一括多量廃棄の背景に「神人共食の『宴』」の存在を想定している(高梨1986)。個体数の多さからすれば、それにかかわる成員は家族単位を越えるものであったと想像される。

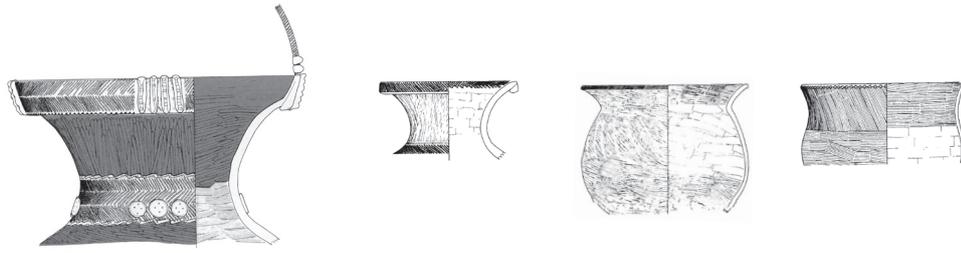
同西群の大型壺4のように壺頸部を倒立させて床面に据えた例は、器台への転用と見做されているようだ。類例をあたると、古墳時代初頭のさいたま市吉野原遺跡にも複数(8・15住)認められる(第7図)。大型壺頸部転用器台は、安定的支持具として合理的な再利用である。しかし動機はそれだけか。反転復原実測が可能な程度の大型破片では器台にはならないが、床面出土の例は多い。同図赤羽台遺跡150住・さいたま市下加南遺跡7住例もそうである。唐突だが、大型壺口縁部に対する、器物本来の機能性とは別のいわば「壺の力」の意識とそれへの期待は想定できないか。象徴的なのは、加倉中島例の中央に大型壺(5)が位置している光景である(第5図)。小型丸底土器(75)と共存する。北通57住・神谷原124住例が示す大型壺の位置に、西川が説いた「超大型壺」に通じる姿が見えるのだが、その視線を加倉中島例に延ばすのはさらなる脱線だろうか。一方で北通南群例のように敢えて破碎されつつ結果的に全身を留める大型壺もあり、実態は単純ではなさそうではあるが。

5 壺中の「弥生から古墳へ」

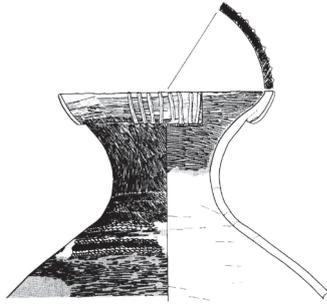
壺類は、一般に口縁部の造作技法を指標に形式が設定される。組列単位としての有効性は無論疑えない。しかしそのみに依拠し、法量を度外視した配列で編年案が組みあがるとも思えない。用途を反映する法量は、形式を細別する基本要素であると考えられる。西川が注目した器高40cmを優に超える「超大型壺」や、「埴」とも呼ばれる小型壺は、独立性の高い別形式単位とすべきかもしれないが、概ね器高10余～30余cmの壺は、その中で大(概ね器高25cm以上)・中(20cm以下)・小型(15cm以下)の括りが可能に見える。以下法量に基づく視点でいくつか述べたい。

超大型壺の実態を見届けるためには、集落から墳墓へ視点を移すことが必要だろう。しかし類例がさらに蓄積されたであろう今日、集落における存在の探求は、課題としてなお新鮮と思われる。さいたま市三崎台遺跡51住例(第7図)は、胴径部やや上に小孔が認められる。小型壺にみられる儀礼を共有した事例として注意される。不可侵な存在ではなかったようだ。

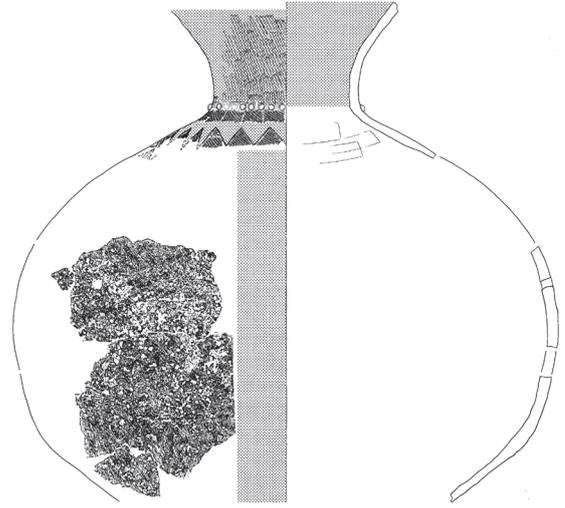
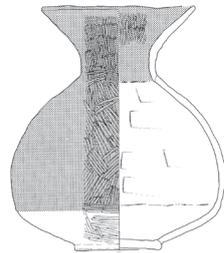
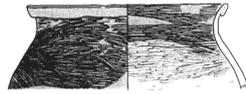
大・中・小型壺は、それぞれに時代の変化を反映した変容を見せる。換言すれば、古式土師器の成立における供膳土器群の「出現」とも見える劇的な変化に対し、壺類は変化の主体が弥生土器の段階で分化し既に存在していたと捉えたい。西川は「これら(弥生後期終末：筆者註)の装飾壺は中型のものを含め、用途の点で複雑に機能分化しているようだ」(西川1992, 205頁)と述べる⁽⁶⁾。その通りだろう。そして超大型壺とは別に「形式的に硬直化した小型品⁽⁷⁾が目立つ」(同前203頁)点を指摘する。「定形化が著しい」(同前206頁)とも表現され、発展的現象とは評価していないようだ。それら概ね器高15～20cm(筆者の「中型」)の壺は、一定法量の規格内で多様な姿を見せる。欠山型瓢壺、前出した直線的で長い口縁部を持つ近畿系単口縁壺、そして胴径



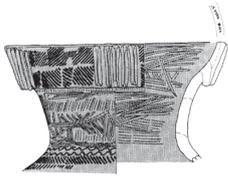
赤羽台150住



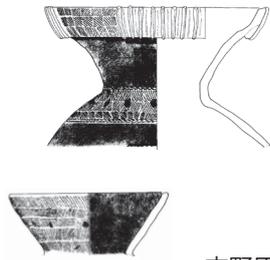
菅原神社台地上135住



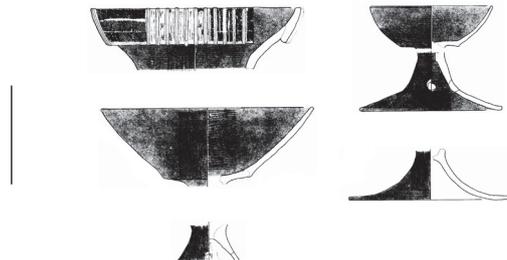
三崎台51住



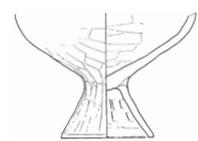
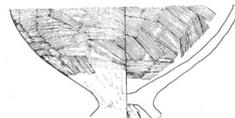
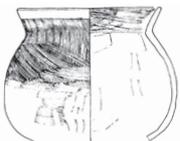
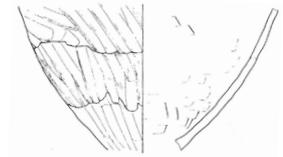
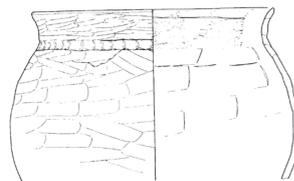
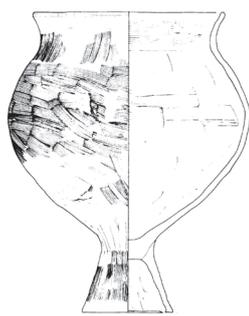
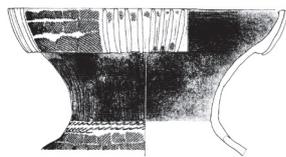
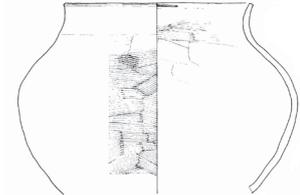
B-7号Y-12住



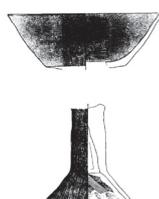
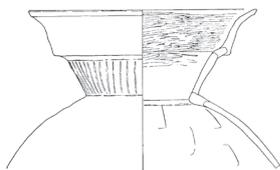
吉野原8住



同左7住

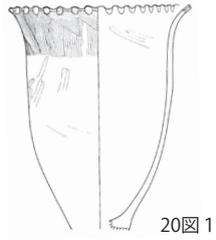
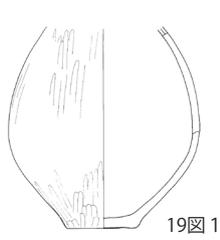


吉野原15住



下加南7住

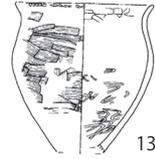
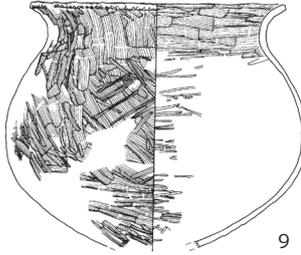
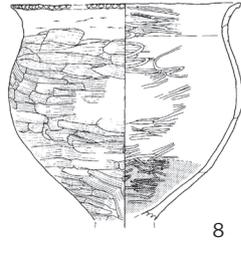
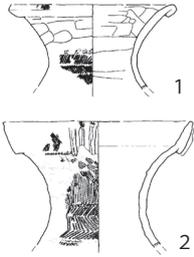
第7図 大型壺を含む土器群 縮尺1:8



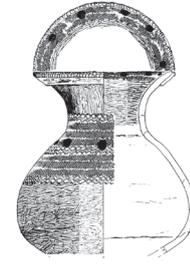
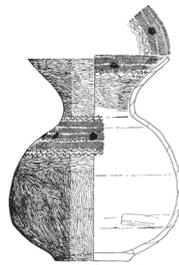
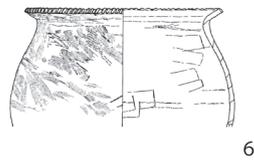
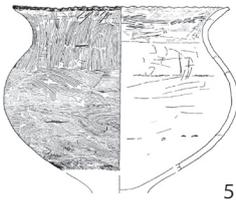
大北2住



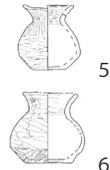
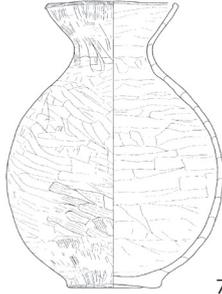
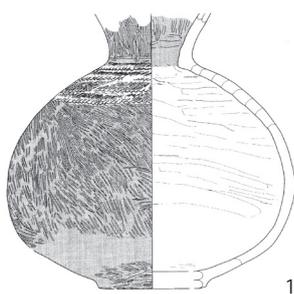
大和田本村北10住



落合8住



深作東部遺跡群A-16住



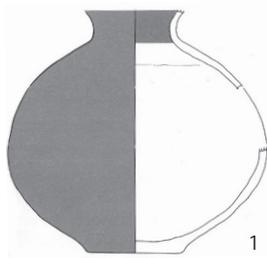
立葉8住



三崎台19住



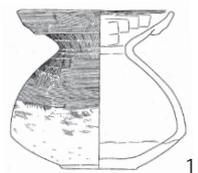
同左28住



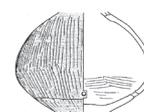
神谷原30住



B-7号Y-2住



太田窪貝塚1住



同左14住

第8図 祭壇状遺構と土器 縮尺1:8

に対し口径が拮抗あるいは凌駕する有段口縁壺等である。西川が例示した横浜市山王山遺跡21住例(西川1992. 204頁)は、在来型の装飾壺がその一角を占める姿である。それを型式的硬直化・著しい定形化と見做すなら、むしろ外来型式に伍して儀器として安定化した姿と見做すべきだろう。

小型化、あるいは中・小型土器への集約化の現象は、新たな祭祀の様式化における基本的方向性ではないか。中・小型壺が小型器台、開脚高杯、小型鉢等の供膳土器群とセット化するのも、基本的にはその表象であったと考えたい。それは、時間的關係の確認と整理が必要ではあるが、素朴な視点からは超大型壺を含むセットの行き先を示しているように見える。西川が例示した超大型壺を含む土器群の中で、野田市三ツ堀遺跡1号住例(西川1985. 232頁)において、大型装飾壺に対し、小型器台、開脚高杯に紛れるように胴部に小孔を持つ小型有段口縁壺の姿がある光景には、変容する前後の姿が対峙する緊張感を覚えるのだが。

6 祭祀土器群の小型化と祭壇状遺構

前述の通り、祭壇状遺構と土器の共伴率は、発掘調査の知見では1割程度であり、親密とは言い難い。これまで見たように、遺構の有り様自体一定ではなく、複数の実態を想定する必要があるようだ。土器を伴う場合との相関も、今のところ把握されない。しかし神谷原124住エリアC土器群が砂の上に展開したのも事実であり、第1・2篇との重複を顧みず、最後に土器との関連について少しばかり触れておきたい(第8図)。

中期宮ノ台式期以来、大型壺・甕が伴う例はみられる。舞台の上に据えられる、対になってその前面に配置される、完形かその一部分かなど実態は一様でない。時期的に下って来ると、それに小型壺・鉢が伴う(立葉8・神谷原30住)、小型土器が埋設される(三崎台19・28住)などそれ単独の動きも目立つようになる。古墳時代前期には、小型壺がセットを形成する例もある(太田窪貝塚1・14住)。ざっとではあるが小型土器の進出が認められる。屋内祭祀として限られた空間で展開されるという前提は、道具立てのコンパクト化を推進する条件ともなっただろう。小型丸底土器出現以前の小型土器の動きは、西川が超大型壺の動向を再考する中で注目している(西川1992)。実は筆者が西川の論の中で最も惹かれたのはこの点であり、本稿ではそれを受けて詳論するのが当初の眼目だったが及ばなかった⁽⁸⁾。祭壇状遺構との関連を含め捲土重来を期したい。

(2021年1月30日稿了)

《註》

- (1)超大型壺の歴史的意義を率直に説いた西川の姿勢(西川1985)は、私には銘記されるべきものである。しかしそこで超大型壺と小型丸底土器を唐突に対峙させたため「系統的に問題があるのではないか」との比田井の批判(比田井1991. 173頁)を招き、それを受けて論の修正と実証的補強が図られる(西川1992)。小型丸底土器は「伝統的文様壺からその祭祀的役割を交替したのではなく、それ以前にあった小型器台・小型高杯・元屋敷系高杯といった葬送儀礼とともに集落普段の祭祀にも関連する土器組成に新たに加わることによって、こちらに内在する意味を系譜的に継承していった」(同前)とする比田井の評価は正しいと思われる。ところで超大型壺は、西川の説くように祀られる側のシンボルであるとするれば、小型丸底土器を含む供献土器群は祭祀における祀る側の表象であり、両者は対の関係にある。「系統」の違いを矛盾と位置付ける必要はないだろう。
- (2)余談にあたるが、例示に含まれる流山市東深井6住例は、古墳時代初頭の資料として比較的早くから注目されてきた。今回あらためて報文を読むと、一括土器群は「いずれも床面直上での出土状態は見られず、床面から5cm

以上浮いた黒褐色土層中に包含され、赤褐色土面にのっている。(傍点引用者)そして「おおよそ床全面に赤褐色土が堆積している」(報文11頁)との記述に気付いた。焼土ではなく敢えて「赤褐色土」とする記述が赤砂の祭壇状遺構との関連をにおわせる。遺跡は下総台地西縁部であり、大宮台地地域も近い。

- (3) 本稿では、原則として遺物図版番号は、照合の便を考慮して報告書のそれを踏襲している。例外は第5図立葉遺跡13住で、通番でないため報文図版ごとに番号が独立するため、表記の煩瑣を避けて新たに番号を振った。
- (4) 耕作に因る損傷を被り、遺存状態不良と報告されている。図は本来の姿でない可能性が高い。
- (5) 前稿(第2篇)では、住居跡奥側の「3群」の評価が不十分だったが、その時点では奥壁に沿って置かれた粘土塊を見過ごしていた。その後、練馬区中宮遺跡5住例等を経て粘土の重要性を再認識し、これらについて、粘土塊に寄り添う、外来性の高さを特色とする群としての意義を認める。すると住居内の祭祀空間は、エリアCと同A・Hの2か所に認められることになる。
- (6) 壺装飾が有益な情報を多々内在させ、また影響の伝播を追う際の指標として有効であることは論を俟たないが、「装飾壺」の概念が、壺形式の上位に位置しそれらを統べる存在であるとは思えない。伝統の継承者として過度に偶像視するのは、解釈の過誤を招きかねないと思っている。
- (7) ここでの「小型品」には、例示から見て筆者の基準では中型にあたるものも含まれる。
- (8) 第8図に神谷原30住・B-7号Y-2住例を掲げているのはその名残である。

《参考・引用文献》(執筆者氏名五十音順)

- 石坂俊郎 2017・18・19・20 「屋内祭祀の舞台」『埼玉県立史跡の博物館紀要』第10～13号
合田芳正・関森八重美 2019 「砂(赤い砂)と小石」『青山考古』第35号
鈴木敏弘 1991 「第IV章 集落内祭祀の問題点」後掲報告書所載
高梨 修 1986 「古墳時代前期の堅穴住居址における土器の大量廃棄について」『法政考古学』第11集
西川修一 1985 「装飾壺の終焉—南関東地方の場合—」『古代探叢』II 早稲田大学出版会
1992 「特殊壺になれなかった壺」『古代』第94号
比田井克仁 1991 「古墳出現段階における伝統性の消失—伝統的文様壺から見た場合—」『古代』第91号
2017 『関東における古墳出現期の変革』258～286頁 雄山閣出版

《報告書等典拠文献》(遺跡名五十音順)

- 『赤羽台遺跡—八幡神社地区—2』東北新幹線赤羽地区遺跡調査会調査団 1991
『赤羽台遺跡—弥生時代～古墳時代前期—』同上 1992
『大北遺跡発掘調査報告書(第6次)』浦和市遺跡調査会報告書 第156集 1992
『大和田本村北遺跡—第2次調査—』同上 第64集 1998
『落合遺跡Ⅳ 第13次発掘調査』テイケイトレード株式会社 2004
『神谷原Ⅰ』八王子市栲田遺跡調査会 1981
『神谷原Ⅲ』同上 1982
『加倉中島遺跡発掘調査報告書』岩槻市遺跡調査会 1995
〔北通遺跡〕『富士見市遺跡群Ⅵ』富士見市文化財報告 第38集 1988
『三崎台遺跡—第3次調査—』大宮市遺跡調査会報告 第56集 1996
〔下加南遺跡〕『吉野原遺跡 下加南遺跡』大宮市遺跡調査会報告 別冊3 1986
〔下野田稻荷原遺跡〕『大古里遺跡(第9・10・11・12地点) 稻荷原遺跡』浦和市内遺跡発掘調査報告書 第15集 1991
『菅原神社台地上遺跡』東京都埋蔵文化財センター調査報告 第46集 1997
『太田窪貝塚発掘調査報告書』さいたま市遺跡調査会報告書 第255集 1999
『立葉遺跡(第2次)』同上 第132集 2015
『中宮遺跡』練馬区遺跡調査会 1991
〔B-7号遺跡〕『B-101号遺跡 B-7号遺跡』大宮市遺跡調査会報告 第28集 1989
『東深井遺跡』流山市教育委員会 1972
『深作東部遺跡群発掘調査報告』大宮市遺跡調査会報告 第10集 1984
〔吉野原遺跡〕『吉野原遺跡 下加南遺跡』大宮市遺跡調査会報告 別冊3 1986

小針型坏と埼玉古墳群

山田 琴子

はじめに

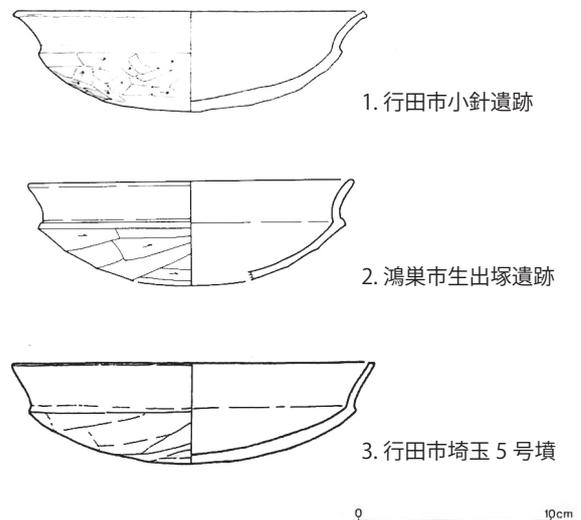
小針型坏とは、古墳時代後期の一時期に埼玉古墳群周辺において見られた坏蓋模倣坏のうち、特に大型で口縁部が大きく外反する形状の土師器坏である。特に精選された胎土と白色の堅緻な焼き上がりが特徴とされる。

行田市小針遺跡B地点の発掘調査の際に初めて確認され、担当者の斎藤国男によって紹介された(行田市教育委員会1980)。この中で、小針遺跡から出土したこの特徴的な土師器坏の3段階の変遷を示し、出現の時期をFA 降下前後の6世紀中葉前後とした。そして、「直立していた口縁部が外に開いていく変化。それに伴う口径の大型化が6世紀後半から7世紀の特徴である。次の段階として、(中略)小型化の傾向へと向かい、(中略)更なる小型化や暗文系土器、有段口縁坏と8世紀前半頃共伴することによってこの土器群は消滅する」としている(斎藤1984)。また、その後の小針遺跡第3次調査の報告の中では、「市内の中で埼玉古墳群周辺とそれ以西の地域で同時期に使用する土器がいわば白系と黒系に分かれている状態」としている(行田市教育委員会1990)。

若松良一は、瓦塚古墳の造出しから出土した土師器坏を紹介する中で、「その分布は、生出塚第1号墳の出土例を除けば、小針遺跡と埼玉古墳群内に限定されている」とし、この坏に「埼玉型の坏」と命名した(若松1990)。

田中広明は、若松のいう「埼玉型の坏」の名称について「命名には、その土器群の形態的特徴を用いるか、分析可能な遺跡名称を冠するのが穏当」であるため不適切であるとし、この坏に初めて「小針型坏」の名称を与え、同じ形態でも赤橙色の色調のものを「小針型坏と類似する土器」として弁別した(田中1991)。また、小針型坏は埼玉古墳群の家産的な集落が採用した独自の型式の食膳具であり、小針型坏の供給圏は生出塚埴輪窯跡群の埴輪の供給圏と一致し、埼玉古墳群の持つ首長権の影響範囲と一致すると述べている(田中1992)。

劔持和夫は築道下遺跡の報告の中で、小針型坏と田中のいう「小針型坏と類似する土器」を合わせて「小針型‘系’坏」とし、他の型式の土師器坏と共に編年を組み、消長を整理した(劔持2000)。そして「6世紀第Ⅱ四半期頃、国造制という支配体制をにらんだ畿内政権の強力な介入の下、(埼玉古墳群内の)同族内で首長権の移動」と連動して、首長権を獲得した氏族グループが生出塚埴輪窯跡群の埴輪生産・供給体制を背景として導入した、極めて属性の強い家産的な土



第1図 小針型坏の出土例

器が小針型坏であったとしている。また、白色の「小針型坏」と、橙色の「小針型坏と類似する土器」の違いについては、前者を埼玉古墳群の首長権を握る中枢の氏族グループ、後者を傍系、もしくは擬制的な関係下に結集したグループの違いを表すものという可能性を示した。

これまでに小針型坏について言及した研究より、小針型坏が出現するのは6世紀第2四半期頃であり、消滅するのは6世紀末頃であることが明らかとなっている。この期間は生出塚埴輪窯が大規模に埴輪の生産を開始してから供給を停止するまでの期間とほぼ一致しており、また小針型坏の分布範囲は生出塚埴輪窯跡群の埴輪の分布範囲とも重なるとされることから、生出塚埴輪窯跡群と、その生産や製品の供給に関わった埼玉古墳群の被葬者とも深い関わりがある可能性が指摘されている。

しかし、小針型坏と呼称されているものの中には白色系の胎土のものと橙色系・褐色系の胎土のものとが確認されているものの、この違いが区別されずに言及されているものが多い。胎土の違いがその坏を生産、もしくは使用した集団の違いを反映している可能性があるのであれば、この色調の違いを詳細に調べることで、この坏が出土した集落の性格を把握することに繋がる。また、生出塚埴輪窯跡群での埴輪の生産や供給については、近年の研究の成果から詳細が明らかになっている(城倉2011、2018、山崎2004)。また、こうした状況を踏まえ、埴輪の生産や供給と小針型坏とを関連させて検討することにより、小針型坏の性格も明らかにすることができるのではないかと考えられる。

1. 小針型坏の分布

これまでに小針型坏は埼玉古墳群周辺、もしくは埼玉古墳群以東に分布するということが指摘されていたが、確実な出土地点が検討されたことはなかった。ここでは埼玉古墳群とその周辺の古墳時代後期の遺跡から出土した小針型坏の分布範囲について取り上げることとしたい。

なお、ここでは発掘調査報告書が刊行された遺跡の中から、古墳時代後期のものとされる土師器坏のうち、大型で口縁部が大きく外反し、また口縁部と体部とに明瞭に区別のあるものを小針型坏としてカウントした。大型という基準では曖昧であることから、口径14cm以上のものと定めた。14cmとした理由は、一般的な土師器の、須恵器の坏蓋を模倣した形状のいわゆる「坏模倣坏」の平均的な口径が12～13cmであることから、それよりも大型のものを選別するためである。また、胎土については発掘調査報告書に記載されている色調を元にして「白系」と「橙・褐色系」を区別し、色調についての記載のないものは「色調不明」とした⁽¹⁾。なお、胎土が白系の「小針型坏」と、胎土が橙色系・褐色系の「小針型坏と類似する土器」の呼び分けについては、この稿の中では区別せずに「小針型坏」と呼称する。区別する際には「小針型坏(白色系)」と「小針型坏(橙・褐色系)」とする。

表1は小針型坏が出土した遺跡と、各遺跡から出土した小針型坏がどの色調なのかを示したものである。また、第2図は小針型坏が出土した遺跡の位置を示している。

表1を見ると、白色系の小針型坏が出土しているのは埼玉古墳群、小針遺跡、築道下遺跡、生出塚遺跡の4遺跡のみであり、橙色系・褐色系の胎土のものを出土した遺跡数が圧倒的に多い。遺跡の分布からは大宮台地の縁辺部や自然堤防上の、河川に沿って形成された集落や古墳からの出土が目立つ。

表1 小針型坏が出土した遺跡

| No. | 所在地 | 出土遺跡 | 白色系 | 橙色・褐色系 | 色調不明 | |
|-----|-----|---------|-------|--------|------|---|
| 1 | 行田市 | 瓦塚古墳 | ● | | | |
| 2 | | 埼玉古墳群 | 鉄砲山古墳 | ● | ● | |
| 3 | | | 埼玉5号墳 | | ● | |
| 4 | | | 小針遺跡 | ● | | ● |
| 5 | | 高畑遺跡 | | ● | ● | |
| 6 | | 築道下遺跡 | ● | ● | | |
| 7 | | 船原・内郷遺跡 | | ● | | |
| 8 | | 小敷田遺跡 | | | ● | |
| 9 | 鴻巣市 | 生出塚遺跡 | ● | ● | | |
| 10 | | 新屋敷遺跡 | | ● | | |
| 11 | | 赤台遺跡 | | ● | | |
| 12 | | 笠原古墳群 | | | ● | |
| 13 | | 宮前本田遺跡 | | ● | | |
| 14 | 熊谷市 | 北島遺跡 | | ● | | |
| 15 | | 下田町遺跡 | | ● | | |
| 16 | | 藤之宮遺跡 | | ● | | |
| 17 | 加須市 | 小沼耕地遺跡 | | ● | | |
| 18 | | 中種足五番遺跡 | | | ● | |
| 19 | | 上種足三番遺跡 | | | ● | |

高畑遺跡は忍川を挟んで埼玉古墳群の対岸に位置し、また、船原・内郷通遺跡は埼玉古墳群と同じ台地の南方に位置する。赤台遺跡、宮前本田遺跡は現在の荒川に面する大宮台地西縁のそれぞれ異なる舌状台地上に位置している。下田町遺跡は荒川とその支流の和田吉野川の合流地点の自然堤防上に立地している。小敷田遺跡、藤之宮遺跡、北島遺跡は荒川によって形成された新期荒川扇状地縁辺部の自然堤防上に位置している。小沼耕地遺跡、中種垂五番遺跡、上種垂三番遺跡は見沼代用水(旧星川)の南側微高地上に位置している。

次に各遺跡から出土した白色系と橙・褐色系の小針型坏の点数、そして他の形式の土師器の坏と比較して小針型坏がどれ程の割合で使用されていたものかを見てみたい。

表2は小針型坏を出土した各遺跡の遺構のうち、竪穴住居から出土した土師器の坏を分類してカウントしたものである。また、表3は表2をグラフ化して各形式の坏がどれ程の割合で出土しているのかを示したものである。各遺構から出土した土師器坏を、①小針型坏、②須恵器坏を模倣したいわゆる模倣坏、③関東西部の比企地方から多摩地方にかけて分布する比企型坏、④埼玉県北部から群馬県平野部にかけて分布する、口縁部が複数の段で構成される有段口縁坏、⑤その他の形式の坏として分類して示した。このうち小針型坏は白色系、橙・褐色系、色調不明として分けている。また、各遺跡は発掘調査報告書の中で位置付けられた時期的な変遷に沿って並べている。築道下遺跡と下田町遺跡については発掘調査によって検出された遺構数が膨大であるが、このうち古墳時代後期の遺構の分布が多いとされる築道下遺跡C区を、下田町遺跡については第4次調査の発掘調査成果を取り上げている。さらに、上記の2遺跡は小針型坏が出土した遺構の数が多いため、発掘調査報告書の中で提示された年代的な位置付けごとに各遺構から出土した点数を合計して示している。

なお各遺跡の年代については、小針遺跡B地点10号住居跡からはMT15型式期に併行する須恵器坏蓋が出土している。また、6号住居跡は6世紀第3四半期に、2号住居跡は6世紀第4四半期にそれぞれ比定されている。小針遺跡3次調査では6号住居跡、15号住居跡が6世紀中頃、7号住居跡、2号住居跡、3号住居跡が6世紀後半に位置付けられ、10号住居跡は7号住

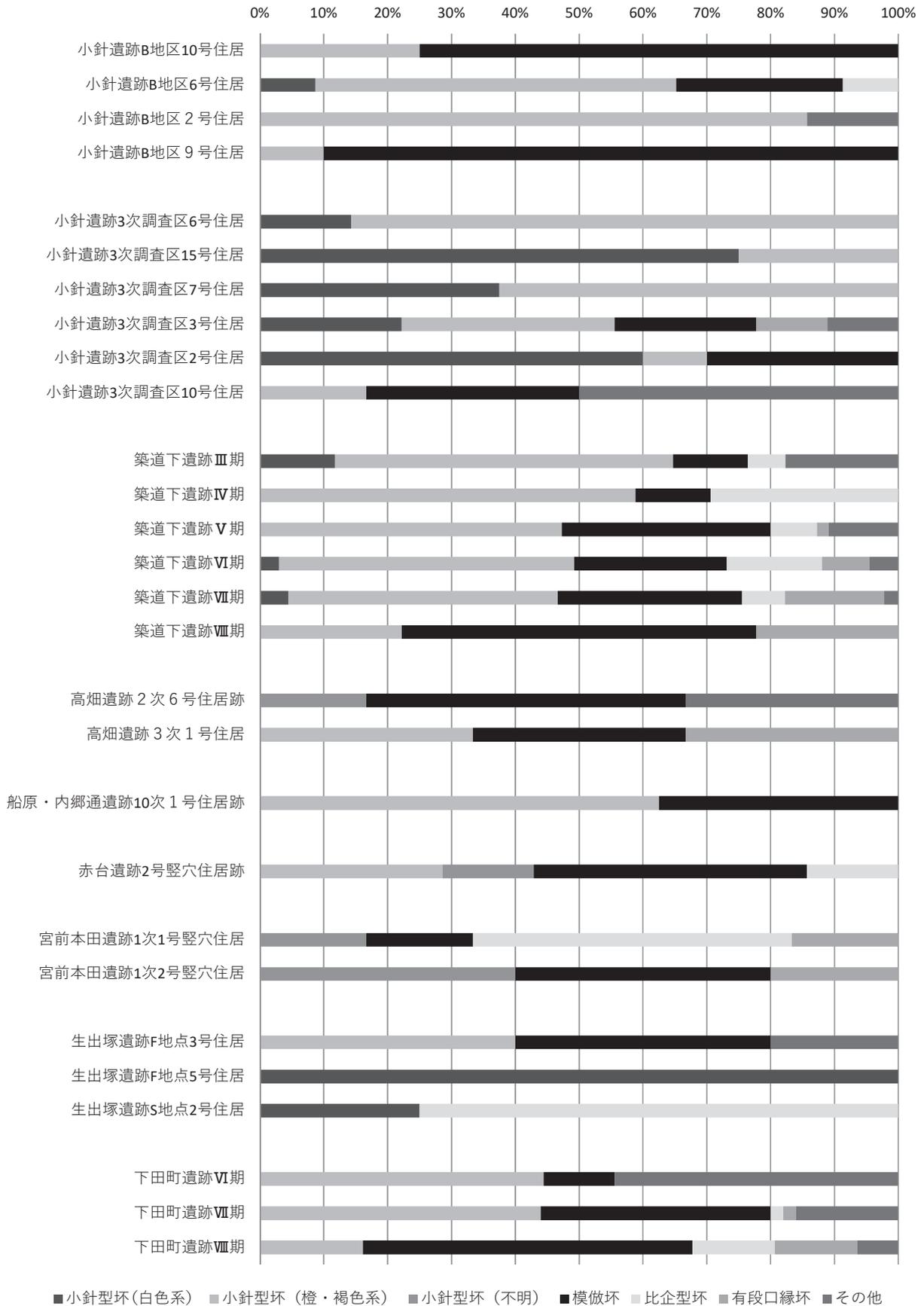
居跡を切って作られていることが報告されている。高畑遺跡2次6号住居跡は6世紀第1～2四半期に、高畑遺跡3次1号住居跡は6世紀第3四半期にそれぞれ比定されている。船原・内郷通遺跡1号住居跡はTK10型式の須恵器坏蓋を出土している。築道下遺跡Ⅲ期・Ⅳ期は6世紀第2四半期を中心とする6世紀中葉前後、Ⅴ期は6世紀第3四半期、Ⅵ期は6世紀第4四半期古段階、Ⅶ期は6世紀第4四半期新段階、Ⅷ期は6世紀末にそれぞれ相当するとされている。また、宮前本田遺跡1次1号住居跡、2号住居跡は7世紀前半として報告されている。また、生出塚遺跡F地点3号住居跡、5号住居跡、S地点2号住居跡は6世紀中頃に、赤台遺跡2号住居跡は6世紀第2四半期にそれぞれ伴出した土器から位置付けられる。下田町遺跡はⅥ期が6世紀第2四半期、Ⅶ期が6世紀第3四半期、Ⅷ期が6世紀第4四半期にそれぞれ比定されている。

こうしてみると小針型坏のうち、小針型坏は全期間を通じて白色系と橙・褐色系のものが出土していることから、胎土の差は時期差によるものではないことが確認できる。また、白色系と橙・褐色系とが同じ遺構の中から共に出土している例も多い。小針遺跡では白色系のものが高い割合で出土しているが、それ以外の遺跡では橙・褐色系のものが圧倒的に多く出土している。白色系と橙・褐色系の胎土の違いが埼玉古墳群に関わる氏族や政治的なグループの違いを

表2 出土した坏の組成

| | 小針型坏 (白色系) | 小針型坏 (橙・褐色系) | 小針型坏 (不明) | 模倣坏 | 比企型坏 | 有段口縁坏 | その他 |
|------------------|---------------|-----------------|--------------|-----|------|-------|-----|
| 小針遺跡B地区10号住居 | | 2 | | 6 | | | |
| 小針遺跡B地区6号住居 | 2 | 13 | | 6 | 2 | | |
| 小針遺跡B地区2号住居 | | 6 | | | | | 1 |
| 小針遺跡B地区9号住居 | | 1 | | 9 | | | |
| 小針遺跡3次調査区6号住居 | 1 | 6 | | | | | |
| 小針遺跡3次調査区15号住居 | 3 | 1 | | | | | |
| 小針遺跡3次調査区7号住居 | 3 | 5 | | | | | |
| 小針遺跡3次調査区3号住居 | 2 | 3 | | 2 | | 1 | 1 |
| 小針遺跡3次調査区2号住居 | 6 | 1 | | 3 | | | |
| 小針遺跡3次調査区10号住居 | | 1 | | 2 | | | 3 |
| 築道下遺跡Ⅲ期 | 2 | 9 | | 2 | 1 | | 3 |
| 築道下遺跡Ⅳ期 | | 10 | | 2 | 5 | | |
| 築道下遺跡Ⅴ期 | | 52 | | 36 | 8 | 2 | 12 |
| 築道下遺跡Ⅵ期 | 2 | 31 | | 16 | 10 | 5 | 3 |
| 築道下遺跡Ⅶ期 | 2 | 19 | | 13 | 3 | 7 | 1 |
| 築道下遺跡Ⅷ期 | | 2 | | 5 | | 2 | |
| 高畑遺跡2次6号住居跡 | | | 1 | 3 | | | 2 |
| 高畑遺跡3次1号住居 | | 1 | | 1 | | 1 | |
| 船原・内郷通遺跡10次1号住居跡 | | 5 | | 3 | | | |
| 赤台遺跡2号竪穴住居跡 | | 2 | 1 | 3 | 1 | | |
| 宮前本田遺跡1次1号竪穴住居 | | | 1 | 1 | 3 | 1 | |
| 宮前本田遺跡1次2号竪穴住居 | | | 2 | 2 | | 1 | |
| 生出塚遺跡F地点3号住居 | | 2 | | 2 | | | 1 |
| 生出塚遺跡F地点5号住居 | 1 | | | | | | |
| 生出塚遺跡S地点2号住居 | 1 | | | | 3 | | |
| 下田町遺跡Ⅵ期 | | 4 | | 1 | | | 4 |
| 下田町遺跡Ⅶ期 | | 22 | | 18 | 1 | 1 | 8 |
| 下田町遺跡Ⅷ期 | | 5 | | 16 | 4 | 4 | 2 |

表3 出土した坏の組成(グラフ)



表すものとするれば、埼玉古墳群と対立するグループを表す橙・褐色系の小針型坏が圧倒的に多数となり、小針型坏の出現から約半世紀に亘って埼玉古墳群の周辺に同規模の古墳群が築造されないという状況が続くことが説明し難い。

小針型坏と共に出土した他の形式の坏との割合を比較してみると、小針遺跡では全体的に小針型坏の割合が高いが、時期を経るに従い他の形式の土器の割合が増えてくる。築道下遺跡でも小針型坏の割合が高く、Ⅲ、Ⅳ期には50%を超えているものの、Ⅷ期には30%を下回る。下田町遺跡でもⅥ期、Ⅶ期には40%を上回る割合で小針型坏が出土しているが、Ⅷ期には20%を下回る。一方で、小針型坏以外の坏が出土する割合は時期を経るに連れて増加しているが、特に有段口縁坏が増加する傾向が顕著に見て取れる。比企型坏の出土した割合は遺跡ごと、年代ごとにばらつきがあるために全体的な傾向は掴みづらいものの、築道下遺跡や下田町遺跡では一定の割合で出土している。

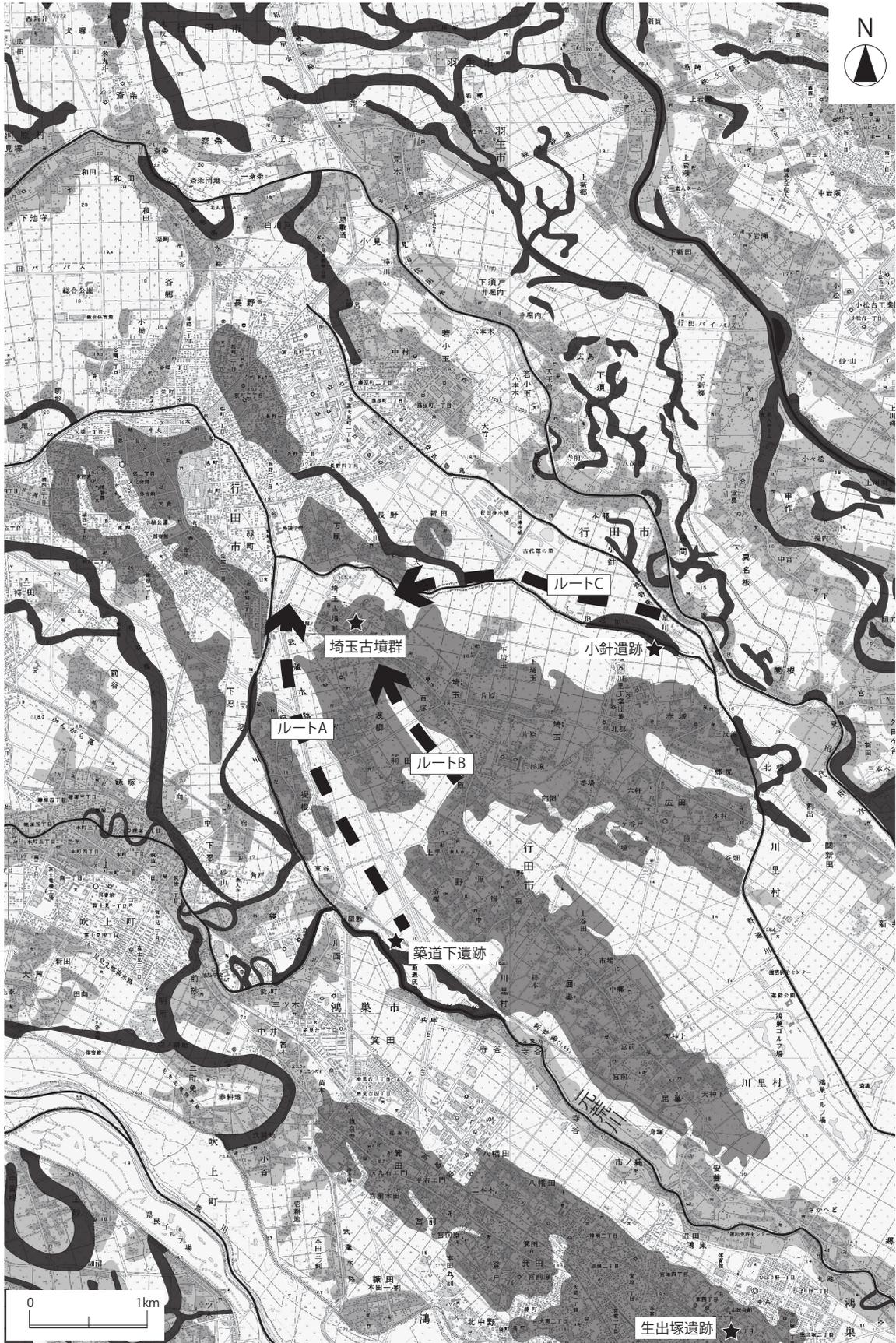
以上のことから白色系の小針型坏が出土した遺跡は数が限られており、圧倒的に橙・褐色系の小針型坏の出土数が多いこと、出土する範囲は埼玉古墳群の東西に分布し、台地の縁辺や自然堤防上に多いことが分かる。

このうち、白色系のものが出土した埼玉古墳群、小針遺跡、築道下遺跡、生出塚遺跡についてその性格を考えてみたい。

小針遺跡は旧忍川両岸に広がる、古墳時代から平安時代にかけての大集落である。当該時期の竪穴住居160軒と掘立柱建物跡10棟の他、方形周溝墓、集落の区画溝、大型竪穴なども検出されている(浅見2006)。また、「文部鳥麻呂」の文字が線刻された紡錘車も確認されていることから、武蔵国造「文部直」との関係も指摘されており、埼玉郡家に関わる遺跡であるとする意見(井上2011)や、文部を埼玉郷における有力豪族とし、小針遺跡をその拠点と考える意見もある(塚田2008)。

築道下遺跡は元荒川に沿った自然堤防上に位置する、古墳時代から平安時代にかけての集落遺跡である。埼玉古墳群と同様に5世紀後半頃に出現することから、埼玉古墳群形成と大きな関わりがあった遺跡であると考えられている。築道下遺跡は河川沿いに営まれた集落でありながら土錐が発見されていないことから、漁業に依拠していなかったことがうかがわれる。また、古墳時代の住居からは、鉄製品と共に凝灰岩製の砥石が数多く出土していることから、石材や船の製造・修理との関わりが指摘されている(井上2011)。さらに7世紀後半以降は大型掘立柱建物が川沿いに数多く建て並ぶことから、古墳時代から平安時代に至るまで港湾遺跡として機能していたとの可能性も指摘されている。

生出塚遺跡は大宮台地の北端部東辺に立地する、旧石器時代から中近世にかけての複合遺跡であるが、古墳時代の遺構としては埴輪窯、工房跡、住居跡、古墳跡などが確認されている。中でも埴輪窯は40基確認されており、東日本最大級の規模を誇る埴輪生産遺跡である。この生出塚窯で生産された埴輪は、その形態や胎土、用いられた工具の特徴などから、埼玉県内から千葉県、東京都、神奈川県にかけての広い範囲の古墳に供給されたことが明らかとなっており(山崎2004、城倉2009)、埼玉古墳群とも深い関わりがあることが明らかとなっている。このことについては後述する。なお、生出塚遺跡の北西側に隣接する新屋敷遺跡では77基の古墳群が確認されているが、このうちの11号墳からも小針型坏が出土している。



第3図 埼玉古墳群に石材を運んだルート

小針型坏(白色系)が出土したこれらの3遺跡については、埼玉古墳群、そして水運との深い関わりが指摘されている。将軍山古墳の石材を埼玉古墳群まで運ぶ上で、最も近い航行可能な舟運のルートが検討されている(井上2011)。なお、埼玉古墳群のすぐ北側を流れる現在の旧忍川は、古墳時代には小さな谷地形か窪地であり、河川は存在しなかったと考えられるため、舟運のルートとしては想定されていない。

井上が想定した舟運の3つのルートと小針型坏を出土した遺跡の位置を合わせて示したものが第3図である。

ルートAは、埼玉古墳群の西側に沿って、現在の武蔵水路や元荒川支流の忍川と並行して南北方向に伸びる低地を通るものである。ルートBは前玉神社の東側の南北方向に伸びる谷を通るものである。ルートCは埼玉古墳群東側2kmの旧忍川下流側から続く小針沼と長野落に沿って続く低地を通るルートである。

このうち、ルートBは浅い谷頭の湧水地点であり、水路として利用するほどの水量が見込めないために舟運のルートとしては想定しづらい。ルートAは忍川に並行しており、埼玉古墳群から3.5km南側の元荒川との合流点には築道下遺跡が所在する。また、ルートAで通行している低地を挟んで埼玉古墳群の対岸側には高畑遺跡が所在する。ルートCの低地北側には小針遺跡が所在しており、旧忍川は小針遺跡の約1.5km下流で星川と合流する。なお、星川は約17km下流の蓮田市と白岡市の境界付近で元荒川と合流し、元荒川はさらに下流の越谷市中川と合流する。中川は東京都葛飾区で荒川と合流して東京湾に注いでいる。ルートA、Cは将軍山古墳の石材の運搬に限らず、古墳に樹立された埴輪や供献された須恵器などの様々な物資を運搬するために用いられた舟運のルートである。生出塚遺跡は元荒川の右岸に所在し、築道下遺跡の約4km下流の対岸に位置している。生出塚遺跡の北側には沼地を望んでおり(鴻巣市1988)、元荒川を通じて製品である埴輪を運搬するには便利な場所に位置していたことがうかがえる。井上は、埼玉将軍山古墳の石室の石材の運搬ルートを考える上で、石室の石材である房州石を積んだ船は中川から元荒川水系に入り、築道下遺跡で小型の船に荷を積み替えて細い水路を北上して埼玉古墳群西側に接岸したと想定している。海上や元荒川を航行する大きさの船が直接古墳群に至る水路を遡上することは不可能であったとし、築道下遺跡で石材を下ろした後、元荒川を下って生出塚遺跡近くの沼地へ停泊し、埴輪を積んで各地の古墳へ向かったものとしている。

このように考えると、小針型坏(白色系)を出土した遺跡は埼玉古墳群を巡る舟運ルートの要所から出土していることが分かる。一方、小針型坏(橙・褐色系)が出土した遺跡についても、下田町遺跡は古墳時代後期の溝から海生の貝殻が出土しており、また古代には港湾に関すると考えられる水路や建物が発見されるなど、舟運に深く関わる遺跡として指摘されている(赤熊2006、考古専門部会2011)。また、小敷田遺跡、北島遺跡においても発掘調査によって河川や溝跡が発見されている。このような河川を利用した自然堤防間を結ぶ内水面交通により、扇状地縁辺部に所在する遺跡にも小針型坏が運ばれたものと考えられる。しかし、これらの遺跡は河川交通による交流は存在したものの、埼玉古墳群からは距離が離れており、直接物資を運ぶ主要な拠点には立地していない。白色系と橙・褐色系の違いは、埼玉古墳群を巡る舟運ルートの立地とも関係する可能性が考えられる。

表4 生出塚窯産の埴輪を出土した古墳

| 番号 | 古墳 | 所在地 |
|----|----------|------|
| 1 | 埼玉二子山古墳 | 行田市 |
| 2 | 埼玉鉄砲山古墳 | 行田市 |
| 3 | 埼玉將軍山古墳 | 行田市 |
| 4 | 埼玉瓦塚古墳 | 行田市 |
| 5 | 埼玉愛宕山古墳 | 行田市 |
| 6 | 埼玉天祥寺裏古墳 | 行田市 |
| 7 | 埼玉5号墳 | 行田市 |
| 8 | 真名板高山古墳 | 行田市 |
| 9 | 武良内古墳群 | 行田市 |
| 10 | 白山古墳群 | 行田市 |
| 11 | 新屋敷古墳群 | 鴻巣市 |
| 12 | 三島神社古墳 | 鴻巣市 |
| 13 | 袋・台古墳群 | 鴻巣市 |
| 14 | 弁天塚古墳 | 東松山市 |
| 15 | 小沼耕地遺跡 | 加須市 |
| 16 | 大境遺跡 | 熊谷市 |

表5 小針型環を出土した古墳

| 番号 | 遺跡 | 所在地 | |
|----|--------------|-----|-----|
| A | 埼玉瓦塚古墳 | 行田市 | |
| B | 埼玉鉄砲山古墳 | 行田市 | |
| C | 埼玉5号墳 | 行田市 | |
| D | 生出塚遺跡H地点第1号墳 | 鴻巣市 | |
| E | 新屋敷遺跡A区第11号墳 | 鴻巣市 | |
| F | 笠原古墳群 | 鴻巣市 | |
| H | 上種足三番遺跡 | 1号墳 | 加須市 |
| | | 2号墳 | |
| I | 小沼耕地遺跡 | 1号墳 | 加須市 |
| | | 2号墳 | |
| J | 北島遺跡第19地点1号墳 | 熊谷市 | |



第4図 生出塚窯産埴輪の出土古墳と小針型環出土古墳の分布

2. 埴輪生産と小針型坏

先述の通り、小針型坏の供給圏は生出塚遺跡内の埴輪窯跡群(以下、生出塚窯)で生産された埴輪の供給圏と一致し、埼玉古墳群の持つ首長権の影響範囲と一致するという指摘が田中広明によってなされている。埼玉古墳群の持つ首長権とは、田中の論を要約すると、以下の通りである。このシステムは埴輪生産や古墳築造などの労働力を提供した在地の首長層に対して、生出塚窯産の埴輪を供給するというものであり、埼玉二子山古墳段階に、小針型坏の出現を契機として生出塚窯での大規模な埴輪生産の開始と共に確立した。

第4図は、現在までに判明している生出塚窯産の埴輪の分布を示すと共に、埼玉古墳群周辺の小針型坏を出土した古墳の位置を示したものである。これを見ると、生出塚窯産の埴輪と小針型坏の出土した古墳とは、必ずしも一致していない。また、先に見た通り小針型坏は小針遺跡、築道下遺跡、下田町遺跡で特に多く出土しており、生出塚遺跡では白色系のものは出土しているものの分布の中心をなすとは言い難い。こうしたことから生出塚窯と小針型坏の直接的な関連は考え難い。

なお、生出塚窯産の埴輪については研究が進展し、埼玉県内のみならず、東京都、神奈川県、千葉県までを含む幅広い範囲まで供給されていたことが判明している。この分布範囲は城倉正祥が指摘する通り比企型坏の分布範囲と一致すると言えよう(城倉2011)。田中が指摘する通り、小針型坏は埼玉古墳群と深く関係するものと考えられるが、生出塚窯産埴輪の生産と共通のみに目を向けるのではなく、その出土が意味するものは小針型坏のさらに広域の分布域を把握した上で、比企型坏の分布や出土傾向とも合わせて検討する必要がある。

終わりに

埼玉古墳群周辺の小針型坏の分布範囲と出土の傾向を確認した。従来言われていたよりも埼玉古墳群を中心とした広い範囲から出土しており、また河川沿いの遺跡を中心に出土する傾向が明らかとなった。また、生出塚窯が大規模に生産を開始してから操業を停止するまでの期間と小針型坏の出現から消滅までの期間はほぼ重なるが、生出塚窯から埴輪を供給された古墳と小針型坏を出土した古墳が必ずしも一致しない点、また、生出塚遺跡から出土した小針型坏の点数が少量である点からは、小針型坏を生出塚窯の埴輪の生産・供給と関連させて考えることには慎重にならざるを得ない。小針型坏がどのような性格を有するものかを明らかにするためには、さらに広域な分布範囲を把握した上で検討する必要がある。その上で、埼玉周辺、比企、大里、北足立を埼玉古墳群造営主体の支配領域、生出塚窯産埴輪と比企型坏の分布範囲を「流通経済圏」と把握すべきとした城倉の指摘(城倉2011)は、小針型坏の性格を明らかにする上で重要なものと考えられる。

最後に、本稿を記すに当たり井上尚明氏には古墳時代の舟運に関する文献をご教示いただきました。また、鴻巣市教育委員会、行田市教育委員会には図版の使用についてご快諾いただきました。ここに記して感謝申し上げます。

註

- (1)本来であれば資料を実見し、筆者の判断によって土器の分類を行うべきではあるが、原稿作成時期が新型コロナウイルス感染症拡大のための緊急事態宣言中ということもあり、資料の実見が叶わず、発掘調査報告書に記載された内容による検討を行わざるを得なかった。後日、改めて資料を実見して資料の検討を行いたい。

図版出典

- 第1図 1 鴻巣市教育委員会 1988より
2 行田市教育委員会 1980より
3 埼玉県教育委員会 1988より
第2図 筆者作成
第3図 井上 2011を元に筆者作成
第4図 城倉 2018を元に筆者作成

参考文献

- 赤熊浩一 2006 「古墳時代の河川交易—下田町遺跡へ貝を運んだ道—」『研究紀要』第21号 財団法人 埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- 浅見貴子 2006 「行田市小針遺跡(第4次・5次)の調査」『第39回遺跡発掘調査報告会発表要旨』埼玉考古学会・財団法人 埼玉県埋蔵文化財調査事業団・埼玉県立さきたま史跡の博物館
- 井上尚明 2011 「『埼玉の津』と將軍山古墳」『埼玉考古』46 埼玉考古学会
- 行田市教育委員会 1980 『行田市文化財調査報告書 第10集 小針遺跡発掘調査報告書—B地区—』行田市教育委員会
- 1990 『行田市遺跡調査会報告書 第2集 小針遺跡—第3次調査報告書—』行田市遺跡調査会
- 剣持和夫 2000 「Ⅴ 結語 1. 築道下遺跡出土土器について」『埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書 第245集 築道下遺跡Ⅲ』財団法人 埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- 考古専門部会 2011 「座談会 荒川の流路と遺跡—荒川新扇状地の形成と流路の変遷—」『熊谷市史研究』第3号 熊谷市教育委員会
- 鴻巣市 1988 『鴻巣市史資料編Ⅰ』
- 鴻巣市教育委員会 1988 『鴻巣市文化財調査報告 第4集 鴻巣市遺跡群Ⅳ 箕田2号墳 生出塚遺跡F地点 馬室埴輪窯跡群』
- 埼玉県教育委員会 1988 『埼玉古墳群発掘調査報告書 第6集 丸墓山古墳 埼玉1～7号墳 將軍山古墳』
- 斉藤国夫 1984 「埼玉古墳群をめぐる諸問題」『原始古代社会研究』6 原始古代社会研究会
- 城倉正祥 2011 「武蔵国造争乱—研究の現状と課題—」『史観』第165冊 早稲田大学史学会
- 2018 「第5節 埼玉古墳群出土の円筒埴輪の特徴と編年の位置付け」『史跡埼玉古墳群総括報告書Ⅰ』埼玉県教育委員会
- 「第6節 北武蔵の埴輪生産と埼玉古墳群」『史跡埼玉古墳群総括報告書Ⅰ』埼玉県教育委員会
- 杉崎茂樹 1994 「埼玉古墳群出現当時の地理的景観について」『調査研究報告』第17号 埼玉県立さきたま資料館
- 高田大輔 2010 『シリーズ「遺跡を学ぶ」073 東日本最大級の埴輪工房 生出塚埴輪窯』新泉社
- 田中広明 1991 「古墳時代後期の土師器生産と集落への供給—有段口縁杯の展開と在地社会の動態—」『埼玉考古学論集 設立10周年記念論文集』財団法人 埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- 1992 「Ⅴ 考察—古墳時代後期の北武蔵と新屋敷東遺跡—」『埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書 第111集 新屋敷東・本郷前東』財団法人 埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- 塚田良道 2008 「丈部と埼玉の地」『研究報告』6 行田市郷土博物館
- 萩原恭一 2011 「埴輪の生産と供給を胎土分析から考える」『埴輪研究会誌』第15号 埴輪研究会
- 山崎 武 2004 「第3節 生出塚埴輪窯の生産と供給について」『財団法人市原市文化財センター調査報告書 第85集 千葉県 市原市山倉古墳群』財団法人 市原市文化財センター
- 若松良一 1990 「瓦塚古墳の調査から 造り出し出土の供献土器について」『調査研究報告』第3号 埼玉県立さきたま資料館

※小針型杯の集積で参照した発掘調査報告書については、紙幅の都合上記載を割愛させていただきます。

菅谷館・菅谷城理解のために

— 文献史学の視点からの再検討 —

加藤 光男

はじめに

本稿は、嵐山史跡の博物館における令和2年度企画展「戦国の比企 境目の城」を開催するにあたり、改めて菅谷館・菅谷城に関する文献・絵図等を確認し、得られた知見を紹介するものである。菅谷館・菅谷城に関する言及は多数におよぶが、基本文献は次のとおりである。

江戸幕府が編纂した『新編武蔵風土記稿』⁽¹⁾、大正期に県指定史跡とする際の調査報告⁽²⁾、埼玉県立歴史資料館を建設する際の発掘調査報告書⁽³⁾、収集した関係資料(城絵図・歴史史料)をまとめて提示した小野論文⁽⁴⁾、考古学の視点から考察した水口・栗岡共著論文⁽⁵⁾、嵐山史跡の博物館企画展「遺物が語る中世の館と城」開催時の図録⁽⁶⁾、元埼玉県立歴史資料館館長の梅沢太久夫著書⁽⁷⁾など。

なお、本稿は、結論だけではなく考察過程も合わせて記し、今後の調査研究の俎上となることを念頭に置いて記述していることをあらかじめ断っておく。史料を引用する際には、断らない限り読み下し文にしているので、原文にあたる場合は註を参照していただきたい。

1 史跡の地理的・地政学的環境

菅谷館跡と菅谷城跡(この両方を含む場合は、以下、史跡と略称表記する)は、都幾川を臨む台地の縁辺部に築かれている。史跡の南側は都幾川の浸食によってできた崖となっており、史跡のある台地上と台地の裾との高低差(比高)は約20mある。また、東側と西側の2方向は深い浸食谷が入っている。このように東西南の3方は、自然地形を利用し、巧みに防御態勢を整えている。これに対し、北側は地続きの浅い窪地であり、江戸時代以降は田地となっていた⁽⁸⁾。この田地は、史跡の東から北西に延びており、この方角の防御を固めるため、かつては泥田堀であった可能性がある。菅谷城跡側からみて、この泥田堀の外側に鎌倉街道上道が通っていたと推定される⁽⁸⁾。この鎌倉街道上道の道筋は、明治12年(1879)3月日の日付を記した、菅谷村戸長の根岸與兵衛の署名のある「畠山重忠之城跡現今之図」⁽⁹⁾をもとに判断すると、現在の国立女性教育会館の敷地内を縦断し、菅谷中学校の東側を通っている。

現在では、三ノ郭の北側に接して国道254号線嵐山バイパス道が通っているが、この道は昭和52年(1977)に開通したものであり、それ以前に道はなかった⁽⁸⁾。江戸時代に作成された菅谷村の村絵図は確認されていないが、享和元年から2年(1801~02)に作成された『武蔵志』に掲載された「菅谷古館」⁽¹⁰⁾には三ノ郭の北側に隣接した道は描かれていない。また前述の「畠山重忠之城跡現今之図」⁽⁹⁾には、現在の菅谷小学校と菅谷中学校の間から大妻嵐山高等学校へ向かう道など史跡周辺の道は記されているが、現在のバイパス道の道筋にあたる箇所には道は記されていない。このことから、傍証にすぎないが館や城が機能していた時期、史跡の北側に隣接する幹線道路はなかったものと推察される。

次に、菅谷館・菅谷城の地政学的環境についてみておこう。

史跡の南を流れる都幾川は、史跡の近くで槻川と合流している⁽⁸⁾。このことは、城郭絵図集『城築規範』(寛文12年(1672)に編纂)所収の現存最古の菅谷城絵図「武州菅谷城」⁽¹¹⁾でも同様である。『城築規範』は、千田嘉博によれば「17世紀半ばに尾張藩は尾張国内の主要な城跡について絵図群を作成しました。これらは軍学系の城絵図とは異なり、城跡の現状を土地利用も含めて正確に測量調査したもので、近世初頭の城絵図の中でも白眉とってよいものです。」と評価⁽¹²⁾されている。

遅くとも平安時代末期以降、槻川と都幾川の合流点付近には物資の集散を行った舟着場があったと推察される。前述した「武州菅谷城」⁽¹¹⁾の城絵図に、都幾川と史跡の間に「フチ」と明記された水場がある。現在この場所は嵐山町の管理のもと「ホタルの里」の名称でホタルを育てているが、この場所が舟着場であったのではないかと私は考えている。

史跡から都幾川を隔てた対岸の嵐山町大蔵では、都幾川の河段丘上にある耕地の圃場整備を行うため、嵐山町によって発掘調査が行われた⁽¹³⁾。その結果、12世紀後半から14世紀にかけての集落跡が発見されている。この遺跡は、東西約350m、南北200mほどの大きな集落跡であり、遺跡の中は溝で区画され、多くの建物跡や井戸跡、墓坑などが確認された。また、中国渡来の陶磁器や東海地方から運ばれた国産の陶磁器、和鏡が出土した。通常の村落遺跡から出土することのない前述の遺物が発見されたことから、この遺跡は、単なる集落ではなく、物流の中継地点の性格をもった集落であったのではないかと発掘報告書等で評価されている。このように、川の合流点に隣接している史跡の立地は、河川流通や交通を掌握するのに都合のよい場所であった。なお、畠山氏のルーツである秩父平氏が、その本拠である秩父盆地から分家を創出していく過程は、荒川、入間川などの河川に沿って展開されていたことが指摘⁽¹⁴⁾されている。

また、史跡の東側は、中世の幹線道路である鎌倉街道上道に面していた⁽⁹⁾。

以上のことから、史跡のある場所は、河川および陸上における物資の輸送や人々の通行を監視、押さえるのに都合の良い場所であり、要衝に位置していたことがわかる。

菅谷館跡の北西約1.5kmの場所に平澤寺^{へいたくじ}(嵐山町平沢1070付近)がある。この寺院の旧境内にあたる長者塚と呼ばれていた古塚を、享保年間(1716~36年)に掘ったところ久安4年(1148)銘の刻まれた鑄銅経筒⁽¹⁵⁾が発見されている。銘文にある「平朝臣茲繩」は、畠山重忠の曾祖父である秩父(平)重綱であるといわれている。祖先または自身の死後の平穩を願って埋葬する経筒を他領主の支配地にある寺院に埋葬することは考えにくいことから、菅谷の北側に隣接する平沢の地は重忠の3代前の重綱の時代には重綱の支配下にあったと推察される。なお、畠山の姓を名乗るのは重忠の父の重能からであることから、重能の時に男衾郡畠山(深谷市畠山：荒川に隣接)を本拠とし、畠山館^{はたけやまのたち}に居住したといわれている。

一方、菅谷館跡から都幾川を挟んで南東約1kmには大蔵館跡がある。大蔵館には仁平3年(1153)以降、帯刀先生^{たちきせんじょう}に任じられていたことのある源義賢(生誕年不詳~1155年没)が居住していた。義賢は、兄の源義朝が下野守に任じられた頃に、上野国多胡庄に下向したという。武蔵国留守所惣検校職を帯びる武蔵国内最大勢力の秩父重隆(秩父重綱の次男・秩父平氏の一族で家督・河越氏の祖)は、この源義賢を推戴することにより、対立していた源義平と対抗しようとした。こうして義賢は、秩父重隆の「養君」となり、重隆の娘を娶り大蔵館に居住したのであった。なおこの時、秩父平氏一族内においては、その家督権である武蔵国留守所惣検校職をめぐ

り、畠山重能(重忠の父)は叔父の秩父重隆と対立していたこともあって、畠山重能は源義平と手を結ぶ⁽¹⁶⁾。久寿2年(1155)8月16日、義平率いる軍勢が大蔵館を襲い、源義賢・秩父重隆は共に討たれた。この時、大蔵館にいた義賢の遺児・駒王丸は、畠山重能や斎藤実盛らの計らいによって信濃木曾谷(長野県木曾町)の中原兼遠に預けられ、のちの源義仲(木曾義仲)となる。

源義賢・秩父重隆の死去後、大蔵館および大蔵の地の動向を示す史料は確認されていないが、大蔵合戦の勝者、つまり源義平もしくは畠山重能の手に渡ったものと考えられよう。重能の支配下におかれたとすると、都幾川・槻川に関する河川運輸・交通は、この時点で畠山氏が掌握したといってもよい。なお、秩父平氏の族長権は、大蔵合戦の後、重能に移ったという⁽¹⁷⁾。そして長寛2年(1164)、この重能と三浦義明の娘の間に重忠が生まれたのである。このように、菅谷館跡のある場所は、平安時代末期には、都幾川を挟んで、北に秩父平氏の系譜を引く畠山氏、南に秩父平氏族長の重隆の娘と婚姻した河内源氏の源義賢という二つの勢力が隣接し対立していた境目の地であった。このため、菅谷館跡の場所は、大蔵合戦時には畠山氏による対源義賢・秩父重隆のための何らかの施設があった可能性がある。

鎌倉時代中期以降から戦国時代以前までの状況はわかっていない。

天文15年(1546)の河越夜戦^{よいくさ}が行われる以前の戦国時代前期、北武蔵地域(現在の埼玉県域)は、扇谷上杉氏が河越城(川越市)に、山内上杉氏が鉢形城(寄居町)に拠点を構え、対立していた(享徳の乱:1487~1505年)。両上杉氏の勢力の境界は、扇谷上杉氏の前線拠点となった松山城(吉見町)と山内上杉氏の前線拠点であったと思われる須賀谷(菅谷)城(嵐山町)を結ぶ境界線上にあったとされる(余談だが、この松山城と須賀谷(菅谷)城との間に杉山城がある)。須賀谷(菅谷)城に隣接する須賀谷原では長享2年(1488)に両上杉軍による戦が行われている。この合戦の頃に、後述するように須賀谷旧城が再興されたと推察される。

このように、菅谷館^{すがやのたち}も須賀谷城も勢力の境目に築かれていたことが確認される。

2 菅谷館・須賀谷(菅谷)城の歴史

菅谷館・須賀谷城に関して、築造および廃絶した期日を明記した史料は確認されていない。

(1)平安時代末期から鎌倉時代初頭の菅谷館

嵐山町川島1898に鎮座する鬼鎮神社に、「寿永元年(1182)に坂東平氏の一派である畠山重忠公が菅谷城を築城するに当たり、鬼門除けとして当社は奉斎された」⁽¹⁸⁾という伝承があるが、それを裏付ける史料はない。まずここで問題になるのは、平安時代末期に造られたのは城ではなく館であることである。また築城の際に鬼門の方角である艮(北東)に寺社を置いたことに関する事例は事欠かないが、館の建設の際に館の区域外で鬼門の方向に神社を建立することが平安時代末期に一般的であったのかは浅学のためわからない(鬼鎮神社は、菅谷館跡の北東、約1.8kmに位置する)。

一方、重忠は畠山庄司次郎という呼称でも明らかのように、畠山荘の庄司であった重能の次男である。当時の一般的な慣習では、一人前の男性として認められる元服(通常14~15歳ごろ)。重忠が元服した時の年齢は不詳。仮に14歳で元服したとすると、その年は治承元年(1177)までは父の館である畠山館(深谷市畠山)に居住していたものと考えられる。そして、元服の後の

何時かに重忠は菅谷館に移住したものと推察される。治承4年(1180)、重忠は、源頼朝の挙兵に対し平氏方の武士として出陣、由井浦で戦った(『吾妻鏡』治承4年8月24日の条)。この時、重忠は17歳であったと思われるが、どこから出陣したのかは『吾妻鏡』に明記されていない。

今のところ、菅谷館に関する確かな記述は、鎌倉幕府が編纂した『吾妻鏡』以外には確認されない。その初見は、文治3年(1187)11月15日の条である。ここでは、畠山重忠が、身に覚えのない謀叛の疑いをかけられたことから、「武蔵国菅谷館」に引き籠って、身の潔白を訴えたことが記されている。このことから、文治3年11月15日以前に、重忠は生誕の地・畠山館から菅谷館に移っていたことになる。このように、重忠が菅谷館に居住していたことは明らかである。

菅谷館跡を記述した著作物のなかには、菅谷館は重忠が築いたと記しているものがあるが、それを裏付ける史料はない。居住者イコール建設者とは言い切れないことから、誰が菅谷館を築いたのかということについては現状では不詳とするしかない。

前述したように、菅谷の北側に隣接する平沢の地は、重綱の勢力圏であったと考えられる。また、久寿2年(1155)の大蔵合戦の際に、重忠の父重能が大蔵に出向いており、この前後に史跡の敷地内に畠山氏関係のなんらかの施設があった可能性は高い。鬼鎮神社の伝承は、重忠の元服後の時期にあたることから、重忠が菅谷館の建設者でなくても、寿永元年(1182)に移住したと読みかえれば、寿永元年築城説は捨て置きがたいものでもある。

次に『吾妻鏡』に菅谷館が記述されるのは、元久2年(1205)6月22日の条である。ここでは、鎌倉に異変ありとの連絡を受けた重忠が、6月19日に「小袞郡菅屋館」⁽¹⁹⁾から鎌倉に向かったことが記されている。6月22日、重忠は鎌倉幕府軍と現在の神奈川県横浜市旭区の二俣川で戦い、討死してしまう。このことから、元久2年6月19日までは、菅谷館の主は重忠となる。

それでは、重忠が暮らした館の跡は、史跡内のどの部分にあったのだろうか。現在の史跡の範囲は、戦国時代に城郭として整備・拡張された後の範囲なのである。菅谷館跡を紹介した刊行物のなかには、重忠の館は、史跡の本郭にあったと記されているものが複数ある。残念ながらその根拠は明記されていない。しかし本郭にあったとした理由は想定できる。

一つは鎌倉時代の武士の館は方形であるという学説があり、その説に準拠していることである。本郭の西側は北西南の3方向に土塁と堀が方形に形成されているのである。また、菅谷館跡から約4.5km東南にあり、都幾川の河岸段丘上に立地している青鳥城跡^{おどりじょう}は、菅谷館跡と同様に、平安末期(12世紀)頃に築かれた館跡が戦国時代に拡大整備されて城郭になっている⁽²⁰⁾。この青鳥城跡の本郭は現在でも方形が残存している。武士の館は方形である、そして同じ地域に同じ来歴をもった史跡の方形部分が館跡であるという青鳥城跡の情報から、重忠が暮らした住居跡が本郭の西側であると推察したのであろう。しかし、現在では、鎌倉時代の武士の館は方形館だけではないことが発掘調査により立証されていることから、方形部分が鎌倉時代の武士の館であると言い切れなくなった。

次に、館を設ける場所は、外敵から攻めにくい場所に築くものだという考えから導き出されたものである。本郭南側は都幾川による河岸段丘の急斜面の崖があり、防御するには適切な地ではある。

以上のように、本郭の場所に重忠の館があったという言及は、学説から導きだされたものに過ぎない。これまで、本郭の発掘調査は行っていないため、出土遺物から12世紀頃と推定され

る生活痕をもとに言及されたものではないことを、明らかにしておく。

実は、それ以前に、現在の菅谷館跡の場所が畠山重忠の館跡であるという確実な裏付けはないのである。『吾妻鏡』に記された重忠の館のある場所は、「武蔵国菅谷館」・「小袞郡菅屋館」とあるだけで、これだけでは博物館のある史跡の場所とまでピンポイントで絞り込めることはできない。これまで、重忠の館の所在地が博物館のある場所とされる根拠は、江戸幕府が編纂した地誌『新編武蔵風土記稿』の比企郡菅谷村における古城蹟の項⁽²¹⁾に「(前略)ここを畠山重忠居城の地ともいい、(後略)」とあることと、史跡のある場所の小字が城であることを合わせて比定したにすぎない。『新編武蔵風土記稿』は江戸幕府が、各村々に提出すべき項目を指示し、村から提出された情報を『吾妻鏡』などの史料と照合し編纂したものである。つまり、地元の言い伝えが文字化された程度の裏付けしかないのである。ちなみに、吉田東伍著『増補大日本地名辞書 坂東』富山房、『角川日本地名大辞典 11 埼玉県』角川書店、『埼玉県の地名 日本歴史地名体系11』平凡社では、比企郡菅谷は現在の比企郡嵐山町菅谷のみの登録である(ただし埼玉県内には上尾市(足立郡)に菅谷という地名があり、現在の登録名称「菅谷北城」という史跡はある)。

以上のことから、本郭の試掘調査は必須であろう。ただし、発掘調査を実施しても良好な状態で遺構や遺物が得られる可能性は高くない。本郭内が江戸時代から昭和30年代に至るまでに耕地として、鋤や鍬などで表土が耕作を受けていることのみならず、後述するように昭和7年(1931)に本郭の西側に金鶏神社が建立⁽²²⁾されて史跡が改変されてしまっているからである。

重忠没後、重忠の所領は北条政子の命令で没収されるが、重忠夫人は北条時政の娘であったことから、重忠未亡人の所領を改易しないことにしたことが『吾妻鏡』(承元4年(1210)5月14日条)に記されている。そして、重忠の未亡人は、足利義兼の次男の岩松義純と再婚し、畠山三郎泰国を生んでいる。菅谷館には、この岩松義純が住んでいたと前述の『新編武蔵風土記稿』⁽¹⁾には記されている。なお義純は、承元4年10月に35歳で卒したとされる⁽²³⁾。そして、これ以降、戦国時代前期にいたるまでの菅谷館の状況、館の主について、今までのところ手掛かりはみつかっていない。今後、岩松氏の系図など関連資料まで調査範囲を拡大して、岩松義純以降の動向を探る必要があるだろう。

次に、鎌倉時代における菅谷館跡の所在する場所に関係する可能性のある、鎌倉極楽寺の僧侶といわれる明空によって編まれた歌謡集『宴曲抄』[正安3年(1301)成立]に収録された「南無飛龍権現千手千眼日本第一大靈驗善光寺修行」⁽²⁴⁾を参考までにあげておこう。この史料は鎌倉の由比ヶ浜を起点として鎌倉街道上道沿いの地名が詠み込まれている。これによれば、「(前略)げに大蔵に、槻河(=槻川)の流れもはやく、比企野が原、秋風はげし吹上の、梢もさびしくならぬ梨(=奈良梨)打渡す(後略)」とある。これによれば、鎌倉街道上道の大蔵宿(嵐山町大蔵)と奈良梨宿(小川町奈良梨)の間で、大蔵宿側からみて槻川(現在ではこの地点を流れる河川は都幾川の名称となっている)を渡河した地点に「比企野が原」という地名が確認される。「比企野が原」が宿名であるのか不明であるが、この場所は現在の嵐山町菅谷あたりであることは間違いないだろう。「比企野が原」が菅谷の地であるならば、深読みすれば菅谷館があった場所は原地になっている、つまり館はなかったということがいえるかもしれない。

次に確認できる記録は、戦国時代前期までくだることになる。

(2)戦国時代前期[享徳3年(1454)～天文14年(1545)]に城郭として再興

長享2年(1488)6月18日、関東管領の山内上杉顕定軍と扇谷上杉定正軍は、須賀谷原⁽²⁵⁾で戦った。この須賀谷は、菅谷を指すものと思われる。須賀谷原とは先の『宴曲抄』における「比企野が原」と同一地域と考えられ、都幾川以北の鎌倉街道上道沿い(現在の嵐山町菅谷あたり)にあたる。菅谷中学校(嵐山町菅谷649)に隣接する荒井文具店(菅谷650-1)の正面には、「嵐山町本宿町」と住所が記されている。『新編武蔵風土記稿』の比企郡菅谷村に記された小名に「元宿昔宿並をなせし所なり」とあり、元宿は、以前にこの場所が宿であったことを示している地名なのである。商店の住所として記された本宿の読みは「もとじゅく」である。元宿では昔は栄えていたが今はそうではない印象があるので本宿にしたという。なお、明治9年(1876)に調査した結果を昭和29年(1954)に刊行した『武蔵国郡村誌』第六巻に所収される菅谷村の項目のなかに、字地として「^{もとじゅく}本宿」と記載されていることから、元宿を本宿に改めたのは、明治9年以前であると考えられる。

以上のことから、現在の菅谷中学校を含めた周辺地域が鎌倉街道上道沿いの宿の範囲であったと推定される。なお、鎌倉街道上道の推定ルートに接し須賀谷原の一部と考えられる嵐山町大字菅谷254-1他(須賀谷原遺跡・菅谷館跡から北東に約500m)を発掘した結果、道路跡、鎌倉時代の塚跡と戦国時代の墓域が確認され、紀年銘は確認できないものの戦国期と判断される五輪塔などが出土している⁽²⁶⁾。

僧侶の万里集九によって編まれた『梅花無尽蔵』⁽²⁷⁾によれば、(長享2年(1488)8月)17日、須賀谷の北、平沢山に入り、太田源六資康の軍営を問う。明王堂畔において2～30騎突出し、余(=集九)を迎えるとあり、このとき菅谷の北方にある平沢山に陣営を敷いていたのは、太田道灌の息子の太田資康であった。明王堂とは不動堂のことで、この堂に安置された不動明王はもと平澤寺の本尊であったことから、明王堂は平澤寺境内の一堂であり、ここで集九は出迎えられたのであった。

文明18年(1482)7月26日、太田道灌は主君の扇谷上杉定正により謀殺された。この時、資康は江戸城に戻り家督を継ぐが、定正に江戸城を攻められ甲斐国に逃れた(江戸城の乱)。この後資康は、庇護を求め定正と対立していた山内上杉顕定の居城である鉢形城に入る。長享元年(1487)閏11月の勸農城(栃木県足利市)の戦い以降、両上杉氏の抗争が本格化する(長享の乱)。翌2年、越後国の守護の上杉房定の支援を受けた顕定は、2月に太田資康らとともに鉢形城を1,000騎で出発、扇谷上杉方の相模に進攻し、2月5日、実蒔原(神奈川県伊勢原市と厚木市の境界付近)で合戦におよぶ。なお、この合戦は、顕定が定正の本拠糟谷館(神奈川県伊勢原市)を攻略する過程で起こったとする見解、顕定が実蒔原から至近の扇谷方の拠点の七沢を攻撃するために起こったとする見解がある。この合戦では、顕定軍は敗れてしまう。同年6月8日、顕定が上杉憲房らと須賀谷原に出陣⁽²⁸⁾し、同日に山内・扇谷の両上杉氏により武蔵松山(吉見町)で合戦が行われた⁽²⁹⁾。この合戦は、顕定が扇谷上杉氏の拠点である河越を攻撃する過程で起きた合戦であったらしい⁽³⁰⁾。この顕定の動きに対し、顕定と対立していた長尾景春が古河公方足利成氏の嫡子政氏とともに定正軍に加勢した。6月18日、須賀谷原において交戦、両軍の死者は700余人、馬も100疋ほど犠牲となったが、再び定正軍が顕定軍を退けた。同年11月には定正軍が、顕定の拠点鉢形城に向け攻め寄せてきたため、顕定軍は同月15日に高見原(小川

町高見)で迎え撃ったが、顕定はここでも敗れてしまう。

このように、太田資康は山内上杉顕定の本拠である鉢形城の南方の固めとして、須賀谷原の合戦の後の長享2年8月17日までには平沢山に陣を敷いていたのである。しかし、この『梅花無尽蔵』だけでは、太田資康が扇谷上杉定正の攻撃に備え、平城である須賀谷城を棄て西北の平沢山を要害として陣を移したとはいえない。一方、太田資康が須賀谷に入っていたのであれば、築城の名人といわれた太田道灌を父にもつ資康により城として整備された可能性はある。

(年不詳。ただし、長享2年(1488)の須賀谷原の戦いから忠景が没する文亀元年(1501)の間に比定されている⁽³¹⁾)11月22日付の長尾忠景書状⁽³²⁾によれば、「須賀谷へ参上すべき人数は、註文(注進状)によって申しつける」[＝「須賀谷へ可越申人数、以上註文申候(後略)」(原文表記)]と、山内上杉顕定の家宰である総社長尾忠景が「須賀谷」にいて、鎌倉雲頂庵に対して須賀谷へ僧侶の派遣を要請している。残念ながら、この僧侶派遣の目的は不明である。また、当時は地名のみの記載ではあるがそれは地名ではなく城を示す事例はあるが、ここでの「須賀谷」が須賀谷の地であるのか須賀谷城であるのか判断できない。

明応3年(1494)10月3日、扇谷上杉定正は戦場で落馬し頓死した。このため扇谷上杉氏は、養嗣子の朝良が家督を継ぐと、太田資康は扇谷上杉氏と和睦し仕えることになった。このとき資康は須賀谷に居たといわれているが、和議が成立し長享の乱が終結した永正2年(1505)頃に江戸城へと帰還したとされる。その後、太田資康とその子孫は江戸城主または江戸城代を務めている。

永正2年(1505年)3月、再度山内上杉顕定の軍勢に河越城を包囲された扇谷上杉朝良は降伏を表明した。顕定はかつての戦場であった須賀谷原近くの菅谷館^(ママ)に朝良を幽閉して出家させ、朝良の代わりに甥の上杉朝興を当主に立てることを扇谷上杉家臣団に強要したという⁽³³⁾。しかし、扇谷上杉家臣団の反発が強く、また古河公方家足利政氏と嫡男高基との不仲が問題化すると、顕定もこの方針の修正を余儀なくされ、朝良が解放されて河越城に戻ると直ちにこの話はなかったこととされた(なお、朝興当主説を後に朝良の子に代わって当主となった朝興周辺が家督相続を正当化するために作った創作とする説もある)。永正4年(1507年)、顕定の養子上杉憲房と朝良の妹の婚姻が成立して山内・扇谷両家の同盟関係は復活した。

(永正2年(1506))4月23日付の佐竹右京大夫あてに出した上杉顕定書状写⁽³⁴⁾がある。そのなかで、顕定が「須賀谷」と号する所に移ったのでご安心いただきたい[＝「号当所須賀谷地へ移候、爰元事先以可御心安候(後略)」(原文表記)]と記されている。無年号の文書であるが、上杉朝良が隠遁していることが記されていることから永正2年に比定できる。顕定の居城は鉢形城であることから、この「当所須賀谷と号す地へ移った」という表現は、居城を鉢形城から須賀谷城に移したのではなく、長享の乱のさなか陣を須賀谷に移したと理解すべきであろう。しかし、山内上杉家11代当主であり関東管領である山内上杉顕定が須賀谷に陣を移したのであれば、宿营地は整備されていた、もしくはこの移陣の際に整備されたものと考えられる。つまり、顕定の須賀谷移陣の際に須賀谷城が築かれたのかもしれない。また、須賀谷(菅谷)城は、おそらく恒常的な城郭というよりも、山内上杉氏の対扇谷上杉氏の拠点として臨時的に機能していた城郭であったことが推測される⁽³⁵⁾。

なお、前述した「武州菅谷城」⁽¹⁾に「武州比企郡菅谷村ニアリ、昔日上杉管領居城之由、菅谷

ノ町ヨリ辰巳ニ当リ、町ヨリ六町ホトアリ」(原文表記)とあり、菅谷城が関東管領の山内上杉氏の居城という伝承があったと記している。この上杉氏は、山内上杉顕定[享徳3年(1454)生～永正7年6月20日(1510年7月25日)没]であると思われる。

陣僧の松陰によって記された回想録『松陰私語』⁽³⁶⁾(永正6年(1509)の成立)には、松陰が主君の上野国新田荘の新田岩松家純(源慶)(1409年生か～1494年没)に対し「今日の御新発、少し差し延ばされ、河越に向け須賀谷旧城を再興し[=「向河越、須賀谷旧城を再興」(原文表記)]、当鉢形普請固く取り極め、御当方の面々、所々地利断わりて相誘い、その上しかるべき地を見立々々、地利を取寄々々、押し詰めらるは、果たして降和らるべく也」、「これについて先ず鉢形・須賀谷堅固に再興、その上に敵地に食入々々」と、まず居城である鉢形城を、そして河越城の向城として須賀谷旧城を堅固に再興することを進言したことが記されている。ここで重要なのは、須賀谷旧城を再興せよと言っていることである。館を城に整備せよとは言っていない。このことから、松陰は、放置または廃城となっている須賀谷城を再興せよと提言しているのであり、提言(何時かは史料に記されていないため不詳)された以前に須賀谷城が築城されていたことを読み取ることができる。この文脈の後に、上杉定正の急死のことが記されている。該当箇所の記事が時系列順どおりに記されていると仮定するならば、先の提言は明応3年(1494)以前の可能性がある。すると、旧城の築城者は、山内上杉顕定のもとで太田資康が実施した可能性が出てくる。太田資康が実施したとなると、築城は、太田資康が江戸城に帰還する永正2年(1505)頃以前の長享の乱の期間と考えることができる。先人もこのように解釈したのか、「長享年中^(ママ)扇谷上杉の臣太田源六資康が城塞として使用し」と記した事例⁽³⁷⁾がある。

また、松陰の提言によって、旧城が再興されたのであれば、その再興には岩松氏が関与していた可能性がある。この新田荘の岩松氏が、どのような人物であるのか注目される。それは、鎌倉時代に重忠の未亡人と婚姻した岩松義純の系譜を引く子孫が上野国新田荘を本拠としている⁽³⁸⁾からである。このことから「新田岩松氏系図」の再調査は必要である。

永正6年(1509)7月以降、顕定は越後の政争に介入し、越後に進出。翌7年正月は越後で迎えており、4月上旬の段階においても、越後に在国していたことが確認される⁽³⁹⁾。6月6日には蔵王堂合戦(長岡市)の後、上野国に向けて退却していた顕定は、同月6月20日、上田荘の長森原(南魚沼市)で敗れ、自害した。このように、顕定は、前述の上杉顕定書状写⁽³⁴⁾によれば永正2年(1505)4月23日以前に須賀谷城に入ったものの、永正6年7月以降は須賀谷城には在城していなかった。顕定の跡を継いだ上杉顕実が、須賀谷城に居住していたかどうか不明であるが、永正9年(1512)時点で顕実が長尾顕方や成田顕泰らの支援を受けて鉢形城(寄居町)に拠った⁽⁴⁰⁾が、同年同月には居城の鉢形城が落城⁽⁴¹⁾していることがわかっている。これ以前、顕実がどこに居住していたのか不明である。以上のことから、関東管領山内上杉氏(顕定・顕実)による須賀谷城在城は、永正2年4月23日以前の顕定の在陣を上限とし、可能性として下限は永正9年に顕実が鉢形へ入城する以前となる。

永正6年(1509)、連歌師の宗長が旅した際に詠んだ連歌を載せた紀行文『東路の津登』⁽⁴²⁾がある。永正6年(1509)年7月、宗長は駿河国を出発して、白河を目指し宇都宮まで至るが、兵乱と大雨のため白河行きを断念。その帰路、鉢形を経て須賀谷の小泉掃部助の宿所にて1日休み、平澤寺あたりにも立ち寄り歌を詠んでいる。この紀行文に、「鉢形をたちて、須賀谷といふ

所に小泉掃部助の宿所に一日休らふ」という記述があり、須賀谷にある小泉掃部助守之の宿所で休息したことがわかる。福島正義は、「(前略)その後菅谷城は小泉掃部助の持城となった。永正六年(一五〇九)に当地を訪れた連歌師の宗長は、その著『東路の津登』のなかで、鉢形から菅谷へ到着して、小泉掃部助の宿所に滞在し、付近の平沢寺で連歌会を催したことを述べている。この掃部助の宿所とはもちろん菅谷城のことである。」としている⁽⁴³⁾。しかし、ここにある「宿所」を須賀谷城と断定してよいのであろうか。「陣」であるのならば城と解釈することもできるかもしれないが、永正6年に上杉顕定は越後に出陣しており、顕定の留守を預かるために小泉掃部助が須賀谷城に宿営したことを「宿所」といったのであろうか。それとも宿所は城とは別な施設で、城はこのとき廃城になっていたのであろうか。なお、小泉掃部助は、後述の『築城学教程』によれば鉢形城主(=山内上杉氏)配下の武将であるとしている。

(3) 戦国時代後期[天文15年(1546)～天正18(1590)]の須賀谷(菅谷)城の動向

天文15年(1546)の河越夜戦以後、北武蔵地域に戦国大名小田原北条氏が進出し、越後の上杉謙信との抗争に終止符を打った天正6年(1578)年以降、北武蔵地域を掌握した。

その後、北条氏は、天正10年(1582)12月9日付で伝馬掟⁽⁴⁴⁾を発令する。その第一条に「一、西上州表へ伝馬の事、奈良梨より高見へ次ぐべし、この方は須賀谷へ次べく事」とある。このように須賀谷は、高見(共に長享の乱の際の戦場)や奈良梨とともに小田原北条氏にとって重要な伝馬の中継地であった。小田原北条氏時代の須賀谷に関しては、この伝馬掟以外の文書は確認されていない。なお、この掟における「須賀谷」は伝馬を引き継ぐ宿駅の場所を示すものであり、城と断定することはできない。一方、高見には城があり、奈良梨には城はなかったが奈良梨宿を監視できる場所に越畑城があった。このように天正10年時点で、須賀谷城が存続していた可能性はあるものの、実証する資料は今のところ確認されない。

天正18年(1590)の豊臣秀吉による小田原攻めの際、豊臣方が作成した北条方の城郭を記した「関東八州城之覚」⁽⁴⁵⁾によれば、武蔵国では岩つき(岩付)、瀧山、河越、江戸、おし(忍)、はちかた(鉢形)、ふかや(深谷)の記載はあるものの、須賀谷(菅谷)は記されていない。また「北条家人数覚書」⁽⁴⁶⁾にも同様に、須賀谷(菅谷)城の記載はない。須賀谷城は、この時には既に廃城となっていたのか、主要な城ではないと判断され記載されなかったのか、あるいは調査から漏れてしまったのか、残念ながらわからない。

これまで、『築城学教程』⁽⁴⁷⁾に、「此城畠山重忠所創築、至長享戊申(=2年)之歳八月太田源六資康増築之以為其軍營、後年鉢形城主使其部将小泉掃部助守之爾云」(原文表記)とあり、『埼玉の館城跡』⁽³⁷⁾では、「城主・居住者 畠山重忠、太田源六資康、小泉掃部助介(伝承)」^(マア)としている。しかし、重忠が菅谷館に居住していたことは裏付けでき、太田資康が菅谷城を築城した可能性はあるが、小泉掃部助の宿所が菅谷城であったのかは前述のとおりである。一方で、関東管領の山内上杉顕定が一時在陣していた。

以上のように、菅谷城がいつ、誰により築かれ、また再興されたのかを明確に実証する資料は確認されていない。そして、文献資料から、城がどのように使われ、いつ廃城となったのか具体的なことを窺うことができない。また、戦国時代に描かれた菅谷城の絵図も現状では確認されていない。

(4) 菅谷城址は江戸時代には菅谷村の一部

松山城が慶長6年(1601)に廃城になった後、北武蔵に残された城は岩槻城・忍城・川越城の3城であることから、遅くともこれ以前に須賀谷城は廃城になっていた。

江戸時代には様々な絵図が作成されている。まず、江戸時代の初め寛文12年(1672)に作られた前述の城絵図集『城築規範』⁽¹¹⁾に収録される「武州菅谷城」がある。この『築城規範』の序文には、戦国時代に築城あるいは改築された城郭が次々と姿を消して行き、現在その遺構が残されているものは十に一つもない。そこで残されている城郭について図面を作成し、後世に伝えようとするものである、とある。この絵図以外にも、「諸国古城之図」[天和3年(1683) 広島藩主浅野家旧蔵。現在、広島市立中央図書館蔵]や「日本古城絵図」[江戸中期～末期に編纂 鳥羽藩主稲垣家旧蔵。現在、国立国会図書館蔵]もあるが、これらは、『城築規範』を参照し作成した絵図、つまり実際に現地を調査して作成されたものではないと推察され、菅谷城に関しては『城築規範』とほぼ同一な記載である。

菅谷城は、江戸時代には菅谷村の一部として組み込まれていた。菅谷村の検地帳や村絵図や村明細帳は今のところ確認されていない。しかし城跡が耕作地となっていたことが次の資料により確認される。江戸時代後期に幕府が編纂した『新編武蔵風土記稿』には菅谷村に「古城蹟」の項⁽²¹⁾があり、

およそ三町(約327m)四方の地にして、南の一方は都幾川をもって要害とし、その余の三方は空堀ありて、所々に堤(=土塁)の形残れり。その内は全て陸田となりたれど、今も本丸・二の丸・三の丸などの名あり。『梅花無尽蔵』に云う、長享戊申(=2年)八月十七日、入須賀谷之北平沢山、問太田源六資康之軍営と。この辺に平沢村あれば、須賀谷はここのことなるべければ、この頃は太田氏の陣営なりしこと知る。(中略)また、ここを畠山重忠居城の地ともいへり。のち岩松遠江守義純、いったん畠山が名跡を續きて、ここに住せしなどいへり。されば、重忠、晩年当所に移りしこと知る。『吾妻鏡』元久二年六月二十二日の条に、重忠十九日小袞郡菅屋館を出て云々とあれば、全くこの地のことにして、郡名はたまたま訛り書せしにや(後略)(原文表記)

とある。

このほか、享和元～2年(1801～02)に福島東雄により編纂された地誌『武蔵志』⁽¹⁰⁾に掲載される「菅谷古館」の図がある。本文⁽⁴⁸⁾に、

須賀谷 古へハ菅谷ト書、(中略)野林アリ、原アリ 比企野トモ云、南都幾川額地ニテ古城アリ、高望王ヨリ六代、秩父別当大夫武基ヨリ六代、秩父庄司次郎重忠ノ菅谷ノ館ト云ハ是ナリ、男袞郡畠山ヨリ移、年月未考、重忠ハ元久二年六月廿二日、荏原郡二俣川ニテ伏誅シ跡、岩松遠江守義純ヨリ数代居シ跡ナリ(原文表記)

とあり、「菅谷古館」を重忠の菅谷館であると認知していたことがわかる。

また、江戸時代の城跡の景観図も残されている。それは、先に取り上げた『新編武蔵風土記稿』に収録されている「古城蹟眺望図」⁽⁴⁹⁾である。この景観図は、史跡の北側(=現在の菅谷中学校あたり)から南の方角を描いている。菅谷中学校付近は、史跡と比較して高い位置にあるだけでなく、小字名が元宿であるように、中世の須賀谷宿の中心的な場所である。菅谷小学校の校庭からでは、この絵図のようには見えないが、ドローンを中学校の校庭の上にあげれば、見ら

れる構図(鳥観図)である。画面中央に流れている川が都幾川と槻川。その手前(画面左側下部)に「古城蹟」とあることから、この部分が菅谷城跡の本郭にあたる。そして、この絵図から江戸時代後期には、史跡内に農家の家屋が建てられていたこともわかる。

以上のように、江戸時代に菅谷城に関する城絵図が複数確認されているが、縄張は示されているものの、虎口などの名称は具体的に提示されていないことを明らかにしておく。

現存の史跡と「武州菅谷城」⁽¹¹⁾を比べると以下のような相違点を確認できる。まず、堀と土塁の切れ目に違いがみられる。現在、搦手門と呼称している箇所には堀と土塁の切れ目があるのに対し、①「大妻嵐山高校入口」の標示のある信号機のある交差点から嵐山町道(砂利道)を通り三ノ郭に入る入口となっている箇所に、堀と土塁の切れ目が「武州菅谷城」にはない。②二ノ郭の北側と三ノ郭の南側の間の嵐山町道(砂利道)がある場所は、堀であった。この堀は、東側の外堀には接続していない。③「武州菅谷城」には二ノ郭の北側に土塁があるが、今は削平されていない(ただし、土塁があったことを復元したツツジの植栽がある)。④三ノ郭と西の郭の間の堀の切れ目は1か所である。⑤「武州菅谷城」には西ノ郭の西側には虎口はなく、三ノ郭との間以外に、堀と土塁が切れ目なく描かれている。このほか、⑥本郭の南側は「ガケ」と記載されているだけで、現在「南郭」されている箇所を郭として認識していない。

次に、現状(令和2年時)と享和元～2年(1801～02)に編纂された『武蔵志』に収録された「菅谷古館」⁽⁴⁾を比べると、上記と同じような相違点が見られる。①「大妻嵐山高校入口」の標示のある信号機のある交差点から嵐山町道(砂利道)を通り三ノ郭に入る入口となっている箇所に堀と土塁の切れ目が、「武州菅谷城」と同様に「菅谷古館」にはない。また、「菅谷古館」には三ノ郭内に段差が示されているが、これは、駐車場のある場所と博物館の建つ場所の高低差を表わしているものと考えることができる。②二ノ郭の北側と三ノ郭の南側の間の嵐山町道(砂利道)がある場所は堀があった。二ノ郭の北側に土塁が記されているが、今は削平されていない(ただし、土塁があったことを復元したツツジの植栽がある)。この堀は、東側の外堀には接続していない。③三ノ郭と西の郭の間の堀と土塁の切れ目は1か所である。④本郭の南側は、現在は「南郭」であると認識しているが「菅谷古館」では郭として認識していない。⑤現在、搦手口としている三ノ郭北側の虎口は、堀と土塁の切れ目が記されている一方、西ノ郭の西側には虎口はなく、西ノ郭と三ノ郭との間以外に、堀と土塁が切れ目なく描かれている。かつて、西ノ郭の西側の土塁の切れ目を「大手門跡」と呼称していたことがあった。しかし、後述するような理由により現在では西ノ郭に「大手門跡」があったという説明は行っていない。⑥西ノ郭の西側に、「ホリ田」と記され、泥田堀があったと認識している。

(5) 明治時代の史跡の状況

明治時代以降については、現状と絵図の比較しながら考察していく。明治以後も、菅谷城跡は菅谷村の一部であり、農民個々の私有地(宅地・耕作地)であった。

前述の明治12年(1879)3月日の日付を記した「畠山重忠之城跡現今之図」⁽⁹⁾と現状とを比べると、次のようなことが確認できる。①「大妻嵐山高校入口」の標示のある信号機のある交差点から嵐山町道(砂利道)を通り三ノ郭に入る入口となっている箇所の堀と土塁に赤色の線で道が記される。そして、史跡内には現在の嵐山町道(砂利道)とほぼ同じ場所に道筋が描かれ、三ノ

郭と二ノ郭を縦断し、本郭内に通じている(寛文12年の「武州菅谷城」や享和元～2年に作られた「菅谷古館」にはこの道は記載されていない)。現在あるこの道筋は、享和2年以降に造られた可能性がある。つまり、三ノ郭の土塁の切れ目は、享和2年以降に道を通すために造られたと考えることができる。あるいは、江戸時代の絵図は縄張図として描いたもので、城内の道は当初から記すことを考慮していなかったため描かれていなかったのかもしれない。②本郭を縦断した道は本郭の南側の土塁上で東側に折れ、その後、南下して都幾川の河原に接続している。この本郭南の土塁上から都幾川に至る道は現在ない。②一方、現在では本郭北側の堀に沿って本郭の西側の堀沿いを經由し都幾川に至る道があるが、この絵図には記されていない。この現在ある道筋は、嵐山カントリークラブのロッジが二ノ郭西側に建設[昭和36年(1961)から昭和41年(1966)の間]されて以降、都幾川とのアクセスの便を図るために、造られたものではなからうか。③三ノ郭の南側と二ノ郭の北側の間には現在、嵐山町道(砂利道)が通っているが、この絵図では、砂利道の部分が堀として描かれ、二ノ郭の北側には堀と土塁が描かれている。このことは、現在の砂利道は、この絵図が作成された時にはなく堀であったことがいえる。また、江戸期に描かれた絵図2点と同様に、この堀は、東側の外堀には接続していない。④現在「搦手門跡」と呼称している虎口が「追手口」(＝大手口)と記されている。⑤西ノ郭の西側には虎口がない。そして江戸時代の2枚の絵図には記されていた西ノ郭と三ノ郭の間、二ノ郭と本郭の間には堀と土塁に切れ目がない。⑥この絵図には、「口」と記された5か所の虎口が描かれている。前述の「追手口」のほか、本郭の東側にある現在では「生門跡」、三ノ郭と二ノ郭をつなぐ現在では「門跡」と呼称している場所は現在でも残っているが、西ノ郭北側で三ノ郭寄りの場所、二ノ郭の南西部の虎口は現在認識されていない。⑦本郭の南側に二ノ郭が回り込む(二ノ郭が本郭を囲む)ように描かれている。⑧現在は畠山重忠のコンクリート像(昭和4年(1429)建立)が建つ土塁には、明治12年当時、天神社があった。⑨史跡の外ではあるが、遺跡の東南、都幾川よりも北側の場所に、史跡に隣接して「長慶寺跡」と記されている。この長慶寺については、『新編武蔵風土記稿』や『武蔵志』における菅谷村の項に記述はない⁽⁵⁰⁾。

(6)大正時代の史跡の状況

菅谷館跡を県指定史跡とするために調査した結果をまとめた報告書『自治資料 埼玉縣史蹟名勝天然記念物調査報告 第一輯』⁽²⁾がある(県指定は大正12年3月31日)。ここには、「菅谷ノ館址」として、その所在地、現況、沿革、そして「菅谷館址現形全図」⁽⁵¹⁾が収録されている。この絵図の最大の特徴は、館跡の部分名称の詳細が初めて記されているところにある。しかし、名称を付すための根拠は記されていない。

郭の名称として、「10本丸曲輪跡」・「11二丸曲輪跡」・「12三丸曲輪跡」・「13外郭曲輪跡」が記されている。門の跡として、「14大手門跡」・「15正拵門跡」・「16搦手門跡」・「17二丸門跡」・「18本丸門跡」・「19生門通跡」がある。「14大手門跡」は、当時、「20旧鎌倉街道の道筋」と想定された側に面している土塁に切れ目があることから、この場所を城郭の正面口と考え、城の表門である大手の門跡として命名されたものと思われる。しかし今日では、鎌倉街道は館跡の西側の西ノ郭側ではなく、明治12年3月の日付を記した「畠山重忠之城跡現今之図」⁽⁹⁾に「町家跡 字本宿」とあるように史跡の東側、つまり現在の国立女性教育会館側を通っていたという説が有力となって

いることから、西ノ郭にある土塁の切れ目を大手口と断言することができなくなった。このほかに、本郭の内側に「8本営天守閣跡」、二ノ郭に「7菅谷館址碑石(中央大高櫓跡あり)」があったとされ、二ノ郭の土塁上で現在では重忠像の建つあたりに「6畠山殿五常石」が建てられていることがわかる。

現在当館発行のガイドブックなどで使用している菅谷館跡の部分名称は、基本的にこの大正期の資料をもとにしている。

なお、大正時代に作られた「菅谷館址現形全図」にも本郭の南側には名称が付されていない。

昭和48年(1973)に菅谷館跡が国指定史跡に指定され、翌年から博物館を建設するための事前調査の時に、本郭の南側の区画を南郭と呼び、これと区別するため「13外郭曲輪跡」を西ノ郭と改称し、今日に至っている。江戸時代の3枚の絵図には、本郭の南側に区画はなく、明治12年の絵図には二ノ郭が回り込むように描かれている。これら4枚の絵図が当時の状況を忠実に描いているとするならば、南郭の平場は、享和元～2年(1801～02)から明治12年(1879)の間に造られたことになる。

(7)昭和時代の史跡の状況

昭和7年(1932)に本郭内の西側部分に金鷄学院の施設として金鷄神社が建立された⁽²²⁾。

昭和20年(1945)敗戦後、米軍から菅谷接收の噂があり、GHQにより日本農士学校の解散が命じられる。そして、中心的存在であった金鷄神社の取り壊しが命じられ、昭和21年(1946)1月17日に解体される。

なお太平洋戦争前には、史跡の東側の溪谷は水田になっていたことが、「菅谷之荘 日本農士学校全図」⁽²²⁾から確認される。この史跡の東側の溪谷は、都幾川につながっているため、水田として造成される以前、都幾川に運ばれた物資が、この溪谷づたいに小舟に積み込まれて運ばれたのではなかろうか。また、本郭の東側の虎口は、大正12年(1923)時には前述の報告書にあるように「生門通跡」、現在では「生門跡」と呼称しているように、本郭に立て籠もった者たちが、外敵により攻撃され本郭内に侵入されそうになった際、生きるための避難口の役割を果たしていたのではなかろうか。

地元には太平洋戦争中および戦後間もない時期に、三ノ郭北側の土塁を崩し外堀を埋めて耕作地としたことが伝えられている。

このように、史跡は戦前民有地であったが、徐々に公有地化がすすめられ、現在では、全て公有地(埼玉県有地のほか、国有地と嵐山町有地もある)になっている。

3 発掘調査の成果から

菅谷城跡の三ノ郭の東側を発掘調査した結果、現在、駐車場のある場所に井戸があり、その井戸のなかに、正中3年(1326)や享徳2年(1453)などの年号を刻んだ板碑⁽³⁾が投棄されていたことがわかった。そして、享徳2年(1453)の板碑があまり風雨にさらされることなく、つまり造立してから時間をおかずに埋もれたことが、板碑の表面に残された金泥が残されていたことにより裏付けられた。このことから、遺構や板碑以外の出土遺物の考察も含め、三ノ郭の場所は、城としてか否かは別として1453年からほどなく再整備がなされたものと考えられないだ

ろうか。

水口・栗岡氏は、三ノ郭の東側の場所は、14世紀前半から16世紀初頭の期間を墓域として利用されていた時期、15世紀後半から16世紀前半を居住空間として機能していた時期と言及している。この考古学の成果は、先に述べた文献から15世紀後半の長享の乱時に須賀谷城を再興したという推論と時期は一致する。

なお、縄張調査により、土塁や堀の形状や特徴から、戦国大名系の技巧的な城郭遺構と判断、この遺構は小田原北条氏が北武蔵に進出した時代に造られたとする説(=16世紀後半の説)がある。縄張研究者が作成する縄張図は、発掘を伴わないため、橋口定志は、「縄張り調査は地表面観察によっているので、城の最終形態だけしか研究対象にできない」と指摘する。このため、築城とその後の改築を区別しなければならないのであるが、縄張調査ではそれを見分けることができない。やはり、発掘調査により土塁の断面を確認するとともに、そこに含まれる遺物から時期を確認しなければならないのである。ちなみに、菅谷城跡に関しては限られた場所での発掘であるため最終的な結論を出すことはできないが、これまでの発掘調査からは16世紀後半(小田原北条氏が北武蔵進出した後)の遺物は出土していないという。

結びにかえて(今後の課題)

以上言及してきたことをまとめることはしない。菅谷館跡については、重忠居住以前に、畠山氏によるなんらかの施設があったことを念頭に置いて、文献および発掘調査を行う必要があるだろう。また城絵図を含めた絵図については、それぞれの絵図の性格を踏まえうえて、再度検討すべきであろう。特に、大正期に大手門跡と呼称された土塁の切れ目は、城として使用されていた時からあったものなのか、また5次調査で確認された三ノ郭西側の土塁の切れ目は、果たして城として使用されていた時からあったものなのかなど、絵図と発掘成果との照合は欠かせない。

須賀谷城の築城についても、今後つめていかなければならないだろう。「須賀谷旧城再興」が提言された時期は、長享の乱の頃と推察されるので、それ以前であることには間違いない。鎌倉時代末期に作成された『宴曲抄』には「比企野が原」とある。また、『太平記』によれば、鎌倉街道上道沿いで史跡に近い笛吹峠(史跡から直線距離で南東方向に約3km)に戦に敗れた新田義宗軍が駐留していることが確認される。このことから、鎌倉街道上道沿いにおいて軍事的緊張があったことが想定される。この南北朝の内乱の時代に城が築かれた可能性があるのではなかろうか。史跡については、この時代の一次資料が確認されていないことから、空白の時期となっている。一次資料の探索はもとより、南北朝期の軍記物などを改めて点検する必要があるだろう。あるいは、長享2年の須賀谷原の戦いの際に須賀谷城が築かれたが後に放棄され、長享の乱の最中に再興されたものと考えべきか。

また、三ノ郭と西ノ郭の造成年代、造成理由の検討も必要であろう。藤木久志によれば、「二の曲輪より外側は地元の武家奉公人や百姓たちにも開かれていた、いわば公共の空間であった。」「どの城掟の曲輪観も実によく似ている。内郭は確かに禁域であったが、外郭(二の曲輪・三の曲輪・二の丸・三の丸)は、商人や客人や領民にいつも開かれ、いざという時は領域の住民たちの共同の避難所となった。」という⁽⁵²⁾。この言及をそのまま菅谷城に当てはめることは

許されない。しかし、これまで菅谷城の広大な三ノ郭は、小田原北条氏軍または鉢形城主北条氏邦軍の駐留地として言及されているのみであった。小田原北条氏は、豊臣秀吉との対決を想定し、天正15年(1587)頃から領内の城郭の整備を命じている。菅谷城がこの時期に整備されたことを示す古文書は確認されないが、この時期に手が加わっている可能性を否定することはできない。

そして菅谷城跡は、本郭内や二ノ郭内は平坦地となっているのに対し、三ノ郭は郭内に段差があり、西ノ郭内は傾斜がある。菅谷城の拡張・整備が数度にわたり行われたことを念頭に置きながら、文献調査および発掘調査を実施していかなければならない。嵐山町役場には、明治9年(1876)の菅谷村の公図が残されていることが確認できた。史跡解明ための課題は多く、未調査の資料はまだ残されているのである。

註

- (1) 国立公文書館蔵。刊本として『新編武蔵風土記稿』第10巻 雄山閣版を参照した。
- (2) 埼玉県 1923 『自治資料 埼玉縣史蹟名勝天然記念物調査報告 第一輯』(のち1989年に埼玉県立浦和図書館により、埼玉県立図書館復刻叢書(十二)として復刻)
- (3) 埼玉県教育委員 1977 「埼玉県埋蔵文化財調査報告第6号 菅谷館跡 埼玉県立歴史資料館建設用地発掘調査報告」、埼玉県教育委員会 1977 「埼玉県遺跡発掘調査報告第14集 菅谷館跡 国道254号(嵐山バイパス)改良工事に伴う発掘調査報告」、埼玉県立歴史資料館 1979 「菅谷館跡環境整備基本構想」
- (4) 小野義信 1984 「比企地方の中世城郭 その3 一国指定史跡 菅谷館跡の構造について」(埼玉県立歴史資料館『研究紀要』第6号)ただし、縄張についての考察はあるものの、関係文書・城絵図については紹介にとどまり分析は行っていない。
- (5) 水口由起子・栗岡真理子 2003 「菅谷館跡出土遺物の再検討」(埼玉県立歴史資料館『研究紀要』第25号)
- (6) 埼玉県立嵐山史跡の博物館 2010 「遺物が語る中世の館と城 ～菅谷館跡の理解のために～」(埼玉県立嵐山史跡の博物館)・測量図はここに掲載される。
- (7) 梅沢太久夫 2003 『城郭資料集成 中世北武蔵の城』岩田書院、2018 『埼玉の城 127城の歴史と縄張』まつやま書房など。
- (8) 航空写真：国土地理院：昭和36年5月(KT-61-5C3A-009)、埼玉県立文書館：昭和41年9月(A-10-07)などで確認することができる。
- (9) 埼玉県立嵐山史跡の博物館蔵(資料番号 SHI1984-008-01)
- (10) 個人蔵。画像は、埼玉県嵐山史跡の博物館 2019 「嵐山史跡の博物館ガイドブック2 改訂版 国指定史跡比企城館跡群 菅谷館跡」p.4 参照。
- (11) 陸奥津軽家に伝承。現在、人間文化研究機構国文学研究資料館蔵。画像は、埼玉県嵐山史跡の博物館 2019 「嵐山史跡の博物館ガイドブック2 改訂版 国指定史跡比企城館跡群 菅谷館跡」p.3 参照。
- (12) 千田嘉博 2013 『信長の城』岩波新書
- (13) 嵐山町遺跡調査会 1987 『嵐山町遺跡調査会報告3 行司免遺跡―遺構図版編―』、嵐山町遺跡調査会 1988 『嵐山町遺跡調査会報告4 行司免遺跡―本文編―』、嵐山町遺跡調査会 1988 『嵐山町遺跡調査会報告5 行司免遺跡―遺物図版編―』
- (14) 安田元久 1984 『武蔵の武士団 ―その成立と故地をさぐる』有隣堂、清水 亮 2018 『中世武士畠山重忠秩父平氏の嫡流』吉川弘文館など
- (15) 県指定文化財 鑄銅経筒。埼玉県立嵐山史跡の博物館寄託資料。画像は、埼玉県嵐山史跡の博物館 2013 「嵐山史跡の博物館ガイドブック1 菅谷館の主 畠山重忠」p.1 参照。
- (16) 野口 実 2004 「鎌倉武士の心性」(五味文彦・馬淵和雄編『中世都市鎌倉の実像と境界』高志書院に所収)
- (17) 野口 実 2007 『源氏と坂東武士』吉川弘文館
- (18) 埼玉県神社庁神社調査団編 1992 『埼玉の神社 大里・北葛飾・比企』p.1412。伝承で「菅谷城」としているのは、『新編武蔵風土記稿』に「畠山重忠居城」とあることを受けたものかもしれない。
- (19) 菅谷は現在では比企郡内にある。「小袈郡菅屋」とあることから、史跡菅谷館跡の場所と異なる場所からの出陣と推察する方もおられよう。しかし、註14の安田著書をはじめ、郡の領域は時代によって変化していることを指摘し、この男袈郡菅屋は、現在の比企郡嵐山町菅谷であるとしている。

- (20) 福島正義 1990 『武蔵武士—そのロマンと栄光』さきたま出版
- (21) 『新編武蔵風土記稿』第10巻 雄山閣版 p.31
- (22) 日本農士学校・郷学研修所・安岡正篤記念館創立記念事業実行委員会編 2001 『菅谷之荘七十年史』財団法人郷学研修所・安岡正篤記念館
- (23) 渡 政和 1990・1991 「鎌倉時代の畠山氏について」(『研究紀要』第12・13号 埼玉県立歴史資料館)
- (24) 1925 『続群書類従』第19輯下 群書類従完成会 p.113、写本は国立公文書館などに収蔵されている。
- (25) 『梅花無尽蔵』では「須賀谷」と記している。一方、長享2年の翌年である延徳元年に上杉定正が作成した上杉定政書状写(『古証文』2所収・『新編埼玉県史 資料編5』1019号文書)の第24条では、「須賀谷原之合戦」とある。なお『北条記』(人物往来社判)では、「須賀原」とあるが、註で須賀谷原の誤としている。
- (26) 嵐山町遺跡調査会 2001 「嵐山町遺跡調査会報告11 須賀谷原遺跡」
- (27) 市木武雄編著 1993 『梅花無尽蔵注釈』1 続群書類従完成会
- (28) 作成年・編者不詳「北条記」巻第二所収 三 高見原合戦之事(萩原龍夫校注 1966 『第二期戦国史料叢書 1 北条資料集』新人物往来社 p.19)
- (29) 寛文10年(1670) 林 羅山・林 鷲峯(春齋)「本朝通鑑」(1918 『本朝通鑑』国書刊行会)。国立国会図書館蔵(1918-20)
- (30) 佐藤博信 2006 『中世東国 足利・北条氏の研究』岩田書院
- (31) 竹井英文 2007 「戦国前期東国の戦争と城郭 —「杉山城問題」に寄せて—」『千葉史学』51号。のち黒田基樹編 2014 『山内上杉氏』戎光祥出版に採録 pp.255-257)
- (32) 『神奈川県史』資料編所収6331号文書(雲頂庵文書)
- (33) ウィキペディア 長享の乱。この記載は、①峰岸純夫・片桐昭彦編 2005 『戦国武将合戦事典』吉川弘文館、②千野原靖方 2006 『関東戦国史(全)』崙書房出版、③佐脇栄智 1997 「第1部第1章 太田道灌謀殺と長享の大乱」『後北条氏と領国経営』吉川弘文館をもとにしている。
- (34) 『新編埼玉県史 資料編6』所収51号文書(佐竹文書)・『神奈川県史 資料編』所収6451号
- (35) (竹井英文 2007 「戦国前期東国の戦争と城郭 —「杉山城問題」に寄せて—」『千葉史学』51号。後に黒田基樹編 『山内上杉氏』戎光祥出版に採録 pp.255-257)
- (36) 峰岸純夫・川崎千鶴校訂 2011 『松陰私語』八木書店 pp.89-90
- (37) 埼玉県教育委員会編 1968 『埼玉の館城跡』埼玉県教育委員会。後1987年に国書刊行会により復刻。
- (38) 新田町誌編さん室 1984 『新田町誌』第四巻 特集号新田荘と新田氏
- (39) 高橋隆三編 1958~1967 『実隆公記』続群書類従完成会
- (40) 森田慎一 2014 『上杉顕定 古河公方との対立と関東の大乱』戎光祥出版 pp.94-95
- (41) 『神奈川県史』資料編3所収2520号文書(堀内文書)。黒田基樹編著『山内上杉氏』戎光祥出版 p.247
- (42) 埼玉県 1986 『新編埼玉県史』資料編8 中世4 記録2 p.744
- (43) 1990 『武蔵武士—そのロマンと栄光』さきたま出版会
- (44) 『戦国遺文 後北条氏編第三巻』東京堂出版 所収2450号文書
- (45) 毛利博物館蔵
- (46) 毛利博物館蔵
- (47) 陸軍士官学校 1900
- (48) 埼玉県 1979 『新編埼玉県史』資料編10 近世1・地誌 p.235
- (49) 国立公文書館蔵の原本に収録される図は、埼玉県嵐山史跡の博物館 2019 「嵐山史跡の博物館ガイドブック2 改訂版 国指定史跡比企城館跡群 菅谷館跡」p.4参照。
- (50) 『武蔵国郡村誌』第六巻所収の菅谷村の項(p.320)によれば、東昌寺は、「(前略)古は長慶寺と称し、村の東方にありしを、寛文の初、今の地に移し東昌寺と改め、僧伊芳を以再興開山となす」とあり、長慶寺は、寛文年間(1661~1673年)の初めに、現在地(嵐山町菅谷9)に移り、寺名も代ったことが確認される。
- (51) 画像は、註2または、埼玉県嵐山史跡の博物館 2019 「嵐山史跡の博物館ガイドブック2 改訂版 国指定史跡比企城館跡群 菅谷館跡」p.6参照。
- (52) 藤木久志 2005 『新版 雑兵たちの戦場 中世の傭兵と奴隷狩り』朝日新聞社 pp.169-171

秩父郡小鹿野町下塚居古墳副葬玉の検討

青 笹 基 史

はじめに

秩父郡小鹿野町は埼玉県西部に位置する町であり(図1)、町内に所在する下塚居古墳の副葬矢鏃と石室の資料化は既に提示している(青笹2019, 2020)。引き続き下塚居古墳の基礎的な情報を提示することを目的として、本稿では副葬品のうち玉について資料化をおこなう。

下塚居古墳は墳丘規模が約14m以上の円墳で、埋葬施設に無袖羽子板形横穴式石室を採用している古墳である。石室内からは原位置を保っていないが副葬品が出土している。その内訳は、武器(弓矢)・装身具(玉・耳環)・工具(刀子)・土器(須恵器・土師器)である。

本稿では副葬品のうち玉について、その構成と年代的な位置付けについて検討する。具体的には、玉の素材と法量を明らかにし個々の種類の玉の年代的な位置付けをさぐる。さらに、異なる種類の玉が一連の環であるかを検証する。そのうえで、こうした手順で位置付けた玉の年代観とこれまでに位置付けてきた石室や矢鏃の年代観との整合性を確認する。

1. 下塚居古墳の概要

下塚居古墳は、秩父盆地において赤平川が蛇行する北岸の段丘上に位置する千尋原古墳群中の円墳である(図2)。1994年に発掘調査された古墳で、筆者は2017年から小鹿野町で基礎的な情報の提示を目的として遺物と図面類を対象とした調査を実施している。

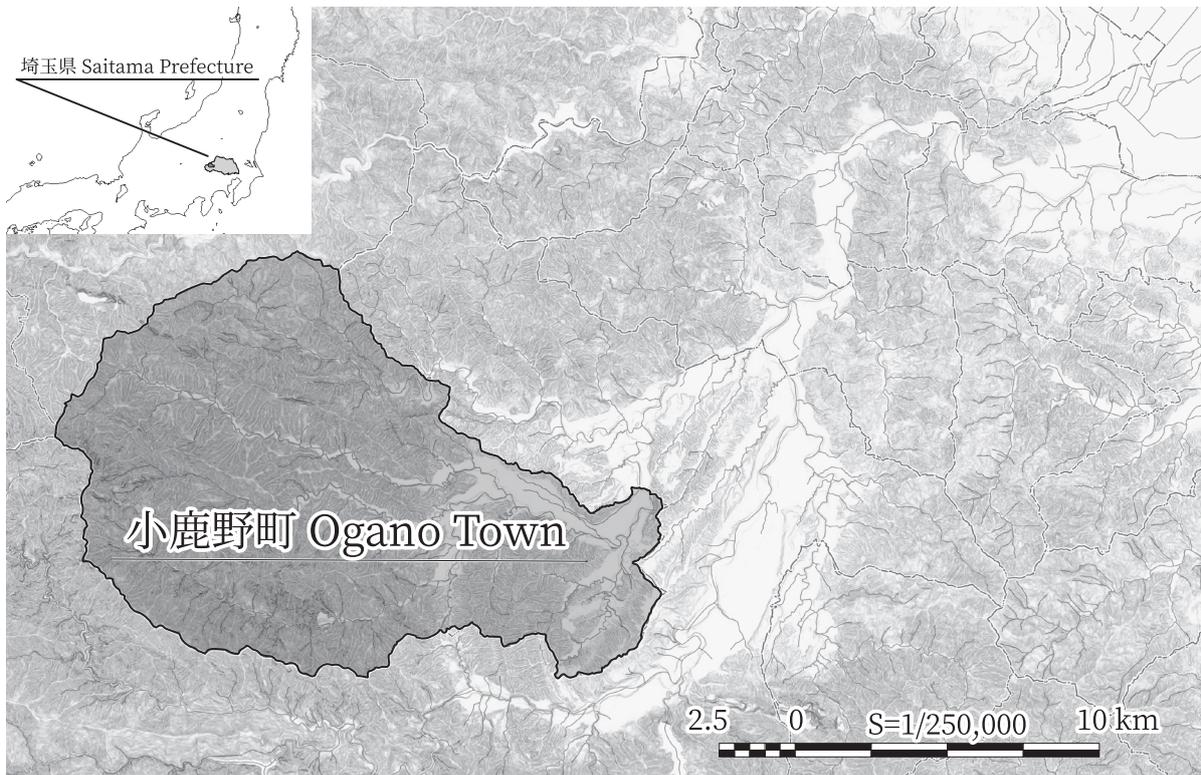


図1 小鹿野町の地理的環境



図2 小鹿野町における古墳の分布(上)と古墳の集中域における下塚居古墳の立地(下)

調査の結果、この古墳の埋葬施設は全長5.55mを測る無袖羽子板形横穴式石室であることが判明した。また、閉塞石が認められることから短いながらも羨道部の存在が指摘でき、墳丘内に馬蹄形控え積みをもつことが判明している。石室を立面で見ると、上に向かって斜めにせりあがっている状況がうかがえる。石材は羨道部と玄室で大きさが異なり、玄室は長辺積みによって構築されたと考えられる(青笹2020)。

調査の図面と写真から鑑みると当時の墳丘に対する認識と現段階の認識の間には差があるといえる。調査当時の秩父郡域における古墳の墳丘に関する認識は、明治大学による秩父市原谷1号・4号墳の発掘調査報告の成果によっていたものと考えられる。大塚初重は原谷1号・4号墳の調査報告に際し、秩父郡域の古墳が積石塚をさらに土で覆う特異な構造をもつ古墳として注目している(大塚1959)。下塚居古墳の調査当時に秩父郡域の数少ない古墳の発掘調査の事例を参照しなかったとは考えがたく、現段階で裏込構造として認識している控え積みを、調査時には積石塚として把握したものと推測する。

なお、調査図面のうち平面図からは外護列石の存在が確認でき、断面図からは外護列石より外側に石が表現されていることが確認できる。断面図に表現される石が葺石であれば、外護列石から約1.4m離れた地点に幅約85cmにわたる葺石が存在したことになる。また写真からも外護列石の外側の葺石が認められる(写真1・2)。



写真1 石室から東側墳丘を臨む

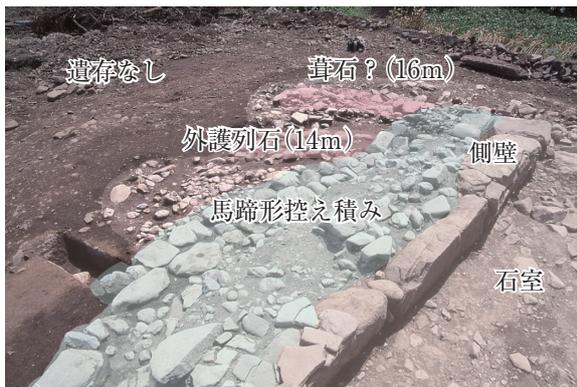


写真2 墳丘残存状況イメージ

これらの状況を整理して墳丘規模を復原した(図3)⁽¹⁾。

外護列石の円弧から導き出される墳丘の復原径は約14mとなり、断面に表現される石を外護列石と同じ円弧で復原した場合には墳丘径は約16mとなる。なお、控え積みの長径は8.35mを測る⁽²⁾。下塚居古墳の墳丘規模は約14m以上であることは確実に、最大約16mの二段築成の円墳である可能性がある。ただし、外側の葺石については写真や断面図を通じてその存在を確認できるものの、平面図上にその範囲が示されておらず、外護列石の円弧で想定復原したものであり、注意が必要である。

石室内の遺物は上下2面に分けて取り上げられている。レベルの読み値からすると、矢鏃・銭貨・土器類・人骨が出土する面が上面、矢鏃・玉・耳環・刀子が出土する面が下面であると捉えられる。上面は遅くとも中世までに攪乱され、下面は中世以前の状況を示すものである。上面に矢鏃が移動していることを踏まえると、下面の状況は原位置とは考えがたい。しかし、各副葬品がまとまって出土していることから、後世の移動は小さいと想定できる。

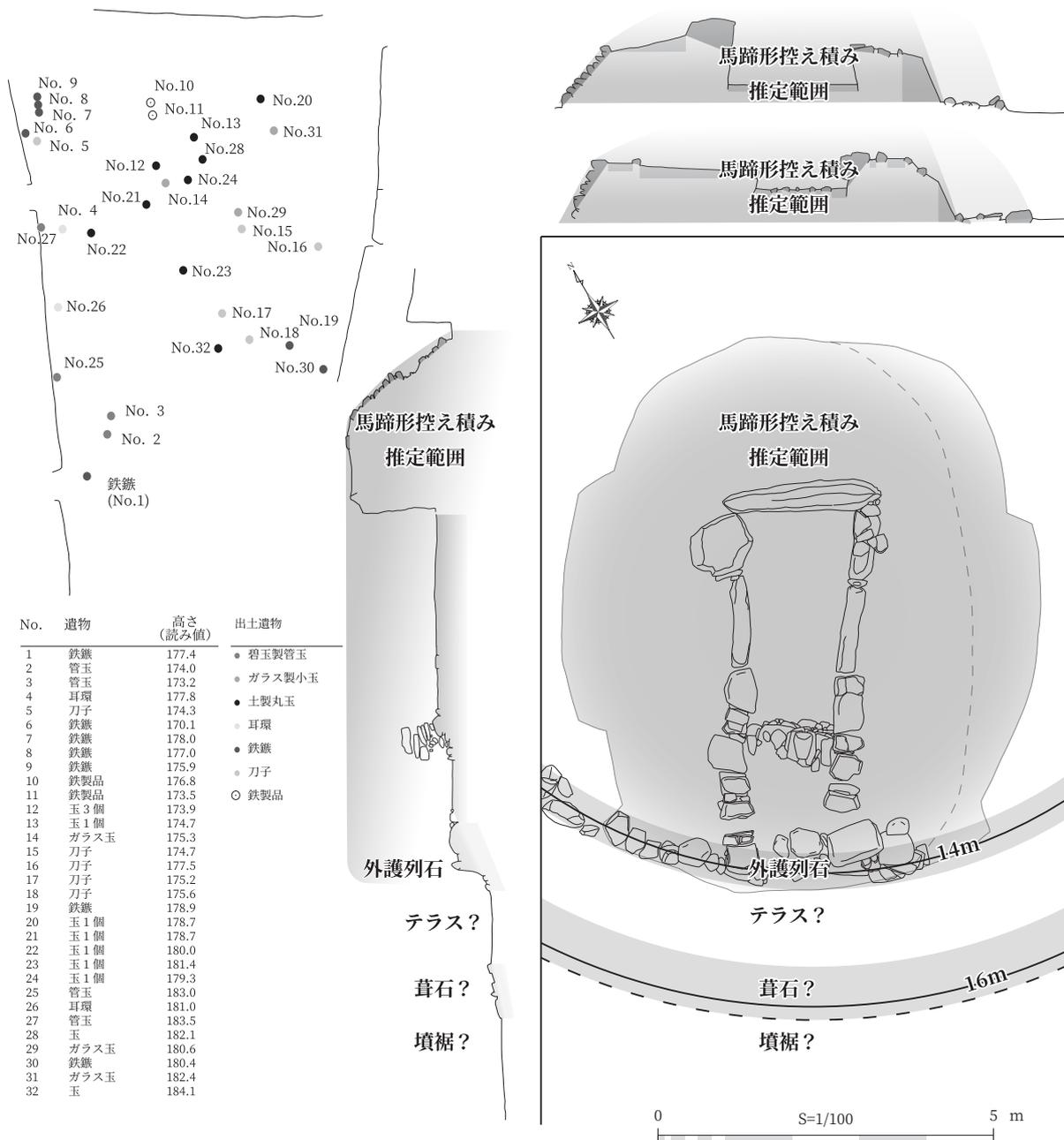


図3 下塚居古墳副葬品出土状況と墳丘復原図

2. 下塚居古墳出土遺物の概要

下塚居古墳出土遺物については前稿で整理しているが(青笹2019)、改めてその概要について述べる。ここでは調査図面に記載される遺物と、現況で所在が確認できた遺物についてまとめている(表1)。今回の調査で確認できた遺物は、鏃39点・弓金具3点・刀子6点・耳環2点・玉29点・銭貨15点である。図面に掲載される土師器1点・須恵器3点・陶器1点・人骨については前回に引き続きその所在を確認することができなかった。なお、2018年の調査時には観察・計数できなかった弓金具1点と刀子5点を前稿の計数に加えている⁽³⁾。

現況では下塚居古墳には武器・装身具・工具・土器が副葬されていたと考えられる。とくに、まとまった数の矢鏃が石室内から出土したことから、刀子の点数が多いことは特筆される。しかし、刀子については基礎的情報の提示ができていないうえに、刀子の多量副葬という現象の意義については類例を含め考究していく必要があるため、本稿では言及しない。

表1 下塚居古墳出土遺物台帳

| 台帳No. | 素材 | 資料 | 掲載年 | 図No. | 備考 | 台帳No. | 素材 | 資料 | 掲載年 | 図No. | 備考 |
|-------|----|-----|------|-------|--------|-------|-----|-----|------|-------|-------|
| 1 | 鉄 | 鍬 | 2019 | 6 図1 | 短頸式 | 51 | 碧玉 | 管玉 | 2021 | 4 図1 | |
| 2 | 鉄 | 鍬 | 2019 | 6 図2 | 短頸式 | 52 | 碧玉 | 管玉 | 2021 | 4 図2 | |
| 3 | 鉄 | 鍬 | 2019 | 6 図3 | 長頸式 | 53 | 碧玉 | 管玉 | 2021 | 4 図3 | |
| 4 | 鉄 | 鍬 | 2019 | 6 図4 | 長頸式 | 54 | 碧玉 | 管玉 | 2021 | 4 図4 | |
| 5 | 鉄 | 鍬 | 2019 | 6 図5 | 長頸式 | 55 | ガラス | 丸玉 | 2021 | 5 図5 | |
| 6 | 鉄 | 鍬 | 2019 | 6 図6 | 長頸式 | 56 | ガラス | 小玉 | 2021 | 5 図6 | |
| 7 | 鉄 | 鍬 | 2019 | 6 図7 | 長頸式 | 57 | ガラス | 小玉 | 2021 | 5 図7 | |
| 8 | 鉄 | 鍬 | 2019 | 7 図8 | 有頸平根式 | 58 | ガラス | 小玉 | 2021 | 5 図8 | |
| 9 | 鉄 | 鍬 | 2019 | 7 図9 | 長頸式 | 59 | 琥珀 | 棗玉 | 2021 | 6 図9 | |
| 10 | 鉄 | 鍬 | 2019 | 7 図10 | 長頸式 | 60 | 土 | 丸玉 | 2021 | 6 図10 | |
| 11 | 鉄 | 鍬 | 2019 | 7 図11 | 長頸式 | 61 | 土 | 丸玉 | 2021 | 6 図11 | |
| 12 | 鉄 | 鍬 | 2019 | 7 図12 | 長頸式 | 62 | 土 | 丸玉 | 2021 | 6 図12 | |
| 13 | 鉄 | 鍬 | 2019 | 7 図13 | 長頸式 | 63 | 土 | 丸玉 | 2021 | 6 図13 | |
| 14 | 鉄 | 鍬 | 2019 | 7 図14 | 長頸式 | 64 | 土 | 丸玉 | 2021 | 6 図14 | |
| 15 | 鉄 | 鍬 | 2019 | 7 図15 | 有頸平根式 | 65 | 土 | 丸玉 | 2021 | 6 図15 | |
| 16 | 鉄 | 鍬 | 2019 | 7 図16 | 長頸式 | 66 | 土 | 丸玉 | 2021 | 6 図16 | |
| 17 | 鉄 | 鍬 | 2019 | 7 図17 | 長頸式 | 67 | 土 | 丸玉 | 2021 | 6 図17 | |
| 18 | 鉄 | 鍬 | 2019 | 8 図20 | 長頸式 | 68 | 土 | 丸玉 | 2021 | 6 図18 | |
| 19 | 鉄 | 鍬 | 2019 | 8 図21 | 長頸式 | 69 | 土 | 丸玉 | 2021 | 6 図19 | |
| 20 | 鉄 | 鍬 | 2019 | 8 図22 | 有頸平根式 | 70 | 土 | 丸玉 | 2021 | 6 図20 | |
| 21 | 鉄 | 鍬 | 2019 | 8 図23 | 長頸式 | 71 | 土 | 丸玉 | 2021 | 7 図21 | |
| 22 | 鉄 | 鍬 | 2019 | 8 図24 | 長頸式 | 72 | 土 | 丸玉 | 2021 | 7 図22 | |
| 23 | 鉄 | 鍬 | 2019 | 8 図25 | 長頸式 | 73 | 土 | 丸玉 | 2021 | 7 図23 | |
| 24 | 鉄 | 鍬 | 2019 | 8 図26 | 長頸式 | 74 | 土 | 丸玉 | 2021 | 7 図24 | |
| 25 | 鉄 | 鍬 | 2019 | 8 図27 | 長頸式 | 75 | 土 | 丸玉 | 2021 | 7 図25 | |
| 26 | 鉄 | 鍬 | 2019 | 8 図28 | 長頸式 | 76 | 土 | 丸玉 | 2021 | 7 図26 | |
| 27 | 鉄 | 鍬 | 2019 | 8 図29 | 長頸式 | 77 | 土 | 丸玉 | 2021 | 7 図27 | |
| 28 | 鉄 | 鍬 | 2019 | 8 図30 | 長頸式 | 78 | 土 | 丸玉 | 2021 | 7 図28 | |
| 29 | 鉄 | 鍬 | | | 無茎式 | 79 | 土 | 丸玉 | 2021 | 7 図29 | |
| 30 | 鉄 | 鍬 | | 非掲載 | 長頸式 | 80 | 銅 | 銭貨 | | | |
| 31 | 鉄 | 鍬 | | 非掲載 | 長頸式 | 81 | 銅 | 銭貨 | | | |
| 32 | 鉄 | 鍬 | | 非掲載 | 長頸式 | 82 | 銅 | 銭貨 | | | |
| 33 | 鉄 | 鍬 | | 非掲載 | 長頸式 | 83 | 銅 | 銭貨 | | | |
| 34 | 鉄 | 鍬 | | 非掲載 | 長頸式 | 84 | 銅 | 銭貨 | | | |
| 35 | 鉄 | 鍬 | | 非掲載 | 長頸式 | 85 | 銅 | 銭貨 | | | |
| 36 | 鉄 | 鍬 | | 非掲載 | 長頸式 | 86 | 銅 | 銭貨 | | | |
| 37 | 鉄 | 鍬 | | 非掲載 | 長頸式 | 87 | 銅 | 銭貨 | | | |
| 38 | 鉄 | 鍬 | | 非掲載 | 長頸式 | 88 | 銅 | 銭貨 | | | |
| 39 | 鉄 | 鍬 | | 非掲載 | 長頸式 | 89 | 銅 | 銭貨 | | | |
| 40 | 鉄 | 弓金具 | 2019 | 7 図18 | | 90 | 銅 | 銭貨 | | | |
| 41 | 鉄 | 弓金具 | 2019 | 7 図19 | | 91 | 銅 | 銭貨 | | | |
| 42 | 鉄 | 弓金具 | | | | 92 | 銅 | 銭貨 | | | |
| 43 | 鉄 | 刀子 | | | | 93 | 銅 | 銭貨 | | | |
| 44 | 鉄 | 刀子 | | | | 94 | 銅 | 銭貨 | | | |
| 45 | 鉄 | 刀子 | | | | 95 | 土 | 土師器 | | | 所在未確認 |
| 46 | 鉄 | 刀子 | | | | 96 | 土 | 須恵器 | | | 所在未確認 |
| 47 | 鉄 | 刀子 | | | | 97 | 土 | 須恵器 | | | 所在未確認 |
| 48 | 鉄 | 刀子 | | | | 98 | 土 | 須恵器 | | | 所在未確認 |
| 49 | 鉄 | 耳環 | | | 鉄地金銅張か | 99 | 土 | 陶器 | | | 所在未確認 |
| 50 | 鉄 | 耳環 | | | 鉄地金銅張か | 100 | - | 人骨 | | | 所在未確認 |

3. 下塚居古墳の副葬玉について

下塚居古墳からは玉が29点出土した。今回の調査ですべての玉の計測と図化を実施した。玉はすべて同じ箱に収蔵されている。出土時に付けた番号が記されているラベルについては観察表にラベル記載番号を記入している(表2)。

玉は石室内下面からの出土のみで上面からは出土していない。これは玉が中世以前の攪乱によって動かされ、その後、中世までには石室内に土が堆積し、埋もれていた状況を示すと考えられる。副葬後から中世までの間に副葬品が持ち去られている可能性を考慮する必要があるものの、こうした状況からは矢鏃が上下両面ともに散在している状況とは異なり、玉は比較的攪乱による移動が少なかったことが想定される。図面に記載されるレベルの読み値からは下面の副葬品の床面からの位置が判然としない。①断面図にみられる奥壁石が石室床面から約1.3mの高さであること、②上面の遺物取り上げの読み値が91.9-123.0と30cmの差を内包すること、③上面最低と下面最高の地点で読み値に55cmの差があることを踏まえると、読み値のうえでは下面は上面最高地点より85cm下に位置すると考えられ、下面の高さは床面に近いことが想定される。また、玉の出土状況は平面では床面中央付近に集中する。

玉の内訳は碧玉製管玉4点・ガラス製丸玉4点・琥珀製棗玉1点・土製丸玉20点である。以下で資料の記述を進める(図4～7)。

1 碧玉製管玉 (濃緑色) 径10.0mm、全長30.0mm、孔径3.2mmを測る、円筒状の外観をしている。側面には長軸方向に細かな擦痕がみられる。穿孔は上下面の孔径を観察する限りでは穿孔上部が下部に比べて大きく開口しており、片面穿孔と捉えられる。上下両面ともに擦痕がみられ、穿孔後に剥離痕にミガキをかけている様子が看取される。孔内部の観察では糸の残存や糸ズレなどの痕跡は確認できなかった。孔径の差は穿孔具の回転軸のブレによるものと思われるが、穿孔下部の剥離は小さく、慎重に穿孔されたことがうかがえる。また剥離痕をミガキにより整形していることと併せて考えると、丁寧な作りであるといえる。

2 碧玉製管玉 (濃緑色) 径10.4mm、全長27.7mm、孔径3.0mmを測る、円筒状の外観をしている。側面には長軸方向に細かな擦痕がみられる。穿孔は上下面の孔径を観察する限りでは穿孔上部が下部に比べて大きく開口しており、片面穿孔と捉えられる。上下両面ともに擦痕がみられ、穿孔後に剥離痕にミガキをかけている様子が看取される。孔内部の観察では糸の残存や糸ズレなどの痕跡は確認できなかった。1と同様に丁寧な作りであるといえる。

3 碧玉製管玉 (濃緑色) 径10.2mm、全長25.0mm、孔径2.7mmを測る、円筒状の外観をしている。側面には長軸方向に細かな擦痕がみられる。穿孔は上下面の孔径を観察する限りでは穿孔上部が下部に比べて大きく開口しており、片面穿孔と捉えられる。上下両面ともに擦痕がみられ、穿孔後に剥離痕にミガキをかけている様子が看取される。孔内部の観察では糸の残存や糸ズレなどの痕跡は確認できなかった。1と同様に丁寧な作りであるといえる。

4 碧玉製管玉 (濃緑色) 径8.0mm、全長25.2mm、孔径2.5mmを測る、円筒状の外観をしている。側面には長軸方向に細かな擦痕がみられる。穿孔は上下面の孔径を観察する限りでは穿孔上部が下部に比べ開口しており、片面穿孔の可能性が高い。上下両面ともに擦痕がみられ、穿孔後に剥離痕にミガキをかけている様子が看取される。孔内部の観察では糸の残存や糸ズレなどの痕跡は確認できなかった。1と同様に丁寧な作りであるといえる。

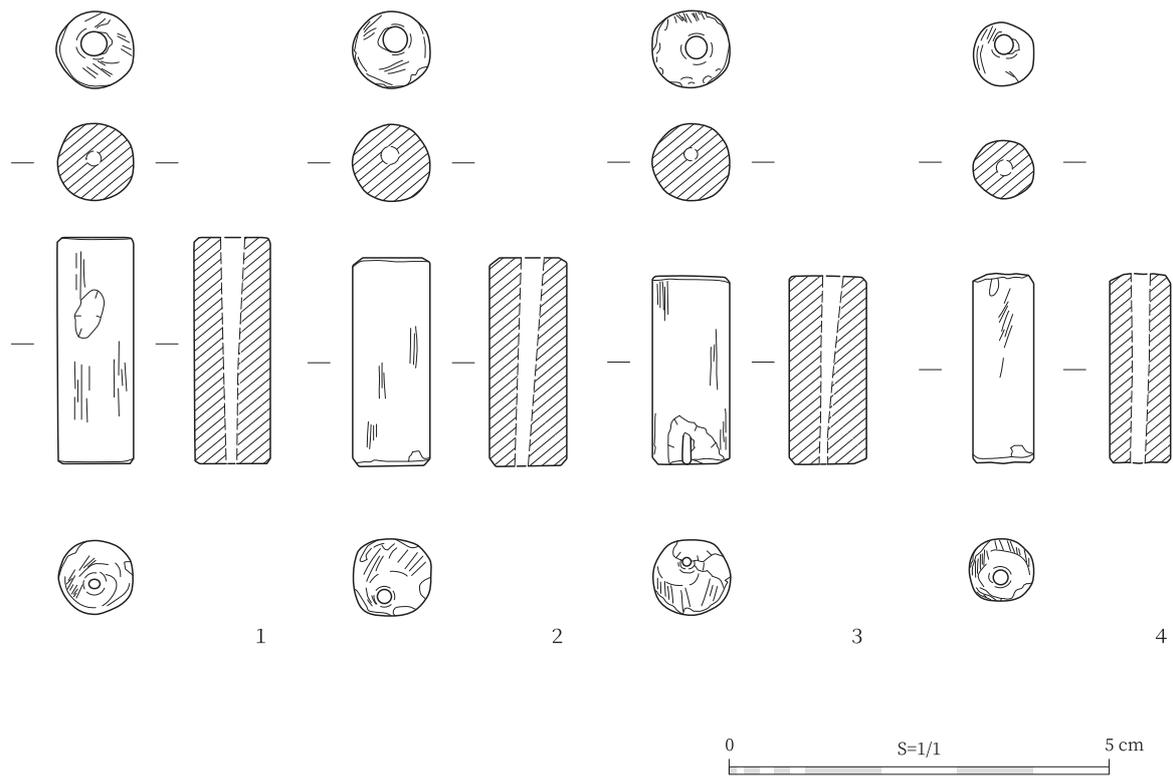


図4 下塚居古墳副葬玉類(1)碧玉製管玉

5 ガラス製丸玉 (濃青色) 径4.5mm、全長8.0mm、孔径2.0mmを測る、円球状の外観をしている。濁った色合いで内部に気泡列は確認できず、外表壁面に部分的な荒れがみられることから、鑄型との接触面が想定され、鑄型法により製作されたものと考えられる。下面は平坦に作出されるが、上面の面はやや斜めに作出されており、鑄型から取り出したあとの上面の整形はあまり丁寧におこなわれなかったことが想定される。

6 ガラス製小玉 (淡水色) 径3.0mm、全長2.5mm、孔径1.0mmを測る、円球状の外観をしている。濁った色合いで内部に気泡列は確認できず、外表壁面に部分的な荒れがみられることから、鑄型との接触面が想定され、鑄型法により製作されたものと考えられる。下面は平坦に作出されるが、上面の面はやや斜めに作出されている。5と同様、鑄型から取り出したあとの上面の整形は丁寧ではない。全体の法量は5に比べて小型である。

7 ガラス製小玉 (淡水色) 径3.0mm、全長2.5mm、孔径1.0mmを測る、円球状の外観をしている。濁った色合いで内部に気泡列は確認できず、外表壁面に部分的な荒れがみられることから、鑄型との接触面が想定され、鑄型法により製作されたものと考えられる。下面は平坦に作出されるが、上面の面はやや斜めに作出されている。6と同様、鑄型から取り出したあとの上面の整形は丁寧ではなく、法量も小さい。

8 ガラス製小玉 (淡水色) 径3.0mm、全長2.5mm、孔径1.0mmを測る、円球状の外観をしている。濁った色合いで内部に気泡列は確認できず、外表壁面に部分的な荒れがみられることから、鑄型との接触面が想定され、鑄型法により製作されたものと考えられる。下面は平坦に作出されるが、上面は丸みを帯びている。5～7とは異なり鑄型から取り出したあとの上面はほとんど整形をしていない。法量が小さいことは6・7と共通する。

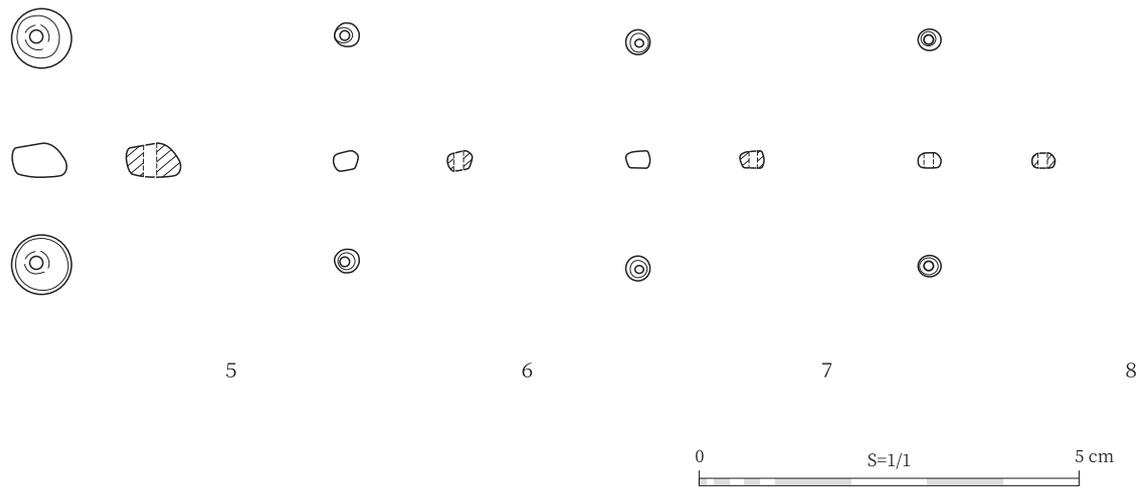


図5 下塚居古墳副葬玉類(2)ガラス製丸玉・小玉

9 琥珀製棗玉 (茶褐色) 径8.0mm、全長7.5mm、孔径2.5mmを測る、現状では円錐状で、大半を欠損している。原状は円筒状で上下の先端が先細りする形状であったことが想定される。色調は全体に明るく、とくに表面は明茶褐色である。遺存状態が悪いため断言はできないが、遺存箇所の表面に稜は認めがたい。

10 土製丸玉 (暗茶褐色) 径7.0mm、全長6.5mm、孔径2.0mmを測る、円球形の外観をしている。焼成は良好である。穿孔方向は明確ではないものの、上下両面の孔径に差がみられないことから両面穿孔の可能性が高い。孔内部の観察から成形・穿孔ののちに焼成したと考えられる。

11 土製丸玉 (暗茶褐色) 径6.5mm、全長5.0mm、孔径2.0mmを測る、円球形の外観をしている。焼成は良好で、穿孔方向は明確ではない。10と同様の特徴であると考えられる。

12 土製丸玉 (暗茶褐色) 径8.0mm、全長6.0mm、孔径2.0mmを測る、円球形の外観をしている。焼成は良好で、穿孔方向は明確ではない。10と同様の特徴であると考えられる。

13 土製丸玉 (暗茶褐色) 径7.5mm、全長4.5mm、孔径2.0mmを測る、円球形の外観をしている。焼成は良好で、穿孔方向は明確ではない。10と同様の特徴であると考えられる。

14 土製丸玉 (暗茶褐色) 径8.0mm、全長6.5mm、孔径2.0mmを測る、円球形の外観をしている。焼成は良好で、穿孔方向は明確ではない。10と同様の特徴であると考えられる。

15 土製丸玉 (黄白色) 径10.5mm、全長9.0mm、孔径2.0mmを測る、円球形の外観をしている。焼成はやや良好で、穿孔方向は明確ではない。明るい色調で素焼きと考えられる。

16 土製丸玉 (橙褐色) 径11.0mm、全長10.0mm、孔径2.5mmを測る、円球形の外観をしている。焼成はやや良好で、穿孔方向は明確ではない。15と同様の特徴であると考えられる。

17 土製丸玉 (暗茶褐色) 径6.5mm、全長4.5mm、孔径2.0mmを測る、円球形の外観をしている。焼成は良好で、穿孔方向は明確ではない。10と同様の特徴であると考えられる。

18 土製丸玉 (暗茶褐色) 径7.5mm、全長6.0mm、孔径1.5mmを測る、円球形の外観をしている。焼成は良好で、穿孔方向は明確ではない。10と同様の特徴であると考えられる。

19 土製丸玉 (暗茶褐色) 径7.0mm、全長4.5mm、孔径1.5mmを測る、円球形の外観をしている。焼成は良好で、穿孔方向は明確ではない。10と同様の特徴であると考えられる。

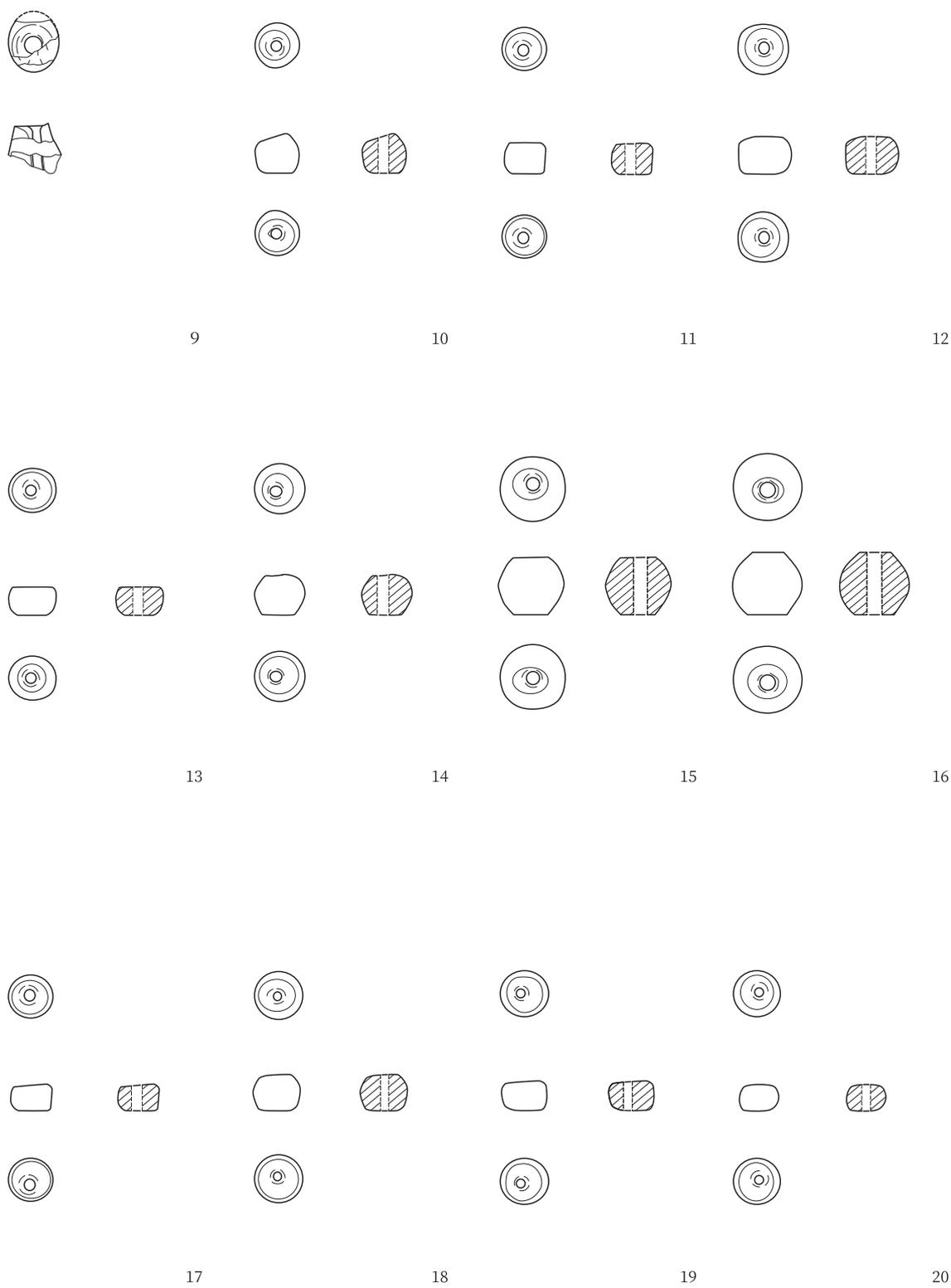


图6 下塚居古墳副葬玉類(3)琥珀製棗玉・土製丸玉

- 20 土製丸玉（暗茶褐色） 径6.0mm、全長4.0mm、孔径1.5mmを測る、円球形の外観をしている。焼成は良好で、穿孔方向は明確ではない。10と同様の特徴であると考えられる。
- 21 土製丸玉（暗茶褐色） 径6.5mm、全長4.5mm、孔径1.5mmを測る、円球形の外観をしている。焼成は良好で、穿孔方向は明確ではない。10と同様の特徴であると考えられる。
- 22 土製丸玉（暗茶褐色） 径5.0mm、全長4.0mm、孔径1.0mmを測る、円球形の外観をしている。焼成は良好で、穿孔方向は明確ではない。10と同様の特徴であると考えられる。
- 23 土製丸玉（暗茶褐色） 径8.0mm、全長6.0mm、孔径2.0mmを測る、円球形の外観をしている。焼成は良好で、穿孔方向は明確ではない。10と同様の特徴であると考えられる。
- 24 土製丸玉（暗茶褐色） 径8.0mm、全長5.0mm、孔径1.5mmを測る、円球形の外観をしている。焼成は良好で、穿孔方向は明確ではない。10と同様の特徴であると考えられる。
- 25 土製丸玉（暗茶褐色） 径7.0mm、全長4.0mm、孔径1.0mmを測る、円球形の外観をしている。焼成は良好で、穿孔方向は明確ではない。10と同様の特徴であると考えられる。
- 26 土製丸玉（暗茶褐色） 径8.0mm、全長6.0mm、孔径2.0mmを測る、円球形の外観をしている。焼成は良好で、穿孔方向は明確ではない。10と同様の特徴であると考えられる。
- 27 土製丸玉（暗茶褐色） 径8.0mm、全長6.5mm、孔径1.0mmを測る、円球形の外観をしている。焼成は良好で、穿孔方向は明確ではない。10と同様の特徴であると考えられる。
- 28 土製丸玉（暗茶褐色） 径6.5mm、全長4.0mm、孔径1.5mmを測る、円球形の外観をしている。焼成は良好で、穿孔方向は明確ではない。10と同様の特徴であると考えられる。
- 29 土製丸玉（暗茶褐色） 径7.0mm、全長5.0mm、孔径1.0mmを測る、円球形の外観をしている。焼成は良好で、穿孔方向は明確ではない。10と同様の特徴であると考えられる。

4. まとめ

下塚居古墳副葬玉の構成は、碧玉製管玉・ガラス製丸玉・小玉・琥珀製棗玉・土製丸玉の5種からなる。これらの玉は埼玉県立さきたま史跡の博物館において平成29年度企画展「埼玉の古墳2」で展示され、管玉は石材の色調と片面穿孔の特徴から、鳥根県松江市花仙山産の碧玉を用いて出雲で製作されたと指摘されている（埼玉県立さきたま史跡の博物館2017：p.26）。

ここでは下塚居古墳副葬玉について一連の資料として捉えうるのか、という点を踏まえてまとめていきたい。玉は装身具として機能するためには一連の環で一つの器物となるものであり、出土状況・色調・法量から一連の共通性を抽出することが可能か検証する。

出土状況 碧玉製管玉は西側側壁、ガラス製小玉と土製丸玉は床面中央から出土している。琥珀製棗玉は出土時には土製と認識されていた。また、ラベル記載番号と石室内遺物取り上げ状況図の番号が照合しない資料については出土位置は不明である。碧玉製管玉が一連とみるには出土位置が離れているが、ガラス製丸玉・小玉と土製丸玉は一連の可能性はある。

碧玉製管玉 すべて濃緑色で硬質な石材である。径は10mmと太形で、1点のみ8mmである。全長が25-30mmで、穿孔方法は片面穿孔による。色調から花仙山産碧玉と推定される。穿孔は片面で鉄針によるものと考えられ、これらの特徴から山陰系の玉と判断できる。下塚居古墳例はすべてこれらの特徴を備えることから、高い共通性がみとれる。

山陰系碧玉製管玉は古墳時代前期から生産されていたが中期後半の断絶をはさみ、後期前半

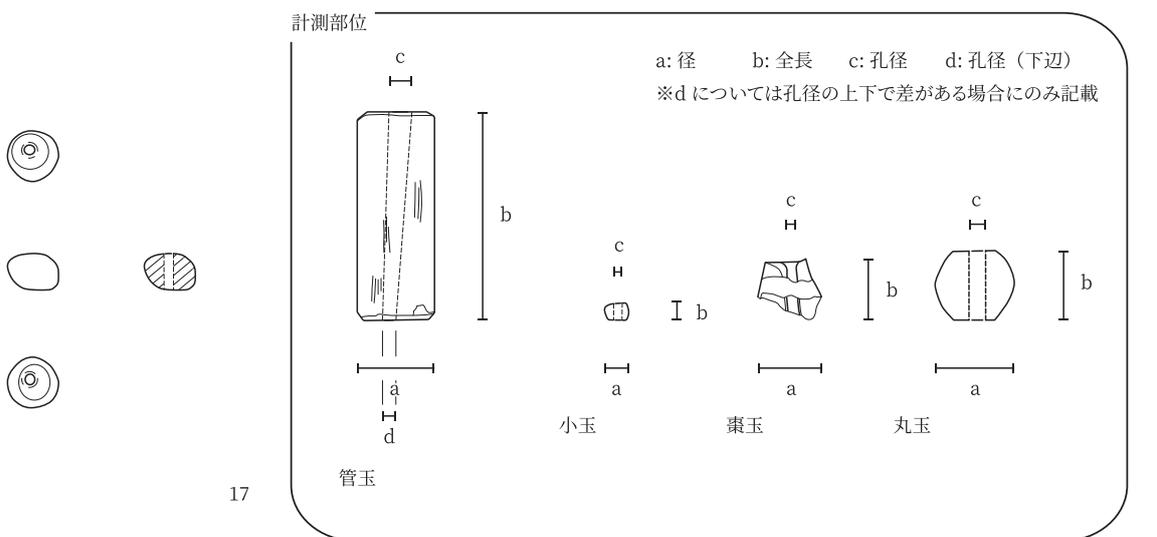
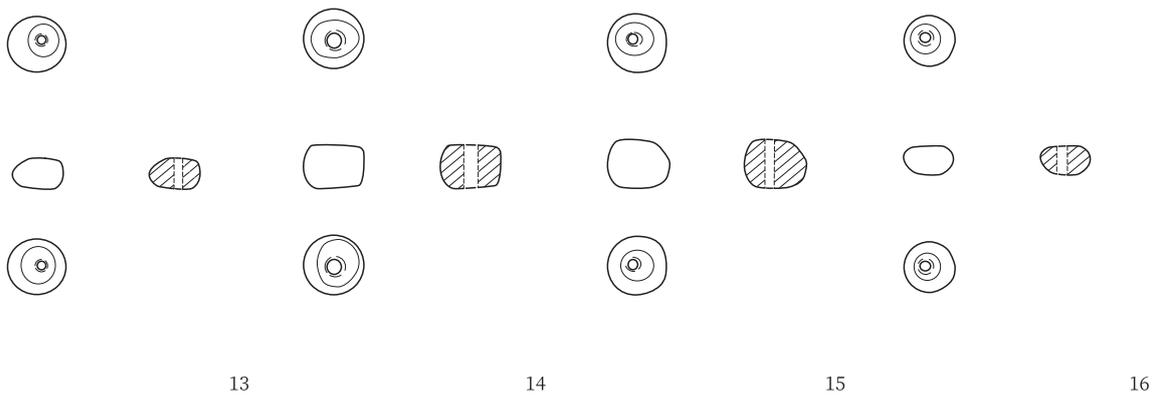
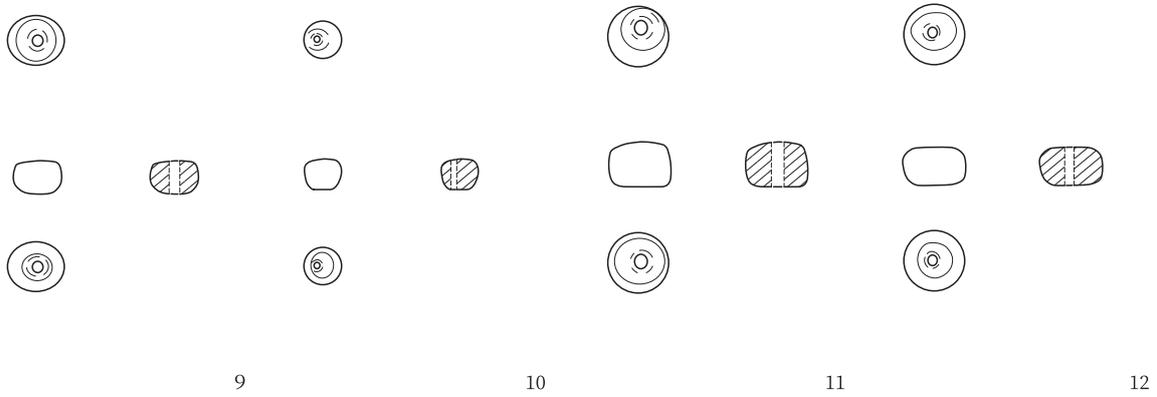


図7 下塚居古墳副葬玉類(4)土製丸玉

表2 下塚居古墳副葬玉類観察表

| 台帳No. | 掲載No. | 系統 | 素材 | 産地 | 資料 | ラベルNo. | 色 | 製作方法 | 孔内 | 表面 | 径 | 全長 | 孔径 | 孔径(下辺) | 備考 |
|-------|-------|-----|-----|-----|----|--------|------|------|----|----|------|------|-----|--------|-----|
| 51 | 4 図1 | 山陰系 | 碧玉 | 花仙山 | 管玉 | 25② | 濃緑色 | 片面穿孔 | なし | 擦痕 | 10.0 | 30.0 | 3.2 | 1.5 | |
| 52 | 4 図2 | 山陰系 | 碧玉 | 花仙山 | 管玉 | 2② | 濃緑色 | 片面穿孔 | なし | 擦痕 | 10.4 | 27.7 | 3.0 | 1.7 | |
| 53 | 4 図3 | 山陰系 | 碧玉 | 花仙山 | 管玉 | 3② | 濃緑色 | 片面穿孔 | 不明 | 擦痕 | 10.2 | 25.0 | 2.7 | 1.2 | |
| 54 | 4 図4 | 山陰系 | 碧玉 | 花仙山 | 管玉 | 27② | 濃緑色 | 片面穿孔 | なし | 擦痕 | 8.0 | 25.2 | 2.5 | 1.7 | |
| 55 | 5 図5 | 不明 | ガラス | 不明 | 丸玉 | 14② | 濃青色 | 鑄型 | なし | | 4.5 | 8.0 | 2.0 | | |
| 56 | 5 図6 | 不明 | ガラス | 不明 | 小玉 | 29② | 淡水色 | 鑄型 | なし | | 3.0 | 2.5 | 1.0 | | |
| 57 | 5 図7 | 不明 | ガラス | 不明 | 小玉 | 31② | 淡水色 | 鑄型 | なし | | 3.0 | 2.5 | 1.0 | | |
| 58 | 5 図8 | 不明 | ガラス | 不明 | 小玉 | 36② | 淡水色 | 鑄型 | なし | | 3.0 | 2.5 | 1.0 | | |
| 59 | 6 図9 | 近畿? | 琥珀 | 不明 | 環玉 | 22② | 黄白色 | 不明 | 不明 | | 8.0 | 7.5 | 2.5 | | |
| 60 | 6 図10 | 不明 | 土 | 不明 | 丸玉 | 13②1 | 茶褐色 | 不明 | なし | | 7.0 | 6.5 | 2.0 | | |
| 61 | 6 図11 | 不明 | 土 | 不明 | 丸玉 | 13②2-1 | 暗茶褐色 | 不明 | なし | | 6.5 | 5.0 | 2.0 | | |
| 62 | 6 図12 | 不明 | 土 | 不明 | 丸玉 | 13②2-2 | 暗茶褐色 | 不明 | なし | | 8.0 | 6.0 | 2.0 | | |
| 63 | 6 図13 | 不明 | 土 | 不明 | 丸玉 | 13②2-3 | 暗茶褐色 | 不明 | なし | | 7.5 | 4.5 | 2.0 | | |
| 64 | 6 図14 | 不明 | 土 | 不明 | 丸玉 | 20② | 暗茶褐色 | 不明 | なし | | 8.0 | 6.5 | 2.0 | | |
| 65 | 6 図15 | 不明 | 土 | 不明 | 丸玉 | 21② | 黄白色 | 不明 | なし | | 10.5 | 9.0 | 2.0 | | 素焼き |
| 66 | 6 図16 | 不明 | 土 | 不明 | 丸玉 | 23② | 橙褐色 | 不明 | なし | | 11.0 | 10.0 | 2.5 | | 素焼き |
| 67 | 6 図17 | 不明 | 土 | 不明 | 丸玉 | 24② | 暗茶褐色 | 不明 | なし | | 6.5 | 4.5 | 2.0 | | |
| 68 | 6 図18 | 不明 | 土 | 不明 | 丸玉 | 28② | 暗茶褐色 | 不明 | なし | | 7.5 | 6.0 | 1.5 | | |
| 69 | 6 図19 | 不明 | 土 | 不明 | 丸玉 | 32② | 暗茶褐色 | 不明 | なし | | 7.0 | 4.5 | 1.5 | | |
| 70 | 6 図20 | 不明 | 土 | 不明 | 丸玉 | 33②1 | 暗茶褐色 | 不明 | なし | | 6.0 | 4.0 | 1.5 | | |
| 71 | 7 図21 | 不明 | 土 | 不明 | 丸玉 | 33②2 | 暗茶褐色 | 不明 | なし | | 6.5 | 4.5 | 1.5 | | |
| 72 | 7 図22 | 不明 | 土 | 不明 | 丸玉 | 34②1 | 暗茶褐色 | 不明 | なし | | 5.0 | 4.0 | 1.0 | | |
| 73 | 7 図23 | 不明 | 土 | 不明 | 丸玉 | 34②2-1 | 暗茶褐色 | 不明 | なし | | 8.0 | 6.0 | 2.0 | | |
| 74 | 7 図24 | 不明 | 土 | 不明 | 丸玉 | 34②2-2 | 暗茶褐色 | 不明 | なし | | 8.0 | 5.0 | 1.5 | | |
| 75 | 7 図25 | 不明 | 土 | 不明 | 丸玉 | 34②2-3 | 暗茶褐色 | 不明 | なし | | 7.0 | 4.0 | 1.0 | | |
| 76 | 7 図26 | 不明 | 土 | 不明 | 丸玉 | 34②2-4 | 暗茶褐色 | 不明 | なし | | 8.0 | 6.0 | 2.0 | | |
| 77 | 7 図27 | 不明 | 土 | 不明 | 丸玉 | 34②2-5 | 暗茶褐色 | 不明 | なし | | 8.0 | 6.5 | 1.0 | | |
| 78 | 7 図28 | 不明 | 土 | 不明 | 丸玉 | 35②1 | 暗茶褐色 | 不明 | なし | | 6.5 | 4.0 | 1.5 | | |
| 79 | 7 図29 | 不明 | 土 | 不明 | 丸玉 | 35②2 | 暗茶褐色 | 不明 | なし | | 7.0 | 5.0 | 1.0 | | |

に再び生産される。後期には全長と径の比率が3：1となる強い規格性と片面穿孔という穿孔方法の共通性が顕著となる(大賀2009, 米田2009)。

年代的な位置づけは法量から捉えることができる。本例は大賀克彦の材質別法量分布による領域 JFa に位置付けられ、この領域は遅くとも後期中葉には生産が停止する(大賀2013)。

下塚居古墳出土の碧玉製管玉は長さ25-30mmであり、後期前半から中葉の生産と位置付けることができる。

ガラス製丸玉・小玉 素材については肉眼では特定できなかったが、すべて鋳型法で製作され、径は4.5mmの1点を除いて3mmで、全長は2mmの1点を除いて1mmである。濃青色の1点が大きく、淡水色の3点の法量は同じであり、高い共通性がみとれる。

年代的な位置づけは蛍光X線分析による成分分析の必要があるため、本稿では位置付けられなかった。

琥珀製棗玉 欠損により遺存状態が悪いが、径は8mmである。琥珀製棗玉は、後期に日本列島で広域に分布し、とくに後期半ばには東海以東で多くみられる(戸根2016)。琥珀製棗玉は水晶製切子玉と同様、後期半ばから後半にかけて大型化していく傾向が指摘されているが(斉藤2008)、本例では全長が不明であるため、年代的には位置付けられない。

土製丸玉 径10.5cm・11cmと、径6～8cmの2群にわけて捉えられる。大形の1群は明るい色調であり素焼きと考えられ、小形の1群は1点を除いていずれもやや光沢のある暗い色調で、漆等を付着しているものと考えられる。しかし、小形の1群の表面付着物は肉眼では特定できなかった。小形の1群は法量・色調に高い共通性がみとれる。

土製丸玉は、中期の滑石製白玉と替わるように後期から流通する(大賀2002)。丸玉・白玉の組成を中心とした地域性に関する論及がみられ(戸根2016)、地域性の高い器物の可能性がある。一方で、地域性の差は法量から時期的な消長を探ることを困難にしている。土製丸玉の年代的な位置づけは各地域における悉皆的な集成と定量的な法量分析ののちに検討が可能となるだろう。ここでは、後期以降に位置付けられることを確認するにとどめたい。

以上を踏まえると、下塚居古墳副葬玉は各種類ともに法量・色調に高い共通性がみられ、出土位置に近いガラス製丸玉・小玉と土製丸玉は一連であった可能性があることが指摘できる。また年代的には古墳時代後期前半から中葉に位置付けられる。

おわりに

下塚居古墳は墳丘規模が約14m以上の円墳で、埋葬施設に無袖羽子板形横穴式石室を採用している古墳である。その副葬品のうち玉については、碧玉製管玉・ガラス製丸玉・小玉・琥珀製棗玉・土製丸玉の5種からなり、古墳時代後期前半から中葉までに生産されていたと考えられるセットである。これまでに位置付けてきた石室(TK43型式期以降)や矢鏃(TK209型式期以降)に比べると、玉の年代観は古相を示す。その背景については伝世などの問題を含めて慎重な検証が必要となるが、下塚居古墳副葬品総体のなかで位置付けるべき課題であるため、本稿では玉類の基礎的な情報を提示するにとどめたい。

執筆にあたって、資料調査等で下記の個人・機関にお世話になった。末筆ながら感謝申し上げます。

(敬称略)

小鹿野町教育委員会・肥沼隆弘・山本正実

註

- (1)前稿においてNo.3として提示した図面は $S = 1/200$ で提示しており、原図には $S = 1/40$ の表記が確認できた(青笹2020:p.79)。そのため、前稿においてはNo.3の図の性格について判断できなかった。本稿執筆に際し、墳丘復原図を作成する過程で測点と各図面間の整合性を確認していたところ原図の縮尺を $S = 1/80$ とした場合に、他の図面との整合性がとれることが判明した。これに基づき、図3においてNo.3に存在する石の位置と各測点からNo.11の石室図面と位置を合わせている。断面との整合性を確認するため、No.5,7の石室長辺側の断面図とNo.6の短辺側の断面図を併せて提示した。No.5,7の断面図を結合した場合に導き出される控え積みの長径は8.35mであり、No.3を50%に縮小した場合の外形の長径も8.345mとほぼ同大となる。よってここではNo.3,5,6,7,11の図面を統合し、墳丘を復原している。
- (2)埼玉県立さきたま史跡の博物館の平成29年度企画展において下塚居古墳の墳丘規模は6.5mと示されているが(埼玉県立さきたま史跡の博物館2017:p.26)、これは控え積みの長径か石室の全長を反映していると考えられる。
- (3)前稿で計数を実施した2018年8月23日に保存処理中であった資料を含めた出土品の保存処理が終了したことから、2020年12月22日に再度計測と未図化遺物の実測をおこなった。当日、保存処理後の金属製品に下塚居古墳出土品が含まれることを小鹿野町教育委員会にご教示いただき、前稿より弓金具と刀子の点数を改めた。

図表出典

- 図1 青笹2019で作成した地図をもとに、Adobe Illustrator CC 2021でレイアウトした。下図となる地図は国土地理院が提供する国土基盤地図情報をQGISで作成(4.3 'Madeira')。
- 図2 青笹2020で作成した地図をもとに、Adobe Illustrator CC 2021でレイアウトした。下図となる地図は図1と同様に作成したが、QGISの動作環境が異なる(3.10.0-A 'Coruna')。
- 図3 青笹2020をもとに作成。
- 図4～7 筆者実測。
- 写真1 小鹿野町教育委員会提供。
- 写真2 写真1に筆者加筆。

引用文献

- 青笹基史 2019 「秩父郡小鹿野町下塚居古墳副葬矢鏃の検討」『埼玉県立史跡の博物館紀要』第12号
埼玉県立史跡の博物館 行田 pp.43-62
- 青笹基史 2020 「秩父郡小鹿野町下塚居古墳遺構の検討」『埼玉県立史跡の博物館紀要』第13号
埼玉県立史跡の博物館 行田 pp.77-95
- 大賀克彦 2002 「弥生・古墳時代の玉」『考古資料大観』9 小学館 東京 pp.313-320
- 大賀克彦 2009 「山陰系玉の基礎的研究」『出雲玉作の特質に関する研究』
島根県古代文化センター・島根県埋蔵文化財調査事業団 松江 pp.9-62
- 大賀克彦 2013 「①玉」『副葬品の型式と編年』古墳時代の考古学4 同成社 東京 pp.147-159
- 大塚初重 1959 「埼玉県秩父市原谷第一・第四号墳」『日本考古学年報八(昭和30年度)』
日本考古学協会 東京
- 斉藤あや 2008 「古墳時代後期における琥珀製棗玉の再検討—地域的偏在と大型化—」『史叢』78
日本大学史学会 東京 pp.199-218
- 埼玉県立さきたま史跡の博物館 2017 『埼玉の古墳2 秩父・児玉・大里』行田
- 戸根比呂子 2016 「中原4号墳出土の玉」『伝法 中原古墳群』富士市埋蔵文化財調査報告第59集
富士市教育委員会 富士 pp.183-192
- 米田克彦 2009 「穿孔技術からみた出雲玉作の特質と系譜」『出雲玉作の特質に関する研究』
島根県古代文化センター・島根県埋蔵文化財調査事業団 松江 pp.93-126

埼玉古墳群内に所在する石塔群

栗岡真理子

はじめに

埼玉古墳群は令和2年3月、埼玉県で初となる特別史跡に指定された。我が国の古墳時代を代表する史跡の埼玉古墳群であるが、古墳時代以降のこととして有名なのは、石田三成による忍城水攻めであろうか。本稿では丸墓山頂上に旧在していた石塔群を中心に取り上げ、江戸時代の埼玉古墳群の姿について考えてみたい。なお、今回は埼玉古墳群内に分布する3つの石塔群を取り上げ、便宜的に石塔群1、2、3と番号を付した。

1 丸墓山古墳西側所在石塔(石塔群1)(表1 写真1～25)

石塔群1は丸墓山古墳西側に並ぶ7基の石塔であり、向かって左側から石塔1、石塔2……と番号を付した(写真2)。これらの石塔は、昭和60年に実施した丸墓山古墳保存整備事業により、墳頂から現在地に移設したものである(写真1)。写真1を見ると、石塔4と5の位置が入れ替わっていることが分かるが、その他は現在の並びと同じであり、昔は墳丘頂上の北西側に南東方向を向けて立てられていたことが分かる。

・石塔1(写真5、6、14～16)

延宝元年(1673)銘の墓標である。石塔の形は笠付方形。笠には破風の表現が見られ、笠の上の宝珠を欠く。方形の枠内には梵字(アーンク)と胎藏界大日如来坐像、その下に銘文を刻む。銘文は「延宝元癸丑天／岸海上人／七月二日」。方形の側面には蓮華文が陽刻され、反花座を伴う。現存高は147cm。

・石塔2(写真7、17、18)

寛文7年(1667)銘の庚申塔である。石塔の形は尖頂舟形。枠内に梵字で金剛界大日如来(バン)を表し、さらに梵字で金剛界四仏(ウーン、タラク、キリーク、アク)を刻む。銘文は「寛文七丁未年／九月十八日」、銘文の下に三猿(みざる・いわざる・きかざる)と二鶏を浮彫する。下の区画には庚申講を組織する人名が刻まれる。管見の限りであるが江戸時代の庚申塔としては行田市内2番目に古い紀年銘を持つ(行田市 1964)。全高は130cm。

・石塔3(写真8、19、20)

天和3年(1683)銘の墓標である。石塔の形は笠等を欠くが、形状から笠付方形と思われる。方形の枠内には梵字(アーンク)と胎藏界大日如来坐像、その下に銘文が刻まれる。銘文は「天和癸亥三曆／権大僧都尊海上人／二月二十六日」で、枠に「孝弟」、「典能」の文字が刻まれる。方形の側面には蓮華文が陽刻される。方形の高さ92cm。

・石塔4(写真9、21、23)

宝永5年(1708)銘の墓標である。石塔の形は尖頂舟形。三角の頂部には破風の表現が見られ、枠内には下側に陽刻された蓮華文から延びる蓮台に胎藏界大日如来坐像を表現される。像容を挟み「権僧都林(悦)万海」「宝永五(戊)(子)天正月四日」の銘文を刻む。高さ99cm。

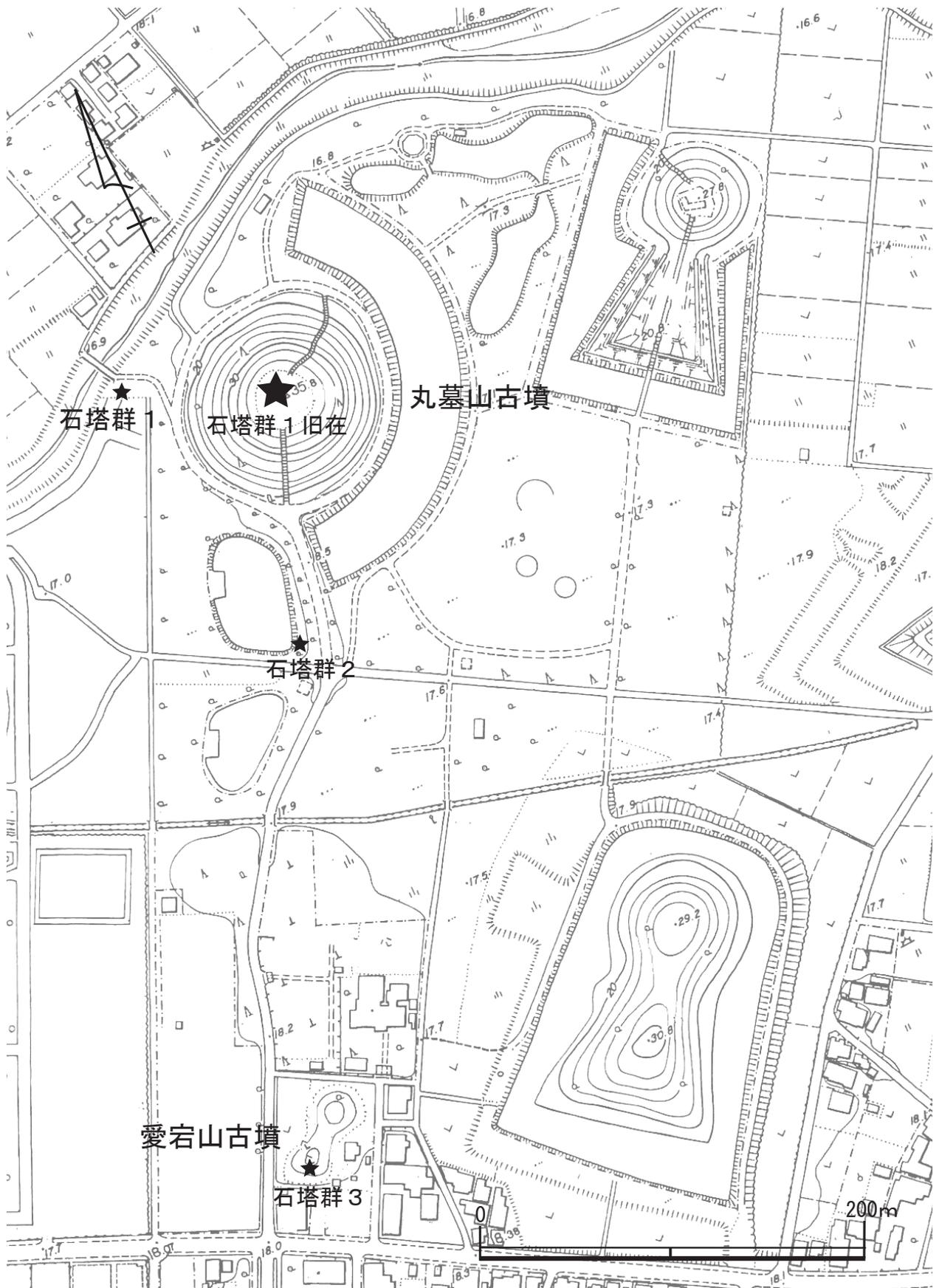


图1 位置图

・石塔5(写真10、22)

天和3年(1663)銘の墓標である。石塔の形は舟形仏像。梵字(ア)と胎蔵界大日如来坐像を陽刻し、像容を挟み「天和三(癸)(亥)年／道清」八月十八日」と刻む。高さ52cm。

・石塔6(写真11)

元禄7年(1694)銘の墓標である。石塔の形は尖頂舟形。枠内には梵字(ア)(胎蔵界大日如来)と「元禄七甲戌 施主／林海行人 □□／六月廿九日 敬白」と刻む。高さ63cm。

・石塔7(写真12、13、24)

明暦3年(1657)銘の地蔵である。石塔の形は舟形仏像。中央に地蔵菩薩立像を陽刻し、像容の両側には「夫地蔵菩薩者聞錫杖聲速得[]／明暦三天／正月廿四日／奉造宮當□□六道四生出離生死則[]」と刻む。地蔵菩薩は蓮台の上に立ち、右手には錫杖を持つが杖の部分は欠失している。左手先を欠失していることから、印相は不明である。毎月24日には地蔵講が行われたとされ、講を組織する人々による造塔と考えられる。高さは150cm。

2 丸墓山古墳南側所在石塔(石塔群2)(表2、写真26～30)

石塔群2は丸墓山古墳南側のさきたま風土記の丘案内板の足元に立つ(写真26)。この石塔については、いつ、どこからこの場所に来たのか、来歴をたどることができなかった。

・石塔8(写真27)

貞享元年(1684)銘の墓標である。石塔の形は尖頂舟形。枠内に「帰真」十二月十四日／劍空道智信士靈位／貞享元甲子天」の銘文を刻み、枠外には陽刻の蓮葉を施す。高さ70cm。

・石塔9(写真28右側)

無銘の無縫塔である。塔身の下半部と基礎を欠失しており、時期については不明である。

・石塔10(写真28左側)

無法塔である。塔身に「當山十三世亮岩周察覚□塔」と刻む。台座は確認できない。年号がないことから時期を特定できない。塔身の高さは40cm。

・石塔11(写真29)

寛文元年(1661)銘の墓標。石塔の形は尖頂舟形。枠内に梵字(ア)(胎蔵界大日如来)、「寛文元年／林宥法師／辛丑八月十八日」、枠外に「若子[]」「施主宗覚」と刻む。高さ55cm。

・石塔12(写真30)

明治27年(1894)銘の馬頭観音である。石塔の形は駒形。中央に「馬頭観世音」、右側に「明治廿七年旧五月八日」、左側に「大字若小玉／願主 金子金吉」と刻む。今回調べた石塔群の中で唯一、明治期の石塔である。高さ73cm。

3 愛宕山古墳墳丘所在石塔(石塔群3)(表3、写真31～39)

愛宕山古墳前方部南側の墳頂近くに3基の石塔が立つ(写真31、39)。この石塔群が、いつからこの場所にあるのかについては、来歴をたどることはできず、不明である。

・石塔13(写真32、35)

延宝4年(1676)銘の墓標である。石塔の形は一部上部を欠損するが、舟形仏像。中央に地蔵菩薩立像を浮彫し、像容を挟んで「帰真 宗林禪定門 靈」延宝四年丙辰九月九日」と刻む。地

蔵菩薩は蓮台の上に立ち、顔は欠損するが、他は残りがよく、胸の前で合掌する。

・石塔14(写真33)

延宝2年(1674)及び貞享元年(1684)の2つの紀年銘を持つ墓標である。石塔の形は双尖頂舟形。尖頂舟形石塔の双碑形であるが、中央を未蓮華で区切る。右側には「帰真 延宝(二)甲(寅)年／法圓 靈／六月十八日」、左側には「帰真 貞享元甲子年／妙智 靈／八月十九日」、枠の右側に「施主」、左側に「白石口兵衛」の銘が刻まれる。夫婦の墓標と考えられる。

・石塔15(写真34、36)

寛文年間(1661～1673)の墓標である。石塔の形は舟形仏像。中央に「寂」の文字と阿弥陀如来立像を陽刻する。阿弥陀如来立像は蓮台の上に立つ。像容の右側には「(上)空宗圓禪定門靈位寛文[]年／□月十八日」、左側には「[]禪定[]／三月[]」の銘が刻まれる。表面の摩滅が著しく、判読できない箇所が多かったが、「禪定門」と「禪定尼」の2名の法名が刻まれると考えられ、夫婦の墓標の可能性が高い。

まとめ

『新編武蔵風土記稿』や『増補忍名所図会』等の江戸時代の記録によると、丸墓山古墳の麓に西行寺と呼ばれる寺があったことが分かる。西行寺は国王山地蔵院と号し、天台宗東叡山の末で、元は出羽国羽黒山寶前院の末とされる。本尊は延命寺地蔵像である。なお、近くの安楽寺には明治5年(1872)の西行寺廃寺の際にあずかると伝わる子育て地蔵が残る。西行寺の北側には丸墓山古墳があり、頂上には大日堂(『湯本家文書』では十王堂)が建つと記される。

石塔群1がいつ頃から丸墓山古墳頂上にあったのかは分からないが、堂があったことからすると、石塔も当初から頂上に建っていた可能性が高いと考える。また『湯本家文書』では西行寺とともに墳頂の大日堂(十王堂)が描かれており、その位置関係からしても墳頂の堂と石塔群はともに西行寺に関係するものと考えられる。

石塔群1のうち4基は僧侶の墓石である。江戸時代の墓石は封建制度を反映し、墓石の大きさには経済的要因が顕著に表れるとされる。特に、笠付方形塔は限定された階層が使う墓石とされている(立正大学 2015)。石塔群1の僧侶の墓を年号順にすると、石塔1－石塔3－石塔6－石塔4となり、石塔1と石塔3は笠付方形塔である。さらに石塔1と石塔3はともに「上人」の墓であることから、記録はないものの、この時期の西行寺には高僧がおり、寺院としての中興期だったのではないかと推測される。

また、石塔7は地蔵講、石塔2は庚申講といった民間信仰の石塔である。地蔵講は地蔵菩薩の功德をたたえて営まれる法会であり、庚申講は60日ごとに巡ってくる庚申の晩に身をきよめて徹夜で過ごすことである。これらの民間信仰は地域の安穏や自己の無病息災等を願って行われることが多く、何らかの目的達成を記念して石塔が建立された。石塔の建立は経済的な負担も大きかったが、造塔により多くの功德が得られるとともに、信仰の証を永続的に残すことができると考えられていた。

さらに、延宝4年(1676)には忍藩主阿部正能家臣と忍領内氏子により前玉神社の石鳥居が建立された。元禄10年(1697)には万葉歌を刻む石灯籠が埼玉村の氏子一同により前玉神社に奉納されている。これら前玉神社に残る石造物は石塔群1とほぼ同時期のものであり、埼玉古墳群

表1 石塔群1(丸墓山古墳西側)

銘文()内の文字は推測

| No. | 形状 | 種別 | 石質 | 種子 | 年号 | 西暦 | 銘文 | 寸法(最大高×最大幅×最大奥行)cm | 備考 |
|-----|------|-----|-----|---------|------|------|---|--|---|
| 1 | 笠付方形 | 墓標 | 安山岩 | 大日(胎藏界) | 延宝元年 | 1673 | 梵字(アーンク) 延宝元癸丑天/岸海上人/七月二日 | 笠(25×63×59) 方形(110×36×36) 反花座(12×58) | 宝珠を欠失、笠には破風を表現、像容は胎藏界大日如来坐像、法界定印、方形の側面に蓮花 |
| 2 | 尖頂舟形 | 庚申塔 | 安山岩 | 大日(金剛界) | 寛文7年 | 1667 | (塔身)寛文七丁未年/梵字(バン、ウーン、タラク、キリーク、アク)/九月十八日 (基礎)(就)口(祝)前也/池田由左衛門/金沢忠口/(間)口徳口/池(尼)(君)右衛門/今井傳右衛門/野口市口右衛門/[] | 130×55×33 | 梵字種子とともに金剛界四仏を梵字で刻む、塔身には三猿と二鶏を像容で陽刻 |
| 3 | 笠付方形 | 墓標 | 安山岩 | 大日(胎藏界) | 天和3年 | 1683 | 梵字(アーンク) 天和三癸亥曆/権大僧都尊海上人/二月二十六日 | 方形92×36×31 | 宝珠・笠を欠失、棹に「孝第」「典能」、像容は胎藏界大日如来坐像、法界定印、方形の側面に蓮花 |
| 4 | 尖頂舟形 | 墓標 | 安山岩 | | 宝永5年 | 1708 | 権僧都林(悦)万海/宝永五(戊)(子)天正月四日 | 99×42×20 | 尖頂に破風の表現あり、像容は胎藏界大日如来坐像、法界定印 |
| 5 | 舟形仏像 | 墓標 | 安山岩 | 大日(胎藏界) | 天和3年 | 1683 | 梵字(ア) 天和三(癸)(亥)年/道清/八月十八日 | 52×36×24 | |
| 6 | 尖頂舟形 | 墓標 | 安山岩 | 大日(胎藏界) | 元禄7年 | 1694 | 梵字(ア) 元禄七甲戌 施主/林海行人 口口/六月廿九日 敬白 | 63×32×22 | |
| 7 | 舟形仏像 | | 安山岩 | 地藏 | 明暦3年 | 1657 | 梵字(ラ) 夫地藏菩薩者聞錫杖聲速得[]/明暦三天/正月廿四日/奉造宮當口口六道四生出離生死則[] | 150×50×40 | 像容は地藏菩薩立像、錫杖は杖部分が欠失 |

表2 石塔群2(丸墓山古墳南側)

| No. | 形状 | 種別 | 石質 | 種子 | 年号 | 西暦 | 銘文 | 寸法(最大高×最大幅×最大奥行)cm | 備考 |
|-----|------|------|-----|---------|-------|------|--------------------------------|--------------------|-----------------|
| 8 | 尖頂舟形 | 墓標 | 安山岩 | | 貞享元年 | 1684 | 婦真 十二月十四日/劍空道智信士靈位/貞享元甲子天 | 70×28×15 | |
| 9 | 無縫塔 | 墓標 | 安山岩 | | | | | △27×18×18 | 無銘、塔身下半部欠失 |
| 10 | 無縫塔 | 墓標 | 安山岩 | | | | 當山十三世亮岩周察覺口塔 | 40×19×17 | 塔身のみ |
| 11 | 尖頂舟形 | 墓標 | 安山岩 | 大日(胎藏界) | 寛文元年 | 1661 | 梵字(ア) 寛文元年/林有法師/辛丑八月十八日 | 55×27×15 | 棹に「若子[]」「施主宗覚」 |
| 12 | 駒形 | 馬頭観音 | 砂岩 | | 明治27年 | 1894 | 明治廿七年旧五月八日/馬頭観世音/大字若小玉/願主 金子金吉 | 73×22×9 | |

表3 石塔群3(愛宕山古墳墳丘)

銘文()内の文字は推測

| No. | 形状 | 種別 | 石質 | 種子 | 年号 | 西暦 | 銘文 | 寸法(最大高×最大幅×最大奥行)cm | 備考 |
|-----|-------|----|-----|----|------|-------------------|---|--------------------|------------------|
| 13 | 舟形仏像 | 墓標 | 安山岩 | | 延宝4年 | 1676 | 婦真 宗林禪定門 靈/延宝四年丙辰九月九日 | 50×28×16 | 像容は地藏菩薩立像 |
| 14 | 双尖頂舟形 | 墓標 | 安山岩 | | 延宝2年 | 1674 | 婦真 延宝(二)甲(寅)年/法圓靈/六月十八日 | 42×33×14 | 2名、棹に「施主」「白石口兵衛」 |
| | | | | | 貞享元年 | 1684 | 婦真 貞享元甲子年/妙智 靈/八月十九日 | | |
| 15 | 舟形仏像 | 墓標 | 安山岩 | | 寛文年間 | 1661 ~ 1673 | (上)空宗圓禪定門靈位 寛文[]年/口月十八日/寂/[]禪定[]/三月[] | 89×32×26 | 像容は阿弥陀如来立像、来迎印 |

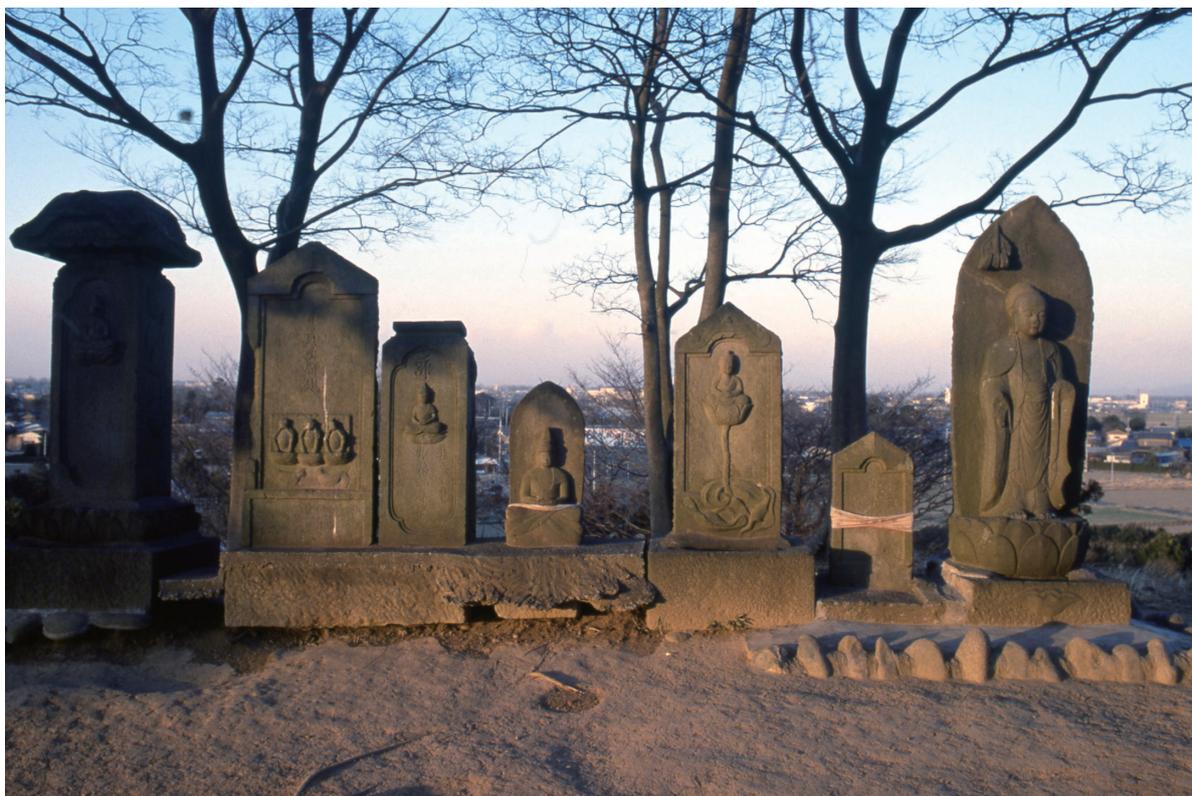


写真1 丸墓山古墳頂上に立つ石塔(昭和60年)



写真2 石塔群1全景(写真手前から石塔1～7)



写真3 石塔1～4



写真4 石塔5～7



写真5 石塔1



写真6 石塔1側面



写真7 石塔2



写真8 石塔3



写真9 石塔4



写真10 石塔5



写真11 石塔6



写真12 石塔7



写真13 石塔7側面



写真14 石塔1笠



写真15 石塔1像容



写真16 石塔1銘文



写真17 石塔2三猿・二鶏



写真18 石塔2銘文



写真19 石塔3像容



写真20 石塔3銘文



写真21 石塔4像容



写真22 石塔5像容



写真23 石塔4破風



写真24 石塔7銘文(一部)



写真25 現在地への移設工事(石塔群1)



写真26 石塔群2全景(右側から石塔8~12)



写真27 石塔8



写真28 石塔9・10



写真29 石塔11



写真30 石塔12



写真31 石塔群3全景(左側から石塔13~15)



写真32 石塔13



写真33 石塔14



写真34 石塔15

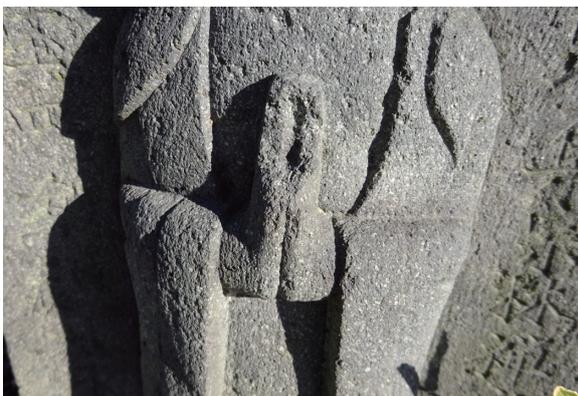


写真35 石塔13像容(手元)

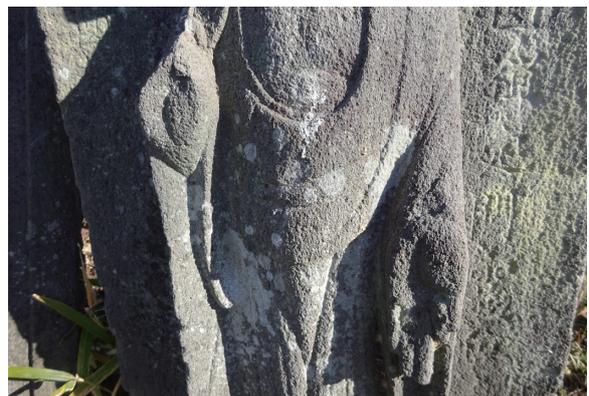


写真36 石塔15像容(手元)



写真37 石塔群3
(横から)



写真38 石塔群3(背面)



写真39 石塔群3遠景

周辺ではこの時期に集中して石塔の造立が行われている。

17世紀代は新たな土地の開拓を目指し、低湿地の開発に重点が置かれた時代であった。そして17世紀半ばには各村で新規に水路が造られたことにより、低湿地に田野が広がる村の景観がつくられたとされる。また、江戸時代の村の人々にとって生活や生産に結び付く、人生儀礼や祭礼を行う場と寺社等は欠かせない存在であったと考えられている(行田市史 2016)。埼玉村の人々は、新たに農地を開拓し、生産性の向上に挑む生活の中で、安穏な世の中や無病息災に過ごすことを願いながら、石塔の造立を行ったことが伺われる。そして、その拠り所の一つとして西行寺があったのではないかと推察される。

本稿では埼玉古墳群に残された歴史資料のひとつとして、石塔を取り上げた。しかし、筆者の力不足により、石塔に記された銘文解読・解釈が不十分なことは否めず、また時代背景も含めた検証を十分に詰めることができなかった。今後の課題としたい。なお、銘文解読にあたり加藤光男氏の御教示を賜った。ここに明記し、深謝の意を表したい。

参考文献

『新編武蔵風土記稿』

『増補忍名所図會』

埼玉県 1955 「埼玉郡 埼玉村」『武蔵国郡村誌』第十三卷

行田市史編纂委員会 1964 『行田市史』 行田市役所

埼玉県教育委員会 1983 『埼玉古墳群発掘調査報告書 第六集 丸墓山古墳 埼玉1～7号墳 將軍山古墳』

田中正夫 1984 「史跡埼玉古墳群保存修理事業報告―丸墓山古墳保存修理事業の報告―」『研究紀要報告』第2号 埼玉県立さきたま資料館

行田市郷土博物館 1999 『忍藩主阿部家―藩政と遺宝―』

三田村佳子 2000 「北埼玉の地藏祭り」『調査研究報告』第13号 埼玉県立さきたま資料館

池上 悟 2014 「調査報告 熊谷市集福寺所在の吉田家墓所」『熊谷市史研究第6号』熊谷市教育委員会

立正大学博物館 2015 立正大学博物館第9回特別展『近世の墓石と墓誌を探る』

行田市史編さん室・行田市教育委員会 2016 『行田市史 普及版 行田市の歴史』

池上 悟 2016 「熊谷市能護寺の歴代住持墓」『熊谷市史研究第8号』熊谷市教育委員会

埼玉県教育委員会 2018 『史跡埼玉古墳群総括報告書Ⅰ』

館蔵考古資料 3次元モデルの作成と公開について

ナワビ矢麻

はじめに

文化財の3次元情報の記録については様々な方法があり、対象とする資料の規模や特性、緊急性に応じて多手法による事例が蓄積されつつある。近年ではTSとGISを使用した3次元点群測量やレーザースキャナーを用いた計測が注目を集めている。高密度で精度の高い点群やメッシュデータを取得でき、大いに成果が期待できるものである一方、専用の機器を必要とする点で導入にあたっての障壁は低くない。最近では、コンパクトデジタルカメラなど一般的な機器による3次元計測が容易になってきており、普及が進んでいる。代表的なものはSfM-MVSと呼ばれる技術で、必要な機器はPCと処理ソフト、カメラのみである。SfM(Structure from Motion)は重複して撮影された複数枚の画像から撮影位置を復元する技術であり、MVS(Multi View Stereo)はカメラ位置の情報などから高密度な点群を生成する技術を指す。取得する3次元情報の精度の上限は専用の機器を用いた手法に劣るが、ある程度の精度で簡易かつ迅速に3次元計測が可能という点で優れ、多く利用されている。博物館や文化財の保護、研究に当たる者にとって導入コストが低いと、既に多様な場面で利用され、成果として還元されている。

本論では、今年度埼玉県立さきたま史跡の博物館が実施した、館蔵資料の3次元モデルの生成と公開について紹介する⁽¹⁾。本プロジェクトにおいても、SfM-MVSを用いて3次元情報の記録を行った。Web上での博物館の資料や展示を閲覧できる工夫が求められる昨今、自力でデータ製作・公開が可能である点から、研究・活用面での効果は大きいと考えられる。令和2(2020)年度は本論で紹介する盾持人埴輪7点及び埼玉古墳群の大型古墳9点の他に、4資料を公開予定である。次年度以降の継続的なコンテンツ拡充のために、本論が参考となれば幸いである。

1. 企画の概要と目的

埼玉県立さきたま史跡の博物館は、前身である「さきたま資料館」が昭和44年に設置されて以来、埼玉古墳群を中心とした考古資料を収集・保管、調査・研究、公開・活用する機関として、役割を果たしてきた。館では埼玉古墳群から出土した遺物を保管しており、その一部を、常設の国宝展示室や年数回の企画展、特別展等で展示・公開している。文化財の「活用」については、文化財の確実な継承のためにも重要視されてきており、文化財保護のためにも、文化財そのものも「情報」や「魅力」を適切に発信する重要性が叫ばれている。このような状況下において、博物館が積極的にWeb展開を行うようになってきている。ホームページやYoutubeでの解説動画やTwitterなどのSNSを用いて、博物館や官公庁が公式アカウントからコンテンツを公開する事例が増加している。この動きは、時期に応じてトレンドに追従しているというより、地域の中での博物館が担う役割が変わってきており、より開かれた形での文化財の利活用が求

められている傾向にあるためと考えられる。

令和2(2020)年度に関しては、「Web上で文化財を見せる」動きに対して、需要の高まりがあったとも指摘できる。新型コロナウイルスによる感染症拡大に伴い、物理的に館に足を運ぶことが困難になり、文化財と触れる機会が減る中で、「ステイホーム」の状態でも文化財に親しむことができるコンテンツを目にする機会が格段に増えた。主にホームページ上にて、自館所蔵の資料を対象としたユニークなコンテンツが展開され、この動きは続いている。

当館では、Youtubeでの解説動画やTwitterなど既にWeb上での展開を行っていたが、更なる活用や新たな視点での研究を可能とするため、館蔵品の3次元モデルの作成と公開に取り組んだ。企画段階では「デジタル技術を用いた館蔵資料の3次元化・活用について」と題し、以下の2点を主な目的とした。

1点目は館蔵資料の3次元情報の記録であり、これには考古学的研究や教育利用など様々な側面での効果が期待できた。2点目はホームページ上でのモデルの公開である。これにより利用者は、普段ケース内に展示されている文化財の背面や細部について、時間をかけて観察することが可能になる。また、通常時は収蔵庫に収められている文化財の閲覧が可能となり、外出が困難な状況にあっても、手軽に文化財に触れ合える場を創出できる。誰もが利用可能な形で3次元データを生成、提供し、様々な角度からの閲覧や利用を通し、文化財への興味を持ってもらうことを目的と位置付けた。

表1 3次元モデル対象リスト(令和元年度)

| No. | 公開データ名 | 撮影枚数 | 撮影日 | アラインメント | | 高密度クラウド | | | メッシュ | | 撮影設定等 | |
|-----|----------------|--------|-------------------------------|---------|-------------------|---------|------|------------|------|---------|-----------------|-------------------|
| | | | | 設定 | アライン数 | 設定 | フィルタ | 点数 | 設定 | 面 | ISO | 解像度 |
| 01 | 盾持人埴輪(将軍山古墳) | 574枚 | 2020/3/26 | 高 | 553/574 | 中 | 強 | 12,365,396 | 中 | 274,786 | 100 | 4608×3456 |
| 02 | 盾持人埴輪(瓦塚古墳) | 458枚 | 2020/3/13 | 高 | 454/458 | 中 | 強 | 11,357,099 | 中 | 252,378 | 100 | 4608×3456 |
| 03 | 盾持人埴輪(稻荷山古墳) | 467枚 | 2020/3/27 | 高 | 466/466 | 中 | 強 | 8,997,638 | 中 | 199,946 | 100 | 4608×3456 |
| 04 | 盾持人埴輪(稻荷山古墳)頭部 | 355枚 | 2020/5/13 | 高 | 355/355 | 中 | 強 | 6,666,400 | 中 | 148,142 | 100 | 4608×3456 |
| 05 | 盾持人埴輪(奥の山古墳) | 611枚 | 2020/5/13 | 高 | 605/610 | 中 | 強 | 13,220,627 | 中 | 285,224 | 100 | 4608×3456 |
| 06 | 盾持人埴輪(伝十条出土) | 625枚 | 2020/3/27 | 高 | 624/625 | 中 | 強 | 13,487,455 | 中 | 299,721 | 100 | 4608×3456 |
| 07 | 盾持人埴輪(塚の越遺跡) | 528枚 | 2020/3/26 | 高 | 527/528 | 中 | 強 | 13,690,829 | 中 | 304,240 | 100 | 4608×3456 |
| 08 | 稻荷山古墳 | 4,905枚 | 2018/12/17 2018/12/27 | 高 | 4737 / 4905 | 中 | 強 | 34,942,914 | 中 | 919,594 | 100 200 | 5472 × 3078 |
| 09 | 丸墓山古墳 | | | | | 中 | 強 | 19,485,460 | 中 | 899,673 | | |
| 10 | 二子山古墳 | | | | | 中 | 強 | 43,552,463 | 中 | 860,164 | | |
| 11 | 瓦塚古墳 | | | | | 中 | 強 | 8,363,517 | 中 | 727,423 | | |
| 12 | 奥の山古墳 | | | | | 中 | 強 | 11,303,233 | 中 | 813,902 | | |
| 13 | 愛宕山古墳 | | | | | 中 | 強 | 4,245,310 | 中 | 711,173 | | |
| 14 | 将軍山古墳 | | | | | 中 | 強 | 18,339,995 | 中 | 852,011 | | |
| 15 | 鉄砲山古墳 | | | | | 中 | 強 | 13,149,814 | 中 | 772,170 | | |
| 16 | 中の山古墳 | | | | | 中 | 強 | 4,464,846 | 中 | 926,055 | | |

2. 対象物と生成した3次元モデル

3次元モデル生成と公開に当たり、対象と生成手段について選定する必要があった。公開する資料は館蔵品が基本となる。今回対象とした3次元モデルの概要は以下のとおりである。対象物及びモデル生成時のパラメータや処理結果をまとめたものが表1である。

2-1. 盾持人埴輪

盾持人埴輪は、古墳の墳丘上や周囲に立てられた埴輪のうち、盾と人物の顔が一体化したものである。古墳に葬られた人物を、邪悪なものから守るために並べられたとされる。円筒状の胴部に板状の盾が付き、胴部の上に頭部が付く。頭部には目や鼻、口などの顔面表現をもち、頭頂部の表現は様々である。立体的な造形をもつが、手や足などの表現はなく、他の形象埴輪と比較して複雑ではない。埼玉古墳群においては、稲荷山古墳、瓦塚古墳、奥の山古墳、将軍山古墳、天祥寺裏古墳からの出土が確認されている。

令和2年度は盾持人埴輪に焦点を当てた展示が予定されていた点、また造形が過剰に複雑ではなく、撮影やモデル生成の難易度が高くない点から、企画の初期段階の対象として適当であると判断した。

2-2. 墳丘

埼玉古墳群は昭和13年に国指定史跡となり、令和2年3月には特別史跡に昇格している。史跡の範囲には大型の古墳が9基存在し、古墳公園として活用が図られてきた。9基の大型古墳は昭和42年から発掘調査が行われ、その成果に基づいた整備工事が実施されており、年々その形を変えている。現状、古墳群の記録は航空機からの撮影に

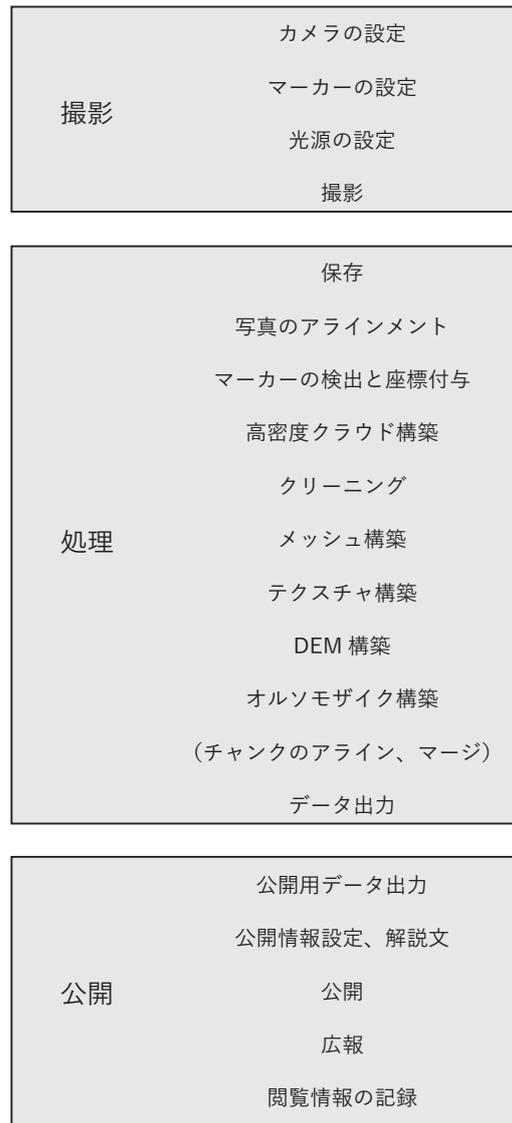


図1 モデル公開までのフローチャート



図2 撮影風景(盾持人埴輪)

より行っている。平成30(2018)年には、早稲田大学によって、二子山古墳の測量・レーダー探査と合わせて、埼玉古墳群全域の UAV を使用した撮影が行われた(ナワビ2019)。調査の際は埼玉古墳群を6エリアに分け飛行し、撮影した画像から古墳群全体の3次元モデルを生成した。この時のモデルを基に単一の古墳の3次元モデルを切り出し、公開用データとして再生成・出力した。古墳公園内の古墳も、広い意味では当館の「展示物」であり、墳丘のモデルは利用者への訴求力が高いと考え、公開対象データとして選択した。また既に撮影や処理が済み、公開データの生成までが比較的容易であったことも選択の理由となった。なお生成したデータは、UAV による撮影を実施した平成30(2018)年12月時点の墳丘の状態を示している。

3. 3次元モデル作成の方法

3-1. 3次元計測について

考古学分野での3次元情報の記録と利活用については多くの事例があり、その有効性も示されている。3次元計測は、元々3次元形状をもつ遺物や遺構を、ある決められた面で切り取ることなく、点群、面のデータとして記録することを可能とする。3次元の形状をもつ考古遺物の記録において、情報量や再現性の高さから、積極的に利用を検討すべき方法である。考古遺物や遺構の3次元情報の記録は、将来的な分析、復元、消失に備えることにもつながり、成果の公開は既存の方法以上に直感的に理解しやすいものとなると考えられる。

3次元計測には様々な方法や機器が存在し、目的や対象物の特性に応じた適切な選択を行う必要がある。今回は SfM-MVS による記録を行ったが、依然様々な技術的な課題が存在し、作業の度に問題が発生している現状がある。対象物の撮影、モデルの生成、公開までをフローチャート化し、誰しもが作業を実施でき、ある程度標準化されたデータを作成できる環境を整えることもまた、重要である(図1)。

3-2. 撮影の方法

SfM-MVS による3次元モデルは、写真を基に生成されるため、撮影した写真の品質に大きく左右される。写真の品質保持のために留意する事項について、以下に写真撮影時の設定や手順を述べる。UAV による墳丘の撮影及び3次元モデル生成の方法については既に報告しているため(ナワビ2019)、本論では特に屋内環境における遺物の撮影について解説する(図2)。

撮影に先立ち、対象資料の観察及び清掃を行う。3次元モデル化する上で、生成時に反映させるべき箇所や特徴的な部分を確認し、撮影手順をシミュレーションする。また埃やラベルシールなど、3次元モデルへの反映が望ましくないもの、ノイズになると考えられるものについてはあらかじめ取り除く。透明、あるいは画角によって光沢に変化が出るガラス質の遺物など、写真を基とする特性上不向きな対象がある点にも注意が必要である。また、石膏などで復原された箇所は均質な面となりやすく、参照点が検出されにくい。結果として、参照点の少なさから石膏部分の点群がうまく生成されない、他の部分と比較して粗い点群データが生成される、等の問題が生じる可能性がある。このような場合には、石膏部分がハレーションを起こさないよう、適切なライティングを行い、解決しない場合は石膏への着色も検討すべきであろう。

写真撮影に当たっては、ピンボケ写真や手ブレ写真が起きないように注意し、発生した場合は

適宜再撮影する。ピンボケ写真や手ブレ写真は、参照点を検出することができず、処理時に素材から除外されてしまう。今回の撮影では使用していないが、十分な撮影品質を保つために、三脚や一脚を使用する場合もある。撮影で使用したカメラは、Olympus 社製 Stylus TG-4 Tough である。設定は ISO 感度100、絞りは2.8、解像度はカメラ設定で最大とし、RAW、JPEGの両形式により記録した。盾持人埴輪の撮影に際しては、個体間で設定を変えることなく、同様の設定、条件で撮影するよう留意した。

撮影時の原則として、撮影対象面に可能な限り正対することが挙げられる。これは、写真の解像度が高いほど参照点の検出精度が上がるためである。また、3次元モデル生成のための写真撮影時には、基本的にライティングを行わない。今回は、手持ちのデジタルカメラにリングライトを取り付け、十分な明るさを確保した。撮影は、さきたま史跡の博物館内、国宝展示室前のロビーで実施した。屋内であっても窓が大きく、自然光が入り部屋全体が明るい環境であるためである。ただし、対象物への直射光の照射や、窓ガラスなどが極端に反射する環境は望ましくない。直射光がカメラの画角に入る点については問題ないが、撮影時間が長時間となる場合、背景の陰影が変化する恐れがある。この場合、処理時に同じ対象物を撮影した写真として認識されない可能性があるため、極力避けるべきであろう。光源と対象物との位置関係は、撮影途中で変わらないよう気を付けるべきである。特徴点の算出は画像をもとに行われるので、陰影が変化すると正しく検出されないことがある。

複数枚の写真のオーバーラップ率を意識しながら撮影を行う。処理ソフトとして使用した Metashape のマニュアルでは、80%以上オーバーラップ、60%以上のサイドラップが推奨されている。隣接する写真と50%以上重複させ、対象物が画角の2/3程度を占めるようにカメラを移動し、撮影位置を決定した。撮影枚数は個体によって異なるが、頭部のみの資料で355枚、盾部も残存する資料で約450枚から600枚であった。資料の大きさや、透かし孔や突帯などの特徴によって、撮影枚数は大きく増減する。

Metashape 上で生成した3次元モデルには、座標を付与することが可能である。対象物の周辺にマーカーを最低3点設置し、ソフト上で座標を付与することにより、モデルのスケールや軸の決定が可能となる。Metashape には専用のマーカーがあり、ソフト上からプリントアウトすることができる。このマーカーを使用すれば、ソフト上でマーカーを自動的に検出させることもできる。遺物の3次元計測にあたっては、このマーカーを使用し、対象資料の撮影写真に写しこんだ(図2)。

3-3. 処理の方法

撮影が終わると続いて処理に移る。ここでは、処理の流れについて簡単に解説する。処理に使用したのは、ソフトをインストールした一般的なノート PC⁽²⁾である。モデルの生成及び出力には Agisoft LLC 製の Agisoft Metashape Professional (Version 1.5.5)を使用した。モデルの画像化、4面展開図作成及び画像出力には、QGIS (Version 2.18.16)を使用し、図版は Adobe Illustrator (CS6)を使用し作成した。以下の作業工程は盾持人埴輪の処理時の例であるが、処理の順序としては埴丘のモデルも同様である(図3、4)。

処理工程は大きく下記の7工程に分けられる。各処理のパラメータや結果については表1に

まとめている。また、後述するが、下記の工程、パラメータは公開するモデルを生成する際の設定である。今回は Sketchfab という Web サイトを通して公開を実施しているが、当館で作成したアカウントは無料プランであり、アップロードに当たって制限(ファイルサイズ上限50MB)があった。より精度の高いデータを作成することも可能であるが、現状ではデータを50MB以下に抑えるためのパラメータである点を断っておく。

①写真の保存、読み込み

処理に使用する写真は、撮影後即時 Metashape がインストールされた PC に保存した。通し番号、対象資料名、撮影年月日を表す半角英数字の文字列をフォルダの名称とし、撮影データはフォルダ内の [raw] フォルダに保存した。同じ対象物で、据え方を変えて撮影した場合(例：内面の撮影、裏面の撮影)は、[raw] フォルダを複数作成した。撮影写真フォルダはバックアップとして、外付けの SSD にも同時に保存した。Metashape のプロジェクトファイル(.psx)にも同じ名称を付け、同じ場所に保存した。保存後は Metashape のプロジェクトから、写真を読み込んだ。その後読み込んだ写真の画像品質の概算値を計算した。処理に使用する写真の品質が数値として表示されるが、良好な品質ではないとされる0.5未満の画像は原則として使用せず、処理上必要と判断される場合のみ0.5未満の画像も使用した。概算値が極端に低く、処理結果への影響が懸念される場合は、その場で再撮影し、画像を差し替えた。

②写真のアラインメント

読み込んだ写真の撮影位置を復元し、タイポイントを生成する工程である。タイポイントは、複数の写真に写った同じ場所を表し、



図3 処理工程
(盾持人埴輪：將軍山古墳出土)

後の処理の基礎となる点である。今回は5段階中4番目に精度の高い「高」で処理を行った。

③高密度クラウド構築

アラインメントの結果について良好であれば、領域を決定した。これにより領域外には点群が生成されず、処理時間の短縮につながる。高密度クラウドとは、3次元情報をもった高密度の点群を指す。ここでは品質を「中」とし、深度フィルタは「強」を選択した。深度フィルタは周囲の点から離れた点を除去するためのフィルタであり、「強」に近いほど信頼性の高い点が残るが、細部の情報が失われる可能性が高くなる。石膏などにより均質な面が多い資料については、深度フィルタを「弱」に近づけることで良好な結果が得られる可能性がある。

④座標付与

生成したデータから図版を作成する、または公開時の軸を決定するにあたり、生成したデータに縮尺を与え、水平面を決定する必要がある。そのために、対象物の周りにマーカーを配置し、撮影時に写しこむ方法を採用⁽³⁾。写しこんだマーカーは自動的に検出され、ずれが生じる場合のみ適宜修正作業を行った。修正後は座標データウィンドウから任意座標を選択し、X、Y、Zの値を手入力した。マーカーの数値を入力し終えた時点で、手入力した数値(理論値)とモデルの実測値との誤差が自動的に計算される。今回生成したモデルの誤差は、最大で0.8mm、概ね0.5mm以下となったため許容誤差とした。

⑤メッシュ構築

座標を与えた高密度クラウドから、モデル生成に不要なノイズを除去した。メッシュの

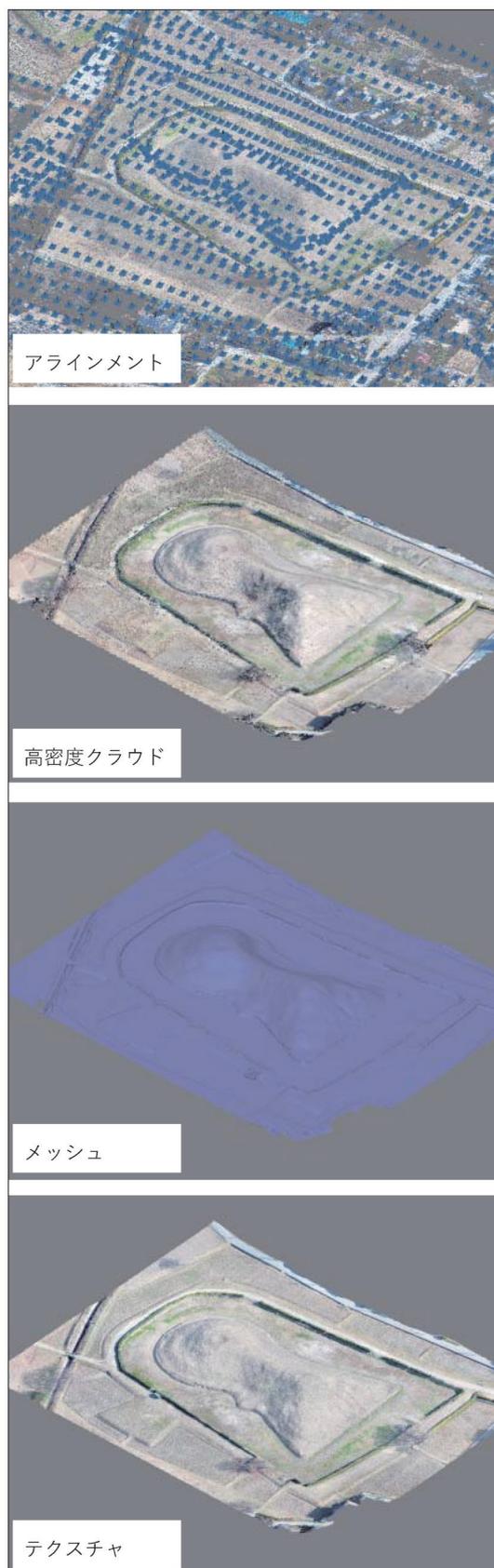


図4 処理工程
(墳丘：二子山古墳)

構築は高密度クラウドまたは深度マップからポリゴンを生成する工程である。今回は高密度クラウドから「中」を選択した。

⑥テクスチャ構築

テクスチャ構築は、生成したモデルの各面に写真を貼り付ける作業である。テクスチャサイズはデフォルトの倍の8,192とした。この工程により、メッシュに色が塗られ、写真を基とした色情報をもった3次元モデルが完成する。

⑦各種データ構築・出力

生成した点群やモデルは様々な形式でエクスポート(出力)することができる。今回は公開用に Wavefront OBJ(.obj)形式で出力、保存した。OBJ 単体は点や線のデータであるため、同時に出力されるテクスチャー情報を格納しているデータ(.mtl、.jpg)も同じ場所に保存される。公開用にはこの OBJ データを使用した。3次元データ以外に、盾持人埴輪の四面展開図も作成した。作成にあたっては、Metashape 上で面を決めた後、DEM(数値標高モデル: Digital Elevation Model)とオルソフォトを構築しエクスポートした。その後 QGIS で読み込み、陰影図処理をかけた DEM と50%透過させてオルソフォトを重ね合わせ、出力した(図8~14)。このデータセットは様々な画像処理が可能であり、実測の際の下図などとしても利用できる。墳丘のモデルについては1 mと50cm等高線を描出し、画像として出力した(図15~23)。

以上が3次元モデル生成の全工程である。裏面の撮影が可能であった資料については、プロジェクトファイル上にチャンクを複数作成し、裏面のデータとして処理をかけ、モデルを生成した。メッシュの構築が終了した段階で、表面と裏面のチャンクをアラインさせ、上手く結合したものはチャンクを統合し、1つのモデルとして生成した。

4. 3次元モデル公開の方法

4-1. 公開媒体及び規約等の整備

公開に先立ち、公開媒体を選択する必要がある。当館独自のプラットフォームや3次元コンテンツに対応したデータベースが存在しないため、公開サイト上に公式アカウントを作り、館のHPにリンクを貼る形での公開を目指した。GooglePoly⁽⁴⁾などのサイトも候補に挙がったが、最終的に Sketchfab⁽⁵⁾というサイトを利用した。Sketchfab は3次元コンテンツの公開、共有が可能なビューアサイトであり、PC やモバイル端末上でのコンテンツの閲覧、操作が可能である。Web 上で閲覧できるため専用のソフトのインストール等が不要であり、照明の設定や注釈の付加等の機能が無料で使用できる。その他、3次元モデルの VR モードでの閲覧や、アニメーション付きのモデルの公開なども可能である。ユーザーは公開されているデータを自由に閲覧、評価、可能なものはダウンロードや購入することができる。公開可能な3次元モデルの形式は幅広く対応している。今回は Sketchfab のサイトよりさきたま史跡の博物館のアカウントを作成し、公式ページのリンクを当館ホームページに貼り、入口とした。

公式アカウントによる3次元モデル公開・運用にあたり、規約及び運用ポリシーを策定した。

策定の際は県のソーシャルメディア運用ガイドラインに則り、県のソーシャルメディア利用規約を参考にした。また3次元データの取り扱いに関する部分については、「東大阪市文化財三次元データの公開に関する運用要綱」をはじめ、各自治体が定めている要綱を参考にした。

4-2. 公開設定

Sketchfab にログイン後、規約に則り3次元モデルをアップロードしていく。ここでは公開時の設定について述べる。アップロード画面において、対応した形式の3次元モデル(今回はOBJ形式)を選択し、アップロードする。完了すると公開内容を記入するフォームが開くため、タイトルやカテゴリなど、モデルの情報を入力する。この段階でダウンロードの可否や公開範囲も設定する。今回は、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスのもと、全データをダウンロード可能とした(CC BY-NC-ND 4.0)。設定完了後は3次元モデルの公開プレビュー画面となり、必要な場合は編集画面に遷移し、モデルの表示について調整することができる(図6)。3次元モデルの設定の編集では、軸の変更、影の設定、背景の変更、ライティングの設定などの機能が利用可能である。

またこの編集画面で、関連情報(メタデータ、写真)を注釈として付与する(アノテーション⁶⁾)ことができる(図7)。注釈を付けたい箇所を選択し、タイトル及び説明文を記入し表示角度を決定する。付与したアノテーションは3次元モデル上に丸囲み数字として表示され、これをクリックすることで各情報及びアングルに遷移することで各情報及びアングルに遷移する。公開した3次元モデルの見どころや理解を助ける情報を入力した。アノテーションの

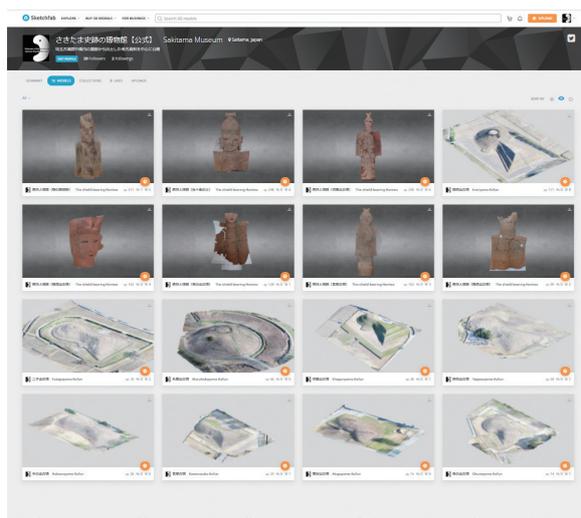


図5 公開画面(Sketchfab)

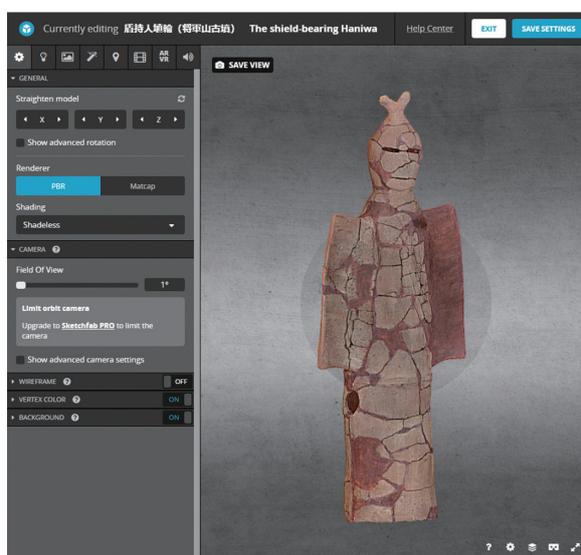


図6 設定画面1 (Sketchfab)

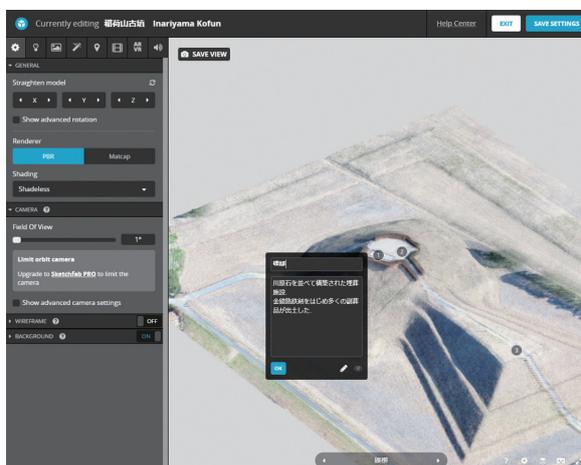


図7 設定画面2 (Sketchfab)

付与・削除、情報の変更等は随時編集が可能である。

4-3. 公開の効果

令和3(2021)年1月8日時点で16点の3次元モデルを公開している。令和2(2020)年5月22日に盾持人埴輪7点の公開を開始し、10月29日から12月24日までの9週にわたって、毎週1点ずつ墳丘のモデル(計9点)の公開を行った。公開後は閲覧数や“Like”の数をカウントし、効果について記録を取った。盾持人埴輪のモデルについては公開日から月ごとに、墳丘モデルは週ごとに閲覧数の推移を記録した(表2、3)。表4はモデルの閲覧数全体の各月ごとの推移をまとめたものである。なおモデルの公開についての広報は、当館ホームページや当館のTwitter(@sakitama_museum)を通して行っている。盾持人埴輪の3次元モデルについては、個体差はあるものの公開後1か月で最も頻繁に閲覧され、その後も微増している。最も閲覧されている資料は閲覧ページで最上段に表示される資料である。墳丘モデル公開のタイミングで、盾持人埴輪のモデルの閲覧数の増加率も上昇している。墳丘モデルの閲覧数の推移からは、公開のタイミングが早いモデルほど多く閲覧されていることがわかる。公開のタイミングが7番目(12月10日)であった將軍山古墳のモデルの閲覧がやや多いのは、Twitterの投稿の反応が多かったからであろう。また、稲荷山古墳、二子山古墳、丸墓山古墳、將軍山古墳などの比較的知名度が高いと考えられる古墳ほど閲覧数が多い傾向にある。中でも稲荷山古墳の閲覧数は群を抜いており、知名度の高さがうかがえる。

全てのモデルの閲覧総数は1,700回近くに達している。今後利用者数を増やすため

表2 盾持人埴輪3次元モデル閲覧数推移(月)

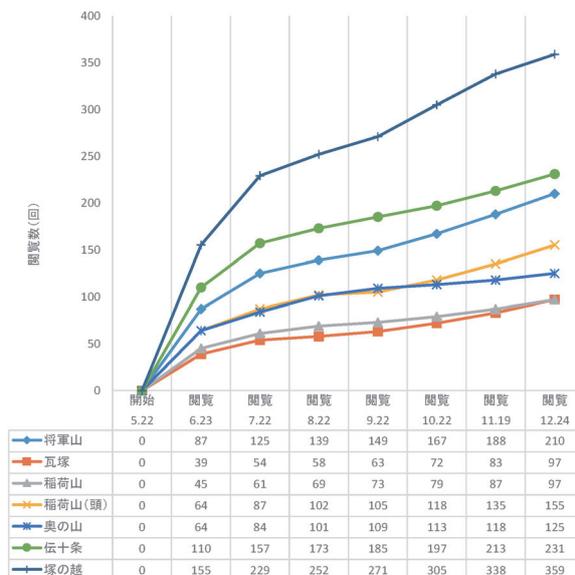


表3 墳丘3次元モデル閲覧数推移(週)

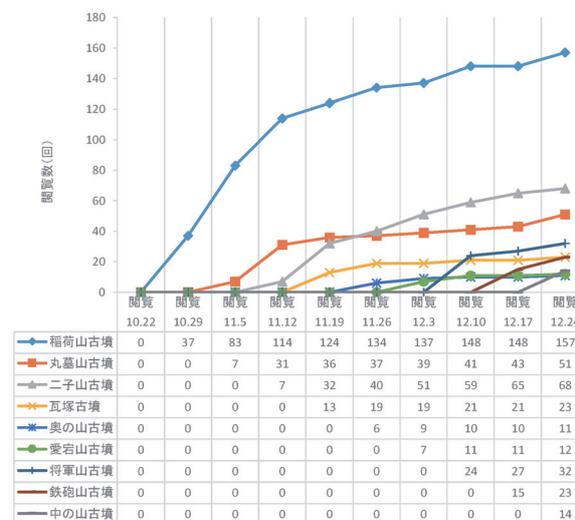
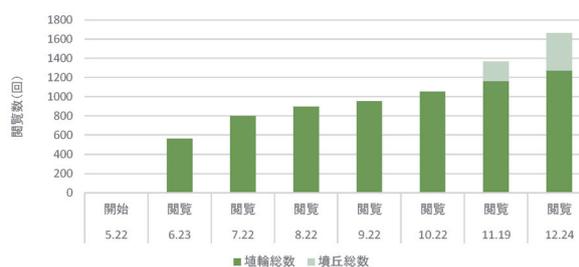


表4 閲覧総数推移(月)



には、モデルの公開数を増やす、各モデルのメタ情報やアノテーションを充実させるといった工夫が必要である。現状では閲覧数や Like 数、ダウンロード数で効果を測る他ないが、具体的な利用場面を想定したコンテンツ作成を考えていく必要があるだろう。

おわりに

博物館の役割が社会的な要請によって多様化する中で、新たな利用者層へのアプローチや、多角的な手法を用いた文化財の魅力の発信の重要性が高まっている。今回は自由に閲覧、ダウンロードが可能な形で、16点の古墳、遺物について3次元モデルを作成し公開した。今後は3次元コンテンツの閲覧のみに留まらず、様々な利用シーンを考え、コンテンツを活かしていく必要がある。例えば、企画展示やデータベースとの連携である。展示で公開している資料の裏側や細部を確認できるという点で、3次元モデルは有効である。また実際の展示ではスペースの制限があるが、Web上にはその制約が少なく、より多くの関連する資料を提示することができる。当然、実物資料のもつ質感や存在感は何物にも代えがたい。実際の資料についてより知りたいという利用者への補助手段として、また、資料に興味をもってもらうきっかけとして、3次元モデルが寄与するところは大きいと考える。データベースに関しては、資料の公開の形はメタデータと写真に限らず、3次元情報も可能であるはずである。現在公開しているデータよりより細かな情報をもった3次元データを、誰しもが利用可能な形でデータベースとして整備できれば、研究や教育、活用といった様々な場面に大きく貢献するであろう。

実際の作業では、なお試行錯誤を繰り返しており、手探りの状況で進めている。先行して導入している例を参考にしつつ、積極的に情報を発信・共有していきながら、3次元モデルの生成・公開を継続して実施していくためのシステムを作っていく必要がある。作業を実施する学芸員間のノウハウの共有と、必要機器の拡充により、継続的で安定した運用が可能となると考えられる。

【註】

- (1)公開ページは <http://sketchfab.com/sakitamamuse.forupload>
- (2)PCはhp Z Book シリーズ OS: Windows 10 Pro、CPUはIntel Corei7-6700HQ、メモリは16.0GBである。
- (3)今回は、株式会社ラングのHP上で公開されているマーカーシートを使用させていただいている。詳しくは参考URLを参照のこと。
- (4)<http://poly.google.com/>
※ GooglePolyは令和3(2021)年6月30日をもって終了する予定である。
- (5)<http://sketchfab.com/feed>
- (6)当館の公式アカウントは無料プランであるため、付与できるアノテーションは最大5点である。

【主要参考文献】

- 金田明大 2019 「3次元技術等によるデジタル技術の導入」『デジタル技術による文化財情報の記録と利活用』奈良文化財研究所研究報告21 独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所
- 仲林篤史 2019 「埋蔵文化財・史跡整備における3Dの活用と公開について」『第1回考古学・文化財のためのデータサイエンス・サロン予稿集』考古形態測定学研究会
- ナワビ矢麻 2019 「UAVを用いた埼玉古墳群の測量について—古墳群の記録の一手法として—」『埼玉県立史跡の博物館紀要』第13号 埼玉県立埼玉史跡の博物館・埼玉県立嵐山史跡の博物館
- 野口 淳 2020 「3次元データの可能性—活用と課題—」『デジタル技術による文化財情報の記録と利活用』奈良文化財研究所研究報告2 独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所

【参考 URL】

株式会社ラング「考古学のための SfM 土器撮影システムティックマニュアル」

<http://www.lang-co.jp/corner20/pg68.html> (参照2021-01-08)

Sketchfab「さきたま史跡の博物館【公式】ページ」

<http://sketchfab.com/sakitamamuse.forupload> (参照2021-01-08)

【図表出典】

図 1-4 筆者作成

図 5-7 Sketchfab の画面を基に筆者作成

図 8-23 筆者作成

表 1-4 筆者作成



図8 盾持人埴輪頭部(稲荷山古墳)



図9 盾持人埴輪(奥の山古墳)

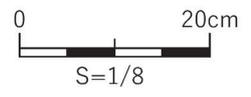


图10 盾持人埴輪(稻荷山古墳)

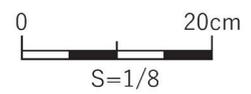


图11 盾持人埴輪(將軍山古墳)



图12 盾持人埴輪(瓦塚古墳)



图13 盾持人埴輪(伝十条出土)



図14 盾持人埴輪(塚の越遺跡)



図15 二子山古墳



図16 稲荷山古墳

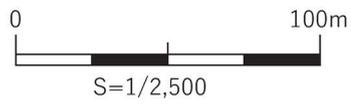


图17 铁砲山古墳

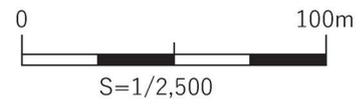


图18 将軍山古墳



图19 丸墓山古墳



0 20m
S=1/1,000

図20 中の山古墳



0 20m
S=1/1,000

図21 瓦塚古墳



0 20m
S=1/1,000

図22 愛宕山古墳



0 20m
S=1/1,000

図23 奥の山古墳

旧長瀬総合博物館所蔵資料目録

— 縄文土器・土製品 —

野中 仁・別所 鮎実

はじめに

平成25年に埼玉県に寄贈された旧長瀬総合博物館所蔵の資料群のうち、当館では考古資料を受け入れ、継続して整理作業を進めている。これまで、金属製遺物、古瓦、玉類について整理し、目録として公開してきた(野中2018、野中・鈴木・宮原2019、野中・山田2020)。今回は、旧長瀬総合博物館所蔵資料のうち縄文時代の土器及び土製品を取り上げる。

1. 資料の状態と目録の構成

縄文土器及び土製品の長瀬総合博物館(平成25年閉館)における旧保管状況は、他の資料とともに展示室で展示されていた。展示ケース内に展示されていたものがほとんどであるが、一部の大型資料は露出展示となっていた。完形に復元された土器類はそのまま展示されていたが、小型の資料や破片類は、36×27cm前後の木箱に収めた状態でケース内に展示されていた。整理作業にあたっては、資料番号を付し、破片も含め個々にチャック付ポリ袋に収め、旧キャプションやラベルがあるものは一緒に保管した。また、1点ずつ複数方向から写真撮影を行った。目録の構成は、表1のとおりである。

表1 目録項目の説明

| 項目 | 説明 |
|---------|--|
| 資料番号 | SAM = さきたま史跡の博物館略号 2013 = 受入年 -01 = 単独展示。木箱収納展示ではない展示を示す。 -B〇〇 = 木箱収納展示されていた場合の木箱番号。 -〇〇〇 = 資料番号。原則受入れ時に付した番号を踏襲。 ※ = 写真を掲載した資料。なお、写真の縮尺は不同である。 |
| 名称 | 器種、製品等の名称 |
| 時代 | 原則時代区分。適宜時期区分を記載。 |
| 採集地・出土地 | 注記、台紙等の記載から推定される現在の市町村名。分かる範囲で大字名等も記載。 |
| 寸法(cm) | 完形復元資料は、口径、高さ 小型製品や破片資料は、長辺×短辺、高さ(厚さ)等を任意位置で計測。 |
| 資料概略 | 器種、文様等、その他の観察所見 |
| 注記等 | 資料の注記、ラベル、旧展示のキャプション、台紙記載事項等は、そのまま記入し、末尾に(注記)、(ラベル)、(台紙)、(付箋)、(cap)の別を付した。 |
| 部位 | 破片資料の器種における部位。 |
| 備考 | 土器型式、その他留意すべきことを記した。 |

2. 資料の概要

今回まとめた縄文土器及び土製品は、土器(破片含む)476点、土偶9点、耳飾り12点、土製円盤23点、土版2点、その他5点の総数527点である。ただ、旧長瀬総合博物館受入れ資料は種別ともに多く、それらが混在する中から対象資料を抜き出しているため、漏れがある可能性がある。それに関しては今後追加補填していくこととしたい。

今回の対象資料は、長瀬総合博物館の旧展示体裁から二つに分けることができる。一つは資料単独でケース内または露出で展示されていた資料で、完形あるいは完形に復元された土器が含まれる(SAM2013-01-▲▲)。資料の採集地等は旧展示のキャプションに記載されているのが基本で、一部には添付ラベルや注記がある。埼玉県内から出土したとされる資料も含まれている。また、明治～大正期の日付のある資料は、柴田常恵旧蔵資料の可能性があり、今後他の柴田旧蔵資料と併せて詳細に検討する必要があるだろう。

もう一つは、木箱に入れた状態で展示されていた資料群(SAM2013-B●●-▲▲)で、小型の土製品や土器片などである。破片資料であってもほぼ全てに朱墨(一部黒)による注記がある。注記は主に発見場所が記載され、一部年月日が記載されているものもある。注記の内容から現在の群馬県前橋市域の赤城山南麓周辺において昭和20年代後半～30年代前半に採集された資料群であることがわかる。この注記手法と資料の採集地等は、今回対象の縄文土器・土製品以外の玉類や石器類にも共通性が認められ、ある時期に、ある特定の地域から採集された様々な内容の考古資料が、長瀬総合博物館に相当量持ち込まれたことが想像できる。さらに注記の中には「センキ土器」「茅山式」「亀ヶ岡式」などの文字がみられ、ある程度考古学の知識を持つ者が収集したか、あるいは考古学的な評価を経た資料とも言えるかもしれない。いずれせよ今回対象とした縄文土器・土製品の他に木箱入りで同様の注記のある石器類が多量にあり、それらを整理していくとともに資料個々に係る詳細な分析や採集地とされる地域の遺跡との関係性などは今後の課題としておきたい。

参考文献

- 野中 仁 2018 「旧長瀬総合博物館所蔵金属製遺物目録」『埼玉県立史跡の博物館紀要』第11号
野中 仁・鈴木秀雄・宮原正樹 2019 「長瀬総合博物館旧蔵県指定文化財「古瓦」目録」『埼玉県立史跡の博物館紀要』第12号
野中 仁・山田琴子 2020 「旧長瀬総合博物館所蔵玉類目録」『埼玉県立史跡の博物館紀要』第13号

表2 旧長瀬総合博物館所蔵資料目録 ー縄文土器・土製品ー

| 資料番号 | 名称 | 時代 | 採集地・出土地 | 寸法(cm) | 員数 | 資料概略 | 注記等 | 部位 | 備考 |
|-----------------|-----|-------|--------------|---------------|----|----------------------|--|---------|---|
| SAM2013-01-009 | 土器 | 縄文早期 | 千葉県旭市 | 8×8.5×高10.5 | 1 | 深鉢 条線 | 約六七千年前尖底土器残欠 千葉県旭町台地出土(cap) | 底部 | |
| SAM2013-01-010※ | 土器 | 縄文中期 | | 18×17×高25 | 1 | 突起 磨消縄文 | | 完形 | |
| SAM2013-01-011※ | 土器 | 縄文 | 埼玉県深谷市 | 23×23×高32 | 1 | 釣手土器 凹柱状貼付突起 台部には斜線文 | 釣手型土器 大里郡岡部村出土(cap) | 完形 | |
| SAM2013-01-012※ | 土器 | 縄文中期 | | 17×18×高20.5 | 1 | 深鉢 把手 | 縄文式土器 出所不明(cap) | 完形 | |
| SAM2013-01-013※ | 土器 | 縄文後期 | 埼玉県深谷市 | 16×11×高10 | 1 | 注口土器 浮線文 | 大里郡岡部出土(cap) | 一部欠損 | 堀之内式 |
| SAM2013-01-014※ | 土器 | 縄文後期 | | 16×12×高11 | 1 | 注口土器 貼付文 磨消縄文 | 注口土器(cap) | 完形 | |
| SAM2013-01-015※ | 土器 | 縄文後期 | | 15×12×高11 | 1 | 注口土器 把手 鋸歯状沈線文 | | 完形 | 堀之内式 |
| SAM2013-01-016※ | 土器 | 縄文後期 | 群馬県高崎市 | 21×20×高12 | 1 | 注口付鉢 8字状貼付文 磨消縄文 | 高崎観音山中腹出土(注記) | 一部欠損 | 堀之内式 |
| SAM2013-01-017※ | 土器 | 縄文後期 | 埼玉県本庄市 | 18×18×高14 | 1 | 注口土器 磨消縄文 貼付文 コンパス文 | 児玉郡児玉町出土(注記) | 頸部-底部 | |
| SAM2013-01-018※ | 土器 | 縄文中期 | 栃木県芳賀郡芳賀町祖母井 | 29×27.5×高27 | 1 | 深鉢 3単位碗状突起 | 縄文式土器 栃木県出土(cap) 縄文式土器 栃木県芳賀郡芳賀町祖母井東山林出土(cap) | 完形 | |
| SAM2013-01-020※ | 土器 | 縄文中期 | 群馬県邑楽郡板倉町 | 34×33.5×高29.5 | 1 | 深鉢 懸垂文 磨消縄文 | 加曾利E式土器 縄文土器文化中期末のもので胴部に懸垂文がみえる(cap) 群馬県邑楽郡板倉沼縄文土器出土(メモ紙) | 胴部-底部 | 穿孔してクサビ状のもので接合している。 加曾利E式 |
| SAM2013-01-021※ | 土器 | 縄文中期 | | 23×22×高13.5 | 1 | 台付鉢 円環状把手 | | 胴部 | |
| SAM2013-01-027※ | 土器 | 縄文晩期 | | 11.5×12×高8.5 | 1 | 鉢 B突起 磨消縄文 帯縄文 | | 一部欠損 | |
| SAM2013-01-029※ | 土器 | 縄文中期 | 埼玉県秩父市 | 40×39×高49 | 1 | 深鉢 地文縄文 | 秩父市■■■出土(cap) | 完形 | 加曾利E式 |
| SAM2013-01-030※ | 土器 | 縄文後期 | 茨城県 | 31×30×高34 | 1 | 深鉢 4単位波状口縁 磨消縄文 | 縄文式土器 茨城県出土(cap) | 完形 | |
| SAM2013-01-031※ | 土器 | 縄文中期 | | 50×50×高53 | 1 | 深鉢 隆帯文 把手 | 加曾利E式土器 縄文式文化中期(cap) | 完形 | 加曾利E式 |
| SAM2013-01-032※ | 土器片 | 縄文中期 | | 46×20 | 1 | 深鉢 懸垂文 | | 胴部 | 加曾利E式 |
| SAM2013-01-033※ | 土器片 | 縄文中期 | | 36×23 | 1 | 深鉢 磨消縄文 | | 胴部 | 加曾利E式 |
| SAM2013-01-034※ | 土器 | 縄文中期 | | 41×41×高52 | 1 | 深鉢 地文条痕と地文縄文の折衷 | | 一部欠損 | 加曾利E式 |
| SAM2013-01-035 | 土器 | 縄文後期 | | 厚1 | ※ | 深鉢 8字状貼付文 磨消縄文 | | 一部欠損 | 堀之内式 ※博物館で展示されていた時は復元されていたが、現状、破片になっている。 |
| SAM2013-01-037※ | 土版 | 縄文 | 埼玉県川口市 | 9.6×5.4厚1.2 | 1 | 穿孔2 沈線文 | 埼玉懸北足立郡新郷■■■貝塚 大正、十四、四、二、(ラベル) | 一部欠損 | |
| SAM2013-01-038※ | 土版 | 縄文 | | 8.5×5.7厚2.0 | 1 | 穿孔 刻目隆帯文 | 常陸茨城県板橋村神主貝塚 土版 三九、三、一七、表面採集(ラベル) | | ラベルは「理科大学人類学教室」を二線消し |
| SAM2013-01-040※ | 土器 | 縄文後晩期 | 埼玉県川口市 | 8.5×8.5×高14 | 1 | 長頸壺 口縁部に穿孔 沈線 | 神郷貝塚(注記) | 完形 | |
| SAM2013-01-043※ | 土偶 | 縄文 | 埼玉県秩父郡小鹿野町 | 7.4×6.8厚2.5 | 1 | 板状 T字状の口 | 秩父郡両神村薬師堂出土(ラベル・注記) | 顔部-胸部 | |
| SAM2013-01-044※ | 土偶 | 縄文晩期 | 岩手県大船渡市 | 12.3×7.8厚3.5 | 1 | 中実 背面に玉抱き三又入組文 | 陸前気仙郡大船渡村下船渡貝塚 土偶 大正一三、八■■ 柴田(ラベル) | 顔下半部-胴部 | |
| SAM2013-01-057※ | 土偶 | 縄文 | 岩手県大船渡市 | 7.7×3.2厚2.0 | 1 | 中空 沈線文 | 陸前気仙郡日頃市村 洞窟 大正、一三、八、(cap) | 胴部 | |

| 資料番号 | 名称 | 時代 | 採集地・出土地 | 寸法(cm) | 員数 | 資料概略 | 注記等 | 部位 | 備考 |
|-----------------|------|-------|------------|---------------------|----|----------------------|---|---------|-------|
| SAM2013-01-068※ | 土製品 | 縄文 | | 8.0×3.5 高3.3 | 1 | 沈線文 | | 完形 | |
| SAM2013-01-069※ | 土器 | 縄文晩期 | 岩手県大船渡市 | 6.1×6.3× 高5 | 1 | 小壺 4単位突起 | 気仙 大船戸(注記) | 完形 | 大洞式 |
| SAM2013-01-070※ | 土器 | 縄文晩期 | 秋田県北秋田市 | 12×10.5× 高6 | 1 | 突起 口唇部刻文 | 北秋田郡坊沢村藤株(注記)羽■■■■郡坊沢村藤株(付箋表) 大正二、■■■■(付箋裏) | 完形 | 大洞式 |
| SAM2013-01-118※ | 土製品 | 縄文 | 福島県双葉郡浪江町 | 3.8×2.4 厚1.6 | 1 | 短軸・長軸方向に溝周回 | キヨハシ(注記) 磐城双葉郡幾世橋村(台紙) | | 土錘 |
| SAM2013-01-122※ | 土器 | 縄文晩期 | 青森県つがる市 | 22×21× 高25 | 1 | 壺 赤彩 | 縄紋晩期亀が岡出土 朱彩壺 大洞C1式(メモ紙) | 完形 | |
| SAM2013-01-123※ | 土器 | 縄文後期 | 茨城県北相馬郡利根町 | 21×21× 高21 | 1 | 深鉢 5単位波状口縁刻目列文 磨消縄文 | 明治四十二年八月二日下総国立木貝塚出土(注記) 明治四十二年八月二日下総国立木貝塚(付箋貼付) | 完形 | 加曾利B式 |
| SAM2013-01-574※ | 土器 | 縄文 | 群馬県前橋市茂木町 | 16×16× 高21 | 1 | 深鉢 縄文 | 茂木村三ツ屋川西発見(注記) | 完形 | |
| SAM2013-01-576※ | 土器 | 縄文中期 | 群馬県前橋市横沢町 | 14×13× 高16 | 1 | 深鉢 隆帯文 爪形文 | 横沢柴崎 昭和31、2、7、(注記) | 胴部-底部 | 勝坂式 |
| SAM2013-01-594 | 土器 | 縄文中期 | 群馬県前橋市 | 13.0×13.0× 高15.8 | 1 | 深鉢 撚糸絡条体圧痕 | 一町田 29、10、25(注記) | 胴部-底部 | |
| SAM2013-01-682※ | 土製耳飾 | 縄文後晩期 | | 径6.5 厚1.8 | 1 | 滑車型 沈線文 刺突文 | | | |
| SAM2013-01-683※ | 土製耳飾 | 縄文 | | 径4.5 厚1.5 | 1 | 滑車型 無文 | | 一部欠損 | |
| SAM2013-01-684※ | 土製耳飾 | 縄文 | | 径3.3 高2.7 | 1 | 渦巻文(両面) | | 一部欠損 | |
| SAM2013-01-685 | 土製品 | 縄文 | 埼玉県本庄市 | 9.8×9.0 高4.5 | 1 | 中空 穿孔2 | 金屋村字長沖出土 昭和五年一月八日採集(注記) 児玉郡金屋村長沖 土偶 土笛(cap) | 一部欠損 | |
| SAM2013-01-686※ | 土偶 | 縄文後期 | 埼玉県本庄市 | 9.0×8.0 厚2.4 | 1 | ミミズク土偶 赤彩 | 児玉郡金屋村長沖 土偶 土笛(cap) | 頭部と腕欠損 | |
| SAM2013-B07-002 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 3.7×3.75 厚2.3 | 1 | 浅鉢 突起 | 東柵 人面取手(注記) | 口縁部(突起) | 堀之内式 |
| SAM2013-B07-003 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 7.0×6.8 厚3.2 | 1 | 3単位突起付深鉢の突起 内側に盲孔 | 東柵 河原浜村(注記) | 口縁部(突起) | 加曾利B式 |
| SAM2013-B07-004 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市 | 9.0×5.15 厚3.4 | 1 | 深鉢 突起 | 柴崎(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B07-005 | 土器片 | 縄文前期 | | 5.7×5.25 厚3.15 | 1 | 波状口縁 口唇部刻目文 浮線文 | 獣面取手 ■沢(注記) | 口縁部 | 諸磯式 |
| SAM2013-B07-006 | 土器片 | 縄文前期 | 群馬県前橋市堀越町 | 6.85×5.0 厚3.4 | 1 | 獣面把手 深鉢 | 堀越五十山 32、2、19、(注記) | 口縁部 | 諸磯式 |
| SAM2013-B07-007 | 土器片 | 縄文中期 | 群馬県前橋市 | 12.7×10.6 厚4.9 | 1 | 隆帯文 爪形文 | 一町田南部山林中ヨリ発掘ス 勝坂式(注記) | 口縁部 | 勝坂式 |
| SAM2013-B07-008 | 土器片 | 縄文中期 | 群馬県前橋市横沢町 | 5.55×3.35 厚2.4 | 1 | 沈線文 貼付文 | 顔面取手か 横沢(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B07-009 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市 | 4.8×4.4 厚2.7 | 1 | 突起 内側に盲孔 | 八光(注記) | 口縁部(突起) | 加曾利B式 |
| SAM2013-B07-010 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市 | 7.45×7.25 厚2.3 | 1 | 突起 | 並木 ヨニ取手(注記) | 口縁部(突起) | 堀之内式 |
| SAM2013-B07-011 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市 | 8.5×6.2 厚2.0 | 1 | 突起 | 鎌田 ヨニ取手(注記) | 口縁部(突起) | 堀之内式 |
| SAM2013-B08-001 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市亀泉町 | 7.0×4.85 厚3.15 | 1 | 突起 | 亀泉 人面取手(注記) | 口縁部(突起) | |
| SAM2013-B08-003 | 土偶 | 縄文 | 群馬県前橋市下大屋町 | 5.5×5.3 厚3.0 | 1 | 中実 鼻と胸は貼付目と口は凹み 背面線刻 | 下大屋八光 27、6、14(注記) | 頭部-胸部 | |
| SAM2013-B08-004 | 土製耳飾 | 縄文 | 群馬県前橋市河原浜町 | 4.6×3.1 厚1.95 | 1 | 刺突文 沈線文 | 河原浜 東柵(注記・赤字)耳(注記・黒字) | 一部欠損 | |
| SAM2013-B08-005 | 土製耳飾 | 縄文 | 群馬県前橋市五代町 | 径2.8 厚2.35 | 1 | 無文 | 五代 32、7、10、(注記) | 一部欠損 | |
| SAM2013-B08-006 | 土製耳飾 | 縄文 | 群馬県前橋市河原浜町 | 径1.8 厚1.25 | 1 | 刺突 | 東柵(注記) | | |

| 資料番号 | 名称 | 時代 | 採集地・出土地 | 寸法(cm) | 員数 | 資料概略 | 注記等 | 部位 | 備考 |
|------------------|------|-------|------------|---------------------------|----|---------------------|-----------------------------|------|------------------------------|
| SAM2013-B08-007 | 土偶 | 縄文後期 | 群馬県前橋市下大屋町 | 6.85×5.45 厚4.4 | 1 | 中実 沈線文 刺突文 底面編物痕 | 荒砥 下大屋村 八光 昭和廿七年三月十五日発見(注記) | 脚部 | |
| SAM2013-B08-008 | 土偶 | 縄文 | 群馬県前橋市馬場町 | 6.3×4.15 厚2.65 | 1 | 眉と鼻は隆帯 目と口は凹み | 土偶ノ顔 馬場村 矢継(注記) | 頭部 | |
| SAM2013-B08-009※ | 土製耳飾 | 縄文晩期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 径6.9 高2.15 | 1 | 滑車形 三叉文 刻み | 東柎発見(注記) | | |
| SAM2013-B08-012 | 土製耳飾 | 縄文 | 群馬県前橋市河原浜町 | 径4.5 高1.6 | 1 | 滑車形 無文 | 滑車形耳飾 東柎 発見(注記) | | |
| SAM2013-B08-013 | 土偶 | 縄文 | 群馬県前橋市河原浜町 | 8.6×6.0 厚2.7 | 1 | 中実 胸部と腹部は貼付 背面は凹形刺突 | 昭和二十四年九月二十一日発見 土偶 東柎(注記) | 肩～胴部 | |
| SAM2013-B08-015 | 土製耳飾 | 縄文 | 群馬県前橋市河原浜町 | 6.0×2.0 高1.9 | 1 | 滑車形 無文 赤彩 | 東柎発見(注記) | 一部欠損 | |
| SAM2013-B08-016 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市堀越町 | 3.4×3.25 厚1.3 | 1 | | 五十山 29、3、12(注記) | | |
| SAM2013-B08-017 | 土製耳飾 | 縄文 | 群馬県前橋市河原浜町 | 3.55×1.7 厚0.55 | 1 | 滑車形 無文 | 東柎(注記) | 一部欠損 | |
| SAM2013-B08-018 | 土製耳飾 | 縄文 | 群馬県前橋市河原浜町 | 4.5×1.7 厚1.5 | 1 | 滑車形 無文 | 東柎(注記) | | |
| SAM2013-B08-019 | 土製耳飾 | 縄文 | 群馬県前橋市堀越町 | 径4.7 高1.2 | 1 | 滑車形 無文 | 堀越 正治皆戸(注記) | 一部欠損 | |
| SAM2013-B08-020 | 土製品 | 縄文 | 群馬県前橋市大前田町 | 5.7×3.0 高3.5 | 1 | 無文 | 大前田 鎌田(注記) | | |
| SAM2013-B08-021 | 土偶 | 縄文 | 群馬県前橋市下大屋町 | 4.9×3.05 厚2.85 | 1 | 中実 沈線文 刺突文 | 下大屋 八光(注記) | | |
| SAM2013-B63-001 | 土器片 | 縄文晩期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 6.9×4.2 注口長3.1 厚0.5 | 1 | 注口土器 磨消縄文 三叉文 | 東柎(注記) | 注口部 | |
| SAM2013-B63-002 | 土器片 | 縄文後晩期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 6.6×3.5 注口長6.1 厚0.8 | 1 | 注口土器 無文 | 東柎(注記) | 注口部 | |
| SAM2013-B63-003 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 注口長6.6 注口径3.5-1.5 | 1 | 注口土器 磨消縄文 | 東柎(注記) | 注口部 | |
| SAM2013-B63-004 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市河原浜町 | 注口長9.0 注口径3.5-2.3 | 1 | 注口土器 無文 | 東柎(注記) | 注口部 | |
| SAM2013-B63-005 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市河原浜町 | 4.3×4.3 注口径3.7 | 1 | 注口土器 無文 | 東柎(注記) | 注口基部 | |
| SAM2013-B63-006 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市河原浜町 | 4.3×4.0 注口径3.2 | 1 | 注口土器 無文 | 東柎(注記) | 注口基部 | |
| SAM2013-B63-007 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市河原浜町 | 4.3×2.7 注口径1.8 | 1 | 注口土器 無文 | 東柎(注記) | 注口基部 | |
| SAM2013-B63-008 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 7.3×4.0 注口径3.6 | 1 | 注口土器 沈線 | 東柎(注記) | 注口基部 | |
| SAM2013-B63-009 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市河原浜町 | 注口長5.3 注口径3.3-2.2 | 1 | 注口土器 無文 | 河原■(浜?)村 東柎(注記) | 注口部 | 黒字の注記に赤字の注記が重ねられている。黒字は判読不能。 |
| SAM2013-B63-010 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市堀越町 | 7.4×3.8 注口径4.0-2.2 | 1 | 注口土器 無文 | 堀越 水押(注記) | 注口部 | |
| SAM2013-B63-011 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市鼻毛石町 | 注口長5.3 注口径2.5-1.3 | 1 | 注口土器 無文 | 鼻ヶ石鎌田(注記) | 注口部 | |
| SAM2013-B63-012 | 土器片 | 縄文 | | 注口長4.4 注口径2.7-2.0 | 1 | 注口土器 無文 | | 注口部 | |
| SAM2013-B63-013 | 土器片 | 縄文前期 | 群馬県前橋市小坂子町 | 6.6×4.6 厚0.8 | 1 | 深鉢 羽状縄文 補修孔 | 小坂子 百庚申(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B63-014 | 土器片 | 縄文前期 | 群馬県前橋市小坂子町 | 6.4×5.5 厚0.9 | 1 | 深鉢 押圧縄文 繊維土器 | 並行縄紋 小坂子百庚申(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B63-015 | 土器片 | 縄文早期 | 群馬県前橋市小坂子町 | 6.3×5.5 厚0.8 | 1 | 深鉢 貝殻条痕文 | 小坂子 百庚申■ 田戸式29、6、10、発見(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B63-016 | 土器片 | 縄文早期 | 群馬県前橋市小坂子町 | 5.7×4.5 厚0.6 | 1 | 条痕文 | 小坂子 一町田(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B63-017 | 土器片 | 縄文早期 | 群馬県前橋市小坂子町 | 5.3×3.6 厚0.7 | 1 | 貝殻腹縁文 | 百庚申 小坂子(注記) | 胴部 | |

| 資料番号 | 名称 | 時代 | 採集地・出土地 | 寸法(cm) | 員数 | 資料概略 | 注記等 | 部位 | 備考 |
|-----------------|-----|------|------------|------------------|----|------------------------|-------------------------------------|-----|-------------------|
| SAM2013-B63-018 | 土器片 | 縄文早期 | 群馬県前橋市小坂子町 | 7.5×6.5 厚0.8 | 1 | 口唇部に刻目列文 押 圧文 | (あなたら貝)の押し形あり 小坂子百庚申 田戸式(注 記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B63-019 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市小坂子町 | 5.5×3.5 厚0.8 | 1 | 鋸歯状文 | 小坂子(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B63-020 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市小坂子町 | 4.8×3.5 厚0.6 | 1 | 深鉢 縄文 | 小坂子 百庚申(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B63-021 | 土器片 | 縄文早期 | 群馬県前橋市小坂子町 | 3.8×2.8 厚0.8 | 1 | 貝殻腹縁文 | 小坂子 百庚申 29、6、 13(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B63-022 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市小坂子町 | 4.1×3.1 厚0.8 | 1 | 縄文 | 小坂子 百庚申(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B63-023 | 土器片 | 縄文前期 | 群馬県前橋市小坂子町 | 3.9×3.6 厚0.6 | 1 | 深鉢 円形刺突文 条 線文 | 小坂子(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B63-024 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市小坂子町 | 4.3×3.0 厚0.9 | 1 | 格子状沈線文 | 小坂子(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B63-025 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市小坂子町 | 2.7×2.6 厚0.6 | 1 | 格子状沈線文 | 小坂子(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B63-026 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市小坂子町 | 6.5×3.8 厚0.9 | 1 | 深鉢 縄文 | 小坂子(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B63-027 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市萩窪町 | 6.5×4.7 厚1.1 | 1 | 条痕文 | 茅山式 萩窪 センキ土器 (注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B63-028 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市萩窪町 | 5.4×4.0 厚0.7 | 1 | 貝殻腹縁文 | 萩窪(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B63-029 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市萩窪町 | 4.9×3.2 厚0.7 | 1 | 縄文 | 東萩窪(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B63-030 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市滝窪町 | 6.0×4.0 厚0.9 | 1 | 条痕文 押圧縄文 織 維土器 | 繊維土器 滝窪 下滝(注 記) | 胴部 | |
| SAM2013-B63-031 | 土器片 | 縄文前期 | 群馬県前橋市滝窪町 | 3.7×3.2 厚0.5 | 1 | 地文縄文 押引文 | 滝窪 下滝 32、5、17(注 記) | 胴部 | 諸磯式 |
| SAM2013-B63-032 | 土器片 | 縄文前期 | 群馬県前橋市 | 8.7×7.5 厚1.0 | 1 | 深鉢 押圧縄文 円形 刺突文 繊維土器 | センキ土器 一町田 31、 3、14(注記) | 胴部 | 花積下層式 |
| SAM2013-B63-033 | 土器片 | 縄文前期 | 群馬県前橋市堀越町 | 7.0×6.0 厚0.7 | 1 | 深鉢 押圧縄文 刺突 文 繊維土器 | 繊維土器 堀越 一町田 (注記) | 胴部 | 花積下層式 |
| SAM2013-B63-034 | 土器片 | 縄文前期 | 群馬県前橋市 | 5.3×4.0 厚0.8 | 1 | 爪形文 | センキ含有 一町田(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B63-035 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市 | 4.0×3.0 厚0.6 | 1 | 波状口縁 押引文 | 一町田(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B63-036 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市河原浜町 | 8.9×6.5 厚0.8 | 1 | 波状口縁 貝殻腹縁文 | 河原浜 一本松 田戸式 (注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B63-037 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市河原浜町 | 4.5×3.8 厚0.8 | 1 | 格子目文 | 一本松(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B63-038 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市河原浜町 | 4.0×3.3 厚0.6 | 1 | 貝殻腹縁文 | 河原浜一本松(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B63-039 | 土器片 | 縄文中期 | 群馬県前橋市横沢町 | 10.0×7.5 厚1.2 | 1 | 深鉢 地文縄文 浮線 文 補修孔 | 横沢 柴崎(注記) | 口縁部 | 外面の補修孔に赤 丸注記あり |
| SAM2013-B63-040 | 土器片 | 縄文中期 | 群馬県前橋市横沢町 | 7.7×5.7 厚1.5 | 1 | 深鉢 無文 補修孔 | 横沢 柴崎 29、5、15(注 記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B63-041 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市横沢町 | 7.8×6.5 厚1.1 | 1 | 沈線文 刺突文 へら 状波状口縁 | 横沢 柴崎(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B63-042 | 土器片 | 縄文前期 | 群馬県前橋市横沢町 | 5.2×4.5 厚0.5 | 1 | 円形刺突文 押圧縄文 繊維土器 | 横沢(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B63-043 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市横沢町 | 5.0×4.6 厚0.6 | 1 | 格子目文 繊維土器 | 横沢、繊維土器 32、2、 19(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B63-044 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市横沢町 | 5.7×3.3 厚0.6 | 1 | 深鉢 縄文 | 柴崎 30、6、8、(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B63-045 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市横沢町 | 3.5×2.1 厚0.6 | 1 | 押引文 | 横沢(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B63-046 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市亀泉町 | 7.2×5.4 厚1.8 | 1 | 把手か 縄文 | 亀泉(注記) | 把手? | |
| SAM2013-B63-047 | 土器片 | 縄文前期 | 群馬県前橋市鳥取町 | 8.0×3.7 厚1.0 | 1 | 繊維土器 | センキ土器 鳥取 32、3、 18(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B63-048 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市亀泉町 | 4.6×4.0 厚0.8 | 1 | 縄文 繊維土器 | センキ土器 亀泉(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B63-049 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市鳥取町 | 4.2×4.0 厚0.9 | 1 | 爪形文 繊維土器 | センキ土器 鳥取 32、3、 18(注記) | 胴部 | |

| 資料番号 | 名称 | 時代 | 採集地・出土地 | 寸法(cm) | 員数 | 資料概略 | 注記等 | 部位 | 備考 |
|------------------|------|------|------------|-----------------|----|-------------------|--------------------|---------|---------------------|
| SAM2013-B63-050 | 土器片 | 縄文前期 | 群馬県前橋市堀越町 | 7.5×5.2 厚1.2 | 1 | 刻目列文 押圧縄文 繊維土器 | 正治皆戸(注記) | 口縁部 | 花積下層式 |
| SAM2013-B63-051 | 土器片 | 縄文前期 | 群馬県前橋市堀越町 | 6.5×3.9 厚0.7 | 1 | 押圧縄文 刺突文 繊維土器 | 正治皆戸(注記) | 胴部 | 花積下層式 |
| SAM2013-B63-052 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市五代町 | 5.6×4.0 厚0.9 | 1 | 押圧文 繊維土器 | 五代 30、3、4(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B63-053 | 土器片 | 縄文 | | 4.7×4.1 厚1.0 | 1 | 刺突文 | 秋山、天神(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B63-054 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市堀越町 | 5.5×4.8 厚1.0 | 1 | 沈線文 補修孔(盲孔) | 水押(注記) | 胴部 | 貫通していない補修孔に赤丸注記あり |
| SAM2013-B63-055 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市下大屋町 | 4.6×4.2 厚1.2 | 1 | 無文 補修孔 | 八光(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B63-056 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市下大屋町 | 5.3×4.7 厚0.5 | 1 | 深鉢 磨消縄文 補修孔 | 八光(注記) | 胴部 | 加曾利B式 外面の補修孔に赤丸注記あり |
| SAM2013-B63-057 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市下大屋町 | 5.0×3.5 厚0.8 | 1 | 内面文様 補修孔 | 下大屋 八光(注記) | 口縁部 | 堀之内式 内面の補修孔に赤丸注記あり |
| SAM2013-B63-058 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市下大屋町 | 2.7×2.5 厚1.0 | 1 | 波状口縁突起 | 八光(注記) | 口縁部(突起) | 加曾利B式 |
| SAM2013-B63-059※ | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 6.5×5.1 厚0.8 | 1 | 鉢 磨消縄文 補修孔 | 東柵 石錐にて穿ちたる穴丸印(注記) | 口縁部 | 加曾利B式 外面の補修孔に赤丸注記あり |
| SAM2013-B63-060 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 3.2×3.0 厚0.6 | 1 | 無文 補修孔 | 東柵(注記) | 口縁部 | 外面の補修孔に赤丸注記あり |
| SAM2013-B63-061 | 土製円盤 | 縄文 | 群馬県前橋市嶺町 | 径3.8 厚0.8 | 1 | 無文 土錐か? | 嶺 30、2、9、(注記) | | |
| SAM2013-B63-062 | 土製円盤 | 縄文 | 群馬県前橋市河原浜町 | 径3.2 厚0.7 | 1 | | 東柵(注記) | | |
| SAM2013-B63-063 | 土製円盤 | 縄文 | 群馬県桐生市新里町 | 径2.6 厚1.4 | 1 | | 野(注記) | | |
| SAM2013-B63-064 | 土製円盤 | 縄文 | 群馬県桐生市新里町 | 径2.6 厚1.2 | 1 | | 野(注記) | | |
| SAM2013-B63-065 | 土製円盤 | 縄文 | 群馬県前橋市堀越町 | 径3.8 厚0.8 | 1 | 縄文 | 五十山 31、3、15(注記) | | |
| SAM2013-B63-066 | 土製円盤 | 縄文 | 群馬県前橋市堀越町 | 径2.3 厚0.7 | 1 | | 五十山(注記) | | |
| SAM2013-B63-067 | 土製円盤 | 縄文 | 群馬県前橋市 | 径3.8 厚1.0 | 1 | | 鎌田(注記) | | |
| SAM2013-B63-068 | 土製円盤 | 縄文 | 群馬県前橋市横沢町 | 径2.9 厚1.2 | 1 | 縄文 沈線文 | 柴崎 29、6、30(注記) | | |
| SAM2013-B63-069 | 土製円盤 | 縄文 | | 径4.6 厚1.2 | 1 | | ■光■裏 31、11、18、(注記) | | |
| SAM2013-B63-070 | 土製円盤 | 縄文 | 群馬県前橋市茂木町 | 径3.8 厚1.3 | 1 | | 茂木村 西小路大正 羽水 ■(注記) | | |
| SAM2013-B63-071 | 土製円盤 | 縄文 | 群馬県前橋市茂木町 | 径4.5 厚1.1 | 1 | 縄文 | 茂木 上之山(注記) | | |
| SAM2013-B63-072 | 土製円盤 | 縄文 | 群馬県前橋市茂木町 | 径3.5 厚1.0 | 1 | 縄文 | 茂木 諏訪前(注記) | | |
| SAM2013-B63-073 | 土製円盤 | 縄文 | 群馬県前橋市茂木町 | 径3.3 厚1.3 | 1 | 沈線文 | 茂木村 アツタ様発見(注記) | | |
| SAM2013-B63-074 | 土製円盤 | 縄文 | 群馬県前橋市茂木町 | 径3.3 厚0.9 | 1 | 条線 | 茂木(注記) | | |
| SAM2013-B63-075 | 土製円盤 | 縄文 | 群馬県前橋市茂木町 | 径3.4 厚1.2 | 1 | 縄文 | 茂木諏訪 31、4、4、(注記) | | |
| SAM2013-B63-076 | 土製円盤 | 縄文 | 群馬県前橋市茂木町 | 径2.2 厚0.8 | 1 | 磨消縄文 | 茂木(注記) | | |
| SAM2013-B63-077 | 土製円盤 | 縄文 | 群馬県前橋市横沢町 | 径2.8 厚1.0 | 1 | | 柴崎(注記) | | |
| SAM2013-B63-078 | 土製円盤 | 縄文 | 群馬県前橋市五代町 | 径4.0 厚1.0 | 1 | 縄文 | 五代 29、11、12、(注記) | | |
| SAM2013-B63-079 | 土製円盤 | 縄文 | 群馬県前橋市五代町 | 径3.4 厚1.2 | 1 | 縄文 | 五代 30、10、31、(注記) | | |
| SAM2013-B63-080 | 土製円盤 | 縄文 | 群馬県前橋市下大屋町 | 径5.5 厚1.0 | 1 | | 八光 31、3、31、(注記) | | |

| 資料番号 | 名称 | 時代 | 採集地・出土地 | 寸法(cm) | 員数 | 資料概略 | 注記等 | 部位 | 備考 |
|-----------------|------|-------|------------|----------------------------|----|-------------------------|------------|-------------|-------|
| SAM2013-B63-081 | 土製円盤 | 縄文 | 群馬県前橋市下大屋町 | 径3.0 厚0.5 | 1 | | 八光(注記) | | |
| SAM2013-B63-082 | 土製円盤 | 縄文 | 群馬県前橋市亀泉町 | 径2.5 厚0.5 | 1 | | 亀泉(注記) | | |
| SAM2013-B65-001 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 7.2×5.0 厚0.7 | 2 | 注口土器 刺突列文 赤彩(外) | 東柁(注記) | 胴部 | 小片1あり |
| SAM2013-B65-002 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 底部径6.6 高3.2 厚0.8 | 1 | 深鉢 編物痕 | 東柁(注記) | 底部 | |
| SAM2013-B65-003 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 底部径5.5 高2.6 厚1.4 | 1 | 編物痕 | 東柁(注記) | 底部 | |
| SAM2013-B65-004 | 土器片 | 縄文後晩期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 底部径9.0 高2.5 厚1.5 | 1 | 編物痕 | 東柁(注記) | 底部 | |
| SAM2013-B65-005 | 土器片 | 縄文後晩期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 底部5.0× 4.0 高3.2 厚0.5 | 1 | 角底土器 刺突文 | 東柁(注記) | 底部 | |
| SAM2013-B65-006 | 土器片 | 縄文後晩期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 底部径5.0 厚0.8 | 1 | 鉢 編物痕 赤彩(内) | 東柁(注記) | 底部 | |
| SAM2013-B65-007 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市河原浜町 | 底部径4.9 厚0.7 | 1 | | 東柁(注記) | 底部 | |
| SAM2013-B65-008 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 底部径4.7 厚1.2 | 1 | 編物痕 | 東柁(注記) | 底部 | |
| SAM2013-B65-009 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 6.0×5.0 厚0.6 | 1 | 鉢 編物痕 | 東柁(注記) | 底部 | 加曾利B式 |
| SAM2013-B65-010 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市 | 底部径5.0 高2.6 厚0.6 | 1 | 編物痕 | 柁(注記) | 底部 | |
| SAM2013-B65-011 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 4.2×2.3× 2.5 | 1 | 編物痕 | 東柁(注記) | 底部 | |
| SAM2013-B65-012 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 4.0×2.5× 2.1 | 1 | 編物痕 | 東柁(注記) | 底部 | |
| SAM2013-B65-013 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 4.5×3.5× 1.3 | 1 | 台付鉢 | 東柁(注記) | 底部 | |
| SAM2013-B65-014 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 5.8×3.0× 1.7 | 1 | 編物痕 | 東柁(注記) | 底部 | |
| SAM2013-B65-015 | 土器片 | 縄文後晩期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 4.7×4.0× 5.5 | 1 | 碗状突起 | 東柁(注記) | 口縁部 (突起) | |
| SAM2013-B65-016 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市河原浜町 | 5.9×5.0 厚0.5 | 1 | 編物痕 | 東柁(注記) | 底部 | |
| SAM2013-B65-017 | 土器片 | 縄文後晩期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 6.1×5.5 厚0.5 | 1 | 突起 沈線文 赤彩 (内外口縁部) | 東柁(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B65-018 | 土器片 | 縄文後晩期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 4.0×3.4 厚0.5 | 1 | 沈線文 貼付文 赤彩 (外) | 東柁(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B65-019 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市河原浜町 | 4.0×2.0 厚0.7 | 1 | 貼付文 赤彩(外) | 東柁(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B65-020 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市河原浜町 | 2.9×2.8 厚0.4 | 1 | 沈線文 赤彩(外) | 東柁(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B65-021 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市河原浜町 | 3.6×2.0 厚0.6 | 1 | 貼付文 赤彩(外) | 東柁(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B65-022 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市河原浜町 | 2.7×2.1 厚0.8 | 1 | 赤彩(内) | 東柁(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B65-023 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市河原浜町 | 2.0×1.5 厚0.5 | 1 | 赤彩(外) | 東柁(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B65-024 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市河原浜町 | 3.0×3.0 厚0.7 | 1 | 赤彩(内外) | 東柁(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B65-025 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市下大屋町 | 7.5×6.8 厚1.0 | 1 | 編物痕 | 下大屋 八光(注記) | 底部 | |
| SAM2013-B65-026 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市下大屋町 | 8.4×5.4 高2.2 | 1 | 編物痕 | 下大屋 八光(注記) | 底部 | |
| SAM2013-B65-027 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市下大屋町 | 底部径5.0 高2.0 厚0.6 | 1 | 胴部下半部に沈線区画 された縄文 編物痕 | 下大屋 八光(注記) | 底部 | |
| SAM2013-B65-028 | 土器片 | 縄文? | 群馬県前橋市下大屋町 | 底部径4.5 高2.0 厚0.5 | 1 | 焼成前底部穿孔 | 下大屋 八光(注記) | 底部(穿孔) | |

| 資料番号 | 名称 | 時代 | 採集地・出土地 | 寸法(cm) | 員数 | 資料概略 | 注記等 | 部位 | 備考 |
|-----------------|------|------|------------|------------------------|----|---------------|------------------|---------|-------|
| SAM2013-B65-029 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市下大屋町 | 7.5×4.0×2.0 | 1 | 編物痕 | 下大屋村 八光(注記) | 底部 | |
| SAM2013-B65-030 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市下大屋町 | 4.5×3.4 高3.5 | 1 | 編物痕 | 下大屋 八光(注記) | 底部 | |
| SAM2013-B65-031 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市下大屋町 | 4.0×3.3 厚0.6 | 1 | 編物痕 | 八光(注記) | 底部 | |
| SAM2013-B65-032 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市小坂子町 | 底部径10.0 高2.8 | 1 | 高台 刺突列文 | 小坂子(注記) | 底部(高台) | |
| SAM2013-B65-033 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市堀越町 | 9.5×5.5 厚1.5 | 1 | 編物痕 | 水押(注記) | 底部 | |
| SAM2013-B65-034 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市堀越町 | 7.9×4.7 厚1.0 | 1 | 編物痕 | 水押(注記) | 底部 | |
| SAM2013-B65-035 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市堀越町 | 7.5×3.5 厚1.0 | 1 | 編物痕 | 水押(注記) | 底部 | |
| SAM2013-B65-036 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市堀越町 | 5.7×3.5 高2.5 | 1 | 高台 | 水押 32、3、18、(注記) | 底部(高台) | |
| SAM2013-B65-037 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市堀越町 | 6.2×5.0 厚0.7 | 1 | 刺突充填文 赤彩(内外) | 正治皆戸(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B65-038 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市堀越町 | 9.0×7.3 厚1.2 | 1 | 編物痕 | 堀越村 金塚(注記) | 底部 | |
| SAM2013-B65-039 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市堀越町 | 5.0×3.2 厚0.7 | 1 | 爪形文 | 堀越 芝山(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B65-040 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市堀越町 | 4.0×3.0×1.8 | 1 | 隆帯文 赤彩(内外) | 堀越 芝山(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B65-041 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市堀越町 | 4.0×4.0×2.3 | 1 | | 堀越 金塚(注記) | 底部 | |
| SAM2013-B65-042 | 土製円盤 | 縄文 | 群馬県前橋市茂木町 | 7.3×6.5 厚0.8 | 1 | 縄文 | 茂木稲荷前(注記) | 底部 | |
| SAM2013-B65-043 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市茂木町 | 8.3×3.0 高2.0 | 1 | 編物痕 | 茂木小此木(注記) | 底部 | |
| SAM2013-B65-044 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市 | 底部径7.4 高2.0 厚0.5 | 1 | 編物痕 | 大胡町附近出土(注記) | 底部 | |
| SAM2013-B65-045 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市堀越町 | 6.2×4.2×2.5 | 1 | 赤彩(外) | 五十山発見(注記) | 胴部? | |
| SAM2013-B65-046 | 土器片 | 縄文前期 | 群馬県前橋市堀越町 | 5.5×5.5 厚0.8 | 1 | 爪形文 円形刺突文 | 黒色彩色土器 五十山(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B65-047 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市馬場町 | 6.3×5.3 厚1.2 | 1 | 編物痕 | 矢ツギ(注記) | 底部 | |
| SAM2013-B65-048 | 土器片 | 縄文 | | 7.3×5.2 厚0.6 | 1 | 木葉痕 | 金丸古沢 29、6、20(注記) | 底部 | |
| SAM2013-B65-049 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市五代町 | 底部径4.0 厚0.8 | 1 | | 五代(注記) | 底部 | |
| SAM2013-B65-050 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市亀泉町 | 底部径2.8 高2.0 | 1 | | 亀泉 31、5、29、(注記) | 底部 | |
| SAM2013-B65-051 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市河原浜町 | 4.5×2.5 厚0.8 | 1 | 押引文 | 一本松(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B65-052 | 土器片 | 縄文前期 | | 底部径8.3 高2.0 | 1 | 高台付深鉢 縄文 織維土器 | | 底部 | 関山式 |
| SAM2013-B65-053 | 土器片 | 縄文 | | 5.5×5.0 厚0.8 | 1 | 縄文 織維土器 | | 底部 | |
| SAM2013-B65-054 | 土器片 | 縄文 | | 4.5×3.2 高1.8 | 1 | 編物痕 | | 底部 | |
| SAM2013-B66-001 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 5.4×5.0 厚0.5 | 1 | 口縁部に三山突起 沈線文 | 東柊(注記) | 口縁部 | 堀之内式 |
| SAM2013-B66-002 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 4.7×4.2 厚2.1 | 1 | 耳状突起 | 東柊(注記) | 口縁部(突起) | 加曾利B式 |
| SAM2013-B66-003 | 土器片? | 縄文? | 群馬県前橋市茂木町 | 4.8×1.4 厚1.1 | 1 | 円形刺突文 | 茂木(注記) | 把手?? | |
| SAM2013-B66-004 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市河原浜町 | 5.7×3.8 厚1.3 | 1 | 口縁部に突起 突起部 赤彩 | 東柊(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B66-005 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 4.6×2.7 厚3.5 | 1 | 突起 | 東柊(注記) | 口縁部(突起) | 加曾利B式 |
| SAM2013-B66-006 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市横沢町 | 4.3×3.2 厚2.1 | 1 | 縄文 | 柴崎(注記) | 把手?? | |

| 資料番号 | 名称 | 時代 | 採集地・土地 | 寸法(cm) | 員数 | 資料概略 | 注記等 | 部位 | 備考 |
|-----------------|------|-------|------------|-----------------|----|-------------------------|-----------------|-------------|-----------|
| SAM2013-B66-007 | 土器片? | 縄文 | 群馬県前橋市河原浜町 | 3.6×2.5 厚1.3 | 1 | 縄文 | 東柁(注記) | | |
| SAM2013-B66-008 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 3.1×2.3 厚0.7 | 1 | 隆起帯縄文 | 東柁(注記) | 口縁部 | 安行式 |
| SAM2013-B66-009 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 4.1×3.0 厚1.6 | 1 | 横8字状突起 | 東柁(注記) | 口縁部 (突起) | 加曾利B式 |
| SAM2013-B66-010 | 土器片 | 縄文後期 | | 3.4×3.2 厚1.7 | 1 | 耳状突起 | | 口縁部 (突起) | 加曾利B式 |
| SAM2013-B66-011 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 3.3×2.9 厚2.3 | 1 | 突起 | 東柁(注記) | 口縁部 (突起) | |
| SAM2013-B66-012 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 2.5×2.2 厚1.0 | 1 | 突起 | 東柁(注記) | 口縁部 (突起) | 堀之内式 |
| SAM2013-B66-013 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 4.0×3.3 厚1.6 | 1 | 突起 | 東柁(注記) | 口縁部 (突起) | |
| SAM2013-B66-014 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 5.2×5.0 厚0.7 | 1 | 耳状突起 刻隆帯 8 字状貼付文 | 東柁(注記) | 口縁部 | 堀之内式 |
| SAM2013-B66-015 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市河原浜町 | 4.7×4.5 厚1.8 | 1 | 沈線文 貼付文 口縁 内側にも縦位沈線文 | 一本松(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B66-016 | 土器片 | 縄文早期 | 群馬県前橋市 | 4.5×4.4 厚0.9 | 1 | 条線文 | 一町田 茅山式(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B66-017 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 5.2×3.0 厚2.1 | 1 | 突起 | 東柁(注記) | 口縁部 (突起) | 加曾利B式 |
| SAM2013-B66-018 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市堀越町 | 4.5×3.6 厚3.3 | 1 | 刻隆帯 | 水押(注記) | | |
| SAM2013-B66-019 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市下大屋町 | 4.3×4.2 厚1.3 | 1 | 突起 | 下大屋 八光(注記) | 口縁部 (突起) | |
| SAM2013-B66-021 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 5.6×3.1 厚0.9 | 1 | 波状口縁 瘤 沈線文 | 東柁(注記) | 口縁部 | 安行式併行 |
| SAM2013-B66-022 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市下大屋町 | 4.9×4.9 厚1.7 | 1 | 突起 穿孔 | 下大屋 八光(注記) | 口縁部 (突起) | 加曾利B式 |
| SAM2013-B66-023 | 土器片 | 縄文後期 | | 4.3×4.1 厚2.1 | 1 | 耳状突起 斜条線文 | | 口縁部 | 加曾利B式 |
| SAM2013-B66-024 | 土器片 | 縄文後晩期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 4.1×2.9 厚0.9 | 1 | 瘤 無文 赤彩 | 東柁(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B66-025 | 土器片 | 縄文前期 | | 4.1×2.4 厚0.9 | 1 | 押圧縄文 繊維土器 | | 胴部 | 027と同一個体か |
| SAM2013-B66-026 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 4.1×2.0 厚1.5 | 1 | 波状口縁 瘤 | 東柁(注記) | 口縁部 | 安行式併行 |
| SAM2013-B66-027 | 土器片 | 縄文前期 | 群馬県前橋市小坂子町 | 6.1×2.6 厚0.9 | 1 | 押圧縄文 繊維土器 | 小坂子 百庚申(注記) | 胴部 | 025と同一個体か |
| SAM2013-B66-028 | 土製品 | | | 4.4×1.2 | 1 | 無文 長軸方向に穿孔 | 上武士(注記) | | 土錐か |
| SAM2013-B66-029 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 5.2×4.8 厚2.0 | 1 | 耳状突起 内文 | 東柁(注記) | 口縁部 | 堀之内式 |
| SAM2013-B66-030 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市下大屋町 | 3.7×3.0 厚2.0 | 1 | 耳状突起 | 八光(注記) | 口縁部 (突起) | 堀之内式 |
| SAM2013-B66-031 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 5.6×5.0 厚2.1 | 1 | 突起 沈線文 | 東柁(注記) | 口縁部 (突起) | 堀之内式 |
| SAM2013-B66-032 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市下大屋町 | 6.2×4.4 厚2.3 | 1 | 突起 穿孔 | 下大屋 八光(注記) | 口縁部 (突起) | 加曾利B式 |
| SAM2013-B66-033 | 土器片 | 縄文中期 | 群馬県前橋市茂木町 | 4.7×4.4 厚2.3 | 1 | 三山突起 | 茂木 杉山(注記) | 口縁部 (突起) | |
| SAM2013-B66-034 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市五代町 | 4.8×4.5 厚2.2 | 1 | 突起 | 五代(注記) | 口縁部 (突起) | |
| SAM2013-B66-035 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 6.3×4.0 厚2.6 | 1 | 注口土器 把手 口唇 部刻目文 | 東柁(注記) | 口縁部 | 加曾利B式 |
| SAM2013-B66-036 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市亀泉町 | 3.8×3.0 厚2.8 | 1 | 沈線文 | 亀泉 32、2、18、(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B66-037 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市亀泉町 | 7.0×3.6 厚3.3 | 1 | 楕円形把手 側面刻み | 亀泉(注記) | 突起部 | |
| SAM2013-B66-038 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市下大屋町 | 7.5×6.8 厚2.3 | 1 | 突起 磨消縄文 対弧 文 | 下大屋 八光(注記) | 口縁部 (突起) | 加曾利B式 |
| SAM2013-B66-039 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市堀越町 | 7.3×6.7 厚3.6 | 1 | 浮線文 把手 | 水押(注記) | 胴部 | |

| 資料番号 | 名称 | 時代 | 採集地・出土地 | 寸法(cm) | 員数 | 資料概略 | 注記等 | 部位 | 備考 |
|-----------------|-----|-------|------------|-----------------|----|-----------------------|--------------|---------|-------|
| SAM2013-B66-040 | 土器片 | 縄文後期 | | 6.0×4.2 厚0.8 | 1 | 刻目隆帯 8字状貼付文 内側に折り返す文様 | | 口縁部 | 堀之内式 |
| SAM2013-B66-041 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市堀越町 | 4.2×4.1 厚2.2 | 1 | 突起 渦巻文 | 正治皆戸(注記) | 突起部 | |
| SAM2013-B66-042 | 土器片 | 縄文後晩期 | 群馬県前橋市下大屋町 | 6.2×3.8 厚2.4 | 1 | 波状口縁 横筒状突起瘤 | 八光(注記) | 口縁部 | 安行式併行 |
| SAM2013-B66-043 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 7.6×6.2 厚2.3 | 1 | 突起 刺突文 内面盲孔 | 東柵(注記) | 口縁部 | 加曾利B式 |
| SAM2013-B66-044 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市下大屋町 | 5.2×4.5 厚2.1 | 1 | 横8字状突起 | 下大屋 八光(注記) | 口縁部(突起) | 加曾利B式 |
| SAM2013-B66-045 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市馬場町 | 6.0×4.8 厚1.8 | 1 | 突起 盲孔 | 矢ツギ 狗面取手(注記) | 口縁部(突起) | 加曾利B式 |
| SAM2013-B66-046 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 5.6×4.4 厚2.3 | 1 | 撥状突起 浮線文 刺突文 | 東柵(注記) | 口縁部(突起) | |
| SAM2013-B66-047 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 5.5×3.7 厚2.7 | 1 | 耳状突起 磨消縄文 | 東柵(注記) | 口縁部 | 加曾利B式 |
| SAM2013-B66-048 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 8.5×8.3 厚2.8 | 1 | 突起 刺突文 | 東柵(注記) | 口縁部 | 加曾利B式 |
| SAM2013-B66-049 | 土器片 | 縄文晩期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 5.9×4.7 厚2.0 | 1 | 波状口縁 刻み瘤 刻み文 | 東柵(注記) | 口縁部 | 安行式 |
| SAM2013-B66-050 | 土器片 | 縄文後晩期 | 群馬県前橋市下大屋町 | 6.4×4.3 厚2.1 | 1 | 縄文 刺突文 | 八光(注記) | 口縁部? | |
| SAM2013-B66-051 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市河原浜町 | 径1.2 厚0.5 | 1 | 貼付文 | 東柵(注記) | | |
| SAM2013-B66-052 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 4.0×3.8 厚1.3 | 1 | 隆起帯文 刺突文 縦瘤 | 東柵(注記) | 口縁部 | 安行式 |
| SAM2013-B66-053 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 4.1×3.6 厚1.2 | 1 | 二山突起 | 東柵(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B66-054 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 3.3×2.9 厚2.7 | 1 | 注口土器 把手 渦巻文 | 東柵(注記) | 口縁部 | 加曾利B式 |
| SAM2013-B66-055 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 6.1×4.7 厚2.2 | 1 | 深鉢 突起 対弧文 刺突文 内面に盲孔 | 東柵(注記) | 口縁部 | 加曾利B式 |
| SAM2013-B66-056 | 土器片 | 縄文後晩期 | 群馬県前橋市馬場町 | 8.1×7.9 厚1.3 | 1 | 波状口縁 突起 無文 | 矢つぎ(注記) | 口縁部 | 安行式 |
| SAM2013-B66-057 | 土器片 | 縄文中期 | 群馬県前橋市亀泉町 | 9.0×7.6 厚2.2 | 1 | 波状口縁 押引文 胎土に雲母混和 | 亀泉(注記) | 口縁部 | 阿玉台式 |
| SAM2013-B66-058 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市河原浜町 | 7.5×4.9 厚2.3 | 1 | 条線文 | 一本松(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B66-059 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 7.4×4.6 厚2.9 | 1 | 横8字状突起 刺突充填 内側に盲孔 | 東柵(注記) | 口縁部 | 加曾利B式 |
| SAM2013-B66-060 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市茂木町 | 7.8×6.9 厚1.4 | 1 | 円環状把手 円形刺突文 磨消縄文 | 茂木村 上の山(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B66-061 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市河原浜町 | 6.1×6.0 厚2.5 | 1 | 縦瘤 貝殻条痕文 | 河原浜 庚申塚(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B66-062 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市大前田町 | 6.6×5.0 厚3.2 | 1 | 波状口縁 沈線文 | 大前田 狗面取手(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B66-063 | 土器片 | 縄文晩期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 8.9×8.3 厚1.8 | 1 | 二山突起 帯縄文 貼付文 | 東柵(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B66-064 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 8.4×4.0 厚2.9 | 1 | 耳状突起 磨消縄文横帯文 | 東柵(注記) | 口縁部 | 加曾利B式 |
| SAM2013-B66-065 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 6.9×5.9 厚1.1 | 1 | 内文浅鉢 口唇部刻文 | 東柵(注記) | 口縁部 | 加曾利B式 |
| SAM2013-B66-066 | 土器片 | 縄文晩期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 6.7×5.7 厚2.2 | 1 | 波状口縁 二山突起瘤 隆起文 | 東柵(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B66-068 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市横沢町 | 7.2×6.2 厚1.5 | 1 | 波状口縁 穿孔 | 柴崎(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B66-069 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市河原浜町 | 6.7×5.9 厚2.6 | 1 | 波状口縁 貼付文 内面にも貼付文 | 東柵(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B66-070 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 7.9×5.5 厚2.9 | 1 | 耳状突起 磨消縄文 | 東柵(注記) | 口縁部 | 加曾利B式 |
| SAM2013-B66-071 | 土器片 | 縄文 | 群馬県桐生市新里町 | 4.4×4.3 厚2.9 | 1 | 注口土器把手? | 新里村 野(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B66-072 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市五代町 | 6.1×5.4 厚3.0 | 1 | 耳状突起 | 五代(注記) | 口縁部(突起) | 加曾利B式 |

| 資料番号 | 名称 | 時代 | 採集地・出土地 | 寸法(cm) | 員数 | 資料概略 | 注記等 | 部位 | 備考 |
|-----------------|-----|-------|------------|------------------|----|--------------------------|-----------------|-------------|------|
| SAM2013-B66-073 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 7.5×4.5 厚2.1 | 1 | 突起 横帯文 | 東柎(注記) | 口縁部 | 堀之内式 |
| SAM2013-B66-074 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市河原浜町 | 6.9×5.4 厚1.4 | 1 | 波状口縁 突起 | 東柎(注記) | 口縁部 (突起) | |
| SAM2013-B67-001 | 土器片 | 縄文前期 | 群馬県前橋市小坂子町 | 11.2×4.3 厚1.2 | 1 | 爪形文 | 小坂子 黒浜式(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B67-002 | 土器片 | 縄文前期 | 群馬県前橋市萩窪町 | 8.5×5.4 厚1.3 | 1 | 浮線文 | 諸磯式 萩窪(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B67-003 | 土器片 | 縄文前期 | 群馬県前橋市市之関町 | 6.3×5.6 厚1.0 | 1 | 結節縄文 | 市ノ関(注記) 市之関(付箋) | 胴部 | |
| SAM2013-B67-004 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市萩窪町 | 6.1×5.9 厚1.0 | 1 | 地文縄文 櫛歯状工具による沈線文 | 萩窪(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B67-005 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市小坂子町 | 6.4×5.7 厚1.3 | 1 | 爪形文 | 小坂子 百庚申(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B67-006 | 土器片 | 縄文前期 | 群馬県前橋市小坂子町 | 8.8×6.4 厚1.6 | 1 | 繊維土器 | 小坂子(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B67-007 | 土器片 | 縄文前期 | 群馬県前橋市市之関町 | 9.2×6.8 厚1.3 | 1 | 結節縄文 繊維土器 | センキ土器片 市ノ関(注記) | 胴部 | 関山式 |
| SAM2013-B67-008 | 土器片 | 縄文前期 | 群馬県前橋市市之関町 | 7.3×6.3 厚1.4 | 1 | 結節縄文 繊維土器 | 市ノセキ 三本木(注記) | 胴部 | 関山式 |
| SAM2013-B67-009 | 土器片 | 縄文晩期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 6.6×6.5 厚1.1 | 1 | 磨消縄文 刻み瘤 | 東柎(注記) | 胴部 | 安行式 |
| SAM2013-B67-010 | 土器片 | 縄文中期 | 群馬県前橋市堀越町 | 7.3×6.3 厚1.5 | 1 | 浮線文 刺突文 胎土に雲母混和 | 堀越 並木(注記) | 胴部 | 阿玉台式 |
| SAM2013-B67-011 | 土器片 | 縄文前期 | 群馬県前橋市 | 5.8×5.7 厚1.0 | 1 | 結節縄文 繊維土器 | センキ土器 一町田(注記) | 胴部 | 関山式 |
| SAM2013-B67-012 | 土器片 | 縄文前期 | 群馬県前橋市樋越町 | 7.5×5.1 厚0.9 | 1 | 爪形文 | 三戸式 樋越(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B67-013 | 土器片 | 縄文前期 | 群馬県前橋市堀越町 | 7.1×6.1 厚1.7 | 1 | 地文縄文 繊維土器 | センキ土器 五十山発見(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B67-014 | 土器片 | 縄文前期 | 群馬県前橋市堀越町 | 6.8×5.8 厚1.2 | 1 | 浮線文 | 堀越 芝山(注記) | 胴部 | 諸磯式 |
| SAM2013-B67-015 | 土器片 | 縄文前期 | 群馬県前橋市亀泉町 | 7.0×4.9 厚1.4 | 1 | 刺突文 押圧縄文 繊維土器 | 亀泉(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B67-016 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市小坂子町 | 6.7×4.4 厚1.0 | 1 | 櫛歯状工具による沈線文 | 小坂子 百庚申(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B67-017 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市河原浜町 | 6.4×4.1 厚1.0 | 1 | 櫛歯状工具による沈線文 | 一本松 茅山式(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B67-018 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市小坂子町 | 5.5×5.1 厚1.2 | 1 | 円形刺突文 竹管文 刺突を伴う突起 | 小坂子 百庚申(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B67-019 | 土器片 | 縄文前期 | 群馬県前橋市 | 5.6×4.8 厚1.1 | 1 | 羽状縄文 繊維土器 | 一町田(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B67-020 | 土器片 | 縄文中期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 8.6×7.9 厚2.6 | 1 | 地文縄文 | 東柎 赤城山南麓(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B67-021 | 土器片 | 縄文前期 | 群馬県前橋市堀越町 | 6.1×5.3 厚1.0 | 1 | 羽状縄文 繊維土器 | センキ土器 正治皆戸(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B67-022 | 土器片 | 縄文前期 | 群馬県前橋市堀越町 | 6.8×4.6 厚1.6 | 1 | キャリパー形深鉢 浮線文 | 水押(注記) | 口縁部 | 諸磯式 |
| SAM2013-B67-023 | 土器片 | 縄文中期 | 群馬県前橋市樋越町 | 6.8×4.8 厚0.8 | 1 | 押引文 胎土に雲母混和 | 阿佐美(注記) | 胴部 | 阿玉台式 |
| SAM2013-B67-024 | 土器片 | 縄文前期 | 群馬県前橋市横沢町 | 6.5×5.8 厚1.3 | 1 | 羽状縄文 | 柴崎(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B67-025 | 土器片 | 縄文前期 | 群馬県前橋市小坂子町 | 4.9×3.4 厚2.1 | 1 | 瘤 櫛歯状工具による沈線文 口唇部に綾杉状沈線文 | 小坂子 百庚申(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B67-026 | 土器片 | 縄文後晩期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 4.1×3.9 厚0.9 | 1 | 浮文 赤彩(内外) | 東柎(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B67-027 | 土器片 | 縄文中期 | 群馬県前橋市茂木町 | 3.8×3.7 厚1.1 | 1 | 竹管文 胎土に雲母混和 | 茂木 小此木(注記) | 胴部 | 阿玉台式 |
| SAM2013-B67-028 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市河原浜町 | 4.2×3.7 厚1.0 | 1 | 櫛歯状工具による沈線文 | 河原浜 一本松(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B67-029 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市堀越町 | 4.4×4.0 厚0.8 | 1 | 刻隆帯 磨消縄文 | 水押 金塚(注記) | 口縁部 | 堀之内式 |
| SAM2013-B67-030 | 土器片 | 縄文前期 | 群馬県前橋市小坂子町 | 6.3×4.2 厚1.0 | 1 | 円形刺突文 浮線文 | 小坂子(注記) | 胴部 | |

| 資料番号 | 名称 | 時代 | 採集地・出土地 | 寸法(cm) | 員数 | 資料概略 | 注記等 | 部位 | 備考 |
|-----------------|-----|----------|------------|-----------------|----|------------------|-------------------|-----|------|
| SAM2013-B67-031 | 土器片 | 縄文前期 | 群馬県前橋市堀越町 | 3.4×1.8 厚1.0 | 1 | 円形刺突文 浮線文 | 五十山(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B67-032 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市堀越町 | 3.9×3.2 厚0.9 | 1 | 押引文 | 水押(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B67-033 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市河原浜町 | 3.6×2.8 厚1.0 | 1 | 楕円状工具による沈線文 | 一本松(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B67-034 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 4.9×2.4 厚1.0 | 1 | 刺突文 条線文 赤彩(外) | 河原浜 東柵(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B67-035 | 土器片 | 縄文前期 | 群馬県前橋市堀越町 | 3.7×3.5 厚1.1 | 1 | 羽状縄文 繊維土器 | センキ土器 正治皆戸(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B67-036 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市河原浜町 | 1.9×1.5 厚0.8 | 1 | 沈線文 赤彩(内外) | 東柵(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B67-037 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市河原浜町 | 3.1×1.3 厚0.5 | 1 | 沈線文 赤彩(外) | 東柵(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B67-038 | 土器片 | 縄文前期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 3.9×2.5 厚0.9 | 1 | 楕円状工具による沈線文 貼付文 | 一本松(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B67-039 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市横沢町 | 5.2×4.9 厚1.0 | 1 | 沈線文 | 横沢(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B67-040 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市馬場町 | 4.0×3.5 厚0.8 | 1 | 地文縄文 楕円状工具による沈線文 | 矢ツギ(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B67-041 | 土器片 | 縄文早期 | 群馬県前橋市堀越町 | 4.7×4.7 厚1.2 | 1 | 貝殻腹縁文 | 正治皆戸 31、3、14、(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B67-042 | 土器片 | 縄文前期 | 群馬県前橋市市之関町 | 5.3×3.7 厚1.1 | 1 | 爪形文 繊維土器 | 市之関 三■(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B67-043 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市河原浜町 | 2.8×2.4 厚0.9 | 1 | 条線文 | 河原浜(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B67-044 | 土器片 | 縄文前期 | 群馬県前橋市堀越町 | 5.6×5.3 厚1.0 | 1 | 羽状縄文 繊維土器 | センキ土器 正治皆戸(注記) | 胴部 | 関山式 |
| SAM2013-B67-045 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市 | 6.2×4.3 厚1.0 | 1 | 磨消縄文 | 鎌田(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B67-046 | 土器片 | 縄文前期 | 群馬県前橋市堀越町 | 7.1×5.6 厚0.9 | 1 | 羽状縄文 円形刺突文 浮線文 | 堀越 芝山(注記) | 胴部 | 諸磯式 |
| SAM2013-B67-047 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市河原浜町 | 4.5×2.9 厚0.9 | 1 | 条線文 | 一本松(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B67-048 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市河原浜町 | 3.5×1.9 厚0.8 | 1 | 条線文 | 一本松(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B67-049 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 4.0×3.3 厚0.7 | 1 | 深鉢 刻隆帯 | 東柵(注記) | 口縁部 | 堀之内式 |
| SAM2013-B67-050 | 土器片 | 縄文前期 | 群馬県前橋市市之関町 | 4.8×4.5 厚1.1 | 1 | 押圧縄文 繊維土器 | 市之関 三本木(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B67-051 | 土器片 | 縄文前期 | 群馬県前橋市市之関町 | 5.4×3.7 厚1.2 | 1 | 地文縄文 竹管文 | 市ノ関 三本木(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B67-052 | 土器片 | 縄文前期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 4.5×4.2 厚1.2 | 1 | 浮線文 | 河原浜 一本松(注記) | 胴部 | 諸磯式 |
| SAM2013-B67-053 | 土器片 | 縄文前期 | 群馬県前橋市堀越町 | 4.4×4.0 厚1.0 | 1 | 羽状縄文 繊維土器 | 正治皆戸(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B67-054 | 土器片 | 縄文前期 | 群馬県前橋市小坂子町 | 4.9×4.9 厚1.0 | 1 | 押引文 | 小坂子 百庚申(注記) | 胴部 | 諸磯式 |
| SAM2013-B67-055 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市河原浜町 | 3.4×2.9 厚0.9 | 1 | 条線文 | 一本松(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B67-056 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市河原浜町 | 3.6×2.7 厚0.8 | 1 | 楕円状工具による沈線文 | 一本松(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B67-057 | 土器片 | 縄文前期 | 群馬県前橋市 | 4.4×3.5 厚0.8 | 1 | 羽状縄文 繊維土器 | 一町田(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B67-058 | 土器片 | 縄文あるいは弥生 | 群馬県前橋市下大屋町 | 5.9×3.1 厚0.6 | 1 | 磨消縄文 | 下大屋 八光(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B67-059 | 土器片 | 縄文前期 | 群馬県前橋市堀越町 | 3.9×3.2 厚1.1 | 1 | 地文縄文 竹管文 繊維土器 | 正治皆戸(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B67-060 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市堀越町 | 4.7×4.4 厚1.3 | 1 | 刺突文 | 正治皆戸(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B67-061 | 土器片 | 縄文晩期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 4.8×4.5 厚0.7 | 1 | 玉抱き三又入組文 | 東柵(注記) | 胴部 | 安行式 |
| SAM2013-B67-062 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市堀越町 | 4.4×3.9 厚0.8 | 1 | 縄文 | 五十山(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B67-063 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市堀越町 | 4.6×3.8 厚0.9 | 1 | 押引文 | 五代(注記) | 口縁部 | |

| 資料番号 | 名称 | 時代 | 採集地・出土地 | 寸法(cm) | 員数 | 資料概略 | 注記等 | 部位 | 備考 |
|-----------------|-----|-------|------------|-----------------|----|-----------------|-----------------|-----|-------|
| SAM2013-B67-064 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市小坂子町 | 5.3×2.8 厚0.9 | 1 | 櫛歯状工具による沈線文 | 小坂子(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B67-065 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 5.5×5.3 厚0.9 | 1 | 磨消縄文 | 東柁(注記) | 胴部 | 堀之内式 |
| SAM2013-B67-066 | 土器片 | 縄文前期 | 群馬県前橋市堀越町 | 3.7×3.2 厚0.9 | 1 | 縄文 繊維土器 | 正治皆戸 センキ土器(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B67-067 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市河原浜町 | 5.3×3.1 厚1.0 | 1 | 櫛歯状工具による沈線文 | 茅山式 一本松(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B67-068 | 土器片 | 縄文 | | 5.1×4.2 厚2.2 | 1 | 櫛歯状工具による沈線文 貼付文 | | 口縁部 | |
| SAM2013-B67-069 | 土器片 | 縄文前期 | 群馬県前橋市堀越町 | 5.9×5.1 厚1.1 | 1 | 羽状縄文 繊維土器 | 正治皆戸 センキ土器(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B67-070 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市茂木町 | 4.7×4.3 厚1.5 | 1 | 円形刺突文 浮線文 | 茂木(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B67-071 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市下大屋町 | 5.7×5.5 厚0.7 | 1 | 深鉢 磨消縄文横帯文 | 下大屋 八光 亀ヶ岡式(注記) | 胴部 | 加曾利B式 |
| SAM2013-B67-072 | 土器片 | 縄文前期 | 群馬県前橋市横沢町 | 6.6×5.4 厚1.2 | 1 | 縄文 繊維土器 | 横沢 センキ土器(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B67-073 | 土器片 | 縄文中期 | 群馬県前橋市茂木町 | 7.2×5.8 厚1.5 | 1 | 隆帯文 刺突文 | 茂木 小此木(注記) | 胴部 | 阿玉台式 |
| SAM2013-B67-074 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市堀越町 | 3.5×3.5 厚1.5 | 1 | 隆帯文 | 正治皆戸(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B67-075 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市堀越町 | 4.2×2.9 厚0.8 | 1 | 渦巻文 円形刺突文 | 水押(注記) | 胴部 | 堀之内式 |
| SAM2013-B67-076 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市茂木町 | 4.4×4.2 厚1.0 | 1 | 爪形文 | 茂木(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B67-077 | 土器片 | 縄文前期 | 群馬県前橋市 | 6.0×4.4 厚0.9 | 1 | 竹管文 | 大胡 向山(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B67-078 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市河原浜町 | 3.5×3.4 厚0.8 | 1 | 条線文 | 河原浜村 一本松(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B67-079 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市樋越町 | 5.1×4.9 厚1.0 | 1 | 絡条体撚糸文 | ヨリ糸紋 浅見発見(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B67-080 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市河原浜町 | 5.0×4.2 厚0.8 | 1 | 条線文 | 河原浜村 一本松(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B67-081 | 土器片 | 縄文前期 | 群馬県前橋市堀越町 | 4.5×3.6 厚0.9 | 1 | 縄文 繊維土器 | センキ 正治皆戸(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B67-082 | 土器片 | 縄文前期 | 群馬県前橋市亀泉町 | 4.6×4.0 厚1.3 | 1 | 縄文 繊維土器 | 亀泉(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B67-083 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市河原浜町 | 3.6×3.0 厚0.7 | 1 | 条線文 | 一本松(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B67-084 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 4.9×4.5 厚0.4 | 1 | 深鉢 横帯文 | 東柁(注記) | 胴部 | 加曾利B式 |
| SAM2013-B67-085 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市横沢町 | 4.3×3.8 厚0.8 | 1 | 縄文 | 柴崎(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B67-086 | 土器片 | 縄文中期 | 群馬県前橋市鼻毛石町 | 4.6×3.8 厚1.0 | 1 | 刺突文 | 鼻ヶ石 鎌田(注記) | 口縁部 | 阿玉台式 |
| SAM2013-B67-087 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 4.1×2.9 厚1.0 | 1 | 底面編物痕 | 東柁(注記) | 底部 | 加曾利B式 |
| SAM2013-B67-088 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市堀越町 | 3.9×3.7 厚1.3 | 1 | 絡条体撚糸文 | ヨリ糸紋 浅見(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B67-089 | 土器片 | 縄文前期 | 群馬県前橋市小坂子町 | 5.0×4.0 厚0.9 | 1 | 押引文 | 小坂子(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B67-090 | 土器片 | 縄文前期 | 群馬県前橋市堀越町 | 4.1×3.5 厚0.8 | 1 | 縄文 繊維土器 | センキ 正治皆戸(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B67-091 | 土器片 | 縄文前期 | 群馬県前橋市滝窪町 | 4.2×4.1 厚1.0 | 1 | 縄文 | 滝窪(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B67-092 | 土器片 | 縄文前期 | 群馬県前橋市堀越町 | 3.6×3.3 厚0.9 | 1 | 縄文 繊維土器 | 正治皆戸(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B67-093 | 土器片 | 縄文? | 群馬県前橋市河原浜町 | 3.9×3.1 厚0.7 | 1 | 地文縄文 綾杉状刻文 | 一本松(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B67-094 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市小坂子町 | 5.5×4.4 厚0.7 | 1 | 沈線文 | 小坂子(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B67-095 | 土器片 | 縄文前期 | 群馬県前橋市堀越町 | 5.8×3.8 厚1.2 | 1 | 押圧縄文 繊維土器 | 堀越 ■塚(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B67-096 | 土器片 | 縄文後晩期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 4.1×3.6 厚0.8 | 1 | 浮線文 貼付文 赤彩(外) | 東柁(注記) | 胴部 | |

| 資料番号 | 名称 | 時代 | 採集地・土地 | 寸法(cm) | 員数 | 資料概略 | 注記等 | 部位 | 備考 |
|-----------------|-----|-------|------------|-----------------|----|-----------------|---------------|-----|-------|
| SAM2013-B67-097 | 土器片 | 縄文? | 群馬県前橋市堀越町 | 4.0×3.8 厚0.3 | 1 | 条痕文 | 五十山(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B67-098 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 3.8×3.1 厚0.6 | 1 | 磨消縄文横帯文 | 東柁(注記) | 胴部 | 加曾利B式 |
| SAM2013-B67-099 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市河原浜町 | 3.6×2.8 厚0.9 | 1 | 沈線文 | 一本松(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B67-100 | 土器片 | 縄文後晩期 | 群馬県前橋市堀越町 | 3.9×3.3 厚0.8 | 1 | 浮線文 貼付文 赤彩(外) | 正治皆戸(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B67-101 | 土器片 | 縄文前期 | 群馬県前橋市茂木町 | 3.3×2.5 厚1.1 | 1 | 縄文 織雑土器 | 茂木 センキ土器(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B67-102 | 土器片 | 縄文中期 | 群馬県前橋市茂木町 | 6.0×3.7 厚1.4 | 1 | 隆帯文 刺突文 胎土に雲母混和 | 茂木村 杉山(注記) | 胴部 | 阿玉台式 |
| SAM2013-B67-103 | 土器片 | 縄文前期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 2.9×2.7 厚1.2 | 1 | 条線文 | 河原浜 一本松(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B67-104 | 土器片 | 縄文前期 | 群馬県前橋市 | 7.5×4.1 厚1.0 | 1 | 爪形文 | 大胡 向山(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B67-105 | 土器片 | 縄文中期 | 群馬県前橋市茂木町 | 5.8×4.9 厚1.1 | 1 | 刺突文 沈線文 | 茂木村 杉山 発見(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B67-106 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市茂木町 | 5.1×4.4 厚1.5 | 1 | 隆帯文 刺突文 | 茂木 小此木(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B67-107 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市河原浜町 | 3.2×2.4 厚0.7 | 1 | 沈線文 | 一本松(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B67-108 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市堀越町 | 4.7×2.5 厚0.6 | 1 | 刻隆帯 8字状貼付文 | 堀越 金塚(注記) | 胴部 | 堀之内式 |
| SAM2013-B67-109 | 土器片 | 縄文前期 | 群馬県前橋市市之関町 | 3.4×2.7 厚0.7 | 1 | 結節縄文 | 三本木(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B67-110 | 土器片 | 縄文前期 | 群馬県前橋市小坂子町 | 2.3×2.2 厚0.6 | 1 | 押引文 | 小坂子 百庚申(注記) | 胴部 | 諸磯式 |
| SAM2013-B68-001 | 土器片 | 縄文前期 | 群馬県前橋市堀越町 | 4.7×4.6 厚1.5 | 1 | 斜沈線文 | センキ土器 並木(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B68-002 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 5.3×4.4 厚1.7 | 1 | 無文 突起に穿孔 | 東柁(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B68-003 | 土器片 | 縄文前期 | 群馬県前橋市横沢町 | 4.2×3.9 厚1.1 | 1 | 深鉢 爪形文 円形刺突文 | 黒浜式 横沢(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B68-004 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市小坂子町 | 6.7×4.0 厚1.1 | 1 | | 小坂子(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B68-005 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 5.5×3.2 厚0.7 | 1 | 外面格子目文 口唇部刻文 | 東柁(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B68-006 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市小坂子町 | 6.0×2.7 厚1.3 | 1 | | 小坂子 百庚申(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B68-007 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市河原浜町 | 4.4×3.5 厚1.0 | 1 | | 東柁(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B68-008 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市下大屋町 | 6.4×1.9 厚0.6 | 1 | 磨消縄文横帯文 | 下大屋 八光(注記) | 口縁部 | 加曾利B式 |
| SAM2013-B68-009 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市堀越町 | 5.5×3.1 厚2.1 | 1 | | 水押(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B68-010 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市 | 4.8×3.5 厚1.0 | 1 | | 大胡 向山(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B68-011 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市河原浜町 | 5.8×3.7 厚0.8 | 1 | 浅鉢 外面横帯文 口唇部刻文 | 東柁(注記) | 口縁部 | 加曾利B式 |
| SAM2013-B68-012 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市滝窪町 | 4.4×3.2 厚0.9 | 1 | 刺突文 | 滝窪 下滝(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B68-013 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市横沢町 | 3.7×3.1 厚0.7 | 1 | 斜縄文 鋸歯文 | 横沢(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B68-014 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市下大屋町 | 4.6×4.1 厚1.0 | 1 | 深鉢 磨消縄文横帯文 突起 | 下大屋 八光(注記) | 口縁部 | 加曾利B式 |
| SAM2013-B68-015 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 4.9×3.7 厚0.9 | 1 | 瓢形 沈線文 刺突列文 斜条線 | 東柁(注記) | 口縁部 | 曾谷式 |
| SAM2013-B68-016 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市 | 3.9×3.1 厚0.9 | 1 | 刺突文 | 一町田(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B68-017 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市河原浜町 | 4.5×4.1 厚2.1 | 1 | 瘤 刺突文 | 河原浜村 一本松(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B68-018 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市下大屋町 | 5.1×3.8 厚0.8 | 1 | 斜行格子目文 | 八光(注記) | 口縁部 | 加曾利B式 |
| SAM2013-B68-019 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市小坂子町 | 5.3×3.8 厚1.1 | 1 | 爪形文 | 小坂子(注記) | 口縁部 | |

| 資料番号 | 名称 | 時代 | 採集地・出土地 | 寸法(cm) | 員数 | 資料概略 | 注記等 | 部位 | 備考 |
|-----------------|-----|------|------------|-----------------|----|------------|-----------------------------|-----|-------|
| SAM2013-B68-020 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市小坂子町 | 5.6×4.4 厚0.7 | 1 | 爪形文 | 小坂子 百庚申(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B68-021 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市下大屋町 | 3.4×2.7 厚1.0 | 1 | | 八光(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B68-022 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 5.2×4.4 厚0.5 | 1 | 深鉢 横帯文 | 東柁(注記) | 口縁部 | 加曾利B式 |
| SAM2013-B68-023 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市小坂子町 | 4.2×3.7 厚0.8 | 1 | 縄文 | 小坂子百庚申 29、6、15、(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B68-024 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市小坂子町 | 3.8×3.1 厚0.7 | 1 | 縄文 斜条線 | 小坂子百庚申(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B68-025 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市河原浜町 | 6.5×3.2 厚0.9 | 1 | | 東柁(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B68-026 | 土器片 | ? | 群馬県前橋市下大屋町 | 5.2×4.3 厚0.8 | 1 | 条痕文 | 下大屋八光縄紋式土器亀ヶ岡式と伴出する、彌生式(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B68-027 | 土器片 | 縄文 | | 3.7×2.6 厚1.0 | 1 | 波状口縁 刺突 | 柁(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B68-028 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市下大屋町 | 5.5×3.7 厚0.9 | 1 | 縄文 沈線文 | 下大屋八光(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B68-029 | 土器片 | 縄文前期 | 群馬県前橋市堀越町 | 4.8×4.2 厚0.8 | 1 | 羽状縄文 | 正治皆戸(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B68-030 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市小坂子町 | 3.8×3.6 厚0.9 | 1 | 竹管文 | 小坂子(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B68-031 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市河原浜町 | 4.6×2.0 厚1.3 | 1 | 条線 浮線文 | 一本松(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B68-032 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市河原浜町 | 3.0×2.6 厚0.8 | 1 | 条線 | 一本松(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B68-033 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市横沢町 | 4.0×3.2 厚0.7 | 1 | 縄文 | 柴崎 30、6、8、(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B68-034 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市横沢町 | 3.9×3.1 厚0.7 | 1 | 竹管文 | 横沢(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B68-035 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市下大屋町 | 4.5×4.1 厚1.3 | 1 | 波状口縁 突起 縄文 | 八光(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B68-036 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市小坂子町 | 3.0×2.1 厚0.7 | 1 | 縄文 | 小坂子 一町田(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B68-037 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市河原浜町 | 4.6×4.3 厚1.5 | 1 | 波状口縁 内面刺突文 | 東柁(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B68-038 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市河原浜町 | 5.6×4.2 厚1.0 | 1 | 波状口縁 斜条線文 | 東柁(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B68-039 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市河原浜町 | 7.4×3.1 厚1.4 | 1 | 条線 | 一本松(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B68-040 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市堀越町 | 5.7×3.7 厚1.3 | 1 | 爪形文 | 堀越■宿 30、3、1■(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B68-041 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 5.5×4.0 厚1.1 | 1 | 縦瘤 沈線文 | 東柁(注記) | 口縁部 | 安行式併行 |
| SAM2013-B68-042 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 6.9×3.8 厚0.7 | 1 | 帯縄文 | 東柁(注記) | 口縁部 | 安行式併行 |
| SAM2013-B68-043 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市小坂子町 | 6.2×3.3 厚1.2 | 1 | | 小坂子百庚申(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B68-044 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 5.7×4.5 厚1.6 | 1 | 縦瘤 隆起帯縄文 | 東柁(注記) | 口縁部 | 安行式 |
| SAM2013-B68-045 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 5.9×4.9 厚0.8 | 1 | 縄文 沈線文 | 東柁(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B68-046 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市下大屋町 | 6.5×4.3 厚0.7 | 1 | 注口土器 細密沈線文 | 八光(注記) | 胴部 | 加曾利B式 |
| SAM2013-B68-047 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市横沢町 | 6.6×4.1 厚1.2 | 1 | 押引文 | 柴崎(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B68-048 | 土器片 | 縄文? | 群馬県前橋市堀越町 | 4.7×4.7 厚1.3 | 1 | 鋸歯状沈線文 | 水押(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B68-049 | 土器片 | 縄文前期 | 群馬県前橋市小坂子町 | 8.7×4.1 厚1.1 | 1 | 押引文 | 小坂子(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B68-050 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市下大屋町 | 5.9×5.6 厚0.8 | 1 | 磨消縄文横帯文 | 下大屋 八光(注記) | 胴部 | 加曾利B式 |
| SAM2013-B68-051 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市河原浜町 | 6.1×5.3 厚1.1 | 1 | | 茅山式 河原浜 一本松(注記) | 口縁部 | |

| 資料番号 | 名称 | 時代 | 採集地・出土地 | 寸法(cm) | 員数 | 資料概略 | 注記等 | 部位 | 備考 |
|-----------------|-----|-------|------------|------------------|----|--------------------------|-------------------------|-------------|-------|
| SAM2013-B68-052 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市河原浜町 | 8.3×6.7 厚1.2 | 1 | 横連対弧文 | 東柁(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B68-053 | 土器片 | 縄文? | 群馬県前橋市河原浜町 | 8.5×8.4 厚1.9 | 1 | 指頭圧痕 櫛歯状沈線文 | 東柁(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B68-054 | 土器片 | 縄文? | 群馬県前橋市堀越町 | 7.6×7.3 厚1.3 | 1 | 竹管文 | 水押(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B68-055 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 8.1×6.3 厚2.2 | 1 | 鉢 8字状突起 横連対弧文磨消縄文 | 東柁(注記) | 口縁部 | 加曾利B式 |
| SAM2013-B68-056 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 8.7×7.6 厚1.1 | 1 | 波状口縁 沈線文 刻文 | 東柁(注記) | 口縁部 | 安行式 |
| SAM2013-B68-057 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 6.7×6.2 厚1.0 | 1 | 深鉢 波状口縁 内外面横帯文 | 東柁(注記) | 口縁部 | 加曾利B式 |
| SAM2013-B68-058 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 6.6×5.9 厚1.1 | 1 | 刻列文 縄文 沈線文 | 東柁(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B68-059 | 土器片 | 縄文前期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 7.6×5.4 厚1.1 | 1 | | 河原浜 一本松(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B68-060 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 7.9×4.6 厚0.8 | 1 | 刻列文 | 東柁(注記) | 口縁部 | 加曾利B式 |
| SAM2013-B68-061 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 8.3×4.4 厚2.3 | 1 | 紐線文 | 東柁(注記) | 口縁部 | 加曾利B式 |
| SAM2013-B68-062 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 7.0×6.1 厚1.3 | 1 | 波状口縁 深鉢 内外面磨消縄文横帯文 | 東柁(注記) | 口縁部 | 加曾利B式 |
| SAM2013-B68-063 | 土器片 | 縄文? | 群馬県前橋市河原浜町 | 7.3×6.2 厚1.1 | 1 | 沈線文 刺突充填 | 東柁(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B68-064 | 土器片 | 縄文後晩期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 7.0×5.9 厚2.0 | 1 | 突起 刻列文 | 東柁(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B68-065 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 6.6×4.6 厚1.3 | 1 | 刻列文 | 東柁(注記) | 口縁部 | 安行式併行 |
| SAM2013-B68-066 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市横沢町 | 7.3×5.7 厚2.4 | 1 | 浮線文 竹管文 | 柴崎発見(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B68-067 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市河原浜町 | 5.7×5.3 厚1.4 | 1 | 無文 赤彩(内外) | 東柁(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B68-068 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市堀越町 | 6.4×6.1 厚1.9 | 1 | 竹管文 | センキ土器 正治皆戸(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B68-069 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市小坂子町 | 4.4×3.5 厚2.2 | 1 | 沈線文 | 小坂子 百庚申(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B68-070 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市堀越町 | 6.7×5.4 厚0.7 | 1 | 浅鉢 外面無文 内面横帯文 | 水押(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B68-071 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 6.9×3.6 厚1.6 | 1 | 縄文 円形刺突列 | 東柁(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B68-072 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 6.4×5.4 厚1.4 | 1 | 沈線文 | 東柁(注記) | 口縁部 | 安行式併行 |
| SAM2013-B68-073 | 土器片 | 縄文後期 | | 9.1×7.0 厚1.0 | 1 | 深鉢 内外面磨消縄文横帯文 | 矢ツ■(注記) | 口縁部 | 加曾利B式 |
| SAM2013-B68-074 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 12.5×7.8 厚1.4 | 1 | 深鉢 外面8字状貼付文 磨消縄文 内面渦巻文突起 | 東柁(注記) | 口縁部 | 堀之内式 |
| SAM2013-B68-075 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 8.8×8.5 厚2.6 | 1 | コイル状突起 外面8字状貼付文 磨消縄文 | (安行式)東柁発見(注記) | 口縁部 | 堀之内式 |
| SAM2013-B68-076 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 8.3×7.5 厚0.9 | 1 | 波状口縁 斜条線文 | 東柁(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B68-077 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 10.7×7.0 厚1.4 | 1 | 刻隆帯文 刻突起 | 東柁(注記) | 口縁部 | 安行式併行 |
| SAM2013-B68-078 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 10.9×5.0 厚1.9 | 1 | 沈線文 刺突文 | 東柁(注記) | 口縁部 | 堀之内式 |
| SAM2013-B72-001 | 土器片 | 縄文中期 | 群馬県前橋市 | 11.3×8.5 厚2.0 | 1 | 渦巻浮線文 | 宮城村 播磨 32、2、21、(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B72-002 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市茂木町 | 8.7×7.5 厚2.0 | 1 | 波状口縁 貼付文 刺突文 | (勝飯式)茂木 杉山(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B72-003 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市茂木町 | 6.7×6.3× 5.0 | 1 | 突起 渦巻文 | 茂木村 上の山(注記) | 口縁部 (突起) | |
| SAM2013-B72-004 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市茂木町 | 13.0×6.3 厚0.6 | 1 | 沈線文 | 茂木 三ツ屋 東南端 32、4、20、(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B72-005 | 土器片 | 縄文中期 | 群馬県前橋市 | 7.8×6.5× 5.0 | 1 | 爪形文 押引文 把手 | 一町田南部 山林中ヨリ発見(注記) | 口縁部 | 阿玉台式 |

| 資料番号 | 名称 | 時代 | 採集地・出土地 | 寸法(cm) | 員数 | 資料概略 | 注記等 | 部位 | 備考 |
|-----------------|-----|------|------------|---------------|----|-----------------|----------------------------|--------|-------|
| SAM2013-B72-006 | 土器片 | 縄文中期 | 群馬県前橋市 | 9.0×6.0×3.8 | 1 | 爪形文 | 一町田 山林中ヨリ(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B72-007 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市横沢町 | 9.5×5.6厚1.0 | 1 | 9字状突起 縄文 | 柴崎 31、7、3、(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B72-008 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市横沢町 | 6.4×3.4厚0.7 | 1 | 碗状突起 | 柴崎(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B72-009 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市堀越町 | 6.8×5.5厚0.8 | 1 | 刺突文 縄文 内文 | 水押 ヨニ取手(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B72-010 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市堀越町 | 5.0×4.1厚0.8 | 1 | 突起 | 水押 32.6.23.(注記) | | 堀之内式 |
| SAM2013-B72-011 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市河原浜町 | 7.7×7.7×3.0 | 1 | 刺突文 | 東柵(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B72-012 | 土器片 | 縄文晩期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 7.5×4.8厚0.7 | 1 | 円弧文 三叉文 | 東柵 顔面取手か(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B72-013 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市下大屋町 | 7.0×5.6厚1.0 | 1 | 突起 玉抱き対弧文 | 下大屋 八光(注記) | 口縁部 | 加曾利B式 |
| SAM2013-B72-014 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市下大屋町 | 7.0×5.3厚0.6 | 1 | 8字状突起 磨消縄文 | 下大屋 八光 28、12、24、(注記) | 口縁部 | 加曾利B式 |
| SAM2013-B72-016 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市下大屋町 | 3.7×4.2×2.5 | 1 | 突起 対弧文 盲孔 | 八光(注記) | 口縁部 | 加曾利B式 |
| SAM2013-B72-017 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市下大屋町 | 6.1×3.3注口径2.8 | 1 | 無文 | 下大屋八光 32、6、14、(注記) | 注口基部 | |
| SAM2013-B73-001 | 土器片 | 縄文前期 | 群馬県前橋市小坂子町 | 9×7.2厚1.0 | 1 | 深鉢 胴部 浮線文 | 小坂子 百庚申 諸磯式(注記) | 胴部 | 諸磯式 |
| SAM2013-B73-002 | 土器片 | 縄文早期 | 群馬県前橋市茂木町 | 6.8×5.2厚0.6 | 1 | 網目状撚糸文 織維土器 | 茂木 ■山 センキ土器(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B73-003 | 土器片 | 縄文前期 | 群馬県前橋市嶺町 | 7.3×7.0厚0.9 | 1 | 地文縄文 浮線文 | 嶺田中 ■ 昭和30、9、20、(注記) | 胴部 | 諸磯式 |
| SAM2013-B73-004 | 土器片 | 縄文中期 | 群馬県前橋市嶺町 | 9.3×8.3厚1.5 | 1 | 波状口縁 口唇部刻目文 刺突文 | 嶺村(注記) | 口縁部 | 阿玉台式 |
| SAM2013-B73-005 | 土器片 | 縄文 | | 7.6×5.5厚1.0 | 1 | 爪形文 | ■ ■水 上 ■坂 30、5、22(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B73-006 | 土器片 | 縄文 | | 7.8×2.3厚0.6 | 1 | 条線文 | 29、5、28(注記) | 底部 | |
| SAM2013-B73-007 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市小坂子町 | 9.2×7.3厚0.9 | 1 | 貼付文 集合沈線文 | 小坂子 百庚申(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B73-008 | 土器片 | 縄文中期 | 群馬県前橋市茂木町 | 9.5×8.7厚1.1 | 1 | 押引楕円文 | 茂木 小此木 お玉台式 昭和三十年九月十七日(注記) | 胴部 | 阿玉台式 |
| SAM2013-B73-009 | 土器片 | 縄文中期 | 群馬県前橋市樋越町 | 7.0×5.5厚1.2 | 1 | 爪形文 | 浅見 29、10、13(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B73-010 | 土器片 | 縄文中期 | 群馬県前橋市横沢町 | 10.0×6.2厚0.9 | 1 | 連弧文 | 横沢柴崎 29、6、16、(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B73-011 | 土器片 | 縄文中期 | | 7.2×7.2厚0.9 | 1 | 隆帯文 | | 口縁部 | |
| SAM2013-B73-012 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市樋越町 | 11.3×6.7厚1.0 | 1 | 磨消縄文 隆帯文 | 樋越 浅見(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B73-013 | 土器片 | 縄文 | | 9.3×6.7厚1.5 | 1 | 編物痕 | 堀(?)越 ■塚(注記) | 底部 | |
| SAM2013-B73-014 | 土器片 | 縄文中期 | | 8.5×7.0厚3.3 | 1 | 押引文 | 29、3、8(注記) | 口縁部 | 阿玉台式 |
| SAM2013-B73-015 | 土器片 | 縄文中期 | 群馬県前橋市横沢町 | 10.5×6.5厚0.7 | 1 | 押引文 把手 | 柴崎 31、2、■(注記) | 胴部(把手) | 阿玉台式 |
| SAM2013-B73-016 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市横沢町 | 13.7×7.7厚1.7 | 1 | | 柴崎 30、2、8、(注記) | 底部 | |
| SAM2013-B73-017 | 土器片 | 縄文中期 | 群馬県前橋市茂木町 | 10.7×6.6厚1.3 | 1 | 地文縄文 隆帯文 | 茂木(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B73-018 | 土器片 | 縄文中期 | 群馬県前橋市堀越町 | 8.5×7.5厚1.0 | 1 | 隆帯文 爪形文 | 堀越 一町田 28、9、10(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B73-019 | 土器片 | 縄文中期 | 群馬県前橋市荻窪町 | 10.3×7.5厚1.3 | 1 | 渦巻文 隆帯区画文 沈線文 | 荻窪(注記) | 口縁部 | 阿玉台式 |
| SAM2013-B73-020 | 土器片 | 縄文中期 | 群馬県前橋市五代町 | 16.0×9.5厚1.2 | 1 | 隆帯区画文 | 五代 30、2、12(注記) | 口縁部 | 阿玉台式 |
| SAM2013-B73-021 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市五代町 | 10.0×8.8厚1.0 | 1 | 無文 | 五代(注記) | 底部 | |

| 資料番号 | 名称 | 時代 | 採集地・出土地 | 寸法(cm) | 員数 | 資料概略 | 注記等 | 部位 | 備考 |
|-----------------|-----|------|------------|--------------------|----|----------------|-----------------------|-----|---|
| SAM2013-B73-022 | 土器片 | 縄文中期 | | 7.9×5.3 厚0.8 | 1 | 爪形文 | 西萩(注記) | 胴部 | 阿玉台式 |
| SAM2013-B73-023 | 土器片 | 縄文中期 | | 16.0×10.0 厚1.5 | 1 | 懸垂文 | | 胴部 | |
| SAM2013-B73-024 | 土器片 | 縄文中期 | | 20.5×12.0 厚1.0 | 1 | 隆帯区画文 羽状沈線文 | | 口縁部 | |
| SAM2013-B73-025 | 土器片 | 縄文中期 | 群馬県前橋市茂木町 | 15.6×13.7 厚1.0 | 1 | 隆帯区画文 磨消縄文 | 三ツ屋(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B73-026 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市下大屋町 | 11.0×6.4 厚0.8 | 1 | 指頭圧痕隆帯文 | 下大屋八光 30、12、18、(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B73-027 | 土器片 | 縄文 | 群馬県前橋市堀越町 | 7.5×6.5 厚0.8 | 1 | 地文縄文 沈線文 | 水押(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B73-028 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 9.5×7.7 厚1.1 | 1 | 地文縄文 多条沈線文 | 東柁(注記) | 胴部 | 堀之内式 |
| SAM2013-B73-029 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市堀越町 | 9.0×7.3 厚0.8 | 1 | 深鉢 磨消縄文 | 水押(注記) | 口縁部 | 堀之内式 |
| SAM2013-B73-030 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市河原浜町 | 9.5×7.5 厚0.7 | 1 | 算盤玉形鉢 磨消縄文 | 東柁(注記) | 口縁部 | 加曾利B式 |
| SAM2013-B73-031 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市下大屋町 | 8.6×5.8 厚0.5 | 1 | 浅鉢 内文磨消縄文 | 八光(注記) | 口縁部 | 加曾利B式 |
| SAM2013-B74-001 | 土器片 | 縄文前期 | 群馬県前橋市横沢町 | 7.0×5.2× 厚0.8 | 1 | 地文縄文 円形刺突文 爪形文 | 横沢(注記) | 胴部 | 諸磯式 |
| SAM2013-B74-002 | 土器片 | 縄文前期 | 群馬県前橋市 | 5.9×8.0× 厚1.0 | 1 | 地文縄文 押圧縄文 纖維土器 | 一町田 32、6、13、 織維土器(注記) | 胴部 | 花積下層式 |
| SAM2013-B74-003 | 土器片 | 縄文前期 | 群馬県前橋市滝窪町 | 8.3×7.0× 0厚0.9 | 1 | 縄文 纖維土器 | 滝窪(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B74-004 | 土器片 | 縄文中期 | 群馬県前橋市 | 7.8×5.2× 厚1.0 | 1 | 爪形文 | 一町田(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B74-005 | 土器片 | 縄文中期 | | 7.0×8.0× 厚1.0 | 1 | 爪形文 把手 | ■■ 8、14(注記) | 胴部 | |
| SAM2013-B74-006 | 土器片 | 縄文中期 | 群馬県前橋市樋越町 | 10.1×6.4× 厚4.0 | 1 | 円環状隆帯文 | 樋越村阿佐美(注記) | 口縁部 | 阿玉台式 |
| SAM2013-B74-007 | 土器片 | 縄文中期 | 群馬県前橋市横沢町 | 10.0×7.5× 厚1.3 | 1 | 隆帯文 縄文 | 28、7、12 横沢 発見 | 口縁部 | |
| SAM2013-B74-008 | 土器片 | 縄文中期 | 群馬県前橋市亀泉町 | 8.9×6.4× 厚1.0 | 1 | 隆帯文 沈線充填 縄文 | 亀泉 亀泉(注記) | 口縁部 | 阿玉台式 2点の破片が接合しており、1点ずつ「亀泉」の注記がされている。 |
| SAM2013-B74-009 | 土器片 | 縄文中期 | | 10.1×7.5× 厚1.3 | 1 | 地文縄文 棒状文 | | 口縁部 | |
| SAM2013-B74-010 | 土器片 | 縄文中期 | | 8.4×9.0× 厚1.2 | 1 | 地文縄文 沈線文 | | 胴部 | |
| SAM2013-B74-011 | 土器片 | 縄文 | | 9.0×9.5× 厚1.1 | 1 | 地文縄文 沈線文 | | 胴部 | |
| SAM2013-B74-012 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市横沢町 | 10.0×7.2× 厚1.5 | 1 | 波状口縁 円形刺突文 突起 | 柴崎(注記) | 口縁部 | 称名寺式 |
| SAM2013-B74-013 | 土器片 | 縄文後期 | | 7.2×5.5× 厚1.0 | 1 | 磨消縄文 | | 胴部 | 称名寺式 |
| SAM2013-B74-014 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市茂木町 | 10.0×7.3× 厚1.0 | 1 | 磨消縄文 | 茂木(注記) | 口縁部 | 称名寺式 |
| SAM2013-B74-015 | 土器片 | 縄文後期 | 群馬県前橋市堀越町 | 7.5×6.8× 厚0.6 | 1 | 縄文 内面沈線 | 水押(注記) | 口縁部 | |
| SAM2013-B74-016 | 土器片 | 縄文中期 | 群馬県前橋市茂木町 | 12.3×15.9× 厚1.1 | 1 | 地文縄文 懸垂文 | 茂木 ■■屋(注記) | 胴部 | 加曾利E式 |
| SAM2013-B74-017 | 土器片 | 縄文中期 | | 15.4×12.0× 厚1.3 | 1 | 磨消縄文 懸垂文 | | 胴部 | 加曾利E式 |



SAM2013-01-010



SAM2013-01-011



SAM2013-01-012



SAM2013-01-013



SAM2013-01-014



SAM2013-01-015



SAM2013-01-016



SAM2013-01-017



SAM2013-01-021



SAM2013-01-018



SAM2013-01-020



SAM2013-01-027



SAM2013-01-029



SAM2013-01-030



SAM2013-01-031



SAM2013-01-032



SAM2013-01-033



SAM2013-01-034



SAM2013-01-037



SAM2013-01-038



SAM2013-01-040



SAM2013-01-057



SAM2013-01-043



SAM2013-01-044



SAM2013-01-068



SAM2013-01-069



SAM2013-01-070



SAM2013-01-118



SAM2013-01-122



SAM2013-01-123



SAM2013-01-574



SAM2013-01-576



SAM2013-01-682



SAM2013-01-683



SAM2013-01-684



SAM2013-01-686



SAM2013-B8-009



SAM2013-B63-059

埼玉古墳群におけるサイン整備の歴史と課題

田邊 えり

はじめに

埼玉古墳群では、昭和42年に『風土記の丘建設構想』に基づいて整備事業が始められて以来、50年以上もの長きにわたって継続して整備が続けられている。長い整備の歴史を物語るものの一つとして、さきたま古墳公園内に設置された様々なサイン(看板)が挙げられる。本稿では、公園内設置サインの現状を整理することによって、サインに表れる整備の歴史を記録するとともに、今後の整備にあたっての課題を明らかにすることを目的とする。なお、本稿は史跡整備の視点からの記録であるため、古墳公園全体ではなく史跡指定地内を中心とした古墳群の整備に関わるエリアを調査の対象としている。調査の内容をすべてまとめた公園内設置サイン一覧を末尾に掲載した(表1)。

1. サイン整備の歴史

1-1. 設置主体(図1)

公園内のサインは、様々な団体によって設置されてきた。サインの設置主体を年代ごとに整理すると、第一に、埼玉古墳群の史跡指定当時の管理団体である埼玉村が挙げられる。埼玉村は昭和29年に行田市と合併し、以後は行田市教育委員会や行田商工会議所等の行田市関係の団体がサイン設置に関わっている。

昭和44年度にさきたま資料館が開館すると、史跡整備に関わるサインの設置は資料館の学芸課が主に担当するようになった。一方、公園の管理は知事部局の都市公園を所掌する部署⁽¹⁾が担当しており、管理に関わるサインは主にこれらの部署によって設置されていた。平成18年度には県立博物館の再編整備によって、さきたま資料館はさきたま史跡の博物館へとリニューアルした。史跡整備担当が新設され、整備に関わるサイン設置の業務を引き継いだ。同時に、公園管理の業務が知事部局から教育局へ移管され、新設された総務・管理担当が管理に関わるサイン設置を担当するようになった。平成21年度から総務・公園管理担当へと名称を変更している。

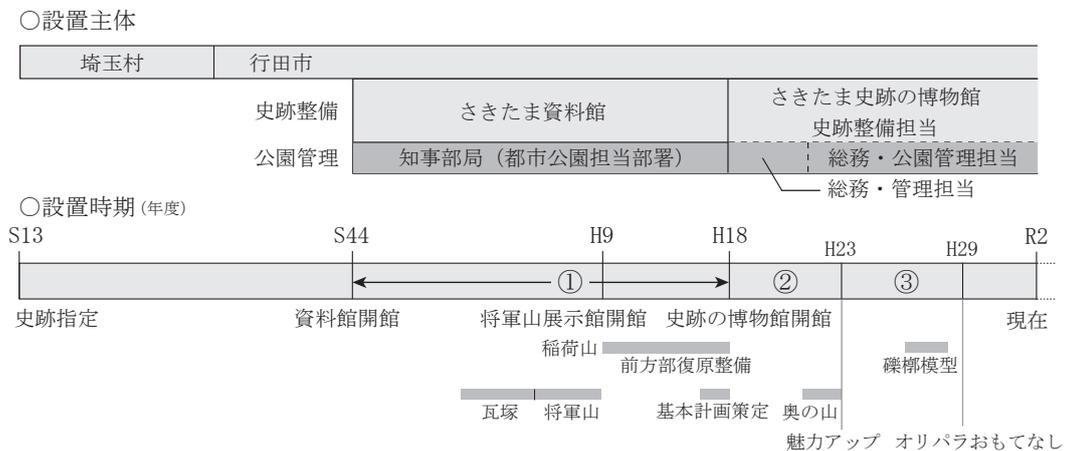


図1 サインの設置主体と設置時期

1-2. 設置時期(図1)

(1)昭和13年：埼玉古墳群の史跡指定

埼玉古墳群の管理団体となった埼玉村は、標柱や注意書き、記念碑等を設置した。

(2)昭和44年度：さきたま資料館の開館

昭和42年から始まった「さきたま風土記の丘整備事業」に伴い、資料館を開館。公園管理や史跡の実質的な管理を県が担当するようになり、古墳公園としての整備や史跡整備が本格的に始まる。

(3)昭和64年～平成3年度：瓦塚古墳の整備事業

(4)平成4年～8年度：將軍山古墳の整備事業

(5)平成9年度：將軍山古墳展示館の開館

(6)平成9年～18年度：稲荷山古墳の整備事業

(7)平成18年度：さきたま史跡の博物館へのリニューアル

公園管理が知事部局から教育局へ移管され、公園内のサイン設置のほとんどを博物館が担当するようになる。

(8)平成17・18年度：史跡埼玉古墳群保存整備基本計画の策定

基本計画に基づいて、新たな解説サインと誘導サインの設置が始まる。

(9)平成21～23年度：奥の山古墳の整備事業

(10)平成23年度：魅力アップ事業⁽²⁾

古墳公園内の順路の明確化と博物館への誘導促進を目的に、古いサインの撤去と新設が行われた。

(11)平成26～28年度：稲荷山古墳礫礮設置事業

(12)平成29年度：オリパラおもてなしミュージアム

古墳の解説サインに、多言語解説が可能になるQRコードを設置。英語、中国語(簡・繁)、韓国語による解説が可能になった。

2. サインの現状

2-1. サインの種類

(1)案内サイン(図3)

公園内のマップは、平成23年度の魅力アップ事業によって一新された(図3-①)。一つだけ令和元年度に内容を貼り替えた案内サインがあり、これが現状では最も新しいマップである(図3-②、表1-13)。特筆すべきものは、さきたま資料館時代に設置されて現存しているマップである(図3-③、表1-3)。稲荷山古墳の前方部があとから書き足されており(図2)、整備の歴史を物語っている。マップとしての役目は終えているが、サイン自体



図2 案内サイン拡大図



図3 案内サインの種類

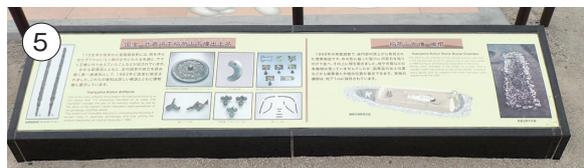


図4 解説サインの種類



図5 誘導サインの種類

がすでに歴史的な価値を有しており、保存を検討する必要がある。行田市全体の観光案内は、行田市関係の団体によって設置されている(図3-④)。

(2) 解説サイン(図4)

各古墳の解説サインは、平成17・18年度に策定された保存整備基本計画に基づき、平成18～23年度までに順次作り替えられた(図4-①)。すべて国庫補助金によって設置されている。鉄砲山古墳と中の山古墳のみ、平成元年度に設置された古いサインのままとなっている(図4-②)。平成8年度に設置された将軍山古墳の解説サインも古いものが残存している(図4-③)。平成23年度の魅力アップ事業では、石田堤と忍城に関する解説サインが新設された(図4-④)。平成28年度には、国庫補助事業である稲荷山古墳礫槨模型設置事業によって、礫槨と粘土槨に関するサインが新設された(図4-⑤)。

(3) 誘導サイン(図5)

公園内に最も多く設置されている誘導サインは、鮮やかな青地に白文字で表記されたものである(図5-①)。平成18年度のさきたま史跡の博物館開館直後に、管理担当によって設置されたものと考えられる。擬木製の誘導サイン(図5-②)や「トリムコース」と書かれたサイン(図5-③)は、さきたま資料館時代に設置されたものである。また、整備基本計画に基づいて、



図6 名称表示・名称碑の種類

平成19年度と23年度に新たなデザインの誘導サインが設置された(図5-④)。いずれも国庫補助金で設置されている。平成23年度の魅力アップ事業では、数種類の誘導サインが新設された(図5-⑤・⑥・⑦)。

(4)名称表示・名称碑(図6)

石造の名称碑は、昭和13年の史跡指定直後に埼玉村によって設置されたものである(図6-①・②、表1-2・9・15)。昭和15年には保存運動の記念碑が設置された(図6-③、表1-1)。これらについては、「埼玉古墳群の保存と整備」(西口2018)に詳しい。昭和26年にも、補助金によって複数の標柱が設置されている(図6-④・⑤、表1-3・6・16)。瓦塚古墳の部位名称碑(図6-⑧)は、平成3年度に瓦塚古墳の復原整事業によって設置された。

博物館の名称表示は、平成23年度に新設されたもの(図6-⑥、表1-7)と、その後に公園管理担当によって設置されたものがある(図6-⑦、表1-8)。



図7 マナー・注意喚起サインの種類



図8 案内サイン分布図

(5) マナー・注意喚起サイン(図7)

マナー・注意喚起サインのほとんどは、知事部局か再編後の管理担当、または公園管理担当によって設置されている。公園内に最も多く設置されている、キャラクターが描かれたサイン(図7-①)は、さきたま史跡の博物館開館直後に設置されたものと考えられる。手書きの標柱(図7-②)は劣化が激しく、少なくともさきたま資料館時代以前に設置されたものと考えられる。「文部省」と書かれた石造の注意書きは、史跡指定当時に埼玉村が設置したもので、鉄砲山古墳と中の山古墳の墳丘に残っている(図7-③)。

2-2. サインの分布

サインの分布図を種類ごとに図8～12に示した。分布図からは第一に、誘導サインとマナー・注意喚起サインが非常に多いことがわかる。案内サインと解説サインは、内容の貼り替え、ま



図9 解説サイン分布図



図10 誘導サイン分布図

たは新設時に古い看板の撤去が行われているものが多い一方、誘導サインとマナー・注意喚起サインは増加の一途をたどっている。景観保全の観点から設置数が過剰であると考えられ、再整備の必要性に迫られている。

第二に、案内サインと解説サイン、名称表示・名称碑は、適した場所に設置されていることがわかる。案内サインは、多くの来園者にとって古墳散策の起点となっている駐車場と博物館



図11 名称表示・名称碑分布図



図12 マナー・注意喚起サイン分布図

に集中しており、解説サインは大型古墳と遺構ごとに公園内にバランスよく分布している。名称表示・名称碑は、史跡整備の歴史を示すものとして残されている碑のほかは、各施設に近接した位置、または公園を南北に分断している県道に面した人目につきやすい場所に設置されている。誘導サインやマナー・注意喚起サインも概ね必要な場所に設置されているようにみえるが、前述した通り設置数が過剰であるため、必要以上に密集している箇所や不要な場所にまで

設置されてしまっている可能性が高い。このため、撤去を伴う再整備の際には、現地を再確認しながら来園者にとって最適な場所を選択する必要がある。

2-3. 多言語化の取り組み

平成18年度以降に設置された各古墳の解説サインは、英語と点字での解説が併記されている(図3-①)。また、平成23年度に設置された案内サインと誘導サインは、施設名の英語表記が書かれている。駐車場に設置された誘導サインは、中国語と韓国語での表記もなされている(図5-④)。

注目すべき取り組みとして、平成29年度の「オリパラおもてなしミュージアム」によって、各古墳の解説サインの多言語化が行われた。既存の解説サインにQRコードを設置し、多言語対応のwebサイトに誘導されるようになってきている(図13・14)。対応言語は、日本語、英語、中国語(繁体・簡体)・韓国語で、テキスト、画像、動画によって解説を閲覧、視聴することができる。



図13 QRコード



図14 多言語解説のwebサイト

3. サイン整備の課題

サインの現状調査により、長年にわたる史跡や公園の整備の中で、様々な設置主体によって、様々な種類、デザインのサインが多数設置されてきた歴史が明らかになった。サイン整備における最大の課題は、撤去の難しさであると考えられる。設置主体が複数あること等から、一度設置したサインを撤去することは確かに容易ではない。さらに、公園管理の面ではサインが少なすぎると問題がある一方、遺構保護や景観保全の面では逆にサインが多すぎると問題が生じるなど、設置目的によって観点も異なる。設置主体や設置年代によってデザインも多種多様になっている。よって、サインの新設時には撤去の難しさを考慮した十分な検討が必要であると同時に、サイン設置の理念や目的、デザイン等を複数の設置主体で共有し、新設時には意思疎通が図れる体制があることが望ましい。

また、時代の変化によって公園の姿や史跡整備の在り方は次々と変化していくため、サインの定期的な見直しが不可欠である。現状では、劣化が激しいサインや古い情報が書かれているサインが放置されてしまっている。撤去が難しい反面、公園の現状や最新の調査成果に合わせ

たサインの再整備や定期的な情報の更新が不可欠であることから、内容の更新が比較的容易なタイプ、例えば枠の中身だけが交換可能なタイプ等のサインを選択して設置することも検討の対象となる。

4. 今後の整備に向けて

サインの劣化や過剰な設置数から、サインの再整備が必要である。再整備にあたって重視すべきと考えられる観点を以下にまとめる。

(1) 来園者の観点：来訪者にとってわかりやすい設置場所やデザインであること。また、来園者や近隣住民の安全が十分確保されていること

(2) 遺構保護・景観保全の観点：設置数は可能な限り少なく、景観を損ねないデザインであること

(3) ユニバーサルデザインの観点：外国人や障害を持つ方々など様々な来園者に配慮したものであること

前述したような、設置主体同士で情報共有ができる体制で、十分な検討を経て現状で最も適したサインの立て替えや新設を行うことが望ましい。また、サインだけでは不足する点や実現不能な点は、サイン以外のツールとの連携によって解消していくことも重要である。近年急速に導入が進んでいる VR・AR 技術をはじめ、パンフレット、館内展示、ガイドツアー等、博物館の様々な活動を総合して整備にあたる姿勢が今後さらに重要となるだろう。

おわりに

本稿は、『史跡埼玉古墳群保存活用計画』の策定にあたって行われたサイン調査の成果を参考にさせていただいた。50年以上にわたる埼玉古墳群での整備の記録とその発信として、本稿が史跡整備に携わる人々や興味を持つ人々の探求や課題解決の一助になれば幸いである。

註

(1) 県庁の組織改変に伴い、部・課・所の名称や担当課所は随時変更されている。

(2) 県利根地域振興センターが中心となり、埼玉古墳群の魅力アップを図るため、様々な事業が展開された。

参考文献

岡本健一ほか 1997 『将軍山古墳 《史跡埼玉古墳群整備事業報告書》—史跡等活用特別事業— 保存・整備工事編』
埼玉県教育委員会

埼玉県立さきたま史跡の博物館編 2007 『史跡埼玉古墳群保存整備基本計画』埼玉県教育委員会

埼玉県立さきたま史跡の博物館編 2019 『史跡埼玉古墳群保存活用計画』埼玉県教育委員会

埼玉県立さきたま資料館学芸課 1998 『瓦塚古墳 《史跡埼玉古墳群保存整備事業報告書》—史跡等活用特別事業—
保存・整備工事編』埼玉県教育委員会

佐藤康二ほか 2014 『史跡埼玉古墳群 奥の山古墳発掘調査・保存整備事業報告書』埼玉県教育委員会

西口正純 2018 「埼玉古墳群の保存と整備」『埼玉県立史跡の博物館紀要』第11号 pp.99-102

山田琴子 2019 『史跡埼玉古墳群稲荷山古墳礫柳模型設置事業報告書』埼玉県教育委員会

若松良一編 2007 『武蔵埼玉 稲荷山古墳 史跡埼玉古墳群 稲荷山古墳発掘調査・保存整備事業報告書』埼玉県教育委員会

表1 公園内設置サイン一覧

案内サイン

| | 設置主体 | 設置年代 | 内 容 | 多言語対応 | 特記事項 |
|----|---------|-----------|--------------------------------|----------------|---------------|
| 1 | 不明 | ① | 資料館の案内 | | |
| 2 | 不明 | ① | 將軍山展示館の入館案内 | | |
| 3 | さきたま資料館 | ① | 園内マップ | | 図3-③ |
| 4 | 史跡整備担当 | H23年度 | 園内マップ | 博物館、展示館名のみ英語表記 | 魅力アップ事業 |
| 5 | 行田市関係 | | 行田歴史ロマンの町 | | |
| 6 | 行田市関係 | | 日本遺産「和装文化の足下を支え続ける足袋蔵のまち 行田」案内 | | |
| 7 | 史跡整備担当 | H23年度 | 園内マップ | 博物館、展示館名のみ英語表記 | 魅力アップ事業 |
| 8 | 史跡整備担当 | H23年度 | 掲示板 | | 魅力アップ事業 |
| 9 | 行田市関係 | | 行田市観光案内マップ | | |
| 10 | 行田市関係 | | 行田市観光案内マップ | | 図3-④ |
| 11 | 行田市関係 | | ぐるっと埼玉サイクルネットワーク | | |
| 12 | 史跡整備担当 | H23年度 | 園内マップ | 博物館、展示館名のみ英語表記 | 魅力アップ事業、図3-① |
| 13 | 資料展示担当 | 令和元年度設置は① | 園内マップ | | 貼り替えは運営費、図3-② |
| 14 | 史跡整備担当 | H23年度 | 掲示板 | | 魅力アップ事業 |
| 15 | 史跡整備担当 | H23年度 | 園内マップ・散策ルート | 博物館、展示館名のみ英語表記 | 魅力アップ事業 |
| 16 | 史跡整備担当 | H23年度 | 園内マップ | 博物館、展示館名のみ英語表記 | 魅力アップ事業 |
| 17 | 史跡整備担当 | H23年度 | 園内マップ | 博物館、展示館名のみ英語表記 | 魅力アップ事業 |

解説サイン

| | 設置主体 | 設置年代 | 内 容 | 多言語対応 | 特記事項 |
|----|---------|-------|-------------------|-----------------|------------------------|
| 1 | 史跡整備担当 | H18年度 | 稲荷山古墳解説 | 英語解説・点字表記・QRコード | 国庫補助、保存整備基本計画に基づく |
| 2 | 史跡整備担当 | H18年度 | 稲荷山古墳の埋葬施設の解説 | | 国庫補助 |
| 3 | 史跡整備担当 | H28年度 | 稲荷山古墳の礫礫、出土品の解説 | 英語表記 | 国庫補助、礫礫模型設置事業、図4-⑤ |
| 4 | 史跡整備担当 | H28年度 | 稲荷山古墳 粘土礫の解説 | 英語表記 | 国庫補助、礫礫模型設置事業 |
| 5 | 史跡整備担当 | H18年度 | 稲荷山古墳解説 | 英語解説・点字表記・QRコード | 国庫補助、保存整備計画基本に基づく |
| 6 | さきたま資料館 | H8年度 | 將軍山古墳解説 | | 国庫補助、図4-③ |
| 7 | 史跡整備担当 | H20年度 | 將軍山古墳解説 | 英語解説・点字表記・QRコード | 国庫補助、保存整備計画基本に基づく、図4-① |
| 8 | 史跡整備担当 | H18年度 | 丸墓山古墳解説 | 英語解説・点字表記・QRコード | 国庫補助、保存整備計画基本に基づく |
| 9 | 史跡整備担当 | H23年度 | 石田三成の忍城水攻めについての解説 | | 魅力アップ事業、図4-④ |
| 10 | 史跡整備担当 | H18年度 | 丸墓山古墳解説 | 英語解説・点字表記・QRコード | 国庫補助、保存整備基本計画に基づく |
| 11 | 史跡整備担当 | H23年度 | 石田堤の解説 | | 魅力アップ事業 |
| 12 | 史跡整備担当 | H19年度 | 二子山古墳解説 | 英語解説・点字表記・QRコード | 国庫補助、保存整備計画基本に基づく |
| 13 | 史跡整備担当 | H19年度 | 二子山古墳解説 | 英語解説・点字表記 | 国庫補助、保存整備計画基本に基づく |
| 14 | 史跡整備担当 | H20年度 | 愛宕山古墳解説 | 英語解説・点字表記・QRコード | 国庫補助、保存整備計画基本に基づく |
| 15 | 史跡整備担当 | H20年度 | 瓦塚古墳解説 | 英語解説・点字表記・QRコード | 国庫補助、保存整備計画基本に基づく |
| 16 | さきたま資料館 | ① | 移築民家の解説 | | |
| 17 | 史跡整備担当 | H20年度 | 瓦塚古墳解説 | 英語解説・点字表記 | 国庫補助、保存整備計画基本に基づく |
| 18 | さきたま資料館 | H2年 | 鉄砲山古墳解説 | QRコード | 図4-② |
| 19 | 史跡整備担当 | H23年度 | 奥の山古墳解説 | 英語解説・点字表記・QRコード | 国庫補助、保存整備計画基本に基づく |
| 20 | さきたま資料館 | H2年 | 中の山古墳解説 | QRコード | |
| 21 | 行田市関係 | | 浅間塚古墳解説 | 英語解説・点字表記 | |

誘導サイン

| | 設置主体 | 設置年代 | 内 容 | 多言語対応 | 特記事項 |
|----|-----------|-------|---|------------------|------------------------|
| | 総務・管理担当 | ② | 青地の誘導サイン | | 図5-① |
| | 知事部局 | ① | 擬木製の誘導サイン | | 図5-② |
| | 知事部局 | ① | トリムコース | | 図5-③ |
| | 知事部局・管理担当 | 不明 | お手洗い、トイレ | | |
| 1 | 行田市関係 | | サイクリングルート | | |
| 2 | 史跡整備担当 | H23年度 | 白山古墳、古代蓮の里 | 英語表記 | 魅力アップ事業、図5-⑥ |
| 3 | 不明 | ① | 稲荷山古墳 | | |
| 4 | 史跡整備担当 | H23年度 | 将軍山古墳展示館 | 英語表記 | 魅力アップ事業、図5-⑦ |
| 5 | 不明 | ① | 将軍山古墳展示館への道筋 | | |
| 6 | 不明 | ① | 将軍山古墳展示館、駐車場 | | |
| 7 | 史跡整備担当 | H19年度 | 稲荷山古墳、丸墓山古墳、二子山古墳 | | 国庫補助、保存整備計画基本に基づく、図5-④ |
| 8 | 史跡整備担当 | H23年度 | 埼玉県立さきたま史跡の博物館、稲荷山古墳、丸墓山古墳、将軍山展示館 | 英語表記、一部中国語、韓国語表記 | 魅力アップ事業、図5-⑤ |
| 9 | 史跡整備担当 | H23年度 | 埼玉県立さきたま史跡の博物館、稲荷山古墳、丸墓山古墳、将軍山展示館 | 英語表記、一部中国語、韓国語表記 | 魅力アップ事業 |
| 10 | 行田市関係 | | 「のぼうの城」の歴史と利根の自然を満喫するルート | | |
| 11 | 史跡整備担当 | H23年度 | さきたま史跡の博物館、瓦塚古墳、愛宕山古墳、丸墓山古墳、稲荷山古墳、二子山古墳、将軍山古墳、鉄砲山古墳、中の山古墳 | | 国庫補助、保存整備基本計画に基づく |

名称表示・名称碑

| | 設置主体 | 設置年代 | 内 容 | 多言語対応 | 特記事項 |
|----|-----------|-------|--------------------------------|-------|-----------------------|
| 1 | 埼玉村 | S15年 | 保存運動の記念碑 | | 図6-③ |
| 2 | 埼玉村 | S13年 | 史跡埼玉村古墳群 | | 図6-① |
| 3 | 埼玉村 | S26年 | 昭和二十六年三月三十一日 | | 図6-④ |
| 4 | さきたま資料館 | ① | 梅塚古墳 | | |
| 5 | さきたま資料館 | ① | 円墳址 | | |
| 6 | 埼玉村 | S26年 | 史跡埼玉村古墳群 | | 図6-⑤ |
| 7 | 史跡整備担当 | H23年度 | 埼玉県立さきたま史跡の博物館 | | 魅力アップ事業、図6-⑥、裏面にマップ付き |
| 8 | 総務・公園管理担当 | ③ | 埼玉県立さきたま史跡の博物館 | | 図6-⑦ |
| 9 | 埼玉村 | S14年 | 史跡 将軍塚 稲荷山 ポッチ山 入り口 | | 図6-② |
| 10 | さきたま資料館 | ① | 旧遠藤家住宅 | | |
| 11 | さきたま資料館 | ① | 移築民家 | | |
| 12 | さきたま資料館 | H3年度 | 瓦塚古墳の遺構名称表示(造出し、内堀、中堤、外堀、ブリッジ) | | 国庫補助、図6-⑧ |
| 13 | さきたま資料館 | H3年度 | 瓦塚古墳の遺構名称表示(内堀、中堤、外堀) | | 国庫補助 |
| 14 | さきたま資料館 | H3年度 | 瓦塚古墳の遺構名称表示(内堀、中堤、外堀) | | 国庫補助 |
| 15 | 埼玉村 | S14年 | 史跡 鉄砲山 中の山 奥の山 | | |
| 16 | 埼玉村 | S26年 | 鉄砲山古墳、史跡埼玉村古墳群 | | |
| 17 | 史跡整備担当 | H23年度 | 特別史跡埼玉古墳群 | | 国庫補助、移動は公園管理担当 |

マナー・注意喚起サイン

| | 設置主体 | 設置年代 | 内 容 | 多言語対応 | 特記事項 |
|--|---------|------|-------------------------------|-------|------|
| | 埼玉村 | S14年 | 古墳保護の呼びかけ | | 図7-③ |
| | 不明 | ① | 古墳保護の呼びかけ | | 図7-② |
| | 総務・管理担当 | ② | 古墳保護の呼びかけ、ペットに関する注意、水遊びや釣りの禁止 | | 図7-① |

令和元年度 さきたま講座 「博物館で楽しむための縄文土器入門」の実施報告

村田 章人

1 はじめに

さきたま史跡の博物館では、毎年度「さきたま講座」として、外部の有識者や館の職員を講師として、一般向けの講座を行っている。回数は各年度に10回ほど、テーマは考古学や古代史をテーマとしたものが多いが、遺跡と関係の深い文献史学の講座など、関連分野に関するものも実施されている。外部の有識者では大学や研究機関の研究者の他、都道府県や市町村など自治体の文化財専門職員、文化財調査を行っている公益財団法人の職員など多岐にわたっている。講座の内容も、考古学や各時代の入門的なものから、個別のテーマに関する相当程度専門的なものまで、幅広く行っており、さきたま史跡の博物館における教育普及事業の一つの核となっている。

通例、年に2回程度は館の職員が担当する。令和元年度に筆者は、表題にあるタイトルで講座を担当した⁽¹⁾。本稿では当該講座の内容を、そのねらい、実施状況、受講者の受止めや課題について、講座当日に上映・配布したスライド・資料の一部⁽²⁾とともに記載し、報告としたい。

2 講座のねらいと内容

(1) 講座の概要とねらい

さきたま講座の受講者は、多くの場合、主に考古学に関心の高い一般来館者であり、筆者が担当した回では、縄文時代や縄文土器について関心があり、一定の知識を有している層の参加が想定された。そのことから、博物館を訪れ、縄文土器に接する機会が多い層を念頭に、それらの方々に縄文土器に関する、基礎的でありつつ曖昧な形での認識に留まってしまうがちな情報、また、受講者にとって新しい情報を提供することを意図して、内容を企画した。

講座の組み立ては下記スライド1の通りである。

本日の話の進め方

- 1 はじめに
- 2 「縄文土器」とは何か？
- 3 縄文土器をめぐる言葉(専門用語)の仕組みを知ろう
- 4 考古学者はどのように土器を見ているか
- 5 縄文土器の研究から見えてくる縄文時代の姿
- 6 終わりに

スライド1

講座を実施するにあたり、受講者に縄文土器や縄文時代について、何かしらの新たな知識を得ていただくために重点を置いた点は二つである。

一つ目は、縄文土器を巡る研究の奥深さと広がり伝えることである。先述したように、想定される参加者は考古学に関心のある層であり、一定程度の知見をお持ちであると予想された。「縄文土器とは何か」という問いは「縄文時代とは何か」という問いと直結しており、縄文時代に関する議論の現状(時代論・社会論・実年代論等)と関連する話題を提供することが可能である。それによって、縄文土器に関する一般的な知識の、「一つ先」に関する情報を提供できるのではないかと考えた。

二つ目は「縄文土器」をめぐる「言葉」、特に専門用語(術語)に関する情報を伝えることである。項目としては「3 縄文土器をめぐる言葉……」の部分である。「術語」・「専門用語」に焦点を当てて講座を組み立てることにした理由は、縄文土器を素材とした展示においては、ほとんどの場合「説明文」、「キャプション」、「ネーム」等、文字で展示資料を解説するという作業が伴い、その表現と意味内容は、展示の企画者側が多くを注ぐ部分である、ということによる。しかも、見学者の「不満」の多くは、この文字による解説の分量や難易度に起因するケースが多い。この「不満」を1回の講座ですべて解消することは当然のことながら不可能なことではあるが、縄文土器に関する記載で多用される専門用語の仕組み、決まりごとについて説明することで、博物館で縄文土器に接する際の「引っかけ」の解消と、「縄文土器」・「縄文時代」というもの、さらにはその背後の多大な研究の蓄積というものについて、より関心を持っていただくことができるのではないかと考えた。「術語」の背後には、縄文土器研究100年の歴史が詰まっている。術語に関する情報を提供することで、その理解を助けることと同時に、学史に関する知識や縄文土器研究の広がりについても情報の提供ができるのではないかと考えた。

(2)講座の内容

以下、順を追って講座の内容について記載する。

「1 はじめに」では、この講座のねらい、なぜこのような内容で講座を担当することとしたかについて、短く解説した。

「2 「縄文土器」とは何か？」では、スライド2のような小節を設定して、「縄文土器」について詳しい説明を行った。

はじめに「縄文」という用語の本来の意味や、「縄文」が持っている付随的な意味内容につい

2 「縄文土器」とは何か？

- (1) 「縄文」という用語について
- (2) そもそも「縄文土器」とは何を指すのか
「縄文土器」と「縄文時代」の関係は？
- (3) 「縄文土器」の広がり
- (4) 「縄文土器」の始まりと終わり

スライド2

で解説を行った。これはある意味簡単な内容ではあるが、深く掘り下げようとすれば終わりが見えないことにもなるテーマでもある。限られた時間と、博物館における入門的な講座という性格から、内容を絞り込みながら解説した。

2(1)「縄文」という用語について

○「縄文」という用語

- ・明治12年(1879)の大森貝塚の報告書で用いられる。
"cord marked pottery"の訳語。「索紋」と訳された。
- ・日本考古学では...
 - ・土器の装飾としての縄目文様
 - ・「縄文時代」・「縄文文化」・「縄文土器」そのものの略称

スライド3

「(1)「縄文」という用語について」では、E.S. モースの“cord marked pottery”(Morse1879)、「索紋」(モールス1880)、山内清男の原体研究(山内1930, 1979)など、学史に則って説明し、「原体」の正体が突き止められたことにより縄文土器の体系的な記述が可能になったことを解説した。また、複数の縄文原体とそれが施文された状態の写真を用意し、改めて原体についての基本を確認した。講座当日は、会場であったさきたま史跡の博物館において「令和元年度最新出土品展」が開催中であり、展示中の縄文土器に見られた、やや特殊な縄文原体(LLR)についても解説し、講座終了後に展示室での観察を促した。また、学史の理解に加え、「縄文」という語自体の持つ様々な意味について解説し、「縄文」という語がその後「文化」、「時代」の名称、また様々な象徴的な意味で用いられていく過程について、改めて確認の意味で解説した。

「(2)そもそも「縄文土器」とは何を指すのか：「縄文土器」と「縄文時代」の関係は？」の項では、「縄文土器」と「縄文時代」という言葉の関係について解説を行った。縄文土器の定義がまず存在し、それが製作・使用された時代を縄文時代というのか、それとも縄文時代の定義があり、その時代に製作・使用された土器を「縄文土器」というのか、という基本的な問題に触れ、縄文時代の社会の在り様と時代区分論、土器型式論の関係について解説した。併せて「縄文土器」というものの概略、無文で研磨される縄文土器・赤みのある無文土器・無文で薄手の縄文土器・縄文が施文される弥生土器の存在など、教科書的説明では足りない部分の説明を加えた。

2(3)縄文土器の広がり

- ・概ね、現在の日本列島の範囲。
- ・しかし…その境界の問題、日本列島の中の「同一性」の問題等、難しい議論もある。

2(4)縄文土器の始まりと終わり

- ・現在、日本列島上の最古の土器は、
青森県外ヶ浜町 大平山元 I 遺跡出土の土器(約16,000年前)
⇒ これを「縄文土器」と言うべきなのか？(大事な議論)
- ・ほぼ同じ時期に終わり、弥生時代が始まる。

スライド4

「(3)「縄文土器」の広がり、(4)「縄文土器」の始まりと終わり」では、縄文土器の空間的・時間的広がりについて説明し、それが「縄文時代」の定義とも関係する問題であることを解説した。

縄文時代の始まりに関する議論は、日本列島に於ける土器の起源、石器や遺構などの文化要素出現の問題と合わせ、現在ホットな話題となっている(大塚2013、小林他2011他)。講座では大平山元I遺跡の無文土器の写真などを紹介し、土器の出現と時代区分の関係について多くの説があることを解説した。また、縄文文化の地理的境界や時代の「同一性」(大塚2016、2018他)など、縄文時代論における最新の動向についても紹介した。

「3 縄文土器をめぐる言葉(専門用語)の仕組みを知ろう」は最も多くの時間を割いた部分である。小節と、この章の意図、専門用語の事例は下記スライド5～7の通りである。

展示の解説やキャプションで多用される術語は、専門家にはなくてはならない情報であり、いわば共通語であるが、一般の観覧者にとっては躓きの石であり、「○○式土器」と「◎◎文(紋)

3 縄文土器を巡る言葉(専門用語)の仕組みを知ろう

- (1) 博物館でよく目にする専門用語いろいろ
- (2) 「○○式」土器について
- (3) 「◎◎文(紋)」土器について
- (4) 「□□期」とは何か
- (5) 「系」という字にご用心
- (6) その他の専門用語

スライド5

3 縄文土器を巡る言葉(専門用語)の仕組みを知ろう

なぜ、専門用語の仕組みから？

縄文土器を巡る言葉(専門用語)には、
縄文土器研究100年の歴史が詰まっている！

⇒ だから...

- ・専門用語の仕組みがわかれば、博物館に展示されている土器の説明文から、より多くのことが学べる。
- ・展示の説明文が理解できれば、博物館での楽しみは確実に増える。
- ・説明文を「わかりやすくすること」の難しさ...なぜ難しくなってしまうのか？

スライド6

3 (1) 博物館でよく目にする専門用語いろいろ

- ・「○○式土器」・「◎◎文(紋)土器」・「□□(式)系土器」・「△△型土器」・「□□形土器」... 一体何が違うのか？
 - ・「精製土器」・「粗製土器」とは何か？
 - ・「草創期」・「早期」・「前期」・「中期」・「後期」・「晩期」が意味するもの
- これらが何を指しているか、その背景に何があるかを正確に理解すれば、
縄文土器や縄文時代についての理解は、格段に深まります。

スライド7

土器]の意味するところと、相互の違いについては理解しにくいと考えられる。また、「～形土器」と「～型土器」の違いも同様である。これらの術語を用いないで伝達するという展示の手法も有効であり、一般の方には、そのような解説の方が情報は伝わりやすいと思われる。しかしながら術語は何らかの形で目にするものであり、仕組みを理解したいという観覧者は多いと推察される。

講座ではまず、「(2)「〇〇式」土器について」と題し、「〇〇式」の「〇〇」に入る言葉とそれに付随するアルファベット、及び数字について(例:「加曾利E1式」など)、それが意味するところを、山内清男の編年表(山内1937)を上映しながら解説した。

3(2)「〇〇式」土器について

「〇〇式土器」とは何か。〇〇には何が入るのか。

- ・加曾利E式(E1式、E2式...)
 - ・加曾利B式(B1式、B2式、B3式)
 - ・安行式(安行1式、安行2式、安行3a式、安行3b式、
安行3c式、安行3d式)
- ※埼玉県に関わりのあるもの:関山式、黒浜式、安行式等々

スライド8

〇〇は多くの場合型式が設定された土器群を出土した遺跡名であり、それに続く大文字のアルファベットは調査区、数字は時期の順番を表すこと、したがって「〇〇」は固有名詞(地名または遺跡名)なので、その漢字の意味するところが分からなくてもよいこと、アルファベットや数字も何か特別な暗号のようなものではないことを説明した。そのうえで、「〇〇式」が複雑な縄文土器の変遷における、「時間」と「空間」の場所を定める「単位」であること、この単位が共通語となり、専門家の中での情報交換が成立していることを説明した。

ここで、例外として、「式」の前に遺跡名称が用いられないもの、また遺跡名の後に「式」という字を持たないものとして、「円筒式」、「厚手式」、「薄手式」、「焼町土器」について説明を行った。

3(2)「〇〇式」土器について

例外

例外その1:「円筒(下層・上層)式」、「焼町土器」等々…現在広く用いられている。

例外その2:「厚手式土器」、「薄手式土器」

・この「厚手式」、「薄手式」という用語は、大正時代から昭和初期にかけて広く使われた。

現在ではほとんど用いられないが、略称として使われる場合もある。

縄文土器の器厚の厚さに注目して、大きく分けたもの。

・提唱者:鳥居龍蔵

・鳥居説:厚手式≡狩猟民の土器

薄手式≡漁労民の土器

※この説は、現在は用いられてはいない。

スライド9

「円筒式」は列島北部の縄文時代を何らかの形で扱う展示においては頻出する型式名であり、「焼町土器」はその造形の美しさ等から、近年展示で出会う機会が多いものである。「厚手式」・「薄手式」という名称は、一般の方が目にする機会はあまり多くはないと考えられるが、年配の方

は耳にした機会もあったであろう。また学史上非常に重要な概念であり、縄文土器研究の大きな流れを理解するには必須のものであるため、名称の由来について触れながら、鳥居龍蔵による縄文土器論(鳥居1920他)の学史的な意義について解説を行った。

続いて「(3)「◎◎文(紋)土器」について」では、一般的に用いられる「～文(紋)」を列挙し、それらの語が土器の装飾の特徴(施文具または装飾の比喩的表現等)をそのまま表していること、「名は体を表」しているので、難しく考えずに、まずはそのまま理解すればよいことを説明した。また、なぜ展示の解説で「○○式」、もしくは「◎◎文」が多用されるのかについて、縄文土器について語る時、「いつ」、「どこ」の土器であるのか、またどのような装飾上の特徴を持った土器であるのかという二つの観点が基本的な情報であることから、これらの用語が多用されることを説明した。

3 (3)「◎◎文(紋)土器」について

- ・縄文時代のある地域・ある時期に用いられた土器のまとまり(単位)
「○○」は、その「まとまり」の基準となった土器が見つかった遺跡名
⇒ 「○○」に入る言葉は、「土器の特徴(文様)」を表現してはいない。
- ・これに対し、「◎◎文(紋)土器」は・・・
爪形文土器、撚糸文土器、貝殻文土器、条痕文土器、紐線文土器、
帯縄文土器、無文土器・・・
まずは、「どのような特徴(文様)を持った土器であるか」を表している。
- ・「◎◎」には、文様の特徴や、文様を施すための道具名が入る。
- ・種類は大変多いが、名は体を表しているため、そのまま理解すればよい。

スライド10

3 (3)「◎◎文(紋)土器」について

- ・「○○」式と「◎◎文(紋)土器」
ポイントは、場所(地域)と時間(時期)、そして、
どのような文様(装飾)でできているかを表す言葉
縄文土器研究では、これが一番の基本的な情報。
だから、この言葉が説明文に頻出する。
- ・さらに・・・
ある文様を持つ土器「◎◎文(紋)土器」は、特定の地域や時期とも「関連」を持っている。
⇒ 「らーめん」に例えると...
- ・名は体を表す。しかし、名をつけるためには...

スライド11

また、分かりやすくするために、「らーめん」になぞらえて比喩的に説明を行った。○○ラーメンの中で、○○に地名が入る「ご当地ラーメン」と、「チャーシューめん」や「味噌ラーメン」など、調理法や具材の差に基づく名称がある。かなり大雑把な比喩にはなるが、○○式が「ご当地ラーメン」に該当し、◎◎文(紋)は具材や調理法に基づく「～麺」に該当するという説明を行った。この説明は、一定程度分かりやすく届いたものと考えている。

「(4)□□期とは何か」では、縄文土器の細別と大別について、「□□期」という用語の意味、現在活発に議論されている自然科学的手法による暦年代推定の議論(小林2019他)、その学史上の意味と合わせて解説した。

3(4)「□□期」とは何か

- ・「期」は6個。草創期、早期、前期、中期、後期、晩期
- ・説明文に「□□期」とあった場合、この「6個の中の1つ」と考えればよい。
- ・それぞれの「期」は、先ほどの「○○式」を大まかにまとめるために設定されたもの

(1930年代、先ほどの「編年表」と同時に発表された。
ただし、「草創期」は戦後に設定された)。

スライド12

縄文土器の大別である6期区分の用語は、縄文土器のみならず、縄文時代全般に関する展示でも頻繁に使われる。展示を行う側は、あまり躊躇なくこの6期区分を用いることが多いと思われるが、一般の観覧者はおそらくその言葉の背景について深い知識は持ち合わせていない場合が多いと推察する。「後期」という表記があっても、〈前・後〉、〈前・中・後〉など、正しくは6であるその母数が2または3と誤解される可能性もある。今回講座という短い時間の中で解説したが、6期区分を用いる場合、それを展示の中で分かりやすく伝達するためには様々な工夫が必要であろう。

次に、「(5)「系」という字にご用心」と、やや軟な小節名を付けたが、展示解説における「系」という文字について一定程度時間をかけて説明を行った。

3(5)「系」という字にご用心

- ① ひとつながり、ひとまとまりの「式」を表す場合
例1「加曾利E式系」:加曾利E1式、加曾利E2式…
などをまとめて言う場合。
例2「撚糸文系土器」:撚糸文を主要な文様要素とする「○○式」をまとめて言う場合。
- ② 他の「地域」の土器の「式」とのつながりを表す場合
例1「大洞B式系」:本来大洞B式があまり分布していない地域で出土した、大洞B式によく似た土器を表す場合。
「異系統」とも呼ばれる。

スライド13

縄文土器に関する展示において、「系」という文字は概ね2種類の用法で使われている。一つは「加曾利E(式)系」や「撚糸文系」など、同じ型式名を持つ型式の前後のまとまりや同様の装飾手法の系列のまとまり等を示す場合であり、もう一つは関東以西における「亀ヶ岡式系」など、外来系であることを示す場合である。「系」は、専門家の間では曖昧さを残しながらもその意味するところは相互に了解できる概念であるが、一般の方に、展示において「系」という語で説明されていることの意味を正確に伝えることは難しい。口頭の展示解説などの機会では、分かりやすくお伝えすることができようが、展示においては、コラム的な解説等を用いた階層的な説明など、一定の工夫が必要である。しかも、特に「外来系」、「異系統」の土器は、企画者側としては展示において来館者に訴えたいものの一つである場合が多い。そのようなこともあり、「系」という字が出てきた場合には是非注意して見ていただきたいと伝えた。

3(5)「系」という字にご用心

《②番目の意味の場合、重要な意味がこめられている》

・他の地域の土器とよく似た土器(全体の特徴、個別の要素、製作手法等々)が出土
⇒ どのようなことが考えられるか

- ・土器そのものが他の地域から運ばれた(土器そのもの、もしくは何かの容器として…)
- ・他の地域の土器を真似た(他の地域で見つけた、もしくは他の地域から運ばれた土器を真似た等)
- ・他の地域の土器の作り方が伝わった、もしくは作り方を習得してきた等
- ・他の地域から、土器の作り手が移動してきて、元の地域の土器を作った。

など、「ひと」「もの」「情報」の流れ、移動を示す可能性が高い。
当時の社会の在り方を反映する情報を読み取ることができる可能性がある。

スライド14

「(6)その他の専門用語」では、縄文土器の記載において重要な「精製土器」と「粗製土器」、ネームで多用される「□□形土器」と「●●型土器」の違い、製塩土器や繊維土器など目にする多くの特殊な土器についての簡単な解説を行った。これらの用語の背後には多大な研究の蓄積があり、当日の講座では深く掘り下げた内容の話をすることはできなかったが、これらの用語が展示で用いられる際には、それによって何らかのことを伝えたいという意図があること、精製・粗製は縄文土器製作の社会的背景に遠因があること、製塩土器は、展示される場合通常無文の小破片であるが、その展示において縄文時代の生業や物資の伝達を表現するという大きな意味を有している場合が多いことなどを解説した。

「4 考古学者はどのように土器を見ているか」では、縄文土器の写真や実測図を用い、縄文土器を観察する際のポイント、装飾体系の事例(大洞 BC 式羊歯状文系モチーフの施文手法や具象的モチーフの事例としての狩猟文土器等)、地域差や時間差を示す型式学的要素の事例(加曽利 E 1 式の場合等)等を、ごく簡単に解説した。また、用途については、炭化物等から推定される事例や転用された場合などを紹介した。

4 考古学者はどのように土器を見ているか

- (1) どのように作られているのか、
文様・装飾はどのように施されているか
- (2) 「時期・地域によって異なる」とは、どのようなことか
- (3) どのように使われたか
- (4) 他の地域との関わりは

スライド15

「5 縄文土器の研究から見えてくる縄文時代の姿」では、講座のまとめとして、講座で解説してきた「縄文土器の始まりと終わり」、「型式」の存在、「系」という概念、「精製土器」と「粗製土器」の存在等々から、「縄文時代」に関してどのような議論が行われているのか、ということについて説明し、縄文土器の研究が縄文時代像の形成と不可分のものであること、本講座で紹介した「縄文土器とは何か」という問いや術語の体系はその基礎をなすものであることを改めて説明した。

5 縄文土器の研究から見えてくる縄文時代の姿

- ・時間と空間の範囲の問題(日本列島との関係、始まりと終わり)
- ・地域間の関係(土器の特徴の類似等から)
- ・地域間で密接な関係を持っていた社会
- ・集団の内部・外部で、情報が安定して行き来していた社会(土器以外の、他の物資の研究からも、それがわかる)
- ・高度な技術体系を持っていた社会
- ・でもわからないことだらけ

スライド16

3 受講者の反応と課題

筆者としては新たな観点から取り組んだ講座であり、一定の意味はあったものと考えている。受講者の反応はおおむね良好であった。講座後のアンケート結果では、講座の内容に「大いに満足」が68%、「満足」が22%というものであり、「講座の資料を保管したい」などという声もいただいた。

しかしながら多くの課題もあったものと考えている。やはり2時間弱の講座の中で、縄文土器に関する基本的な概念を近年の研究動向を踏まえつつ解説し、時間的・空間的な広がり、展示に用いられる専門用語の仕組みを理解していただくという企画は、内容としてはかなり詰め込み過ぎであり、受講者の理解の度合いについては不安が残る。また、講座で行ったような術語の解説を実際の展示室における解説の文章の中に書き込むことは実質上不可能であり、その意味で本講座は「その時だけ」のものに留まってしまったという側面もあったものと考えている。今後の課題として検討していきたい。

4 終わりに

縄文時代に関する一般の方の関心は高いものと推察される。その中でも、土偶や人面付土器など身体表現を伴うもの、籃胎漆器等の漆製品・木製品等、当時の生活をリアルに感じさせる低湿地遺跡出土遺物などは、資料が有している「価値」がそのまま来館者に伝わりやすい。反面、縄文土器、特に破片資料などは、縄文土器を専門に学んでいるものでないと、展示品から意味を感じ取ることは容易ではない。もちろん、「土器」という地中から届けられたリアルな存在そのものが発する一義的な魅力というものを忘れてはならないし、造形上の視点から現代人が強く惹かれるものがあることも確かであるが、展示に用いられる土器の多くは、土器型式、故地、技法、一括性などに意味があり、その意義を来館者に伝えるためには様々な工夫が必要である。

今回報告した講座では、土器の見分け方などに重点を置くのではなく、縄文土器に関する基本的な考え方、一般的に博物館で多用される専門用語の「意味するところ」について解説した。展示解説に用いる語はなるべくわかりやすく伝えることに意を用いて選択すべきではあるが、正確さの保持や学問的な意義の伝達のため、術語の一定程度の使用は避けられない。その術語に対する理解を促すことも、県民の学習意欲に対応するためには意味があるものと考え、講座に臨んだ。

博物館において縄文土器が展示される場合、様々な切り口からのアプローチがあり得る。列島の先史時代の一文物、地域史の一コマ、縄文時代の社会を垣間見る手掛かり、美術史的な観点など様々であろう。いずれにしても展示する側は何らかの意図を持って個々の土器を展示し、解説を行っている。その中で企画者側は、展示において伝えたい内容をより魅力的・効果的に表現するために注力し、一方、博物館の展示で縄文土器をどのように感じ、楽しむかは、最終的にはすべて観覧者側に委ねられている。今回報告した講座は、それに対して、何か一つの考え方を押し付けることを意図したものではなく、基本的な考え方の整理を「楽しみ方」の基礎として位置づけることで、受講者をより深いところへお連れすることを意図したものであった。課題は多く残る講座であったが、さきたま史跡の博物館で実施された教育普及事業の一例として紹介するとともに、筆者自身の取組みのまとめとして報告した次第である。

この講座を実施するにあたり、縄文土器の写真の利用等について、下記の方々から御配慮・御協力をいただいた。記して感謝の意を表したい(敬称略・順不同)。

青森県立郷土館(八戸市葦窪遺跡出土 狩猟文土器)、青森県外ヶ浜町教育委員会社会教育課(外ヶ浜町大平山元Ⅰ遺跡出土 無文土器)、公益財団法人岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター(軽米町大日向Ⅱ遺跡出土 円筒下層d式深鉢形土器、同大鳥Ⅰ遺跡出土 円筒下層b式深鉢形土器、久慈市大芦Ⅰ遺跡出土 大洞BC式台付鉢形土器)、東北歴史博物館(大崎市根岸遺跡出土 大洞BC式注口土器)、群馬県渋川市教育委員会文化財保護課(渋川市道訓前遺跡出土 焼町土器)、埼玉県桶川市教育委員会生涯学習文化財課(桶川市後谷遺跡出土 炭化球根類付着土器、同漆容器転用土器)、相原淳一、岡本 洋、藤沼昌泰

註

- (1)令和元年度さきたま講座(考古学講座②)タイトル:「博物館で楽しむための縄文土器入門」。実施年月日:令和元年7月13日。講師:村田章人、当日の参加者は72名であった。
- (2)当日はスライド上映とその一部を印刷した資料を配布して実施した。本報告に掲載するものはその一部であり、右側に付したスライド番号は本稿における番号である。また、誤字などに一部修正を加えた。

引用文献

- 大塚達朗 2013 「一 縄紋時代のはじまり(草創期) 一そのアボリア」『講座 日本の考古学3 縄文時代(上)』119-147頁
- 大塚達朗 2016 「消費される縄紋文化」『物質文化』96 89-110頁 物質文化研究会
- 大塚達朗 2018 「縄紋土器型式と“予定表”」『縄文時代』第29号 1-23頁 縄文時代文化研究会
- 小林謙一 2019 『縄紋時代の実年代講座』
- 小林謙一他 2011 『縄文はいつから?』
- 鳥居龍蔵 1920 「武蔵野の有史以前」『武蔵野』第3巻第3号 1-9頁 武蔵野会
- Morse, E.S. 1879 “Shell Mounds of Omori” *Memoirs of the Science Department, University of Tokyo, Japan.*
- モールス, E.S. 1880 『大森介墟古物編』理科会粹 第一帙 上冊 矢田部良吉訳
- 山内清男 1930 「斜行縄紋に関する二三の観察」『史前学雑誌』第2巻第3号 13-25頁 史前学会
- 山内清男 1937 「縄紋土器型式の細別と大別」『先史考古学』第1巻第1号 29-32頁 先史考古学会
- 山内清男 1979 『日本先史土器の縄紋』

戦国の忍びを追う ― 葛西城乗取と羽生城忍び合戦 ―

岩田明広

はじめに

戦国期史料の収集・整理・編年は、一九八〇年代以後、飛躍的に進展した。中でも『戦国遺文』（東京堂出版）による成果はきわめて大きく、各地の大名・国衆に関する詳細な研究成果の積み上げに繋がっている。二〇〇〇年代以後は、新たな歴史ファンの登場を背景に刀剣や城郭が脚光を浴び、学術的なニーズの増加にともない、戦国期史料の発見や精査がさらに進んだ。関連する大名軍の研究では、家臣団や軍役の研究を越え、政治経済構造の変遷を軸に軍兵の動員と戦術・戦略の変化の関係を追求した研究をはじめ（註1）、貿易・運輸・兵站・情報など多面的な視点に立った言及（註2）、武器・武具素材等の化学分析（註3）、それらを総合的に用いた城郭の分析（註4）、情報戦略の検証（註5）などが行われ、軍の構造を解き明かそうとする試みが増えている。

しかし、これらの研究の多くが本軍に対するもので、戦国の軍を構成するもう一つの要素である特殊部隊や特命を帯びた別動隊についての専論は少ない。同時代史料では、戦国の戦は本軍とそれらによる戦術分担によって進められたように見受けられる。戦国期の軍制の全体像を解明する際、特殊部隊や別動隊の理解は欠かせない。

本稿では、先ず戦国期の一次史料及び信頼できる写しを認知科学的な理論に基づいて考察し、戦国の特殊部隊としての忍びを定義する。その後、定義に従い、二つの軍事作戦の実例を通じて、戦国の忍びの構造的な在り方を検討する。

本稿には、戦国期の忍器を初めて認定する別稿と忍術の内容を扱う別論を用意している。これらは長い戦いの積み重ねから、多様かつ効率的に発達した戦国期の軍を総合的、立体的に理解するための基礎的研究として提示するものだ。

なお、本稿の内容は、二〇二一年度埼玉県立嵐山史跡の博物館企画展「実相 忍びの者」、同年春の三重大学忍者・忍術学講座で発表した内容と一致する部分があるが、いずれの刊行物・発表よりも本稿が優先する。また、本稿では、資料集に掲載されている史料について、以下のように略記して各史料の参照の便を図った。

- ・『上越市史 別編1』→『上越市史 別編2』→上越上杉十史料番号
- ・『戦国遺文 後北条氏編』→戦国後北条十史料番号
- ・『戦国遺文 武田氏編』→戦国武田十史料番号
- ・『戦国遺文 古河公方編』→戦国古河十史料番号
- ・『戦国遺文 房総編』→戦国房総十史料番号
- ・『戦国遺文 下野編』→戦国下野十史料番号
- ・『戦国遺文 今川編』→戦国今川十史料番号
- ・『戦国遺文 今川編』→戦国今川十史料番号
- ・『羽生市史 上巻』→羽生市史十史料番号
- ・『越佐史料』→越佐十史料番号
- ・『歴代古案』→歴代古案十史料番号
- ・『三島市誌 増補資料編Ⅱ』→三島増十史料番号

小田原北条氏等の表記については、単に北条氏等と表記している。

なお、本稿の執筆に際し、できるだけ一次史料原本を参照しよう努めたが、すでに原本が失われているものが少なくなく、新型コロナウイルス感染症拡大による休館等の影響もあり、写真の参照に留めたものや右史料集の翻刻によったものもあることを付言しておきたい。

一 本稿の理論と考え方

忍び・忍者研究は、一九一〇年代以来、小説・映画等の流行に従い継続的に行われてきた。大正期の研究は、立川文庫の登場を契機に、軍記由来の超人的な体術と不可思議な忍術を合理的に説明しようとする動きとして現われた(註6)。これは、明治期から続く超常現象ブームの中に位置付けられる動きであった。昭和中期の忍者ブームの頃には、幕藩体制下の忍び役人制度や組織研究が歴史科学の手法によって行われるようになった(註7)。その後、各地の市町村史編纂事業の中で史料が確認・整理され、江戸期諸藩の忍びの制度や活動史が明らかにされてきた。現在では、忍びの仕官の状況、忍術の伝達や内容、知識教養、母体となった村落の状況など、詳細な研究が進められ、江戸期の忍びに関する確かな情報が相当量蓄積されている。最近の三重大学とその施設である国際忍者研究センターの貢献は特筆すべきだ。

しかし、戦国期の忍びについては、研究の大きな進展はみられない。同時代史料が少ないため軍記や伝承の影響が尾を引き、「しのび」「くさ」「かまり」「らっぱ」など、旧来の忍び概念を前提にした研究が続いている(註8)。南北町期からみられる「しのび」「忍」の語を戦国期に用いられるようになった「くさ」「かまり」などの語と同義とするのは、些か乱暴な気もする。

本稿では、感覚的な態度や経時的に形成された忍びに対する認識を廃し、理論的な検討を試みたい。その上で、史料に記された内容から断定できること、推定できること、推測することを区別して結論を得る。

本稿が扱える主な理論は、認知科学の成果に基づく次のような理論(註9)とする。

人は事物を認識する際、外部から受容した情報を、脳に保存された知

識の総体Ⅱ記憶と照合する。この過程は、一般に情報処理過程あるいは認知過程と呼ばれている。

記憶は、外界から受容器を通じてもたらされた個々の刺激Ⅱ情報によって形成されるが、受容した刺激Ⅱ情報をそのままの状態で保存する訳ではない。直接受容した情報では、あまりにも情報量が多く、貯蔵も照合も困難だとされている。

受容された情報は、一旦ほとんど全ての情報を保持する短期記憶に貯蔵される。その後、共通の特徴をもつ情報がその特徴毎に体制化され、まとまりとなる。そのまとまりは、さらに類似の特徴でまとまりとなり、さらに上位のまとまりをなす。こうして階層化された記憶構造が形成される。個々の知識のまとまりは、カテゴリーズされており、カテゴリー外の知識と混同されることはほとんどない。これが記憶であり、認知構造と呼ばれている。人は、情報を受容すると、その特徴に適した認知構造の階層にある知識のまとまりと照合し、その情報が何であるかを認知する。

語や文などの命題的知識に関する記憶Ⅱ認知構造は、コミュニケーションによる刺激の受容を繰り返すことで形成される。このため、ある集団に属する個々人の認知構造は、家族のような基礎的集団では、細かい情報まで繰り返し情報伝達されるため、細部(の型)まで共通し、地域共同体のような集団では生活環境とともに維持する程度の情報伝達がなされるため、生活に必要な部分程度(の型)まで共有される。さらに上位の地方集団等の場合では、情報伝達の頻度が低くなるため、その地方独特の概念的な知識(の型)しか共有されず、国のような水準では、書物による情報共有などが主となるため、大まかな概念(の型)しか共有されない。この各レベルが認知構造の階層にあたる。こうして形成される認知

構造Ⅱ記憶は、外界から受ける刺激が変わらない限り維持され、それら
が変容すれば、急速に再構造化される。つまり、認知構造Ⅱ記憶は共時
的なものとして存在し、環境を共有する集団で共有されるのだ。この理
論は類人猿も含めた人類に共通の仕組みとされている。

戦国期の軍で発給された文書を扱う場合、少なくともある戦国大名や
国人の軍内においては、発給者と受給者の間で個々の語や文の意味が完
全に理解されるが、異なる領国・領地の軍との間では異なる語や表現が
用いられていて理解できない状況があることを前提にしなければならな
いのだ。しかし、同時に、異なる領国・領地間の軍であっても、より上
位の概念的な知識は共有されることに留意しなければならない。

本稿では先ず、戦国期の忍びの検討に先立ち、当時の忍びの概念が、
どの程度の広がりをもっていたかを確認することから始めたい。

「忍」の最古の記事は『太平記』であるとされている(註10)。以後、明治
初期まで忍びの活動の記録が継続的に認められる。忍びについての知識
がその期間、人々に保持されていたことは容易に想像できる。しかし、
認知科学的な理論に立てば、より具体的な理解が可能になる。

後世の改作が疑われる西源院本巻二の元亨四年(一三二四)の条の「細
人」を別の表現として除けば、『太平記』での「忍」の初出は、整版本巻二〇
「八幡炎上事」になる。足利尊氏の蜂起で敗れた建武政権側の北畠顕家が、
尊氏に再び挑むため、弟の顕信と新田義貞の子の義興を京都男山の石清
水八幡宮に籠城させた際の記述だ。北朝の建武五年(一三三八)七月五日、
尊氏配下の高師直が、秀でた忍びを用いて石清水八幡宮に放火し、顕信
の軍勢を混乱させたというのだ。「或夜ノ雨風ノ紛ニ、逸物ノ忍ヲ八幡山
へ入レテ、神殿ニ火ヲ懸タリケル。」とある。忍びの「夜間」の「潜入」・「放
火」という行動を明確に描いている。

巻二四「三宅・荻野謀叛事付壬生地藏事」にも「忍」が登場する。南朝の
忠臣児島高德が足利將軍らを夜討にしようとして企てた際、実行前日に京都
所司代の都築入道に急襲され、隠れていた優れた忍びたちが矢を射つく
し切腹して果てたというものだ。「究竟ノ忍ビ共ガ隠レ居タル四條壬生ノ
宿へ未明ニ押寄ル」とある。軍の作戦の際、内密に隠れて機会を伺う「忍
び」の者の姿が書かれている。

他に、巻三四の「平石城軍事付和田夜討事」を、合言葉を使って潜入し
た敵を見破る具体的な忍術の記述だとする見方があるが(註11)、この記
述に「忍」の語は登場しない。術を施したのは敵の一般兵であり、本稿で
は除外しておきたい。

『太平記』は十四世紀を通じて成立したとされる。十五世紀初頭には、
今川了俊がこれを読み『難太平記』の著述を行うなど、室町期以後の上級
武士を中心に広く読まれた軍記物語だ。琵琶法師が普及した『平家物語』
に比して写本は少ないが、その後、講釈として享受されたといわれてい
る(註12)。書物の書き手は読者層の存在を前提としており、『太平記』は
上級武士階級のコミュニケーションツールの一つであったと評価できる。
その舞台が京を中心に各地の守護領国に及んでいることから、各地の上
級武士の間には『太平記』を理解するために必要な知識が共有されていた
としてよい。十五世紀初頭頃までの間に、上級武士階級には「忍び」の概
念が共有されていたと考えることができると。彼らにとって、「忍び」はカ
テゴライズされた知識に対応した語であって、他の語で代用するもので
はない。上級武士たちは、少なくとも夜間に潜入し敵城に放火する者を
「忍び」と理解していたことになる。

この概念は、下級武士や忍びを実行した者たちに共有されていなかった
とは考えにくい。軍事的な戦術に該当する行為であり、指示命令と拝

命者の行動に齟齬や曖昧さがあれば命取りになる。正確な知識としてコミュニケーションがなされたであろう。少なくとも上級武士からの命令系統に属する者たちには、「忍び」の概念が共有されていたはずだ。

とはいえ、「忍び」に『太平記』に書かれた夜間の潜入・放火以外の行動の概念がないとは限らない。この知識の捉え方は一面的であろう。重要なのは、「忍び」の概念は、その他の語で表す概念とは、明確に区別されていたと考えられるということだ。つまり、「忍び」は、「くさ」「かまり」「ふせ」「すっぱ」「らっぱ」「伏兵」等の語と区別して検討すべきだということになる。「忍び」研究の第一歩は、漢字で「忍」、仮名で「しのび」の表記のある同時代の一次史料あるいは信頼できる写しに対象を限定し、検討を進めることに他ならない(註13)。

これまでも一次史料を対象にした忍び研究が試みられたことはあったが、本来個々にその属性を分析しなければならない語を忍びの別称という属性を付して予め収集し、それらの語の用例から忍びの属性をいわば再定義するような循環論的傾向が顕著に認められた。このため、「くさ」「かまり」「すっぱ」「奪口」などを「忍び」と同一視するのが忍び研究の前提となり、結果的に戦国期に忍びの者は存在せず、「忍」の語とその別称とされる各語は、まとめて忍び行為を指すとした批判につながった(註14)。理論の欠如が招いた結果だ。

複数の史料間の矛盾を検討する史料批判は当然だが、それは科学的な判断を行うための論拠にはなり得ない。現代では、ヒトの思考の枠組みに対する理解が急速に進んでいる。命題的な内容が研究対象としても、歴史家が経験や哲学的思考で獲得した方法論には限界があるのだ。

二 戦国の忍びの足跡

(一) 一次史料からみた忍びの定義

戦国期の一次史料で「忍」「しのび」の記述があるものを収集するため、『戦国遺文』後北条氏編・武田氏編・古河公方編・房総編・下野編・今川編・真田氏編、『上越市史』別編1・2、東京大学史料編纂所の古文書フルテキストデータベース等を縦覧した。異なる大名軍間での相違等を越え、時間的・空間的にできるだけ広い範囲で「忍」の用例を収集するため、まずは副詞的用法や異義語を除き、機械的に「忍」「しのび」の表現を探した。史料数が十分であれば、理論的には、個々の用例の文法的用法・表す命題を発給主体及び時期とともに検討することで、各大名軍で「忍」が何を意味していたのか、さらに、上位概念として広域的には何を意味していたのかを把握できるはずだ。

しかし、収集の結果では、百年を越えて各地で戦闘が続いた戦国期であるが、わずか八点【史料一・一〇】の参考史料を入れて一〇点の史料しか確認できなかった。収集した史料では、「忍」「しのび」は、いずれも行為や人を表しているようにみえる。この結果を基に、戦国期の「忍」の語が意味するものを整理してみたい。ただし、「忍」「しのび」の語がみられない史料でも、一つの合戦に関する史料群を詳細に検討することで忍びの詳細な状況を把握できる場合もある。そうした史料は、実は一定数存在するものと思われる。今回管見に触れたもの(葛西城・羽生城関係文書)については、後で取り上げ、忍びの具体相を提示したいと思う。

実際の史料の検討に入ろう。

「忍」「しのび」の語が記載された一次史料の初見は、管見の限り永正七年(二五二二)十二月二十八日から翌年三月九日までに起こった斯波義達陣所や斯波方国衆の陣所の火災について記録した【史料一】の「伊達忠

宗軍忠状」だ。

永正五年（一五〇八）、今川氏親は、支持していた將軍足利義尹により、応仁の乱後斯波氏に奪われていた遠江守護職に補任された。大義名分を得た氏親は、その後遠江に侵攻し、斯波方の国衆の帰順をはかろうと企てた。駿河伊達氏は、觀応の擾乱以後に今川氏に仕えた伊達氏分派で、この頃、伊達藏人丞忠宗が今川氏親と軍をともししていた。【史料一】は、永正七年から九年の忠宗の軍功を記したもので、斯波方陣所の度々の火事について冒頭に記載されている。このうち、永正八年二月二十二日深夜〇時頃にあつた井伊次郎陣所・番所と三月九日深夜二時頃にあつた太田左馬助陣所の火事について、「是ハしのひヲ付申候」と記している。伊達忠宗がこの火事の際、忍びを遣わしたというのだ。平山優は、冒頭の永正七年から五件の火事を「しのひ」による放火と読んでいるが（註15）、軍忠状の性格からみて、軍による放火を見極めた証人が忍びであつたとも読める。また、忍びが関係したのは井伊次郎陣所・番所と太田左馬助陣所の火事のみとみられ、詳細は不明だ。

以下に紹介する他の忍びの記録とは、五十年の開きがあり、また駿河唯一の史料でもある。軍の作戦の一部であることは疑いないが、先に記した理論にしたがえば、時間・空間の相違があり、他の文書から得られる忍びの情報とは一旦区別し、参考としておく必要があるがそうだ。

【史料二】「伊達忠宗軍忠状」（京都大学総合博物館所蔵駿河伊達文書、

戦国今川二五五）

武衛様御陣所度々火事之事

永正七年十二月廿八日夜

一 まきの寺御陣所火事にて花平へ御移候

永正八年

一 正月五日 午剋時分

花平御陣所・御番所・同御たい所火事

一 二月廿二日夜 子剋時分

すゑ野殿御陣所并御被官衆陣所卅間

火事

一 同夜亥剋時分

ミたけ井伊次郎陣所・番所火事

是ハしのひヲ付申候

一 三月九日 丑剋時分

太田左馬助陣所初而其外卅余火事、

同、

一 形部城へ敵度々討詰候事

永正八年

二月十二日 引間衆物見ニ出候跡ニ三百計

七月九日 引間衆原口へ五百計

十月十七日 武衛御自身四手二分、千余にて討詰候き、

同十九日 形部口原口へ千五百計、是ハ五手二分、詰候き、

同廿三日 形部口原口へ人数千余にて、二手二分、詰候き、

同廿四日 形部口へ井伊次良四百計にて、

原口へ引間衆千余にて、討詰候、武衛御自身、
氣賀へ打詰させられ候、御人数千計にて候き、

十一月五日 形部口へ三百計、

同六日 片山半六大将にて、武衛衆五百計打まはり、

同廿七日 形部口より氣賀へ働候衆七八百、

十二月一日 村櫛・新津へ詰候而、退候処を出合、しやうし淵にて、のふしはしかへさせ候き、

永正九年

正月十日 夜中二五百計、討詰候ツ、

同二十一日 人数五百計にて、形部口へてちかく打詰候き、

同三月九日 川むかいまで、七八百出候ツる

同十七日 気賀へ打詰、むきをなけ一日野ふしはしかへ候き、

引間八原口へ打詰、巳剋より未剋までやいくさてちかく仕候、

四月六日 武衛衆・引間衆・井伊衆千五百計にて、三手

二分、ほり河へ一手打詰、せめ入候を、形部より出合、

おいこみ、ていたく仕候き、

同廿三日ニ武衛衆井伊衆・下気賀まで打詰、むきをなけ、

苗代をふみ返しのき候を、清水口へよこ

あひにのふしをかけ、さつくにおいちらし候、

壬四月二日 武衛衆・井伊家・引間衆大勢にて、村櫛・

新津城へ取詰候而、新津のね古屋焼払

候を、形部より村櫛へ七十計、舟にて合力仕候、

同三日 井伊谷へ朝かけ形部より働候而、三人いけ

取退候を、敵したい候間、城より出合候而、

神明ふちにて、はたえを合をいこみ退候き、

其後も度々罷出候へ共、指儀不仕候処、則引間為御退治、
御進発、原河ニ御座之後者、一向不相働候、

伊達藏人承忠宗

その他の忍びの史料は、永祿年間初頃に現れる。当時は戦国の軍に鉄炮が急速に普及した時期にあたる(註16)。

【史料二】の永祿四年(一五六二)八月二十六日付「武田家朱印状写」は、現群馬県安中市松井田町にあった諏訪城(諏訪要害)を武田軍が攻めた際、水車輪の乗取りを忍之衆に命じた記録の写しだ。

この前年、関東管領上杉憲政を補佐しよう將軍足利義輝から御内書を得た長尾景虎(以下では、改名に関わらず上杉謙信と表記する。)が関東諸士の軍を従えて、上野・武蔵・相模に侵攻した。永祿四年の春には、小田原城を包囲するに及んでいる。北条氏康は武田信玄に支援を要請し(三月三日付「北条氏照書状」戦国後北条六七〇)、対抗した。上杉・関東諸士軍では、農繁期の春を迎えると武将の離反が生じはじめた。謙信は、このため小田原城の包囲を解き、鎌倉に移って上杉憲政から関東管領の職と上杉の名跡を継承した。六月初めには、將軍から関東遠征の成功を祝う御内書が届き、上杉軍は厩橋城を経て越後に帰国した。

武田信玄は、上杉軍の動きに対し、五月に甲府を出陣し、割ヶ嶽城・上倉城など北信濃の上杉方拠点を攻撃した。北信濃防衛のため、上杉軍は八月、善光寺・妻女山を経て川中島方面に侵攻している。武田軍も諏訪・上田を経て、八月二十二日に川中島に到達、二十九日には海津城に入った(『甲陽軍鑑』)【史料二】の本通は、上杉・武田両軍による川中島合戦最大の激戦第四次合戦を前に、双方の武将たちが極度の緊張状態にあった中で出された命令書だ。宛名を欠くが、発給者の甘利は、武田氏譜代の家臣甘利昌忠であろう。

【史料二】「武田家朱印状写」(戦国武田四一八五)

於上州松枝之庄内於諏訪要害水車輪乗取就忠節、両国之忍之衆

被仰付者也、

御親類衆・御宿老衆誰被官成共、於下知背者、御上意不請可致
成敗者也、就者成敗致共不穩可申上候、為後日、仍如件、

御申甘利

永祿四年辛酉

八月廿六日（竜朱印影）

「両国」は武田の支配下にあった信濃国と進出中の上野国と思われる。朱印が後世のもので、当文書は検討を要する文書とされるが、忍びの任務として城攻めにおける乗取りが命じられていることは重要だ。この文書では、一見忍びの役を担う「忍之衆」という組織が存在したように見受けられる。しかし、後半には、親類衆や宿老衆の誰が任ぜられても命に背いてはならないとあり、すでに召集されていた軍兵の中から乗取りという戦術を実行する者たちを選び命じる軍の組織形態をとっていたことがわかる。常設の忍び組織があったわけではないのだ。「忍之衆」は、乗取りを含む戦術としての名詞の「忍」に、これを行う者たちとしての衆を付し「忍之衆」としたものと判断すべきだろう。一方で、命じられる対象が、武田氏と婚姻関係を結んだ親類衆や経験豊富な宿老衆とされており、忍び戦術の実施が可能ながわかつている信頼できる者たちに限られてもいる。武田氏の忍びは、軍に属する武士の中で、忍び戦術を実行できる能力のある集団から任命されるもので、任命された時点で忍びとして働く仕組みであったことがわかる。このとき、忍び戦術に対応できる者たちが信濃・上野両国にいたことになる。彼らは忍び戦術の実務で成果を上げたり何らかの訓練を行ったりしており、忍び戦術に対応できる者たちだと、武田氏と配下の軍兵双方に認識されていたのだ。

次に挙げる【史料三】永祿五年（一五六二）三月二十二日付「北条氏康判物」は、最も有名な忍びの史料の一つであろう。「本田」に対し反北条方の葛西城を「忍」をもって乗取るよう依頼し、褒美として現葛飾区の曲金・両小松川・金町の知行を与え、実行部隊の同類衆には五百貫文を給符する用意があるとしたものだ。この史料には一連の記録群があり、後段で詳述するので、ここでは文法と文意から把握できることを確認しておきたい。

【史料三】の「以忍」は、「忍び戦術によって」、または「忍び」という集団を使って」という二つの意味にとることができる。また、忍を実施する者たちが、「本田」という武士を寄親とし、その寄子の同類衆であることが読み取れる。本田は、知行を与えられることで、北条氏家臣として仕えることになると考えられるが、同類衆は陪臣であり、金銭の褒美による傭兵集団といえる。北条軍は傘下に常設の忍び組織を抱えていたわけではなく、褒美を与えて参陣を要請するなど、傭兵として雇用することがあったと解される。

【史料二・三】はともに、軍の作戦行動にともない忍び戦術を用いる際の命令書で、作戦にしたがい忍びの役を適宜任ずるといふ共通点をもつことがわかる。

【史料三】「北条氏康判物」（本田家文書、戦国後北条七五〇）

葛西要害以忍乗

取上申付者、為御褒

美可被下知行方事、

一ヶ所 曲金

二ヶ所 両小松川

一ヶ所 金町

以上

一 代物五百貫文、同類衆

中江可出事、

以上

右、彼地可乗取事、頼被

思召候、此上ハ不惜身命、

可抽忠節者也、仍状如件、

永祿五年

三月廿二日 氏康(花押)

本田とのへ

【史料四】は、弘治三年(二五五七)以来、安芸・防長で勢力を拡大してきた毛利元就が、永祿五年に尼子領に侵攻した軍事行動にもなう文書だ。元就の子で配下の吉川元春が、石見国人益田藤兼に対し、藤兼が出した援軍の動きに指示を与え、敵対する尼子・平田の動静を知らせている。將軍義輝の仲介により、一旦は和睦した尼子氏に対し、元就は、前年から本格的に侵攻していた(第二次月山富田城の戦い)。

現出雲市平田町にあり金品を保管していた平田城に、尼子方の忍びを潜入させてはならないとの文意で、「忍」は忍びの任務に従事する者たちを指している。この書状も、【史料一】〜【三】同様に軍事行動の中での忍びについての言及であり、尼子軍が忍び戦術を用いていたと判断できる。毛利軍は、尼子軍の忍び戦術による攻撃を受けた経験があったのである。毛利軍が忍びという戦術用語を用いていたことは確実で、毛利軍でも忍び戦術をとることがあったと思われる。また、尼子軍内でも「忍び」

の呼称を用いていたと想像される。なお、毛利・尼子関連の史料は他にもあるようだが、本稿にかかる調査期間では目配せできなかった。

【史料四】「吉川元春書状」(大日本古文書「益田家文書」三二七)

当陣勢仕之儀ニ付而、夜前得

御意候之處、被成其御心得之由候、可然候、

御陣所、

後山つゝき、

不可然候之条、無御油断之處、可申聞之由、得

其心候、尙自是可申述候、

御礼拜見候、昨日至大東、富

田衆罷出相動候、其儘至牛尾

引退、今朝中蔵表へ可相動之

由候之条、加番之儀、夜中被差遣候、

就夫、御人数之儀、被遣候て可給之

由、被得御意候之處、歴々被差出之由候、

則申聞候、従前々被置候衆中之御書

立、是又申聞候、御馳走之段、畏存之由

被申候、何も以使者可申入之由候、将又従

中蔵只今左右候、今朝敵不相動候、

無珍儀之由申越候、先以可御心安候、追々

到来之趣、可得御意候、又平田之儀

各御倉元と聞及候て、自然忍をも付

候てハ、不可然候之条、可被付心之由、蒙仰候、尤

候、元就申聞、可被付心候、彼表、幸桂・井原・己斐、其外人数罷居候之条、則可被申遣候之条、可御心安候、毎々被御心、御懇之儀、本望之由從我才能々可得貴意之由候、從愚陣御報可申候へ共、本陣罷出候折之条、致遅々候、御分別所仰候、恐々謹言、

五月九日 元春(花押)

(奥切封ウハ書)

治部少輔

藤兼 ら々 御返事 元春

申給へく候、

次の【史料五】は、「忍」の語を「忍び戦術を用いて」という意にとれる用例だ。武田氏配下として西上野侵攻に真田幸綱とともに出陣していた小山田備中守(虎満)に宛てた、永禄七年(一五六四)十一月八日付の「武田信玄書状写」だ。

息子の小山田昌成(藤四郎)が甲府に帰ってきた。密書で注進があったところだが、上野国衆安中重繁(越前入道)が上杉謙信(輝虎)に内通し、小山田備中守の在番する城(松井田城か)を「忍び取ろう」としているとのことなので、油断せず、内通者への用心が大切だと書き送っている。「忍取」という熟語的な用法にみえるが、「忍取」の用例は他にみられない。また、副詞的な用法の「密かに」の意に解することもできるが、軍事的な防衛戦術を指示する文意の上で、きわめて曖昧な命令への対応を求める文意となってしまう。副詞的用法として収集外とすべきかも知れないが、

「忍び戦術を用いて取る」(忍にて取る)の意で用いられた可能性が低くないため、その意の史料として採り上げておく。武田氏には敵城を忍びによつて奪う戦術があり、配下の武士たちには戦術用語として理解されていたものと思われる。

【史料五】「武田信玄書状写」(徳川林政史研究所「古案」、戦国武田九

一五)

漸可為京着候之間、重而越
飛驒、一 信越之境雪消馬足
叶候之様ニ告来候、然則輝虎
向信州出勢必定ニ候、無據進
退之条、無二薩捶山へ取懸
間、遂興亡、一 戦候、甲越和融
以御下知可有信長媒介者急
速ニ岐阜之使者信州長沼辺へ
衆越候之様ニ可有催促候、一 当時
家康者専信長衆頭領
異見人ニ候、又、今川氏真没
落故遠州悉厲岡崎候之上ハ
雖不可異儀候、懸川岡崎和
融之刷(州)候、此所不審ニ候、畢
竟信長御悦ニて候、聞届度候、
一 信玄事も只今此方信長之
外又無味方候、此時聊も於
信長御疎略者、信玄滅亡無疑候、

急度還藤四郎候、従真弾

所以蜜書如注進二而、安越輝

虎かたへ計策候て、可忍取

其城之由候、有油断者、曲

事必定二候、無證文之處二

余顕色二てハ不可然候上二ハ、

あらハす内心之用心肝要候、

委曲可有彼口上候、恐々謹言、

十一月八日 信玄 在判(花押)

小山田備中殿

【史料六】は現静岡県藤枝市にあった田中城を守る三浦員久に対し、武田氏が防御を固めるよう命じた条目だ。天正三年(一五七五)五月、武田勝頼は三河国長篠城奪還のための戦いにおいて、織田軍・徳川軍との戦闘に及んだ(長篠の戦い)。この戦いは、本格的な銃砲による合戦となり、多数の重臣が命を落とし、武田軍は敗北した。その後、徳川勢は駿河・伊豆国境まで攻め込み(天正三年六月十三日「織田信長書状」上越上杉一二五五)、遠江では諏訪原城を落とすなど(今川氏真詠草・当代記)、各地で攻勢を示し、勝頼は対処に翻弄された。十二月、軍役定書を発して、勝頼は存亡を賭けた戦いを決意した。そうした中、十二月二十四日、現静岡県浜松市にあった遠江の二俣城が徳川軍に落とされてしまう(浜松卿在城記)。

【史料六】の軍役条目は、二俣城を落とした徳川軍の攻撃に対し、田中城の守りを固めよとしたもので、城の改修を進めよとする一条の付けたりで、忍びに対する警戒・警護が命じられている。文法的には、忍びと

いう戦術に対する警護ととれる。この史料も前掲史料と同様に、軍の作戦としての忍びに対する警護を指しており、武田氏では「忍」の語が軍の戦術を表す語であったことを補強する。

【史料六】「軍役条目」(佐久町友野家文書、戦国武田二五六九)

(竜朱印)条目

一 其城用心普請等、不捨昼夜肝煎之事

付、忍之用心、專可被申付之事、

一 向諏方原出伏兵、稼不可有由断候事、

一 其地为番替、山家并駿州衆一兩人指越候、為着城者、

小山田六左衛門尉片時も早速帰参之事、

已上

十二月廿七日

三浦右馬助殿 小山田六左衛門殿

小原宮内丞殿 其外在番衆

【史料七】に挙げる天正八年(一五八〇)二月二十五日付「北条家朱印状」は、戦を避けて逃亡する百姓を支援するよう領主に指示を与えた北条氏の定書だ。現静岡県三島市多呂の百姓を対象にしたもので、宛所の領主は愛染院となっている。上杉謙信死後の御館の乱を機に、甲相同盟が破綻した。『三島市誌増補史料編Ⅱ』によれば、天正八年三月十五日には、北条・武田両水軍が重須沖で海戦を展開したという。

第三条に忍びに関する記述がある。百姓は戦禍を避けて逃亡しても帰ってくるべきだとし、夜中に忍びにでも追い散らされた場合は近くにいるようにし、出張して農作業にあたるように、と指示している。この

文書では「忍」は人・集団とも戦術ともとることができるといえる。忍びが夜間の戦術であったことは確かだが、残念ながら、その役の詳細等については記されていない。

【史料七】「北条家朱印状」(小出文書・三島増一九七・戦国後北条二

一四二)

豆州田方郷村之儀ニ付而惣領主へ申出筋目之事

一ヶ所 多呂

- 一 當作之事寸歩も不残可仕付行手堅可被申付
- 万乙敵味方之押合ニ付而作付候苦勞水ニなる模様ニ有之而者與未來之善惡を察當作致
- 間敷儀可為曲事候敵味方之可為手前次第間手堅可被申付事、
- 一 先段郷村放火方々へ令逃散失墜造作をば為
- 領主遂塩味少々指置をも有之而百姓等に合力懇可被申付事、
- 一 郷村へ如何様にも立歸而可有之者尤候、若又夜中忍二も可被追散地形者、其間寄く二令徘徊、出作二も可致之迄候事、
- 一 當郷之百姓自然背領主之儀、他郷へ移而有之者
- 一 往領主ニ断可召返兎角令難涉者經大途召返百姓徒類共可切頸事、
- 一 豆州田方弓矢之巷ニ付而分國中何方へ落散有之共領主之儀を相背令他出者後年ニ成共、聞出次第可行死罪事、

右郷中之仕置私領事雖不及綺候為諸百姓候間

如此申出候右之仕置忽緒ニ被申付令不作付而者

領主之可處越度候仍定所如件、

庚辰

(朱印)二月廿五日

愛染院

【史料八】に挙げた十月十三日付「北条氏邦書状写」は、信濃から「すつは」が五百人ほど来たことに対し、現埼玉県寄居町の鉢形城主で北条氏の上野侵攻を担った北条氏邦が、配下の吉田新左衛門に用心するよう注意を發した書状だ。

年欠であり明確な状況は不明だが、北条氏が秩父地域の支配を固めた後で、吉田新左衛門が上野国に派遣されていたものとみられる。『戦国遺文 後北条氏編』では天正十年(一五八二)に、同真田氏編では天正一六年(一五八八)に比定・掲載されている。天正十年十月とすれば、甲斐武田氏の滅亡と本能寺の変により、信濃・西上野の領有が流動化し、真田氏が北条氏に接近して勢力維持に傾注していた時期にあたる。丸島和洋は、「すつは」を送り込んだのは真田昌幸であるとしている(註17)。

この書状には、「すつは」「しのひ」「足輕」の三語が同時に登場する。「しのひ」は後半に登場し、現在は寒期であるので、月夜になれば潜入してくることはない、とされている(註18)。文法的にみれば、「しのひ」は「すつは」の中から選ばれるなどして敵城に「つく」|| 潜入する者だと理解できる。「すつは」は「しのひ」の母集団ともいえる徒党の呼び名とみられるが、情勢からみて丸島の指摘のとおり、真田昌幸が派遣した武装集団で、傭兵かも知れないが真田軍の一部であろう。「すつは」五百人のうち、

何人が忍びとして潜入してくるかは書かれていないが、「すつは」が忍びとして「夜間」に「潜入」するというのが、当時の北条氏邦と配下の間で共通理解されていたことがわかる。後半には、忍び対策として、石を転がし、松明を投げて見届けるよう指示もある。

「足軽」は追記に登場する。敵の「足軽」を城下深く攻め入らせてはならないので、門を閉じて待機するよう指示がある。「足軽」は「すつは」とは違い、城につく＝潜入ではなく、攻め込んでくる者たちと捉えられている。「出」として、「しのひ」とは別の表現になっている。「足軽」が「すつは」の一員であることに間違いはないが、「しのひ」として潜入する者たちとは異なっていたと考えられる。北条氏邦とその配下は、「忍び」と「足軽」を異なる戦術・作戦を実行する者として区別していたのだ。

【史料八】「北条氏邦書状写」(諸州古文書十二「武州古文書」、戦国後

北条二四三二)

只今注進之処、自信濃、すつは共五百

ほと參、其地可乗取之由、申来候、昼

夜共二能々可用心候、きはく江何

時も、宵あかつき夜明番、肝要二候、何

時も一番九ツと之間あけ出、此用心尤二候、

只今さむ時二候間、月夜なしては、しのひ

はつく間敷候、何れも物主共、覚番二

致、夜之内三度つゝきてゑ、石をころ

はし、たいまつをなげ、可見届候、為其

申遣候、恐々謹言、

追而、時分柄二候間、火之用心尤候、

何れも昼ねて、夜可踞候、

如法度、敵之足軽出候者、

門々をとり可踞候、此一ヶ条

きわまり候、又足軽ふかく出

間敷候、以上、

十月十三日氏邦(花押)

吉田新左衛門殿(真重)

年代は未詳だが、【史料九】に挙げた正月六日付「築田晴助書状」は、忍びと「放火」を結びつける文書だ。現茨城県古河市の水海城傍の小屋(番小屋)であった前夜の火事は仕方のないことだが、敵地への反撃の子細も決めていない。忍の仕業ではないので、小屋を守る者たちは安心し、勝手に判断して放言等せず在城させよと、関宿城主築田晴助が配下の斎藤但馬守に申し付けている。

古河公方家臣で上杉氏に近い築田領内の武士たちが、「夜間」の「放火」を城攻めにおける敵軍忍びによる戦術と共通理解していたことがうかがえる。ただし、この文書での「忍」は、忍び戦術に携わる人・集団を表す語として用いられている。築田領内では、関宿城を入手したい北条方の忍び戦術によって、すでに放火の被害を受けた経験があったのかも知れない。この史料は、北条氏の忍び戦術に放火があった可能性を示す史料でもある。

【史料九】「築田晴助書状」(斎藤徳右衛門所蔵文書、戦国房総一一六

五)

一夜前水海之際小屋火事、無是非次第候、然共敵地

へ申合子細無之、忍之所行無之由、申上候間、小屋之者共

心やすく存、ちりくりにかりしりそらす、可致在城之由、堅可

申付候、為其御一筆被下候、謹言

正月六日 晴助(花押)

斎藤但馬守殿

最後に、参考史料であるが、【史料一〇】に江戸初期の忍びの史料を付しておきたい。

大坂冬の陣に際して記録された慶長十九年(一六一四)十月二十日付「木俣守安宛井伊直孝覚書」には、次のようにある。

【史料一〇】「木俣守安宛井伊直孝覚書」(中村達夫氏所蔵文書『彦根市

史』第六卷一六四)

(前略)

一 先手之儀大坂近辺之事に候間、自然しのひなと来候而火つけ候儀も可有之候条、鉄炮大将衆へ被仰付、昼夜まはり番可被仰付事、

(後略)

大坂冬の陣を前にして、先鋒の木俣守安に宛てた井伊直孝の覚書だ。大坂城近辺で先手をとろうとするなら、忍びが来て放火するようなこともあるのではないかと、鉄炮大将衆に昼夜の警戒を命じたものだ。「しのひ」は、放火という軍の戦術を行う人・集団を指している。井伊家とその家臣には、忍び戦術の一つに「放火」があることが共通理解されていたのだ。戦国期の一次史料等の中には、忍びによる放火を警戒する記述はあっても、直接忍びが放火した記録はみられなかった。慶長年間を社会

構造の上で戦国期の延長と捉えるなら、【史料九】にみえる築田氏の例とともに、忍び戦術に放火が含まれていたと推測する傍証になりそうだ。

一次史料及び信頼できる写しでは、北条・武田・築田・毛利・尼子氏の各軍で、「忍」が軍の戦術として用いられ、戦術を表す用語として軍に加わった武士たちに共通認識されていた様子を把握することができた。北条軍における忍びは、「夜間」の敵城等への「潜入」・「乗取り」、そして恐らく「放火」を指す戦術であり、その役に通常の軍役とは別に召集される者たちを当て、役についた場合、彼らは忍びと呼ばれたとみられる。武田軍でも「夜間」の敵城等の「乗取り」戦術を指すが、召集では、通常の軍役で召集された者の中から適任者を選ぶ仕組みがあったようだ。築田軍の忍びの詳細は不明だが、忍び戦術が行われていたことは確かで、「夜間」の「放火」が含まれていたと考えられる。また、半世紀前の今川軍では、放火が忍びの主な任務であった可能性もある。毛利軍・尼子軍の忍びは不明確だが、忍び戦術を行っていたことは間違いない。そして、いずれの大名軍でも、忍びは軍の作戦行動の一部であって、本軍の支援のもとに行われるものであったと考えられる。各軍の忍びの語の意味・認識(記憶||認知構造)、在り方は以上のとおりだ。

戦国大名軍はそれぞれ独立しており、軍同士のコミュニケーションは必ずしも必要としない。戦術に対する知識は個々に異なっており、他軍と異なるほど、有利な戦いを展開できたはずだ。また、一つの軍内では、作戦遂行上、指示系統に曖昧さは許されない。曖昧な指示や理解では、拜命者の適切な行動を妨げ、作戦成功は望めない。

それにもかかわらず、「忍」については、北条・武田軍で、召集・任命の方法を除きほぼ同じ概念(知識の内容||型)であったようだ。詳細は不明確だが、築田軍・毛利軍・尼子軍でも敵城等に潜入して何らかの任務

をこなす忍び戦術が存在していたのは確実だ。上位の概念としては、戦国後期のかなり広い範囲で、夜間に潜入し乗取りや放火等を行う忍び戦術が、共通認識され、実施されていたと想像できる。多くの戦国大名軍が「忍」という語を用いて、大枠で同様の戦術を行い、その内容も似通っていたと判断できるのだ。

これが『太平記』の頃からの広い範囲でのコミュニケーションの延長上にある現象か、戦国後期特有のコミュニケーションの結果なのかは判断できない。戦国武将の内通や寝返りが多くあったのは、軍用語や作戦・戦術に特殊性が乏しく、どの軍でも同じような軍用語でコミュニケーションが行われていた故かも知れない。

以上のことから武蔵・相模・上野・下総・越後・駿河の各旧国程度の範囲(安芸・出雲も含まれる可能性が高い)における戦国後期の「忍び」を定義すると、軍の作戦の一部として、軍の支援の下に行われた敵城等への夜間の潜入・乗取り・放火等を行う戦術であり、その任務にあたった者たちの呼称であった、となる。また、忍び戦術に任せられる者たちは、軍の将兵から平等に選ばれるわけではなく、夜間の活動に長けた特定の武士たちが選ばれ、通常の軍役とは別に召集されたり、軍中から特別に任せられたりする仕組みをとっていた。そして、武士が行う軍の戦術である以上、潜入後、敵兵に発見されれば、小規模な戦闘をとまなうのは当然であつただろう。このことは、江戸期の忍びの一次史料や忍術伝書の記載とも共通する(註19)。ただし、『太平記』に見られた「暗殺」は、現状では除外する。

意外なのは、江戸期の忍術伝書や一次史料で忍びの任務の筆頭に挙げられる情報収集が、戦国期の史料に見出せなかったことだ。また、『甲陽軍鑑』や『北条五代記』などの軍記にある「すつは」「かまり」「くさ」等と

の混同の例も全くみられない。

戦国から江戸への戦乱の終息と身分の固定による社会構造の変化は、人々の知識の総体Ⅱ認知構造に急激な再構造化をもたらした。忍びに対する武士たちの認識は、戦闘の記憶として一部に似た部分を残してはいたが、本質的には異なるものに変質していたのだ。軍記や忍術伝書の中に戦国期の忍びに通じる記述がみられるのは、そうした記憶の中の残照だろう。戦国の忍びと江戸期の忍びの間には、明確な相違があるようだ。

これまでの忍び研究では、人の情報処理に関する基本的な理解を欠いていたため、軍記作者や江戸期の人々のもつ忍びに対する曖昧な理解を十分咀嚼できなかった。他の用語との混同はこのために生じたことだと思われる。なお、江戸期の伊賀・甲賀の史料からみて、戦国から江戸への忍び概念の再構造化は、現在のところ、徳川家をはじめ、各藩に忍びが士官をはじめ一六三〇年代に生じたものと捉えるべきであろう(註20)。

余談になるが、平山優は、最新の忍び研究書、二〇二〇『戦国の忍び』角川新書で、南北朝期の国衆が忍びを雇用し敵城の諜報を行った証拠として『伝家亀鏡』にある文安元年(一四四四)十月十四日付「契約」を採り上げている。これが忍びの記録であるとすると、最古の事例となるが、この場合の「此衆中御持御城を相互忍被忍不可申候」は、一揆の仲間となつた国衆同士の間で、互いの城を秘密にしたりされたりしない、との意とみられるため、本稿では採り上げるのを見送ったことを付しておきたい。

(二) 忍び戦術の周辺

忍び戦術が敵城・敵陣への夜間の潜入・乗取り・放火からなることが把握できた。このうち潜入は、言わば乗取りや放火のための手段であり、忍びとは異なる戦術でも実施されうる。放火も多くの作戦や落城にともなう戦国の流儀として頻繁に行われるので、忍びと堅固な関係がある訳ではない。忍び戦術の中核的な、あるいは象徴的な行為は乗取りにあるとも考えられる。

一方で、乗取りは、「忍」の語の有無に限らなければ戦国期の史料に複数の事例がある。戦術の一つとして、思いのほか頻繁に行われていたことがわかる。忍び戦術による乗取りの理解のため、詳細な忍び戦術の検討の前に、それらを概観しておくことにしたい。

【史料一】に挙げる永禄四年(一五六一)とみられる九月十一日付「北条氏政書状写」には、現埼玉県秩父郡小鹿野町の日尾城を南図書助が乗取り、味方としたことが記されている。

先述したように、永禄三、四年の上杉謙信の関東侵攻で、北条方の諸城が上杉方に与することになった。この書状は、奪還作戦初期の北条軍内の指示書にあたる。

北条軍は先ず現東京都青梅市の唐貝山城を攻略し、現埼玉県東松山市の高坂に陣をとり、日尾城を乗っ取って味方とした後、軍勢を北条氏政軍と太田康資軍に分けて荒川を渡り、現埼玉県長瀨町の天神山城を落とし多くの将兵を討取ったとある。その上で、太田軍に川越城に移り、其地のことについて遠山綱景と相談せよと指示している。

南図書助は北条本軍に属していた武士であることが確実で、日尾城の乗取りは本軍による軍事行動としてよい。残念ながら、南図書助がどの

ような戦術をもって乗取りを行ったのかについての詳細は、窺うことができない。

【史料一】「北条氏政書状写」(士林證文二、戦国後北条七二六)

十日之注進状、今日十一酉刻到来、仍当口之様躰、度々申居候、不参着候哉、唐貝山責落、則当地高坂へ寄陣、就而秩父郡日尾之城、南図書乗取、属味方候、依之、人数を分、荒川を打越成働處、天神山方落、彼谷之事、一返属本意候、其外討議数多候、密事二候間、不及申候、一先刻も以幸便申候、河越へ可被移候、其地之事をは、遠山二能々可被申合候、一下総口之事、味方中無相違候哉、肝要候、恐々謹言

九月十一日 氏政(花押)

太田新六郎殿

【史料二】の元亀元年(一五七〇)六月廿七日付「武田信玄書状写」は、上杉謙信と交渉を絶った岩付城の太田資正に対し、武田信玄が参陣を求めた書状の写しだ。先月伊豆国で一国を撃碎、さらに現埼玉県児玉郡神川町の御岳之城を乗取り、普請させて軍事物資を搬入し、配下の軍を駐留させた。早々に参陣せよとある。乗取りの詳細な内容は不明だが、軍によるものであることは明確だ。

永禄十年の信玄による駿河府中乱入以後、駿甲相の同盟は反故になっており、このとき上杉謙信は北条氏と同盟を結んでいた。信玄は駿河・伊豆方面に出兵しつつ、武蔵西部にも牽制の手を伸ばしていたようだ。

【史料一二】「武田信玄書状写」(東京都太田文書・戦国武田一五六一)

其已後者、通路無合期故、絶音問意外候、仍去月向豆州覃行一國
悉擊碎、任存分下旬之比帰府、剩去五日武州御岳之城乗取、則
令普請、移矢楯兵糧、甲信之人數千余輩在城候、然而至關東、早々
可致出陣候、弥味方中無異儀様、調略憑入存候、恐々謹言、

六月廿七日 信玄(花押影)

太田美濃守殿

【史料一三】の天正二年(一五七四)六月十一日付「武田勝頼書状写」は、
武田勝頼軍が現静岡県掛川市にあった徳川方の遠江高天神城を攻める際、
塔尾という曲輪を乗取り、本曲輪・二の曲輪を残すのみであるので、三
日以内に攻略するよう配下の大井左馬允入道に指図したものだ。この史
料でも、乗取りについては、軍によるという以外、詳細な戦術の内容等
は不明だ。

天正二年初め、前年の信玄の死を受け、上杉謙信が徳川家臣榊原康政
に書状を送り、武田領国への侵攻を要請した。以後、織田・上杉・徳川
が武田領国を攻め、武田軍が迎え撃つ構図となった。六月、遠江は混乱
状態にあり、高天神城周辺は百姓が逃亡するなど混乱状態に陥っていた。
武田軍の猛攻に遭い、間もなく高天神城は開城した。

【史料一三】「武田勝頼書状写」(武州文書四、戦国武田三二九五)

当陣之様子無心許之旨、跡部

大炊助所へ態飛脚祝着候、其城

用心等無由断之由肝要至極候、

当城之儀自去十二日取詰、諸口相

稼候故、昨日号塔尾随分之曲輪

乗取候、本二両曲輪斗指構候、但

三日之内二可責破候、可心安候、城主今日

者種々雖惘望候、不能許容候、恐々

謹言、

六月十一日 勝頼(花押影)

大井左馬允入道殿

【史料一四】の天正八年(一五八〇)六月十一日付「小幡信真判物写」は、
武田勝頼家臣の小幡信真が、配下の黒沢大学助に対し、小鹿野の日尾城
の乗取りがなされたかを確認した文書だ。成功すれば小鹿野付近の土地以
外にも褒美をとらせるとしている。やはり詳細な乗取りの内容は不明だ
が、軍の作戦として、事前に乗取りの指示を出していたことがわかる。
また、成功報酬を出すとしており、通常の軍役とは異なる傭兵的な在り
方の者が実施した可能性もある。忍びを用いたかも知れない。

天正八年正月、勝頼は武蔵に出陣しており、二月には真田昌幸が沼田
方面に侵攻した。この頃、勝頼は武蔵・上野への進出を目論んでいた。

【史料一四】「小幡信真判物写」(黒沢家文書、戦国武田三三五五)

小鹿野近辺増田分相望候、如何様二も一類致談合、日尾之城乗

取候歟、不然者計策二而も手二入候者、此外二も可出之候、弥

以相稼彼郡内悉属本意候、必可感候、為其出印判候、謹言、

天正八年庚辰

六月十一日 信真 印

黒沢大学助殿

日尾城乗取りの催促は、翌日の【史料一五】天正八年六月十二日付「小幡信真証文写」でも行われている。

【史料一五】「小幡信真証文写」(黒沢家文書、戦国武田三三五八)

小鹿野近辺大窪分拾五貫文、小佐須四貫文望候、如何様にも一類致談合、日尾之城乗取候歟、不然者以計策を手二入候者、此外二も可出之候、彼郡内悉属本意候者、必可感候、為其出一筆候、謹言、

天正八年庚辰

六月十二日 信真判

黒沢新八郎殿

これらとは別に、敵船を乗っ取って沈めた記録も残されている。【史料一六】に挙げた天正九年(一五八一)卯月七日付「武田勝頼感状」は、海賊衆小浜伊勢守景隆が、現静岡県沼津市の久料浦を攻撃し、長浜城を拠点とする梶原備前守の北条水軍を打破った際のものだ。

敵船三艘を乗取り沈め、凶徒数十人を討捕ったことを武田勝頼が褒めている。

武田氏は、長篠の合戦後の織田軍・徳川軍の領内への侵攻に対し、北条氏との同盟による対処を目論んでいたが、天正六年(一五七八)の御館の乱以後、北条氏との対立関係が鮮明化していた。天正九年春頃、武田勝頼は、北条氏との対決に注力しており、里見・佐竹と与し、北条氏を包囲する同盟を模索していた。

【史料一六】「武田勝頼感状」(お茶の水図書館所蔵文書、戦国武田三三三四)

去月廿九日、至伊豆国九竜津、及行之節、梶原馳向之処、無猶予乗懸、彼船数刻挑戦、直決勝負、敵船三艘乗沈、凶徒数十人討捕条、戦功無比類候、仍太刀一腰遣之候、向後弥励武勇可被抽忠節事、可為肝要候、恐々謹言、

天正九年辛巳

卯月七日 勝頼(花押)

小浜伊勢守殿

管見によつたため北条氏・武田氏関係の史料に限られるが、このように一次史料やその写しには乗取りの記録が散見される。【史料一六】は本軍の作戦遂行過程を知らせているとみられ、【史料一六】は水軍が実行部隊となっている。これらの史料をみると、乗取戦術は忍びの専売特許ではなかったようにみえる。戦国期の武將は激しい損耗や犠牲を避け、名目支配による実利を優先する流儀をもっていた(註21)。少人数の別動隊で実行し、本軍は後方支援に回る乗取り戦術は、この流儀に適うものとして度々選択されたのではないだろうか。とはいえ、秘密裏に実行される忍び戦術の性格を考えると、【史料一六】については、実行部隊が忍びであった可能性も忘れるべきではないだろう。

三 戦国の忍びを追う

―葛西城忍び乗取作戦にみる忍び戦術の特性―

(一) 永禄五年葛西城忍び乗取作戦

戦国期の一次史料を中心に、忍びの手掛かりを追ってきた。それらの中には複数の関連文書が存在するものがあり、間接的に戦国の忍びの実態をうかがうことができる場合がある。【史料三】に挙げた永禄五年(一五



図1 葛西城の立地と城域(航空写真は1947年撮影)

六二)三月二十二日付「北条氏康判物」を伝える「本田家文書」は、そうした記録群の代表例だ。

「本田家文書」で忍びによる乗取りの舞台となった葛西城は、現在の東京都心部を流れる中川沿いに築かれた平城だ。中川は、戦国時代後期には武蔵・下総の国境をなしていた。現在でこそ都市化が進み当時の面影を伺うことは難しくなっているが、発掘調査の成果により、葛西城は中川西岸の自然堤防上に展開していたことが把握されている。この自然堤防は、長さ三〇〇〜四〇〇メートルで、西側に後背湿地が広がる防備性の高い地形だったようだ。城の中核部は標高二メートル程度の微高地をなし、青戸地区と呼ばれている。近世以後は、『太平記』に登場する青砥藤綱の館伝承などから「青砥」と表記されることが増えているが、元来の表記は「青戸」だ。青戸地区については、現千葉県松戸市にある本土寺過去帳の長享二年(一四八八)戊申五月の条に「葛西青津」とあること、「戸」が「津」の意であることから(註22)、川津を中心にした港町であったとされている。葛西城の機能の中核は、この川港を抑えることにあると考えられる(図1)。

葛西城は、江戸川を挟んで東の古河公方足利成氏勢力と西の上杉氏勢力が拮抗していた戦国時代前期、享徳の乱の緊張状態の中、十五世紀後半頃までに上杉方によって築かれたとされている。江戸川までは二キロメートルの距離であり、まさに境目の城だ。最初の城主は武蔵守護代大石氏一族の大石見守であった。当時は、隅田川河口近くの西岸に江戸城が築かれ、扇谷上杉氏に属する太田資清(資真)・資長(道灌)が居城し、葛西城とともに古河公方勢力と対峙していた。その後、葛西城には、千葉実胤、扇谷上杉氏当主定正らが入城しているが、基本的に扇谷上杉氏の水上交通の重要拠点として維持された。



図2 上杉謙信第二次越山後の城の状況と北条氏康の最大勢力範囲

十六世紀初頭頃、扇谷・山内両上杉氏が争った長享の乱の中、北条氏が小田原城を奪った。大永四年(一五二四)年初には、北条氏綱が江戸城方面に侵攻し(大永四年正月十一日付「伊勢氏綱制札」妙国寺文書・戦国後北条五七ほか)、翌年には葛西城に迫った。以後、葛西城は扇谷上杉氏と北条氏勢力の境目に位置することになった。

天文六年(一五三七)七月、国府台合戦で勝利した北条氏が扇谷上杉の本拠河越城を奪い、翌年には葛西城を落とした(快元僧都記、戦国後北条捕逸編)。長く扇谷上杉の拠点であった葛西城は、以後、二十年余りに渡り北条氏に属することになる。

永禄三(一五六〇)一(六一)にかけて、先述のとおり、上杉謙信が関東諸士の軍を率いて上野・武蔵・相模を席卷し、北条方の諸城を制圧した(第二次越山)。以後、史料記述に合わせ、「越山」の語を用いる。註23)。しかし、上杉勢が早期に撤退したため、葛西城は関東の水運を抑えようとした里見氏に攻略されてしまった(史料二二、図2)。

帰国後の九月、謙信は川中島で武田信玄と争っていたが、この頃北条氏は、奪われた各城と上杉に与した国衆の奪還作戦を企てた。【史料二一】で紹介したとおり、先ず、現東京都青梅市の唐貝山城、現埼玉県小鹿野町の日尾城、現同県長瀨町の天神山城を攻略し、十月には現同県吉見町の松山城に迫った。十月五日には、近衛前嗣が謙信に宛てて越山による援軍の必要性を訴えるに至った(十月五日付「近衛前久書状」太田作平氏所蔵文書・上越上杉二九〇)。謙信は、これに応じて越山し、十一月には上野国に到達した(十一月十六日付「上杉政虎書状」貫前神社所蔵・上越上杉二九五)。

しかし、北条氏と同盟関係にあった武田軍の西上野侵攻もあり(高崎市所蔵文書・上越上杉二九六)、現埼玉県皆野町の高松城を攻略し(十二

月三日付「北条家朱印状」逸見文書・戦国後北条七三〇）、現同県本庄市の生山（生野山）で上杉方国衆を破るなど（十二月五日付「北条氏康感状写」神奈川県立歴史博物館所蔵文書・戦国後北条七三二）、北条軍の奪還作戦の勢いが衰えることはなかった。この年末、上杉軍は北条軍への対処のため上野国で年を越すことになった。

翌永禄五年（一五六二）、謙信は、北条方に与した佐野昌綱が治める現栃木県佐野市の唐沢山城をうかがい、館林城を攻略して（二月二十八日付「須田栄定書状」上杉家文書・上越上杉三一〇）長尾景長に預けると（二月二十七日付「上杉輝虎書状」高橋義彦氏所蔵文書・上越上杉三〇九）、さらに佐野に向かったが、その後、厩橋城へ引き上げた（二月二十八日付「須田栄定書状」上杉家文書・上越上杉三一〇、栃木県庁採集文書・越佐史料四―三八四）。北条軍の攻勢に対する上杉軍の対応は対症療法にすぎず、結局、古河城にいた近衛前久（前嗣）・上杉憲政は厩橋城に移り（二月二十七日付「上杉輝虎書状」高橋義彦氏所蔵文書・上越上杉三〇九）、公方足利藤氏も里見氏を頼り安房に退去することになった（八月二十八日付「足利藤氏書状」秋田藩家蔵文書・上越上杉三三二）。

上杉軍は永禄三～四年の越山で得た城や味方の多くを失い、北条軍の奪還作戦は着々と進んだ。「本田家文書」にみえる里見方からの葛西城忍び乗取作戦は、その中で静かに口火を切る。

発端は、【史料一七】に挙げた永禄五年三月二十一日付「北条氏康判物」だ。「本田」殿に北条氏康から参陣要請が届いたのだ。

【史料一七】「北条氏康判物」（本田家文書、戦国後北条七四八）

今度忠節致様、

無紋就馳来者、

於江戸筋一所、足

立二て二ヶ所可遣候、

但、於当方走廻見

届付者、如何程も可

任望候、仍状如件、

三月廿一日

本田とのへ

（花押）（北条氏康）

この参陣要請には、参陣に際して非常に重要な指示がある。「無紋就馳来者」とあるように、所属を明示しないことを求めているのだ。

当時は、旗指物に家紋を明示して参陣するのが一般的な在り方だった。参陣の際の兵卒や武器・武具を指定した天正十一年九月十六日付「北条氏政着到定書写」（戦国後北条二五七一）には、「金銀之間二而紋可出」と、明確な指示が記されている。また、葛西城忍び乗取作戦の原因となった永禄三年から翌年に行われた上杉謙信第二次越山では、上杉方に参陣した関東諸士の旗幕に掲げられた家紋の注書「関東幕注文（関東衆幕紋書付）」が存在し、参陣した武将を特定するために用いられたとみられる。【史料一七】の「無紋就馳来者」は、家紋の旗指物を掲げずに参陣することを意味するものであることがわかる。余程内密な参陣要請だったのである。

忍び戦術の実行者が戦場で目立たないためとも考えられるが、参陣に際してであり、忍びの実行時の指示ではなく、矛盾がある。上杉方であった本田が裏切ったことを葛西城の将兵に知られないようにしたとする解釈や、敵方の裏切り者が入ることによる軍内の統率の乱れを避けるためとする解釈も成り立つが、裏切りや内通が珍しくない当時、無紋の不審

な部隊は二重の内通を疑われることになり、より問題だったとも思われる。やはり敵方・味方双方に対して存在や行動・素性を機密にするためと考えるのが自然であろう。

さて、本田に対する参陣要請は、【史料一八】のとおり、同日重ねて行われている。

【史料一八】「北条氏康判物」(本田家文書、戦国後北条七四九)

各同心者共、此方へ

馳来上、於何之地も、

郡代非分儀申懸

處、罪科事、背在

之間敷候、殊更太

田指南上ハ、聊横合

義、不可有之候、心安

存可走廻者也、仍如

件、

三月廿一日

(花押)(北条氏康)

本田とのへ

本田配下の同心たちが北条方に急ぎ駆け付けければ、どこにおいても郡代(註24)が道理に合わない言いがかりをつけたり罪科を問うたりはせず、特に太田康資(註25)の指揮下に入れば横やりは一切はさまないとし、安心して励むよう指示している。

その後、本田と同心たちに求められる任務が明かされたのが【史料三】で、三月二十二日のことであった。【史料一七・一八】と【史料一一】から

【史料三】にある「以忍乗取上」が、氏政軍から分かれ並行して作戦行動を行っていた太田康資軍による葛西城の奪還作戦を構成する忍び戦術であることが把握できる。そして、忍び戦術を具体的に実行するのは、【史料三】にある「同類衆」と同義となる【史料一八】の「同心」だ。「本田」は忍び戦術を実行する同心を集め、作戦を指揮する役にあることがわかる。本田本人は、忍びではあるまい。

【史料三】では、成功すれば褒美として、本田には、現葛飾区の曲金・両小松川(一ヶ所)・金町を与える他、「同類衆」には、代物として五百貫文を与えるとし、乗取り戦術を頼みに思い、身命を惜しまず忠節に励むよう通達している。褒美の土地は、永禄二年の『小田原衆所領役帳』では、江戸衆の江戸城代遠山丹波守、萩野(豹徳軒)、太田大膳亮等の領地とされている。作戦前、本田氏と北条氏に主従関係はなかったとしてよいだろう。

続いて出された【史料一九】の四月十六日付「北条氏政判物」では、褒美となる知行地に「江戸廻飯倉」が加算され、乗取りを行うよう催促がなされている。また、「葛西地一力ニ乗取」とあるように、忍び戦術を本田と配下の同心衆の単独部隊で行えとの指示もある。葛西の地を独力で乗取れば褒美を間違いなく与えるというのだ。北条軍において、忍び戦術が限られた少人数の単独部隊で実行されるものとされていたことがわかる。本田と同心衆の部隊は、本軍(この場合、太田軍)から独立した単独部隊で忍びによる乗取りという特殊な戦術を行う「特殊部隊」であったのだ。

【史料一九】「北条氏政判物」(本田家文書、戦国後北条七五九)

知行方

一ヶ所 葛西 金町

一ヶ所 同 曲金

一ヶ所 同 両小松川

一ヶ所 江戸廻飯倉

以上

一 現物五百貫文 衆中

以上

右、葛西地一力二乗

取、至于指上申者、無相

違可被下候、仍如件、

永祿五年

卯月十六日 (花押) (北条氏政)

本田とのへ

続く【史料二〇】の永祿五年(一五六二)壬戌八月十二日付「北条家朱印状」では、忍び戦術に対して約束された金町郷が与えられた様子が伺える。その際、高城胤辰(小金)が不服をいつているが、相違なく入部せよと、知行替えでのトラブルを除いている(註26)。

【史料二〇】「北条家朱印状」(本田家文書、戦国後北条七七四)

去春忠節二付而、

金町郷被下候之処、自

小金兎角横合申候也、

是ハ可為一旦之儀候、此

上者無相違可致入部

者也、仍如件、

壬戌

八月十二日 (虎朱印)

本田殿

この記録は、三月二十二日に命じられ、四月十六日に催促された忍び戦術による乗取作戦が、春の期間に成功していたことを物語っている。忍び戦術の実行日について、示唆的な史料だ。

忍び戦術の実行日については、別の参考史料も存在する。本田氏に対する文書ではないが、【史料二一】の興津右近あて卯月晦日付「北条氏政感状写」には、四月二十四日に青戸の地を乗取ったことを伺わせる記述がある。宛所の興津右近については、『小田原衆所領役帳』の太田新六郎(太田康資)寄子にみえる「興津」ではないかと推測する意見がある(註27)。敵一人を討ち取ったことに対して個別に感状を受けており、本田を通じて褒美を与えられる本田の同心衆とは異なる扱いだ。「興津」は、単独部隊で忍び戦術を実行した本田と同心衆の一員ではなく、太田軍本軍に属する武士であったと判断できる。

【史料二一】「北条氏政感状写」(吉田文書、戦国後北条七六五)

去廿四日、青戸之地

乗取候砌、敵一人

討捕候、神妙二候、

向後弥可走廻

者也、仍如件、

壬戌

卯月晦日（北条氏政）（花押）

興津右近との

同時代史料ではないが、これを補足するのが【史料二二】の『太田家記』巻上の記述だ。『太田家記』は、太田道灌の子孫で江戸太田氏一族の掛川藩主太田家が十八世紀初頭に作成した。そこには、四月二十四日に里見氏家臣が城主を務める葛西城を夜攻めしたと記されている。

【史料二二】『太田家記』巻上

（前略）

一 房州里見より武州葛西へ網代大炊元と云者出張し、江戸城伺二付、小田原ノ為討手、康資公之指向候、何之年やらん、四月廿四日之夜、葛西の城へ向ひ御攻の時、城主ハ里見義弘の家臣網代なにかし、康資公自戦て大尔破り首を取事、数百と云し、此時本田清兵衛能働て軍功有之、其時、北条氏政より清兵衛へ葛西郷の内賜り、康資公より御指料之御刀を清兵衛ニ被遣、彼刀今以彼家持伝へける、小田原没落以後、清兵衛事権現様へ被召出、本知葛西の内五百石被下、今以右之所領知也、件の刀磨上げたる由、中心尔運有天命依義、軽源康資所持と有しを、磨上ケ候付、今ハ運有天ノ字計有之、武州下原作、

（後略）

しかし、史料群の記述をよく見比べると、二十四日を忍び戦術実行日

と断定することに問題が出てくる。【史料二一】で、四月二十四日に本軍が乗取りを行った地は、他の史料と異なり「青戸」と表記されている。「青戸」は、先述のとおり葛西城の中核部分を指す。「葛西要害」や「葛西地」ではなく「青戸」と表記したのは、本軍が本田の特殊部隊とは別の場所を同時多発的に攻撃したことを示しているからではないか。つまり、太田本軍は川港機能を押える青戸と呼ばれた葛西城中心部分を、本田と同心衆の特殊部隊は忍び戦術で周辺の曲輪や城下の乗取りを行ったと解釈できるのだ。太田本軍を軸にすれば、本田の忍び戦術は、葛西城の中核を乗取るための陽動作戦であったとも考えられ、本軍の戦術も含め作戦全体が乗取戦術に依拠していたことになる。このことは、すでに挙げた【史料一】での日尾城乗取の事例からも肯ける。

城郭の一部だけに乗った記録は、複数存在する。【史料二】永祿四年八月二十六日の「武田家朱印状」にある両国の忍びによる諏訪要害の乗取りでは、水車輪が対象となっていた。【史料一三】に挙げた天正二年六月十一日付「武田勝頼書状写」でも確認できる。段階的に実行される乗取戦術は、通常の乗取りよりさらに省力化が可能で、戦国の流儀に合う戦術として好まれたかも知れない。

本田と同心衆による忍び戦術と本軍の攻撃が別の場所に対するものであったとすると、日時も異なる可能性を否定できない。とはいえ、忍び戦術が、軍の後方支援の下に、この場合は同時多発的な攻撃として行われているので、少なくとも四月十六日から二十四日までの短期間に実行されたことは間違いない。具体的には、二十四日を含む直前の数日を忍びの実行日と考えるのが最も合理的であろう。

この後、次の記録までには、二か月半が経過する。

【史料二三】に挙げる八月二十六日付「北条家朱印状」では、足立郡の知

行を約束したが、越谷・舎人を与えるとの手許の記録はなく、大郷であるので与えないとする処置が本田に伝えられている。【史料一七】の三月二十一日付「北条氏康判物」で、北条氏は本田に対する成功報酬として、江戸筋一か所と足立郡二か所の知行を約束していた。本田は約束にしたがい、この知行宛行を所望したようだ。しかし、北条氏は足立郡のうち越谷・舎人については、手許の記録にないとして与えなかったのだ。そして、「重而一忠信致之付者、速可被下候」とあるように、さらに忠信に努め働けば、速やかに与えられるので励め、と褒美の追加条件を提示している。本田と配下の忍びに、さらに継続して作戦への参加を求めたのだ。

【史料二三】「北条家朱印状」(本田家文書、戦国後北条七八三)

於足立郡知行義

可被下由、御約諸雖

在之、越谷・舎人

被下与ハ御留書ニ無

之候、然者雖向郷大

郷候、重而一忠信致

之付者、速可被下候、

涯分不惜身命可

走廻者也、仍如件、

戊(虎朱印)

八月廿六日 遠山左衛門

本田とのへ

葛西城乗取りが、四月の忍び戦術による攻撃だけでは、十分に達成されなかった、あるいは新たな陽動作戦が必要な事情があったのだろう。褒美を追加してさらに役に励むよう命じたことから、葛西城忍び乗取作戦における本田の忍び戦術の比重の高さがうかがえる。

【史料二四】に挙げた永禄五年(一五六二)八月廿九日付「北条家朱印状」では、二度の忍びの実行がより鮮明になる。

【史料二四】「北条家朱印状」(本田家文書、戦国後北条七八四)

飯倉郷左近私領

卅九貫文、此外内

所務卅貫文、公方

領卅貫文、以上九拾

九貫文、此分請取

可申者也、仍如件、

戊(虎朱印状)

八月廿九日 石巻勘解由 奉

左衛門尉

本田とのへ

本田は、【史料一九】四月十六日付「北条氏政判物」で約束され、『小田原衆所領役帳』では御馬廻衆の大草左近太夫の私領(現港区麻布台・東麻布)であった飯倉郷三十九貫文を与えられた。加えて北条氏の直轄領など、計九十九貫文も得ている。本田が要求した足立郡内の大郷ではなく、先に約束されていた領地中心ではあるが、中下級武士にはない厚遇で、【史料二三】で求められた「重而」の働きに対する知行宛行であることがわか

る。本田と同心衆は、八月二十六日から二十九日の間に忍び戦術でさらなる功績をあげていたのだ。春と夏の各任務で本田と同心衆が実行した忍び戦術の詳細は不明だが、葛西城忍び乗取作戦では二回の忍び戦術が行われたことは確かであろう。

【史料二五】の翌永禄六年(一五六三)八月十二日付「北条家朱印状」には、先年の春夏二回の忍び戦術実行に対する二度の知行宛行の確認のため、それを示す二通の文書を持参するよう求めがある。

【史料二五】「北条家朱印状」(本田家文書、戦国後北条八二五)

先年葛西忠節

之時被下候御判

形両通、可被成御

披見候、可致持参候、

仍如件、

亥(虎朱印)

八月十二日 山角奉之

本田殿

本田に対して知行宛行が行われ、知行替えになった者から不平が出たのであろうか。この記録によって、葛西城忍び乗取作戦において本田と忍びが課せられた任務が、永禄五年八月二十六日から八月二十九日前に実行した忍び戦術によって完了したことがほぼ確定できる。

ただし、忍び戦術の実行と褒美の関係については、八月二十九日の褒美は単に約束していた知行宛行を行ったに過ぎず、忍び戦術は一度きりであった可能性も皆無ではない。二度の忍びがあったとするなら、本田

配下の同心衆が夏には無報酬で働いたとの解釈が必要になるかも知れない。しかし、約束の知行を遅れて宛行ったとするなら、遅れた理由を説明しなければならぬし、手柄もなく遅れて知行を与え、約束を大幅に越えた土地を追加するとも考えにくい。また、八月十二日以前の時点で本田と北条氏は主従関係を結んでおり、同心衆の雇用は本田の責任となっていてよい(註28)。やはり、八月二十九日の文書にある新たな知行宛行は別の手柄に対するものと素直に読み、計二度の褒美に対応する二度の手柄があったものと考えたい。葛西城忍び乗取作戦の完了は、八月二十七日か二十八日だったというのが現在の結論だ。

以上の流れから、葛西城忍び乗取作戦における忍び戦術が、本軍や行政組織の後方支援をとまう共同作戦として実施されたこと、段階的に実行されたこと、実行期間が短期間であったことを知ることができた。また、北条氏が本田と同心衆を受け入れ、太田康資軍に参入させるにあり、軍と行政関係者に忍び戦術の実行を周知していたこと、一方で、軍・行政関係者の多くには、実行部隊の身分や出自、あるいは存在そのものが伏せられていたことも把握できた。

さらに、作戦に先立ち、北条氏康・氏政の下には、本田という忍び戦術で実績のある特殊武装集団、あるいは忍び戦術に対応した鍛錬を積んだ特殊武装集団を有する者がいるという情報が届いていたことも確実だ。北条氏が得た情報の内容や情報源については、現在のところ把握できていない。しかし、少なくとも本田と同心衆の勧誘において、旧臣の知行地や直轄地を与えることを約束し、その成果に手厚い褒美を与えていることは、北条氏側の本田と配下の特殊武装集団に対する評価が相当高いものだったことを想像させる。「本田家文書」は、全て折り紙に書かれており、北条氏にとって、元敵方の本田氏は一段低い身分とみなされてい

た可能性が高い。しかし、用意された知行地は広く、同心衆への褒美も十分なものだったといつてよいだろう。

一方、二(一)で認知科学的理論と文法から一次史料を解釈した結果のとおり、「忍び」の語は戦術を表す明確な軍事用語であり、「草」「かまり」などとの混同・混用はなかったとする考えや、忍びの役は常設ではなく、その役を拝命した者たちがいた場合、彼らを「忍び」と呼んだとする考えに矛盾はなかった(註29)。

こうした葛西城忍び乗取作戦の状況は、二(一)で示した広域的な定義に対し、北条軍における詳細な「忍び」の定義を可能にする。あらためて戦国後期北条氏の「忍び」を定義するなら、軍の作戦行動として、軍・行政組織の後方支援の下、夜間に行う小規模な戦闘をともなう潜入・乗取り・放火などの戦術で、その役についた部隊や人を表す場合もあり、携わる兵士は覆面的に召集され、秘密裏に行動した、ということになる。

この定義の概念は、北条氏及び同軍に属する武士の間で知識の総体Ⅱ記憶Ⅱ認知構造として共有されていたと判断できる(註30)。理論的、実証的な忍びの定義として、現時点の確実な足場であろう。

(二)葛西城忍び乗取作戦の実行部隊に迫る ― 本田氏とは何者か ―

葛西城忍び乗取作戦における本田氏や配下の同心衆とは何者か。あるいは忍びを実行した特殊武装集団の性格とはどのようなものか。以下は、手許にある史料からみた推測となるが、現状で考えられる仮説として、本田と配下の同心衆について検討しておく。

「本田家文書」を伝え、葛西城を忍び戦術で乗った本田氏は、歴史の表舞台に唐突に登場する。同時期の武蔵国北東部周辺では、「本田」の名がみえる史料は、「関東幕注文」程度だ。下野国足利衆筆頭の長尾但馬

守(足利長尾景長(当長が改名))の同心衆に「本田左馬助」の名が記されている。

『寛政重修諸家譜』によると、本田氏は千葉上総介常忠の五代本田左衛門尉親幹の孫で、源頼朝家臣の信濃守親恒に遡り、その後、島津豊後守忠久以後の島津家に数代仕えたという。戦国期になり、正勝(将監親正)のとき、北条氏康に仕えたときとされ、これを祖として系譜を作ったとある。正勝は北条氏康家臣として軍功をあげ、葛西領に五〇〇貫文の知行を得、本領と合わせ計八〇〇貫文を領有したとされる。没年は永禄十二年四月十七日と書かれている。

北条氏康のとき家臣に加わったとあることは、「関東幕注文」の長尾同心の「本田左馬助」の記述と矛盾しない。本田左馬助の主長尾景長は、関東管領の家宰として山内上杉に仕える家系で、古河公方足利晴氏とも関係が深く、永禄三、四年の第二次越山では、上杉謙信の下に参陣している。本田氏はこのとき北条氏の家臣ではなかった。『寛政重修諸家譜』にある正勝の軍功は、葛西城忍び乗取作戦によるものとなり、辻褄が合う。『増補葛飾区史』では、この後、本田正勝は葛西城在番衆となり、永禄五年八月十二日を上限とした時期に、金町の旧領太田氏の屋形を修築して移り住み、正家・正次の三代にわたり通称本田屋敷(金町南口一帯)に住居を構えたと推測している(註31)。

『寛政重修諸家譜』に戻ると、二代正家は北条氏直に仕え、天正十八年の小田原攻め以後は家康配下となり、文禄元年の朝鮮出兵に参加したという。このとき禁を犯す者があり、これを治めたことにより葛西領に采地四百五十石を与えられた。後に徳川秀忠(台徳院殿)に仕えて、下総国香取郡に百石を得、元和四年十二月十八日に没している。三代正次は、元和五年に秀忠に閲し、寛永十年二月七日、武蔵国大里・旗羅(幡羅)・

男衾・児玉の四郡の内に二〇〇石の土地を加増され、相続を含めて七五〇石を知行したとある。

『寛政重修諸家譜』の記述にしたがって本田氏の家譜を確認すると、本田の名が初めて史書にみえるのは、『源平盛衰記』巻第二十二「小坪合戦の事」の記述になる。石橋山合戦に遅れた頼朝方の三浦義明軍と、当時平家方につき、同様に参陣に遅れた畠山重忠が、現神奈川県鎌倉市小坪付近で遭遇した際の戦いが描かれている。次第に不利になる戦況に、重忠が一騎打ちに出ようとしたところ、配下の本田・榛沢が諫めたとされる。名乗りを上げる際、「成清・近恒ぞ矢前にも塞がるべけれども、これは公軍なり。」と、本田は「近恒」と称している。徳川彰考館の『参考源平盛衰記』では、「近恒」について「親経」の脚注が付く。

本田の名は、『吾妻鏡』にも登場する。奥州の藤原泰衡を討つため大軍を率いて頼朝が鎌倉を発した文治五年（一一八九）七月十九日条に、畠山重忠郎従として「本田次郎」の名がみえる。本田次郎は『吾妻鏡』元久二年（一二〇五）二月二十六日条で、重忠が北条時政らの謀略により現神奈川県横浜市の一俣川で討死した際の記述にも、重忠従郎として名を連ねている。「然間相従之輩。二男小次郎重秀。従郎本田次郎近常。榛沢六郎成清。已下百三十四騎。」とある。親恒と近常は同音だ。

また、本田次郎近常は、『吾妻鏡』第三寿永三年（一一八四）二月十五日の条「経正・師盛・教経已上三人は遠江守義定これを討ち取る」の記述や、『平家物語』巻第九「落足」の「備中守うきぬしづみぬし給ひけるを、畠山が郎等本田次郎、十四・五騎で馳来り、熊手にかけてひきあげ奉り、遂に頸をぞかいてげる。」の記述にも登場する。後者では、一の谷の戦いで安田義定の軍にあつて、平師盛を討ち取ったが、その手柄は安田義定のもととされたと考えられている（註32）。『平家物語』延慶本では、本田

次郎に「本田次郎近経」と註を付す。近常が安田軍にいたとする右の記事には、主君畠山重忠の名がみられない。しかし、同陣していたと推定されており、鶴越で愛馬を背負った有名な逸話が真実ではないことの証拠になっている（註33）。さらに、『平家物語』巻第九「宇治川先陣」にも、重忠同陣としてその名がみえる。

これらの記述から、本田次郎近常は、畠山重忠が重んじた郎等であるが、源頼朝配下の武士の一人として平家討伐に参加していたとも考えられる。『寛政重修諸家譜』にある本田正勝の祖で源頼朝に仕えた本田親恒を指すと考えてよいだろう。

一方、畠山重忠本貫地の現埼玉県深谷市川本の畠山に隣接する本田には、現在も本田近常の子孫を名乗る本田家が存続している。明治二十二年（一八八九）には、本田村は畠山村と合併し、本畠村となった歴史がある。時期的には新しいものと思われるが、川本の本田家の伝承と伝来文書に基づくとみられる「本田氏略系図」（「本田瑛男家文書」）によると、川本本田氏は桓武平氏嫡流の平（村岡）良文の流れを汲む家系とされている。本田氏系図とその流れについては『川本町史通史編』によくまとめられている（註34）。ここではそれに従う。

良文の孫にあたる平将恒の兄弟の平忠恒（忠常）は上総介・下総権介として両総に私営田を多く所有していた。長元元年（一〇二八）に忠恒は反乱を起こして討伐されたが、その子常将の子孫は千葉氏を名乗り、上総・下総を勢力下に置いた。常将の弟恒親は、安房国押領使となり、安房国長狭郡で穂田氏を名乗った。恒親の孫親幹は、現埼玉県深谷市川本の武蔵国男衾郡本田郷に移り、同地を本拠とする本田氏の祖となつたとされている。

親幹の曾孫親正の弟に「親恒」の名があり、この人物が源頼朝の御家人

畠山重忠に重用された本田近常だと伝えられている。本田親恒は、文治二年（一一八六）、鎌倉幕府の命で日向・薩摩・大隅三国の地頭職に任せられた島津忠久に先立ち薩摩に入り、土豪らの平定に功を成したという。親恒にもなった子の貞親は薩摩に残り島津忠久に仕えた。

「本田氏略系図」では、親恒の死後、貞親（二郎）の子の道親（太郎）が旧領の本田にとどまり、川本本田氏の系譜を作ったとされている。『吾妻鏡』第四〇建長二年（一二五一）十二月二十一日条には、正月御弓始を差配する者として、「本田太郎宗高」の名がみられる。「本田氏略系図」の道親であると思われる（註35）。

以上のように、「本田家文書」に登場し、葛西城を忍び戦術で乗っ取った本田（本田正勝）の家譜と川本本田氏の家譜は一致する。確認こそないが、両者は同一の家譜として誤りはないように思える。

「関東幕注文」の下野国足利衆筆頭の長尾但馬守同心衆にみえる本田左馬助についても、併記された同心衆に、岡部弥三良・毛呂安芸守・本庄左衛門尉三郎ら武蔵国大里郡から児玉郡の武将の名がみられ、戦国期の足利長尾氏や関係が深い古河公方の勢力範囲からみても、川本本田氏であると解して良いだろう。

葛西城忍び乗取作戦の前に、北条氏配下になく、本田正勝が祖をなす本田氏は、川本本田氏以外に候補を挙げることができない。

『寛政重修諸家譜』には、正勝の子正家は、文禄の朝鮮征伐から帰陣後、下総国葛飾郡葛西領のうちに采地四百五十石を得、後に徳川秀忠に仕えて、下総国香取郡に百石の土地を与えられたとある。その子正次も秀忠に仕え、寛永十年に大里・幡羅・男衾・児玉四郡のうちに二百石を増加されている。同十六年には下総国葛西御殿修造を奉行したともある。これらのことは、本田氏の旧領が下総国にあり、その後の本領が川本本田

であったとすると理解しやすい。

北条氏康は、川本本田を領有し、山内上杉に仕え、その後古河公方に味方し、さらに上杉謙信に与した本田氏とその同心衆を、おそらく千葉氏時代に縁のあった下総国葛西城周辺の知行を条件に勧誘し、配下に置くことに成功したのであろう。

（二）葛西城忍び乗取作戦の実行部隊に迫る — 本田の忍びの正体 —

以下、前節における本田氏に関する推測の下、本田配下の同心衆の素性について追求してみたい。推定を重ねるのは、これまで手掛りのなかった戦国の忍びの素性について、一次史料を前提にした確からしい手掛りを提示しておきたいためだ。

忍び戦術を実行した本田氏配下の同心衆とはどのような者たちか。興味深いこの問いについて、『増補葛飾区史』では、【史料二六】に挙げる永禄十二年（一五六九）閏五月二十日付「北条家朱印状」の記載から、忍びの一人の実名に「甚十郎」を挙げている（註36）。

【史料二六】「北条家朱印状」（本田家文書、戦国後北条一二五一）

父本田一跡無相違

可致相続、為幼少

間、今来兩年

伯父甚十郎二手代

申付候、自未年

一跡請取而可致陣

役候、若其内伯父

甚十郎非分致之ニ

付而者、可捧目安者

也、仍如件、

永祿十二年己巳

閏五月廿日 山角刑部左衛門尉奉

本田熊壽殿

この史料は、忍び戦術の実行で葛飾に知行を得た本田正勝が没し、その子熊壽(『寛政重修家譜』の正家)が家督を継ぐ際、幼少であったため、伯父の甚十郎に手代を担えとした北条氏からの指示書だ。

「伯父甚十郎」とは誰か。伯父の字から、葛西城忍び乗取作戦で功をなした本田正勝の兄弟であることは確かだ。葛西城忍び乗取作戦の軍功により、正勝は知行を得て葛飾に移り住み、『寛政重修諸家譜』によれば旧領も知行したという。一方で、川本本田には、現在まで続く本田家が存在する。これらのことから、本田宗家の川本本田氏は、正勝とは別の当主が継ぎ、存続していたことがわかる。後に挙げる【史料二七】などからも明らかだ。

当時、家を分ける場合、当主の子弟が移り住む傾向があり、すでに鎌倉時代初期の本田近常の子貞親が島津忠久の重臣として九州に残った先例があることを考えると、「伯父甚十郎」は、本田正勝の兄である可能性が高い。甚十郎は、忍びの技をもつ者を含む特殊な武装集団を抱える在村武士の候補者筆頭だといえる。「関東幕注文」の本田左馬助は甚十郎であるとするのが正しい見方なのかも知れない。

葛西城での忍びの実務については、成功報酬としての知行宛行を前提にしたものであったため、すでに山内上杉氏などからの知行のあった当主の甚十郎ではなく、彼に次ぐ正勝が指揮し、知行地を得ようとしたの

ではないか。川本本田氏の特殊武装集団の指揮権は、本田宗家自体または本田兄弟にあったと考えるべきかも知れない。その意味では、北条方の勧誘文書の宛名の「本田との」は、甚十郎・正勝を含めた本田氏の実権者を指しており、そのために個人名になっていないとも解釈できる。葛西城忍び乗取作戦では、本田兄弟が忍び戦術を指揮したのかも知れない。次に、本田配下の同心衆、つまり忍びの実行部隊について考えてみたい。同心衆は北条氏にとって陪臣にあたる。報酬も代物としての現金が本田氏を通して給付されたとみられ、本田氏との寄親寄子関係を結ぶ地縁的・血縁的な半士半農の下級武士たちであったと考えられる。手がかりは、本田氏本領の本田郷にありそうだ。

現埼玉県深谷市川本の旧本田郷は、地質学的には、関東平野中央を東流する荒川が形成した中位河岸段丘面の江南台地に立地する。江南台地は第三紀層に秩父古生層を起源にもつ砂礫層が乗り、さらに川本粘土層、新期ローム層、立川ローム層に対比される大里ローム層が堆積し、表層に腐植土が形成された安定した地盤をなしている。本田郷は、北側を中段丘面端部の旧自然堤防で、南側を上位段丘の段丘崖で挟まれた東西に長い平坦地となっており、中央に荒川支流の吉野川が流れている。閉ざされた農地に集落が点在する景観だ。

交通は、吉野川に沿って鉢形城方面と現熊谷市の御正領を通じて松山城・河越城方面とを結ぶ往還が延び、下位段丘では荒川本流の水運も利用できた。『新編武蔵風土記稿』には、二八〇余りの民家があるとされる。

旧本田郷には、現在も本田氏子孫が住む本田氏館跡が存在する。館跡の規模は、公図上の復元で東西一二五メートル、南北一五〇メートル程の範囲で、堀と二重の土塁で囲まれた区画をなしているようにみえる。堀と土塁は、現本田氏住居北側の林内によく残る。また、現在では消



図3 ソイルマークから想像した本田氏館跡の範囲(航空写真は1960年撮影)

滅してしまっているが、かつて館跡南東には、『鎌倉九代後記』の応安三年(一三七〇)二月十五日条にみえる「左馬頭満詮義満弟関東下着、武州本田に陣す」の陣屋にあてられる「本田陣屋跡」が所在していたという(註37)。

周辺の地形を航空写真で具にみると、北に一段下がる内湾した形状の段丘崖を利用して館を築いていることがわかる。崖端部の旧自然堤防の

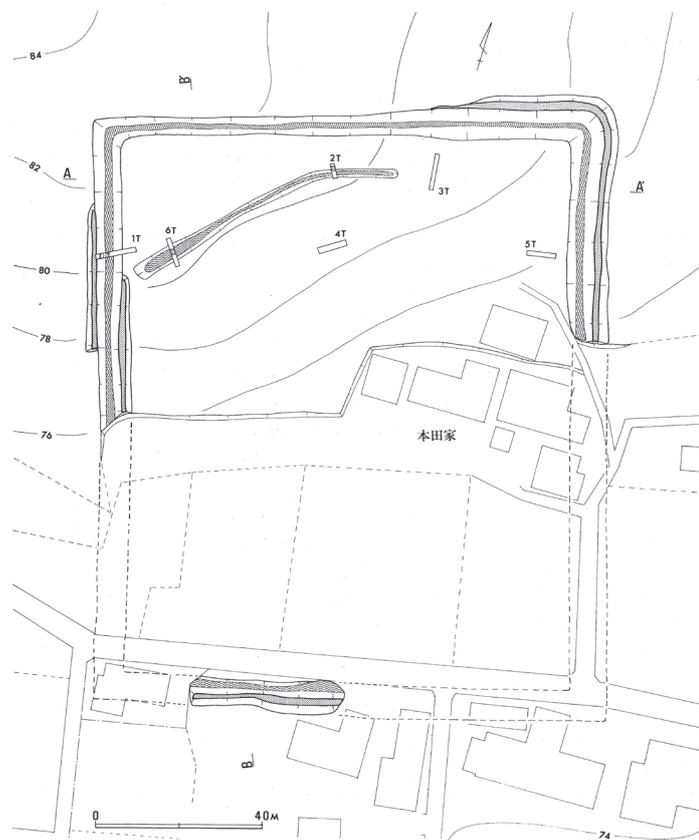


図4 本田氏館跡平面図(註29に同じ)

高まりにより、下位段丘面から見上げると、崖端城の趣がある。標高は、館北西の最高点で八十四メートル付近、外堀が八十二から七十五メートル、館中央付近が七十四メートル程度だ(図3)。

昭和五十九年度(一九八四)には、埼玉県立歴史資料館(埼玉県立嵐山史跡の博物館の前身)による測量及び試掘調査が実施されている(註38)。幅約三・五メートル程度で断面形が箱薬研形を呈する堀を、現況外堀の位置に確認した。表層の土塁と内堀は、発掘調査では遺構として検出できなかった。出土遺物はなかった(図4)。

戦国期の本田郷に住んだ人々については、徳川家康武蔵入国後に行わ

れた文禄四年(一五九五)の検地の記録「上下本田郷御繩打水帳」(「真下喜一家文書」・「中島俊一家文書」)が参考になる。当時の本田郷は、上本田郷・下本田郷にわかれていた。

下本田郷の記録には、名請人百七十九名の名が記されているが、寺院と僧を除く実際の耕作者はこのうち九名に過ぎない。下本田郷の総耕地面積は一〇四町八反余りで、九名のうち、右近・喜右衛門・因獄・弥兵衛・伊予の五名がその九十九パーセントを所有している。他の四名は一町歩以下の所有者で、うち三名は一反以下だ。下本田郷の実質的な土地所有者五名は、いずれも畑を十町歩以上、水田を約七町歩以上所有しており、九割程度を分付地にして、検地帳に名が書かれない隷属農民の家抱に小作させている状態だった。土地の集約の状況から、彼らを戦国の土豪の系譜とみなす意見がある(註39)。

上本田郷分の記録は二町十六筆分の欠落があるため、正確な状況はつかめない。傾向としての数値だが、残存記録部分には名請人六十一名があり、実際の耕作者はこのうち十七名を数える。下本田郷のような大土地所有はみられず、四町歩弱の所有者が与右衛門・弥右衛門・九兵衛と修験ではあるが赤浄院を含む四名、約一町歩の所有者が内蔵助・縫殿助の二名で、他は六反以下だ。一反以下の者も四名いる。上本田郷の最大の地主は寺院だが、これを除く上位三名は八割を分付地として隷属農民の小作としていた。しかし、下本田郷の上位クラスの者たちとは、大きな開きがあり、上本田郷の上位者であったとしても、土豪と呼ぶより、有力な百姓と呼ぶのが相応しいと思われる。

実際の耕作者を名請人とした太閤検地に対して、徳川が行った検地は中世以来の地域勢力である土豪に妥協する傾向が強く、土地所有者と耕作者双方の権利を認める分付記載が行われた。土豪の勢力が強い場合は、

屋敷地が繩除けされ、土豪を大官領の名主として収穫時に農民の使役を行う特権を認めたとされる(註40)。『新編武蔵風土記稿』卷之二百二十四「男衾郡之三」「本田村」の「旧家者本田五郎兵衛」には、文禄四年関東惣検地の時、本田家宅地は旧家であるため繩除け地として除外されたことが記されている。本田氏が、上下本田郷で最も有力な土豪としての勢力を保っていたことがわかる。

『川本町史 通史編』では、享保四年(一七一九)に江戸幕府代官会田伊右衛門手代の山田藤七に差し出した「村高領主等書上」に、本田郷内に「御免地二町余」とあることを紹介している。「本田瑛男家文書」に残る本田屋敷繩除絵図と本田氏館跡の現況から、この御免地を本田氏館跡の屋敷地であると解している。また、寛永十五年(一六三八)の畠山・本田の二村間に起きた入会秣場訴訟で本田村が提出した文書(「本田瑛男家文書」)には、徳川家康関東入府前の本田村が「本田右近」の知行地であったと書かれており、文禄四年の検地帳にみえる右近を文禄四年時の本田氏当主に当てている(註41)。天正十六年の忍城成田氏の知行を記録した『成田分限帳』龍淵寺本には、「一、永七十貫」の筆頭に「本多右近」の名がみえる。大河原氏所蔵本に基づく天正十年壬午二月の記録を写した熊谷宿布施田氏の寛保年間の写本(「成田家分限帳」旧根岸武香所蔵、国会図書館蔵本)には「八十貫文 本田右近」とある。文禄の検地帳にある「右近」は、本田宗家当主の本田右近であり、本田宗家は、北条氏が南関東を領有して以後、成田氏配下としても知行を受けていたのだ。

葛西城乗取りの永禄五年(一五六二)から天正十六年(一五八八)までに二十六年、文禄四年(一五九五)までに三十三年の年月が流れている。本田右近本人が葛西城で忍び戦術を指揮した可能性は高くない。右近は本田甚十郎・正勝兄弟の子孫であろう。本田氏館跡の北東一・五キロメー

トルの低位段丘面にある教念寺に伝わる「教念寺文書」天正三年（一五七五）九月六日付「本田長繁寄進状写」（『史料二七』）によれば、天正初期の本田宗家の当主は源二郎長繁を称する者であったとみられる。本田右近は、源二郎の次代の当主あるいは源二郎当人と考えられる。

【史料二七】天正三年九月六日付「本田長繁寄進状写」（教念寺文書、

戦国後北条一八〇二）

奉寄進教念寺道場者、

右、本田郷之内五拾石之分者、無相違所進也、早々可召置之條、仍如件、

本田源二郎

天正三年九月六日

長繁（花押）

こうした条件の上で、あらためて本田と同心衆の素性を考えてみたい。忍び戦術を指揮した本田氏は、上下本田郷で多くの土地を所有し耕作していたことが明らかであり、本田郷でもっとも有力な土豪として、村に課される軍役の請け手を担っていたと思われる（註42）。

一方、忍び実行部隊の本田配下の同心衆は、戦国の習いに従い自前で武器を調え、本田の指揮下に組織化され、武士として日々の鍛錬を積み、さらに夜間の行動に備えた特殊な鍛錬をも積んでいた者たちが筆頭候補といえる。彼らは、自らが常に農作業に縛られた者たちではなく、隷属民を抱えて農作業を任せられる環境にいた者が中心であったと考えられる。これに該当するのは下本田郷の右近を除く、喜右衛門・因獄・弥兵衛・伊予ら四名であり、上本田郷ではせいぜい与右衛門・弥右衛門・九兵衛の三名であろう。永禄五年（一五六二）から三十三年の間に彼らの家

系が勃興していないと仮定すれば、これら八名の親世代は在村武士として力をもった者たちであり、彼らが同心衆の家系の者であったとみてよい。あるいは、文禄の検地帳に名のある者に永禄五年当時から生き残りがいないとも限らない。

ただし、その他の耕作者（勘解由・源右衛門・音阿弥等）も、村に危機が迫った場合に備えて軍事訓練を受けていた可能性を否定する根拠はない。隷属民の家抱も同様だ。【史料三三】の『結城家法度』などから想像するならば、忍びとしての活動には適性が必要であり、俊足の者（悪党も含む）を選び家抱として養う土豪層がいたかも知れない。

北条氏の場合、申（永禄三年）十二月二十一日付「北条氏照朱印状」（八王子市指定文化財）にあるように、職人とみられる人物（八郎左衛門尉）にあてて、棟別銭の免除を条件に「当城（註43）」の有事の際には弓などの武器をもって参陣し戦闘にあたるように指示した例も知られている。後の天正一八年（一五九〇）の豊臣軍による八王子城攻めでも、戦死者に職人や芸能者の名がみられる（註44）。有事の際は、一般の百姓や隷属民も戦闘に参加した可能性は低くない。

また、忍びの実行部隊、あるいはその母体となった本田の特殊武装集団を部隊規模の面から考えても、土豪と有力な百姓のみでは少なすぎるように思われる。忍びが、夜目が利く・足が速いなどの個々人の特性に基づいて選ばれるとすると、母集団にはある程度の人数が必要だったはずだ。対人訓練を考慮しても組み合うことにも事欠く。現状では想像でしかないが、鍛錬に参加した特殊武装集団の構成員については、上下本田郷の土豪層・百姓・隷属民まで視野を広げて検討する必要があるだろう。本田では、こうした者たちが、夜間行動に対応した特殊武装集団を形成していたのではないか。

なお、下本田郷の集約された土地所有の状況と土豪の様相は、現埼玉県深谷市川本にあった旧田中村の文祿の検地(註45)でも同様であり、この状況と特殊部隊の形成の要因とを安易に結びつけてはならない。史料の蓄積を待つて、より詳細な研究が必要だ。

さて、葛西城忍び乗取作戦成功後、本田正勝は金町村の通称本田屋敷に居を構えたというが、同心衆も農地を離れて移住したのだろうか。

【史料二七】にあるとおり、その後も本田宗家は川本本田を領有し在住していたし、『寛政重修諸家譜』には本田正勝も旧領を知行していたと書かれている。現状では、同心衆が旧来の農地を捨てたと考える根拠はない。半士半農の在村武士のまま、変わらず本田郷で鍛錬を続け、彼らの指揮権は本田宗家が担っていたのではないだろうか。

これまで解明できなかった戦国の忍びの姿が浮かび上がってきた。おそらく戦国期には、特殊な訓練を行う武装集団が全国各地にあり、個々に特徴ある部隊を編成していたのだろう。夜間の潜入・乗取り・放火を共通項とする忍びは、それを利用した軍の戦術の一部にすぎないのだ。

四 戦国の忍びを追う

— 羽生城忍び合戦にみる忍び戦術の展開 —

(一) 羽生城兵糧・弾薬搬入作戦における「夜わざ鍛錬之者」による忍び戦術

忍び戦術が特定の武士と配下の者たちに命じられるものであったことから、本稿では、彼らが夜間の行動に対応した特殊な訓練を行う特殊武装集団であったと推測してきた。

武士の武術訓練は「鍛錬」といわれ、鎌倉時代の『男衾三郎絵詞』に明確なように、古くから日常的に行われていた。銃砲が伝わった戦国後期に

は戦術が多様化し、『甲陽軍鑑』の巻第十一下の「申、酉兩年之御備」にあるように、弓衆や鉄砲衆などでは、訓練されていない者の参陣が拒まれていた。鍛錬は高度に専門化していたのだ。夜間行動の特殊訓練も、その中で行われていたと考えられる。

忍びのアイデンティティーともいべき鍛錬の内容に迫る一次史料が、【史料二八】に挙げた上杉謙信の書状にある。

天正二年(一五七四)四月四日付「上杉謙信書状」がそれだ。武蔵国北東部の上杉方の重要拠点で現埼玉県羽生市にあった羽生城城主の木戸忠朝(伊豆守)、木戸重朝(右衛門大夫)、菅原為繁(左衛門佐)ら三名の武將に、「夜わざ鍛錬之者」を差し向けて北条方の船を狙いとるなどして船を集めよと命じたものだ。

書状の宛名木戸伊豆守忠朝は、羽生城城主のほか、北条方の忍城に対する向城と伝えられる現行田市の皿尾城城主を務めた。同右衛門大夫重朝は忠朝の子、菅原左衛門佐は、永祿十三年(一五七〇)に羽生城主から館林城主になった広田直繁の子だ。

【史料二八】「上杉謙信書状」(個人、上越市史上杉二二〇三)

義重同陣急速之由候而、従太田美濃守父子所飛脚お差越候間、則返礼相渡、自其方之飛脚ニ差添、其地江越候、可為大儀候得共、同陣可為相急候間、従其方添案内者、美濃守所江被送届專一候、扱亦、当軍之儀一兩日中ニ其筋江可打下候条、可心安候、南衆之模様能々被聞届、註進專一候、定而為差越不可有之由、令校量候、猶万吉令期面之時候間、不能一二候、恐々謹言、

追而、存之旨候間、船お集被置專一候、
敵地之船おも、夜わざ鍛錬之者お

差越候得共、ねらいとり候て、

船数お、く可被集置候、覚 四月四日 謙信(花押)

悟之旨候間、如此候、以上、

木戸伊豆守殿

同 右衛門大夫殿

菅原左衛門佐殿

この書状は、羽生城・関宿城を奪い、利根川水系の水権を確保して上野・下総への足掛かりを築こうとする北条軍と、これを阻止しようとする上杉謙信軍の攻防の際に発給されたものだ。しかし、『戦国遺文』にも採録されることなく、上越市の個人が収集し保管していた史料で、これまでほとんど採り上げられることがなかった(註46)。

上杉軍の作戦として、「夜わざ」とあるように、夜間に敵船を乗取る戦術の実行等を羽生城主らに命じているのであり、本稿の戦国後期の忍びの定義に当てはまる。また、実行部隊の「夜わざ鍛錬之者」は、通常の軍役ですでに召集されている者ではなく、この書状以後、臨時に召集されるべき部隊、あるいは召集済みの軍兵ではあるが、その中の適任者から選抜する部隊であると読める。これは、葛西城乗取りを行った本田配下の同心衆や【史料二】にあった武田軍の忍びと共通する在り方にみえる。

謙信が「忍び」と記さなかったのは、この書状が忍び戦術の行使を決定して、それを命じるものではなかったためとみられる。【史料二八】は、忍び戦術を行う特殊部隊が、夜の行動の鍛錬を行った者であることを伝える重要史料として評価すべきだ。

さて、この書状にも、本田の忍び同様、当時の上杉・北条両軍の動きがわかる一連の文書群が存在し、作戦の流れから忍びの性格をより明確

に知ることができる。ここでは作戦の前段階から詳細に検討してみよう。元亀二年(一五七二)、北条氏康が死ぬと、その子氏政は北条氏を支援しない上杉謙信との越相同盟を破棄し、武田信玄に接近、武蔵・上野への侵攻の気配をみせはじめた。翌年五月十四日、謙信は厩橋城主の北条高広に命じて羽生城・深谷城の守りを固めさせている(五月十四日付「上杉謙信書状」越佐史料五一一・上越上杉一〇九九)。八月十八日、上条政繁から北条軍が羽生城に向けて出陣したとの情報を得ると、謙信は近日中の出兵を決意し、沼田城の河田伯耆守重親に羽生城に飛脚を送って知らせるよう命じた(註47・八月十八日付「上杉謙信書状」越佐史料・歴代古案)。

八月二十八日付「北条氏照書状写」(吉羽文書・戦国後北条一六〇九)には「此度羽生之勢如御望之被打散候事、可為喜悅候、御同意候了、深谷者廿三日帰陣候」とあるように、忍城の成田氏長と連合し、北条軍が羽生城・深谷城と戦い勝利しようだ。しかし両城とも、この後も攻撃を受けており、北条軍の攻撃に持ちこたえていたことがわかっている(十月二十五日付「北条氏政書状」群馬県立歴史博物館所蔵文書・戦国後北条三八七二)。天正元年四月十九日には、北条氏政が羽生城・深谷城を攻めているとの知らせが結城晴朝から北条景広に発せられているが(四月十九日付「結城晴朝書状」上越上杉一一四八)、すでに四月十五日には、深谷城主上杉憲盛は北条方と和睦していたという(「深谷上杉家系」。これにより、羽生城周辺は孤立状態になったと思われる)。

同時期、北条軍は下総国関宿城の築田晴助に対しても圧力を強め、下野まで侵攻した。上野・下総へ勢力拡大を図る北条氏は、利根川水系の水権の奪取に向け、着実に足場を固めていた。

天正元年(一五七三)夏、北条軍は沼田に侵攻し厩橋城に迫る動きをみ

せた(八月朔日付「長尾憲景書状」上越上杉一一六七・東大影写・志賀楨太郎氏所蔵文書)。この頃、羽生城の菅原為繁は上杉謙信に対して複数回の援軍要請を行っているが、信濃・甲斐との戦いや佐竹氏の状況の変化があり油断できないとして、謙信はこれに応じなかった。しかし出兵はするので羽生城の家中を力づけよと伝えている(八月八日付「上杉謙信書状」越佐史料五一一九四、歴代古案一八一、上越上杉一一六九・羽生市史一七)。北条軍は、この時点ですでに羽生城の周辺一帯をほぼ制圧していたようだ。

その後、謙信は織田信長の動きに応じて越中に出兵した。羽生城の菅原為繁からの支援要請にも、八月中は、越山の準備をしているとしつつ、待つように伝えた(八月八日付「上杉謙信書状」越佐史料・歴代古案・羽生市史二一、八月二十二日付「上杉謙信書状」歴代古案・羽生市史二二)。結局、この年、謙信は越中一向一揆との戦いで損耗を癒すため、諸軍に休養をとらせた。羽生城に対しては、休養の旨とともに、雪解け後に関東支援を実施すると、羽生城同心の玉井豊前守に書状を出すに留めている(極月二五日付「上杉謙信書状」上越上杉一一八一・下条文書・東大影写)。

天正二年(一五七四)正月二十六日、謙信は、関宿城の築田晴助・羽生城の木戸氏らの出兵要請を受け、ついに出陣し、二月五日には沼田城に着陣した(第十三次越山)。水上交通の要の関宿・羽生の二城の領有を左右する最後の戦いがはじまったのだ。

以下、【史料二八】に関連する史料を基に状況を確認していく。

【史料二九】三月十三日付「上杉謙信書状」は、危機的な羽生城に上杉軍の進軍状況を報告したものだ。飛脚の行き来が滞りがちになっているようだ、現群馬県前橋市の善城・山上城・女淵付城などを落とす、現同

県みどり市のごらん田城を今日にも攻略するとしている。

【史料二九】「上杉謙信書状」(西沢徳太郎氏所蔵文書・上越上杉一一

九三)

昨十二之書中今十三披見候、仍去月廿八日二被差越候飛脚、今日六日飛脚、同日二返候キ、無到着候哉、無心元候、先段二如申届、善・山上・女淵付落居候、然処二沼田平八郎重而横瀬二令同心候間、遂静謐、女淵二越衆差置候、其上、当地深沢江押寄、打懸二取詰候処、阿久沢弟兄候者押出、令忠信候、乍去、模様無心元子細候間、当手之者為押入要害、是も越衆二申付候、同ごらん田之地彼飛脚如見聞、今日押落無所経地二候間、相捨候、此上其表江可打出迄候、何共東方之衆手おもにて笑止候、三楽父子にも築中江も催促候て肝心候、猶佐藤筑前守可申候間、万吉重而、恐々謹言、

追啓、彼飛脚者、今日午刻到着、則及直報候、以上、

三月十三日 謙信(花押)

木戸伊豆守殿

同 右衛門大夫殿

菅原左衛門佐殿

続く、【史料三〇】三月二十八日付「上杉謙信書状」では、上杉軍の進軍状況に依じて、羽生城の木戸忠朝らに参陣が求められている。上杉軍は三月二十六日、金山城攻撃のため、現群馬県太田市の藤阿久に陣取った。このとき、木戸忠朝・菅原為繁と同心の玉井豊前守に参陣を命じる一方、敵城からの攻撃と羽生城周辺に展開していた北条氏繁軍に対する防御の

ため、木戸重朝には留守中の用心を固めた後の参陣を命じている。木戸忠朝・重朝・菅原為繁は羽生城に在城していたことがわかる。

【史料三〇】「上杉謙信書状」(中山小太郎氏所蔵文書・上越上杉一二

〇一)

就陳寄使祝着候、先書二者、あがたを赤岩江可打下由申候つる、
雖然、自其元金山可押詰事、簡要之由候間、廿六、当地藤阿久
二陣取、所々涯分爐為之候、工夫之旨候間、明後朔日必迎動可
申候、菅左、木伊、玉井当陣江越尤候、右衛門大夫者定而被越
度可有之候、併敵城数ヶ所差向、殊北条左衛門大夫以下近辺江
打出由候間、先右衛門大夫有其元、留守中用心申付、重而被越
越事專一候、猶万吉面之時分可申候、恐々謹言、
(朱書)「天正式」

三月廿八日未刻

謙信御居判

木戸伊豆守殿

同 右衛門大夫殿

菅原左衛門佐殿

これに対して北条軍は、【史料三一】四月朔日付「上杉謙信書状」にみられるように、羽生近辺まで兵を進めた。このため謙信は、四月一日、木戸忠朝・菅原為繁らの参陣要請を先延ばしとし、木戸忠朝の作戦で対抗しつつ、利根川の増水を利用して打ち出してくるかも知れない北条氏政軍の様子を見届けるよう、改めて忠朝らに命じている。北条軍は、おそらく多くの軍船等を調べ、周辺の水上権をほぼ手中にしていたのだろう。とはいえ、このときの上杉方は、謙信軍と羽生城の間で、作戦指示が可

能な程度の情報伝達の方法を保持できる状況にあったようだ。

【史料三一】「上杉謙信書状」(秋元興朝氏所蔵文書・上越上杉一二〇

一一)

兩人招候日限被申越候尤候、乍去、早々招寄、自然其地江南衆
取懸候へ者、右衛門大夫計有之、仕置窮屈二候間、先以延引申
候、定而氏政直二越候共、為差儀有間敷敷、利根川水かさ二候間、
加様之儀於能見届、水於力二南衆打出候由、令校量候、当手へ
可乗向儀咲敷候、氏康・信玄自在世、当家之弓箭も互之甲乙実
儀二候条、其義者可為校量之前候、猶佐藤筑前可申候、万吉重而、
恐々謹言、

追而、横瀬知行之儀者、涯分爐二申付候、以上、

四月朔日

謙信(花押)

木戸伊豆守殿

菅原左衛門佐殿

【史料二八】の四月四日付「上杉謙信書状」が出されたのは【史料三一】の書状のすぐ後で、利根川の増水のため軍による直接的な支援が難しい羽生城に、謙信が具体的な作戦を指示したものだ。

【史料二八】で謙信は、参陣が遅れていた佐竹義重の同陣を急ぐため、忠朝らに太田資正・梶原政景軍への返信を飛脚に届けさせるよう求め、一兩日中には羽生城方面へ打ち出すので安心するよう促した。そして、何らかの作戦のために、船を集めることが必要だとし、北条方の船についても、「夜わぎ鍛錬之者」を向かわせる等して、船を狙い取り、船を多く確保するよう命じたのだ。この書状では、船を集める目的は示さ

れておらず、夜わご鍛錬の者の投入も例示的であり、その戦術を限定して命じたものではない。また、敵船を奪って北条水軍にダメージを与えようとするわけでもないようだ。実際には、この書状を届けた使者の口上で作戦の目的や詳細が伝えられていたのだろう。

さて、謙信の書状での書きぶりをみると、普段から羽生城の木戸・菅原が配下に腕の立つ「夜わご鍛錬之者」を抱えており、その優秀ぶりを知っていた、あるいは日常的に伝え聞いていたことが想像される。日頃から鍛錬し優秀な夜わご鍛錬の者がいるのだから、それらでも使ってみるという意味を込めて、謙信はこの書状を発したようにみえる。

船の収集と夜わご鍛錬の者による敵船乗取等の目的が、羽生城への兵糧・弾薬の搬入にあったことは、九日後の【史料三二】四月十三日付「上杉謙信書状」で明らかになる。

【史料三二】「上杉謙信書状」(志賀楨太郎氏所蔵文書、上越上杉一二

〇四)

如啓先書、幾日大輪之陣二有之も、水増与大河与云、云、為如何も其地江助成之儀依不成之、河二付押上、自朝至夕迄瀬々お為験候得共、瀬無之候条無了簡、爰元二立馬候、佐藤淵底如見聞、来秋迄之兵糧、玉葉以下迄申付、既二前後左右及百里味方之地一城も無之所江、不痛凶事打下候儀、忠信之不感歎、縦令懸引二一騎一人敵不慕不出候儀者、年月之以覚如此候、南衆も無水増候て、瀬も候者、如只今其地江之妨可有如何候哉、自元旁忠信お忘失申二雖無之与、陸路不統候へ者、無申事候、まてなるもの者人被越候者、用所候間、口上二申度候、佐藤ばかりの二候、其故者、大河お隔、船二て兵糧送入候ハ、羽生之地自瀬端隔二里由申候

間、敵妨候者、兵糧者不入、結句闕不足事二候、如何之由尋候へ者、少も敵之可致妨地形二無之候、船をも三十艘二而一船二可越由申候つる条、さかと心得、一世中之不足おかき候事、無念二候、併此度二限間敷候、何様諸口お取置、当口二入念、此可散鬱憤候間、身之備者一向不苦候、信玄・氏康も、無了簡地形者不叶候つる歎、愚老不叶二も無之候、佐藤地形之様子有儘申候者、別而工夫旨も候つるものと、丹後守合手二成之申事二候、猶重而自是可申候、恐々謹言、

追而、玉井豊前かたへも申度候へ共、路次不自由

之間、状数多候へ者造作二候間、伝言之由申度候、以上、

四月十三日 謙信(花押)

木戸伊豆守殿

同 右衛門大夫殿

菅原左衛門佐殿

謙信が金山城攻めを取りやめ、現群馬県明和町の館林領大輪に布陣したため、上杉・北条両軍が利根川を隔てて対陣する形となった。謙信の羽生城への兵糧・弾薬搬入計画は、佐藤筑前守による事前の情報で、敵の妨げはないので、三十艘の船で一斉に渡るのが良いとされ、兵糧の運搬を実行したとある。しかし、敵の妨げにあつてあえなく失敗してしまつた。謙信は、情報収集ミスを犯した佐藤筑前守を叱責するとともに、こうした状況を羽生城の木戸忠朝・重朝父子と菅原為繁に詳細に書き送つた。使者の口上也加えられたものと想像される。木戸父子・菅原為繁らが、謙信の指示に従い船を集め、対岸の上杉軍に届けたことは間違いないと思われる。謙信は【史料三二】の書状で、北条軍に包囲された羽生城将兵

の決死の行動に対し、失敗の言い訳をしたのだ。なお、「一船」は、三十艘を一つにまとめた船橋を意味しているのかも知れない。

羽入城側からみれば、周囲を北条軍に包囲され、利根川水上でも不利な状況下で、三十艘もの船を購入できたとは思えない。この船は、対岸にあつて北条軍の攻撃力が及ばない謙信が調達できなかったものでもあつた。謙信側(左岸)からは敵の妨害で利根川を渡河できなかったのだから、羽生城側(右岸)の木戸・菅原が船を調達したときには、北条軍の妨害を掻い潜つて、あるいは妨害を受けないようにして、対岸の謙信に届けられたとみてよい。船は夜間密かに迅速に乗り取り、即座に対岸の上杉軍の陣に届けられたのであろう。羽生城の将兵にとつて、それ以外に三十艘の船を調達することは不可能だ。【史料二八】は、「夜わざ鍛錬之者」という忍びに対応できる特殊部隊があり、夜間の行動を鍛錬していたことを物語る史料だが、【史料三一】と合わせてみると、彼らが羽生城兵糧・弾薬搬入作戦という上杉軍の作戦下で、実際に忍び戦術を用いて北条軍の船を乗り取り対岸に送り、上杉軍がこれを用いて兵糧を搬入しようとして失敗した具体的な様子を把握できる。

関係文書群からわかることは、それだけではない。

羽生城兵糧・弾薬搬入作戦では、情報収集を佐藤筑前守という武士が行つており、忍びの役と情報収集が完全に区別されていたことも把握できる。謙信に筑前守という武家官位で呼ばれる以上、佐藤筑前守は下級武士ではなく、一定の身分と経済力をもった武士だ。佐藤筑前守の情報収集は、軍に先立つ斥候であり、軍事的な支援を要しない単独の隠密行動の可能性が高い。現在、忍びの役と認識されている斥候に他ならず、戦国の忍びと斥候が異なることは明確であろう。

今日、ほとんどの忍びについての解説や研究において、忍びの役の第

一に情報収集が挙げられている。忍術伝書『正忍記』の本文冒頭も、各国の情報収集することが忍びの仕事であるとしている。しかし、一次史料をみる限り、戦国期の情報収集は一般の武士が担い、情報の伝達は基本的に飛脚と使僧が行っている。北条氏では御馬廻衆で奉行人、評定衆を歴任した石巻康敬が有名で、太田金山城主の由良氏との交渉や名胡桃城事件にともなう豊臣方との交渉役も務めている。実際の情報収集行動は配下の者が行っているのだろうが、管見に触れる限り、忍びとの関連性を想像させる手掛かりはない。武田氏配下には、越後との境目方面で情報収集に活躍した等々力次右衛門尉と細野甚四郎が知られている。彼らは安曇郡の小領主とされる。

このことは、情報収集が「忍」とは異なる戦術であり、それを担う者は情報収集のための特別な訓練を受けていたことを想像させる。古代からある「間諜」や「斥候」の流れに連なる訓練があつたかも知れない。上杉軍・北条軍では、こうした武士は「目付」と呼ばれ、佐藤筑前守と同様の任務を果たしたようだ(永禄七年)十月二日付「上杉輝虎書状」上杉定勝古案集所収・上越上杉四三六(永禄四年カ)三月二十四日付「北条氏政書状」大藤文書・戦国後北条六八六)。戦国大名軍の情報収集部隊については、軍の総体解明のため、今後の詳細な検討が必要な事項の一つでもある。

(二)「夜わざ鍛錬之者」とその主を追う

羽生城兵糧・弾薬搬入作戦において、北条軍の船を奪うため差し向けられた「夜わざ鍛錬之者」の「夜わざ」【史料三三】では「夜わさ」の語が、【史料三三】に挙げた弘治二年(一五五六)の結城政勝による分国法『結城家法度』第二十七条に登場することはよく知られている(註48)。草や夜

わざの任務にかこつけて略奪に向かう若い近臣に注意を払うよう促す条文だ。

【史料三三】『結城家法度』第二十七条(松平基則氏所藏文書、東京大

学史料編纂所影写本)

一 草、夜わさ、かやう之義ハ、あくとう其外走たつもの一筋

ある物にて候、それニ事言付候処、わかき近臣之者共、おもて

むきハす、ときふりをたて、内々ハ敵□□□上も女之

一人も可取候ハんころかけて、い、つけられぬニ何方へも

まかり、なに、なり候ても、其跡をけつり候べく候、

其時言候へは、われくひいきくニ、これも忠信などとなへたて

べく候間、てしらせ候、

【史料二一八】と合わせ、当時の北関東中央部にあたる羽生から結城(現在の埼玉県羽生市から茨城県結城市)周辺で、夜間の軍事行動にともなう技術を「夜わさ」と呼んでいたことが伺える。「夜わさ鍛錬之者」とする謙信の書きぶりは、「夜わさ」の概念を理解していても、羽生城の者たちと、その詳細な内容まで共通理解していない状態を表しているようにみえる。少なくとも上杉軍の軍事用語にはなかったと思われる。関東から上越程度の範囲で、夜間の軍事行動の上位概念を表す一般的な語として使用されていたことはあつたかも知れない。この状況は、北関東中央部の武士たちの間で、「夜わさ」についての情報交流が盛んだったことを示している。北関東中央部には、夜間の軍事行動を日常的に鍛錬する特殊武装集団が複数あつた可能性がある。

それでは、忍び戦術にも対応した「夜わさ鍛錬之者」やそれを率いた直

接の主はどのような者たちだったのだろうか。

敵船乗取りの実行部隊「夜わさ鍛錬之者」を配下に置いていたのは羽生城主の木戸忠朝・重朝・菅原為繁だ。手がかりは彼らの素性にあると思われる。時を遡って確認してみたい。

【史料三四】は、天文五年(一五三六)五月吉日の紀年がある懸仏の三宝荒神御正体銘文で、木戸氏・菅原氏の初見史料だ。懸仏は羽生領の小松神社(熊野白山神社)の末社に寄進されたものだが、現在は神奈川県小田原市の安楽寺にある。忠朝・直繁の両名が共同して懸仏を治めたのであり、木戸氏と菅原氏が密接な関係にあつたことがわかる。

【史料三四】天文五年五月吉日「三宝荒神御正体銘文」

武州大田之庄小松之末社 三宝荒神

忠朝

直繁

天文五年丙申五月吉日 願主兩人

【史料三四】に姓の表記はないが、木戸氏・菅原氏が歴史に登場した初期の段階には、河田谷・広田姓を名乗っていたことが知られている。【史料三五】永祿三年(一五六〇)十一月十二日付「長尾景虎条書」には「広田河田谷一跡事」とあり、広田と河田谷という者が、共同で「一跡」を治めたことが記録されている。

【史料三五】「長尾景虎条書」(越佐史料四―二七四、上越上杉二二七)

近年御知行方之事、

一 藤田秩父之事、

- 一 広田河田谷一跡事、
- 一 毛呂土佐守方前事、
- 一 市田之事、
- 一 小田助三郎方前事、
- 一 相州御本意候上事、

此条々曾不可有御相違状、如状、

永禄三

十一月十二日 景虎

市田殿

また、翌永禄四年頃のものとしてされる【史料三六】の「関東幕注文」には、武州之衆として忍城の成田氏の後に「馬寄 羽生衆」とあり、筆頭に「広田式部大輔」の名が、二番目に「河田谷善右衛門大夫」の名がみえる。

【史料三六】「関東幕注文」(上杉家文書、上越上杉二七二)

(前略)

馬寄

羽生之衆

広田式部大輔 梅之紋

河田谷善右衛門大夫 かたはミ

洪江平六良 くわのもん

岩崎源三郎 二本鷹之羽

藤田幕 ふたのかゝりの五つき地くろ

飯塚 五つき

桜沢 五つき

猪俣 五のかゝりの五つき

岡部長門守 丸之内十方

深谷御幕 竹に雀

秋元掃部助 くわの文

井草源左衛門尉 月二しやうひ

市田御幕 竹に雀

(後略)

【史料三七】に挙げる『小田原記』には、羽生城家老として河田の藤井修理と志水の木戸源齋の名がみえる。木戸源齋が上杉謙信に通じ、城主羽生豊前守の鷹狩中に城を乗っ取ったとあり、木戸氏と羽生城の関係を伝えていいる。その後、旧城主羽生豊前守と河田の藤井修理は合戦を繰り返した。城を追われた羽生豊前守は成田長泰を頼るが、太田美濃守の支援を得た木戸源齋が成田との戦に勝ち、退けたとある。

【史料三七】『小田原記』「成田父子不快之事」

(前略)

爰ニ忍ノ成田ノ旗下ニ羽丹主ノ城主羽丹生豊前守ト云人有リ、其

両家老、河田ノ藤井修理、志水ノ木戸源齋ト云者アリ、木戸源

齋ハ輝虎ヘ心ヲ寄セ、豊前守鷹野ニ出シ跡ニ城ヲ乗取ケン、羽

丹生ト藤井一同ニ懸リ、数度合戦アリシカトモ、終ニ打負、忍

ヘ牢人シテ成田ヲ被頼、木戸源齋ニハ輝虎加勢シテ成田ト合戦

数度ニ及フ、

(後略)

広田氏は『吾妻鏡』に登場する忍氏一派が現埼玉県鴻巣市川里の広田にあった広田郷に移り住んだ家系で、元は菅原姓を名乗っていたが、広田を名乗るようになったとされる。河田谷善右衛門大夫は、現桶川市川田谷に住んでおり、永禄七・八年頃に木戸姓に変えた様子がみられるという(註49)。「喜連川家文書」七巻には、年代未詳ながら「名字之儀御赦免付而、以代官申上候、然者、大刀旨青蛭進上、目出度候、仍御劍被遣之候、謹言」とする九月二十三日付木戸伊豆守宛ての書状写がある。河田谷善右衛門大夫が木戸氏に改名した際に、その旨を足利義氏に申し出た記録とされている。

現群馬県館林市にあった足利庄木戸郷には、足利尊氏以来、足利氏に仕えた木戸氏が存在し、戦国後期には木戸左近大夫将監が足利義氏・藤氏に従っていたが、永禄五年(一五六二)の北条軍による古河城攻略によって消息を絶たれている。古河公方との何らかの関係等により、その名跡を河田谷善右衛門大夫が継ぎ、羽生城の木戸氏を名乗った可能性がある。羽生城の歴史を深く追求した郷土史家富田勝治によれば、木戸氏は下野国足利荘木戸郷を本拠とする古河公方家臣で、永享十二年(一四四〇)の結城合戦で討死した木戸左近大夫将監持季の流れを汲むとも推測されている(註50)。

永禄九年(一五六六)一月二十六日には広田直繁が、三月二十一日には木戸忠朝が羽生領内の正覚院に門徒の勝手還俗禁止の判物(羽生市指定文化財)を出しており、広田・木戸姓を名乗る両名が羽生城主であり羽生領のトップとして実権を握っていたことがわかる(史料三八・三九)。

これらの記録から、広田・河田谷はそれぞれ菅原・木戸にあたり、【史料三六】の広田式部大輔・河田谷善右衛門大夫が広田直繁・木戸忠朝で

あり、富田の指摘のとおり、羽生城を一体で治めていたと考えられる。【史料三五】の「一跡」は羽生城を意味するのだろうか。

【史料三八】「広田直繁判物」(正覚院文書・羽生市史三)

武州太田庄羽生正覚院御門徒

中之事、各自幼少又若輩、御尊

師之蒙御指南・御造作、於如形経論

勤行、秘法伝授候而、其上依自分

之望、破戒俗形ニ被成事、誠ニ以テ一代

之盜賊法敵不可過之候、於向後者、

必拙夫父子其外同心家風之内ニ、彼

御門徒之新発意等也共、指南召使義

不可有之候、若違背之者候者、其主人并而

可遂追放之旨、如件、広田式部大輔

永禄九年丙刀 直繁(花押)

正月廿六日

正覚院御同宿中

【史料三九】「木戸忠朝判物」(正覚院文書・羽生市史四)

正覚院之御門徒中、自

若輩彼入院家、如形仏法

執行之上、依自分之望還

俗之儀、法敵不及是非候、

於向後者、必於拙夫家中

不可召仕候、若此旨ニ違背

候之者、指南之者共可処追放
之罪之状、如件

木戸伊豆守

永禄九年丙刀三月廿一日 忠朝(花押)

正覚院 御同宿中

広田氏・木戸氏に関する記録は、他にも多くある。そこには、「夜わざ鍛錬之者」がどのように使われ、彼らの情報が謙信の耳にどのように伝わっていたかを知る手がかりもある。

永禄九年の上杉・里見連合軍による現千葉県佐倉市の臼井城攻めでは、広田直繁と木戸忠朝は謙信から五〇騎ずつの軍役を割り当てられている(羽生市史五、越佐史料・浅間文書)。忍城主成田氏と唐沢山城主佐野昌綱は二〇〇騎、金山城主由良成繁は三百騎だった。広田氏・木戸氏個々が羽生領の一部の知行を宛行われているとみられるが、落下傘的な支配であることは明らかだ。また、広田・木戸が一般的な城持ちの国衆より下位の武将であることもわかる。臼井城の攻防で謙信は大敗し、関東諸士が離反していった。北条方への成田氏の離反に備え、木戸忠朝が皿尾城に入ったのはこの頃とされている(註51)。

翌十年春、北条氏が攻勢を強める中、佐野に駐留していた上杉方の五十公野玄蕃允が蘆名盛氏を頼って佐野を離れた。謙信は越山(第九次)したが、唐沢山城主佐野昌綱が挙兵するなど情勢は不安定であった。

永禄十一年とみられる正月十日付「上杉謙信書状」(歴代古案一六五・上越上杉三七六)では、謙信が羽生城主広田直繁に、北条氏に対する周囲の監視を求めている(註52)。この記録に木戸忠朝の名はなく、当時は上杉方として皿尾城に在していたことがうかがえる。

翌年十二月一三日、武田信玄が駿河に侵攻し、天文十三年(一五四四)以来の甲駿相三国同盟が決裂した。これに対して上杉・北条は同盟に向けて交渉を始め、四月までに上杉方の領土復帰など、大方の協議が整った(卯月二十七日付「北条氏康書状」上杉家文書・上越上杉七一九、卯月二十七日付「北条氏康・氏政連署条書」上杉家文書・上越上杉七二〇)。しかし謙信は、羽生城に相変わらず周囲の監視と忠信を求めている(閏五月六日付「上杉輝虎書状」上越上杉七三六、渡辺秀二氏所蔵文書、維宝堂古文書)。

閏五月、越相同盟が成立し、謙信は関東諸士にこれを伝えたが、羽生城主広田直繁には、北条方に与する関東諸士が多いので上杉氏の味方であるよう念を押している(閏五月六日付「上杉輝虎書状」維宝堂古文書・上越上杉七三六)。木戸忠朝と広田直繁は謙信の意を受け、北条方であった深谷城の上杉憲盛に使いを送って帰順するよう伝え、憲盛を上杉方に引き入れてもいる(七月十五日付「木戸忠朝書状」上越上杉七七四、上杉家文書五七七)。広田直繁・木戸忠朝は、状況監視のみならず、関東諸士との連絡調整役もこなすなど、謙信の絶大な信頼を得ていた。謙信からみれば、敵に回られては困る者たちであった。

永禄十二年秋、謙信は関東に出兵し(第一〇次越山)、沼田城で年を越した。明けて永禄十三年一月五日には、離反した佐野氏を攻めるため佐野に着陣している。【史料四〇】二月二十八日付「上杉謙信判物」のとおり、広田直繁もこの戦いに参陣した(註53)。報償として、広田直繁は、館林城と館林領を与えられている。

【史料四〇】「上杉謙信判物」(謙信公御書二、上越上杉八八五)

(張紙朱書)

「元キ元」

今度令越山、向佐渡へ出馬候処ニ、同日ニ馳来、殊ニ河辺江打上候時も、被届来候事、先忠・当忠共ニ無比類神妙候、依之、館林城・知行共出置候、併佐野領・足利領除之、扱又、越府迄使成之、令辛勞候間、館林領之内羽根田之郷・飯富之郷・佐藤筑前守・小安隠岐守ニ出置候也、仍如件、

永禄十三年庚午

二月廿八日 輝虎御居判

広田出雲守殿

元龜三年（一五七二）正月十日付「上杉謙信判物」（史料四一）に、広田直繁の子為繁が登場する。自らの出自を関東の畠山系譜の菅家（菅原氏）に求め、広田姓から菅原姓を名乗りたいと申し出、謙信がこれを許したものだ。

【史料四一】「上杉謙信判物」（謙信公御書一・上越上杉一〇八〇）

（朱書）

「元龜二二入」

連々忠信、依之、名字可改由候哉、尤候、併河内・能州畠山者源家二候、関東之畠山者平二候、菅家之畠山雖不及聞候、任佗言、心当畠山菅原左衛門佐与可然候、仍如件、

元龜三年正月十日 謙信御居判

菅原左衛門佐殿

元龜元年五月朔日付「上杉輝虎書状」（謙信公御書二・上越上杉九一一）

には、広田直繁が古河公方足利義氏と謙信の仲介をした記録が残されている。この年の十月、北条氏康が死没し、北条氏政が越相同盟を破棄、元龜二年末には甲相同盟が復活した。この後、北条氏政が羽生城・関宿城への圧迫を強めていくことになり、【史料二八】の羽生城兵糧・弾薬搬入作戦に繋がっていくのだ。

元龜年間、上杉謙信は武田信玄の西上野進出に対し、出兵を繰り返した。また元龜三年八月以来、出陣が長引いていた越中の一向一揆と和睦に向ったが（三月五日付「上杉謙信書状」上杉家文書・上越上杉一一三九）、信玄の策略で和睦が果たされず、羽生城からの越山要請（八月八日付「上杉謙信書状」謙信公御書一・上越上杉一一六九）にも関わらず、関東への出兵は果たされなかった（極月二十五日付「上杉謙信書状」上越上杉一一八一）。

謙信は前述のように危機に陥った羽生城・関宿城の救援のため、天正二年正月に第十三次越山に出兵した。前年の越山要請は、佐藤筑前守と菅原為繁によるものであったが、【史料二九】に示した天正二年の三月十三日付「上杉謙信書状」では、越山の戦況の知らせを木戸忠朝・重朝・菅原為繁に対して行っており、羽生城内での世代交代があったことがわかる。この越山の際に行われた羽生城兵糧・弾薬搬入作戦の際、羽生城主であった木戸忠朝・重朝・菅原為繁は、広田直繁時代の謙信の信頼を引き継いでいたものと思われる。

手許にある「夜わぎ鍛錬之者」を配下とした木戸氏・菅原氏についての情報は以上だ。それでは「夜わぎ鍛錬之者」やそれを指揮した者の素性はどのように考えられるのか。

本田の特殊武装集団を参考にすれば、指揮官としての武士は、彼らとともに在村して鍛錬においても指揮をとっていたと考えられる。通常の

城持ち国人層ではない。臼井城攻めの際の木戸・広田に割振られた軍役の少なさからみて、木戸・広田の羽生領内の知行は旧領あるいは本領とは別のものとみられる。木戸・広田は、土豪クラスの在村武士が成長し、謙信との親密な関係の中で領主化し、羽生領の支配を確立したとみなせる。やはり彼らの本領は、川田谷村・広田村であったと思われる、元々はその地で特殊武装集団を抱えていた状況が想像できる。木戸・広田は、夜わが鍛錬の者の指揮官の第一候補だ。

試みに「夜わが鍛錬之者」が木戸・広田とは異なる羽生領内の土豪の配下であった場合を想像すると、木戸・広田が彼らに敵船乗取りを任ずる際には、指揮する土豪への知行のほかに実行部隊としての特殊武装集団に金品を与えて雇用する必要がある。広田・木戸にそうした経済力があつたとは思えない。

多くの状況が、羽生城兵糧・弾薬搬入作戦で敵船乗取りを行った「夜わが鍛錬之者」が、木戸忠朝・重朝と菅原為繁のどちらかが、故地で組織していた特殊武装集団であったことを示しており、矛盾する事象はない。先述のとおり、木戸・菅原は謙信に武装集団のことを話していたとみられる。他の武将配下の武装集団であれば、謙信はその武将を名指したのではないかとも思われる。

この想定限りであれば、羽生城が孤立した状態だった天正二年四月、「夜わが鍛錬之者」は木戸忠朝・重朝・菅原為繁とともに羽生城内に詰めており、謙信はそれを把握していた可能性が高い。

それでは彼らの故地は川田谷村・広田村のどちらと考えるのが良いだろうか。本田の事例同様、土豪層や自作農を中心に、部隊編成可能な人数が存在したことが条件になると思われる。川田谷村・広田村の両村には戦国期に近い検地記録が残されていないため、詳細な検討は難しい。

戦国期の城館跡と『新編武蔵風土記稿』に記された戸数から想像するしかないが、手の届く情報を収集しておきたい。

現埼玉県桶川市、荒川左岸の段丘上にある川田谷村は、鎌倉時代から武士の館が形成されており、字城山には同時代の足立右馬允や安達盛長の居館とされる三ツ木城跡が所在する。三ツ木城には、戦国前期には岩付太田氏家臣の石井丹後守が入ったという。隣接する現北本市石戸には、上杉謙信が越山で逗留した石戸城跡、石戸宿堀の内遺跡の館跡、発掘調査で土豪の館跡とわかった牧野陣屋跡など、複数の戦国期館跡が所在している(註54)。『新編武蔵風土記稿』によれば、川田谷村は上川田谷村と下川田谷村からなり、民戸五百軒からなる大規模な集落で、荒川の川津も備えていたという。土豪・地侍が多く所在した村であった。

一方の現埼玉県鴻巣市の広田村周辺は、利根川中流の加須低地に位置し、周辺に戦国期の城館跡は存在しない。近世には、東に関新田村・南に屈巢村、西に利田村が位置していたが、東西南北いずれの方角も利根川本・支流の乱流による低地で隣接村とは隔てられていた。『新編武蔵風土記稿』には民戸数一五〇とある。寺院は二院あるが、いずれも慶安年間の開基で、検地は元禄の記録に留まる。土豪や地侍は育ちにくい環境と思われる。

村落の状況では、特殊武装集団「夜わが鍛錬之者」の故地としては、木戸氏本領とみられる川田谷村が有力だ。

多数の船の乗取りは、【史料二八】の四月四日から【史料三二】で兵糧搬入の失敗が報告された四月十三日までの十日程度の間に、迅速に実施されている。そのためには、夜間行動に優れた「夜わが鍛錬之者」に加え、水上行動に優れた者たちも必要だったはずだ。夜わが鍛錬の者たちが、水上行動に優れていたかも知れないが、根拠はない。羽生城兵糧・弾薬

搬入作戦における敵船乗取戦術には、夜わぎ鍛錬の者から選ばれた忍びの外に、船の運搬を担当した者たちが参加し、数十人超の規模の特殊部隊であった可能性が高い。むしろ船頭など水運関係者の方が多かったかも知れない。

(三)天正二年羽生城忍び合戦

羽生城兵糧・弾薬搬入作戦には、事後の上杉・北条両軍の詳細な動きを伝える一次記録群が残されており、忍び研究にとって重要な示唆を与えてくれる。しかも両軍の動きは、葛西城忍び乗取作戦のその後に繋がっていく。以下に、その経緯をたどる。

【史料三二】で作戦失敗の状況を告げた謙信は、続く【史料四二】に挙げる四月十六日付「上杉謙信書状」で、対岸の羽生城を支援できない理由を詳細に説明し、言い訳を重ねている。

【史料四二】「上杉謙信書状」(謙信公御書一、上越上杉二二〇五)

重而使無余儀候、幾度如申遣候、有其元令対陳候共、其地之不成助成、結句於世間者、氏政与対陣、合向令押合之様ニ批判可申候間、押上為踏瀬候処、氏政窮屈ニ候哉、当手ニ付而登本庄ニ陳取候つる、術(漸)水可落処校量も候哉、昨日本田江引上由申候、さも候か、今日者武見ニ而も不得見候、偕亦、其地之続之義、様々令工夫候間、可心易候、然者諸軍徒ニ非可置候間、向赤石号今村与地取立候、可心易候、何様逗留之内、まてなる者被越候ハ、其時分委可申候、万々其地之上下之劬劳案迄候、恐々謹言、

「天正式(朱書)」

四月十六日 謙信御居判

菅原左衛門佐殿

謙信は、北条軍が現埼玉県本庄市の本庄に進軍して一旦陣取り、四月十五日には現同県深谷市川本の本田に移ったことを掴んでいる。増水した利根川の瀬踏みをしたところ、氏政軍は不利とみて本庄に陣を移し、その後「本田江引上」げたとのことだ。この上は、諸部隊を徒に布陣させておく必要はない、とある。北条軍が「撤退」したため、上杉軍も撤退するという意思表示だ。羽生城の支援策としては、現群馬県前橋市の赤石城への向城として、現同県伊勢崎市に今村城を構えたとある。謙信は、北条軍の動向について、利根川増水により羽生城攻略を止め、厩橋城方面を伺った後、撤退したと捉えた。羽生城はしばらく安全だと判断したので。

その後、謙信は、【史料四三】の五月二十四日付「上杉謙信書状」にある通り、秋に再度の出兵(越山)を約束して、帰国してしまった(図5)。

【史料四三】「上杉謙信書状」(謙信公御書一、上越上杉二二〇七)

急度以飛脚申届候、于今堅固之防戦故、先以其地無何事由、誠ニ無比類感入候、如斯之申事、雖無際限候、子細共候間、とてもの義ニ候者、来秋越山迄堪忍可有之歟、存分之旨候間、余忠信惜仕合ニ候条、如斯申候、同者為口才者一人被越候ハ、精申度候、万吉重而可申候、恐々謹言、

追而、此(書)中ハ籙中父子へ被届頼入候、

五月廿四日

謙信御居判

菅原左衛門佐殿



図5 羽生城兵糧搬入合戦時の上杉・北条両軍の概況

謙信が撤退と評した北条軍の移動は、きわめて不可解だ。

北条軍の戦いの主眼は関宿城と羽生城の奪取にあり、葛西・関宿・羽生の拠点を抑え利根川水系の水上権を掌中にするにあつた。厩橋城方面への侵攻の意志はあつたはずだが、【史料三三二】に周辺百里に上杉方の城がないとあるように、決定的に有利な戦況にあつた羽生城での攻防を差し置いて本庄に移動し、さらに上野方面からも遠い本田に移動した意図は、推し量るのが難しい。

本田は先述のとおり、狭い河岸段丘面にあり、要害と評されることのない農村だ。そうした「本田」に北条軍が移動したことで、謙信は退いたとみたのだ。

本田の地が軍事的に利用された記録は、『鎌倉管領九代記』巻二「金王殿元服付本田合戦並中村馬渕夜討」の項に限られる。建武の新政後、新田軍の残党を討つため、上杉弾正少弼朝房と畠山右衛門佐基国の軍が本田に着陣した。新田残党は、これを夜討にしようとしたが返り討ちにあつている。「本田合戦」と呼ばれる戦いだが、本田の地の利を利用するような作戦ではなかった。

北条軍の本田への動きが、実は撤退でなかったことは、その後の記録で明らかになる。五月下旬に上杉軍が撤退すると、北条氏は、武蔵国内の統治を進める一方(天正二年六月七日付「北条氏秀判物写」武州文書・戦国後北条一七〇五、天正二年六月二十一日付「北条家裁許朱印状」氷川神社文書・戦国後北条一七〇七)、七月下旬までには、厩橋城方面を伺いながら、羽生城への攻撃を再開したとみられる。【史料四四】に挙げる七月二十六日付「上杉謙信書状」によれば、羽生城の木戸忠朝・重朝・菅原為繁は、謙信に越山による支援を求める使いを送り、同時に厩橋城を伺う北条氏政軍の状況を伝えている。これに対し、謙信は厩橋城方面で

【史料四五・四六】に示した霜月廿四日付・同日申刻付「上杉謙信書状」によれば、越山した謙信は、十一月初旬には新田領・金山城を攻撃し、十一月七日に利根川を渡って武蔵国に入り、鉢形城下・忍城下・松山城下の上田領に放火した。深谷城方面の北条本軍の氏政軍との戦いでは、これが敗走したと知らせが来た。このため、利根川を越えて上野国に戻り、新田領に放火し、金山城を攻めようと陣取っている。しかし、関宿城が包囲されている知らせを受け、足利・館林・新田領に放火し、二十日に兵馬を休め、十一月二十二日、現栃木県佐野市越名にあった古井名(鯉名)沼畔(この地域は沼尻と呼ばれ、天正十二年の沼尻の合戦など、戦いの舞台になっていた)に着陣した(図6)。このとき謙信は、小山秀綱・篠田晴助と談合し、佐竹義重の参陣を促している。

【史料四五】「上杉謙信書状」(個人、上越上杉一二三三)

南軍関宿取詰難儀之由註進候間、為後詰令越山、去七日利根越河、鉢形城下・成田・上田領悉放火、直南陣可打懸処、自深谷如註進者、氏政敗北之由候間、利根川越返新田領令放火向金山陣取候処、築中被申越分者、関宿取詰凶徒不退散由候間、足利・館林・新田領悉放火、一昨廿二古井名沼際江押下陣取、昨日秀綱・築中相招令談合、明日小山進陣候、左様二候得者、敵陣十五里不足二候条、明日□□一戦難計候間、片時も早々被打越、有同陣御稼簡要二候、万吉重而、恐々謹言、

霜月廿四日

謙信(花押)

那須修理大夫殿

【史料四六】「上杉謙信書状」(宇都宮家文書・上越上杉一二三三)

去十四日之以日承分者、三日之内二可有向陣由候つる条、謙信事も、廿日多田木山へ打着、一日休人馬、佐野・藤岡之間沼尻へ廿二打着、今日秀綱・築中相招令相談、明日者小山へ押下候、如此二候得者、既敵陣十四五里不足二打詰候、明日之内二も一戦ハ難叶□、例式悠悠々々御覚悟事口惜候、若被渡加様之一戦二、有見除者、佐竹名字中之後難二も候歟、同者以夜継日、小山二而同陣、南衆同事二不被撃歟、もとかわしき砌にて、猶萩原主膳可申候、万吉令期面候、恐々謹言、

猶專柳斎可申候、以上、

霜月廿四日申刻

謙信(花押)

佐竹次郎殿

閏十一月には、厩橋城を狙う北条軍の要請を受けた武田勝頼の依頼により、上野国大戸城の浦野宮内左衛門尉が利根川東に出馬した(壬十一月九日付「武田勝頼書状」尊経閣文庫所蔵「小幡文書」戦国武田二三九五)。

謙信はその後、【史料四七】にあるように、佐竹義重を同陣させ会談した。しかし、北条軍への対処方針が合わず、関宿城を義重に任せることとなる。北条有利の状況が進む中、謙信は独自に古河公方足利義氏座所の古河、北条軍の占領下にあった栗橋城・館林城等の領地を強行突破し、利根川を越えて騎西城(寄西城)、菖蒲城(少輔城)、岩付ほかの敵地に放火した。その後、武蔵国で唯一残された上杉方拠点の羽生城を自軍に破却するよう命じ、羽生衆千余人を引き連れ上野国に退き、閏十一月十九日に厩橋城を出て越後に引き上げた。羽生衆については、その途上、金山城の向城として築いた砦に置き、北条軍に備えさせた(図7)。

【史料四七】「上杉謙信書状」(名将之消息録、上越上杉二二三八)

此度令越山、越利根川、付北条氏邦在城鉢形、始宿城松山、成田・忍城・深谷城等悉城下迄焼払、河内江引越、横瀬在城之向金山陣取候処、氏政関宿付而、義重同陣有之、可令相談由候間、始金山、足利・佐野数ヶ所之敵地押通、令放火、小山迄打下候処、義重如兼約、同陣有之、相談候条、則敵陣江押懸、可決勝負処、敵構陣城、堀門以下迄成之候条、其上利根隔大河候間、義重同心、可被為越河由雖申断、例式之家中表裏者共二候間、構依怙計、謙信不被任意見候間、謙信存分二者、所詮関宿之儀者義重相任候、殊年若与云、謙信愚意、不被畏候条、謙信者可為各別之弓箭由申断候処、関宿之儀者可任義重由候間、謙信者独立、義氏様御座所古河并南衆抱候、栗橋・同館林、四五ヶ所之敵城押通、重而利根越河、始寄西城、少輔城・岩付等悉武州敵地放火成墟候、武州・総州境、羽生之地、謙信守手前ハ、内々雖為可申付由、能々見届候二、第一浅地自味方百里内無之候条、守手前者、不見功所差置、徒二可為滅亡儀不便候間、從類千余人引取、羽生之地者越衆諸勢申付令破却、十九日至于当厩橋城、先令帰馬候、羽生之者共於、則向新田構城郭可差置候、扱又、武蔵・上野・下野余于四十日雖押歩候、終二昨日迄合幡敵無之候、殊二南衆陣城之外へ一騎一人不乗出儀、有其隱間敷候、定而連々謙信動之様二可聞得候、随而白川・佐竹無事之儀不及承候、涯分春以来入精、雖申届、朝夕義重被申処変候而、実所無之候、義重者若被涉の間、有表裏間敷候歟、併家中持二候間、家中之表裏雖尽筆頭候間、謙信不申届様無之候、其お者過御校量間敷候、猶重而置談候者帰路之時分聞届、自是可申候、然者源翁派之義、自温塩之使僧



図7 羽生城争奪戦における上杉軍・北条軍の動きの概況2

謙信両寺江申届候様躰、重而可有才覚候間、不能重意候、恐々謹言、

閏霜月廿日

謙信

芦名修理大夫殿

こうして、羽生衆はその居城を追われた。謙信が羽生衆を連れ出したのは、これまでの貢献によりその有能さを評価していたためとみてよいだろう。一方、同時に攻められていた関宿城も持ちこたえることができずに開城し、城主の篠田晴助父子は下野国水海城に移っている。【史料四八】の閏霜月二十五日付「足利義氏書状」によれば、すでに佐竹・宇都宮も北条氏側と和睦しており、関宿城開城は淡々と行われたようだ。北条軍は、関宿城を無傷で手中にしたのだ。

【史料四八】「足利義氏書状」(由良文書、群馬県史資料編7二八〇八)

内々以御使節可被仰出由、思召候處、遮而以代官懇言上、喜入候、去比者、古河之地無心元之段、節々言上、御感悦候、抑此度氏政関宿被取詰候處、輝虎・義重相談、雖及後詰候、陣中備堅固故、失利退散、羽生地引明敗北、剩佐竹・宇都宮令懇望、関宿出城、併関東御静謐之基候、定肝要可心安由、御識察候、仍一荷三種到来、目出度候、恐々謹言、

閏霜月廿五日

義氏(足利)(花押)

由良刑部太輔殿

北条軍の本田への移動を撤退とみて帰国した上杉謙信は、その勢力圏を大きく後退させることになった。北条軍の本田への移動が上杉軍を退



図8 武陽羽生古城之図

かせるための策略であれば、大きな成果をあげたことになる。謙信は、勝敗が決して退却する際、自軍に羽生城の破却を命じた。城の争奪戦では落城・自落が一般的で「破却」の表現は少ない。羽生城攻防戦では、北条軍・上杉軍ともに羽生城に固執し異例の作戦を実行したのだ。

羽生城に固執する両軍の作戦は、羽生城のもつ城としての価値や特性に関わっているようにみえる。北条軍が本田に動いた狙いの真意も、謙信が破却を命じた理由もそこにある。その先には、忍び戦術を利用した作戦に関する重要な示唆が隠されているように思える。羽生城の戦略上の価値を把握するため、次に、羽生城の地政学的な特質からアプローチしてみよう。

羽生城は、埋没した台地を基盤にもつ利根川の沖積地である加須低地に築かれていた。江戸期の「武揚羽生古城之図」(図8)(註56)には、周囲の沼地を天然の堀として利用した様子が描かれている。

江戸初期以前、利根川は氾濫を繰り返す荒れ川だった。羽生城の北西で本流が浅間川と会ノ川という二筋の本流に分岐しており、周辺には複数の小支流が乱流していた。羽生城北側には、そのうち浅間川から分れた中川旧河道が、南側には会ノ川から分かれた手子堀川と呼ばれる小河川が流れていた。これらの支流は羽生城の北・南・東に湿地帯を作り、下流に至って再び浅間川と会ノ川に合流していた。羽生城周囲の沼地を利用した堀は、当時、河川と連結していたものとみられ、洪水の影響の少ない川港を備えた要害が羽生城本来の姿だったと思われる(図9)。

羽生城の価値は明らかだ。

中小河川を通じて利根川に出れば、上流には、上野国上杉方拠点の厩橋城があり、下流には河川交通要衝の関宿城、葛西城が控えている。また、この水域には、上杉氏と北条氏が争奪戦を繰り返す太田金山城、佐野城、



図9 羽生城跡とソイルマークから復原した旧河道(航空写真は1958年撮影)

館林城なども分布している。利根川を制すれば、これらの各城に簡単に到達でき、北条軍ではさらに有利な水軍での戦いに持ち込めた。羽生城は、武蔵・上野・下総各国に通じる主要水上交通路の拠点として、北条・上杉双方ともに、戦略上保持したい城であったのだ。

北条軍としては、上杉軍とにらみあう最前線の基地として、また厩橋城をうかがう兵站の拠点として、すぐにでも使いはじめたい城であり、是が非でも無傷で手に入れたいと考えていたはずだ。関宿城の無傷の奪取以後、北条氏政はその思いをより強くしていたことだろう。

上杉方からみれば、武蔵国をほぼ明け渡してしまったとはいえ、羽生城を無傷で与えてしまえば厩橋城にも脅威が及ぶことを十分承知していたはずだ。謙信が、「破却」を命じたのは、北条軍に無傷で使用させないためだったのではないか。北条軍の上野侵攻を足止めするための最後の一手ともいえる。忍びを使って敵船を乗っ取らせ、羽生城に兵糧・弾薬を運ぶ賭けともいえる作戦も、羽生城の重要性故であったのだろう。

そう考えると、羽生城破却に先立ち、謙信が危険を押しつけて武蔵各地の北条方拠点に放火した動機も理解しやすい。放火は北条軍優位の状態で取りうる逃げの戦術だが、北条方の兵糧や軍需物資の売買・供給を止めることに繋がる。同時に、羽生城を破却して厩橋城への北条軍の迅速な侵攻を阻止するだけの時間を稼ぐ陽動作戦だった可能性がある。広範囲への放火は、忍びのような特殊戦術の選択も想像される。

ところで、苦肉の策ともいえる羽生城破却により、上杉軍は効果を得られたのだろうか。忍城主成田氏の『成田系図』には、「破却」後の羽生城の様子が記されている。

上杉軍撤退後、羽生城は、忍城主成田氏長の叔父にあたる善照寺向用斎、田中加賀、野沢信濃ら(『関八州古戦録』・『北越軍談』では成田大蔵少輔、

桜井隼人佐)が共同で城代を務めたとある。北条氏の支配下に入ったのだ。羽生城の破却は、水上交通の拠点としての機能を失わせるほどではなく、意外にも簡単に再建されてしまったのだろう。

【史料四九】に挙げた閏十一月十八日付「北条氏政書状写」には、「羽生自落」とある。氏政は、謙信が「破却」を命じたことさえ知らなかったのだ。破却の成果はその程度であった。

【史料四九】「北条氏政書状写」(賜蘆文庫文書四十五、戦国後北条一七四七)

輝虎敗北、剩羽生自落并関宿も明日出城二落着、無残所遂本意候、御大慶察存候、随而従佐竹申旨候間、先遂一和、一昨申刻彼陣も退散候、委曲追而可申候、恐々謹言、

閏十一月十八日 氏政(花押)

小田殿(氏治)

とはいえ、氏政が自落とみたように、上杉軍が羽生城破却を試みたことに間違いはない。羽生城には戦国の習いのおり火の手が上がるなどの兆候があったのだろう。上杉軍に、城の機能を奪うほどの破壊を行う余裕がなかったのだ。北条軍の羽生城奪取の圧力が、それほどまでに強かったことがわかる。

一方、これほど重要性の高い羽生城攻略を目前に、本庄を経由して本田に移った北条軍の意図は、なおも難解だ。

羽生城破却を命じたことを知らせた【史料四七】の謙信書状には、羽生は無策であればただ滅亡してしまう状況だとある。北条軍からみれば、兵糧の搬入を阻止した今、羽生城は時間さえかければ落とせる城になっ

ていたはずだ。落城寸前の羽生城を目前に本庄に移動し、さらに直後に本田に移った。本庄への移動は、厩橋城侵攻を窺つてのことと解すれば、ここまでの戦略に沿うようにみえる。しかし、北条軍は北上しなかった。本庄で利根川の水位が高かったとしても、【史料三一】に「水於力ニ南衆打出候」とあるように、北条軍はある程度の規模の水軍を保有しており、増水が大きな問題になったとは思えない。また、厩橋城をにらんだ作戦であれば、上野侵攻に有利な忍城や騎西城などに陣取る方が有利だ。さらに北条軍は、利根川筋からも離れ、羽生城から直線で三十キロメートルもある小さな郷「本田」に移動した。厩橋城への侵攻や羽生城力攻めの戦意があるとは思えない。

上杉軍は、こうした見方で北条軍の動きを理解したため、本田への動きを引上げた【史料四二】とみたのであろう。

上杉軍が帰国すると、北条軍は羽生城への攻撃を再開している。北条軍が圧倒的に有利な戦況下で一旦羽生戦線を後にしたのは、羽生城への力攻めを避けたことに他ならない。北条氏政は、軍の目的が厩橋城にあると見せかけるため本庄に着陣し、その後、戦に無関係に見える本田に移ることで上杉方に退いたと見せ、羽生城の自落をも避けようとしたのだ。羽生城を攻める中で、氏政は自落の気配を感じていたのではないか。一旦間をおく本庄着陣の際、戦略を練つたに違いない。

さて、このときの本田郷には、【史料二七】に挙げたように、かつて氏康が葛西城を乗つ取つた際に活躍した本田の特殊武装集団が健在だった。天正初年頃の本田郷は、一部が北条方に与する深谷城主上杉氏憲の知行となっていた【史料五〇・五一】。本田宗家は、北条傘下に組み入れられていたのだ。特殊武装集団も同様に、北条軍の指揮下にあったはずだ【註57】。

【史料五〇】「上杉氏憲判物写」(教念寺文書、戦国後北条一六五一)

奉寄進本田教念寺事、

右、上本田郷之内、田十町畑六町者、依前々寄進、如此也、為末代之寄進状、如件、

天正元年四月九日

深谷氏憲(花押)

【史料五一】「上杉氏憲判物写」(教念寺文書、戦国後北条一六六四)

奉寄進本田之教念寺、

右、上本田郷之内、田拾町并畑拾町者、自前々寺領之由、依申請、如此之條、如件、

天正元年八月九日

深谷氏憲(花押)

羽入城が長く持ちこたえることはないだろう。しかし、城兵は有能で戦力も高い。厩橋城方面への展開を考えると、羽生城を入手するまでの時間は短いほどよく、無傷で奪うのが望ましい。それには、忍び戦術が適している。これが氏政の考え方だったのであるだろうか。

羽生城攻めを再開した北条軍の戦術は、忍びを使った乗取戦術が中心であったと想像する。昼は本軍が囲み、夜は忍びが迫ったのであろう。木戸忠朝らは【史料四四】のように謙信に援軍を求めつつ、秋の越山で謙信が破却を命ずるまで、城兵とともに城を死守したのだ。そして謙信と上杉軍・羽生衆は、羽生城を無傷では渡さなかった。

天正二年の羽生城争奪戦をめぐることは、両陣営で様々な権謀術策が用いられたことが推測できる。軍の動きを巧みにコントロールし、その情報を適切に敵方に伝えつつ、特殊な訓練を経た夜間戦術のプロたち「忍び」が遣わされ、乗取戦術を実行したのだろう。一次史料に残る希少な

忍び戦術による城の争奪戦の記録だ。

余談かも知れないが、『史料四五』で、謙信が深谷から「氏政敗北」の註進を受け新田領の放火に転進した際も、深谷からの註進が上杉軍を羽生城から引き離すための北条軍による情報操作であった可能性がある。北条氏研究の中で、今後改めて、北条軍の情報戦術の可能性を追ってみる必要があると思う。

以上のことから、本稿ではこの戦いを天正二年羽生城忍び合戦と呼びたい。想像が過ぎるとする批判があるのは承知しているが、少なくとも、上杉軍が船の奪取に忍び戦術を用いようとしたのは事実だ。その意味で、戦国の忍び合戦の一つに挙げることは許されて良いと考える。

ここまで推理を進めると、葛西城を忍び戦術で乗っ取った理由も見えてくる。北条氏は利根川・中川・江戸川という関東中央の河川の水上権を確保する戦略を持っていた。そのために、葛西城・関宿城・羽生城をできるだけ無傷で手に入れたかったのだ。この戦略の下、各城攻めの作戦が執られた。結果として、すべての作戦が成功した。氏康、氏政は優れた戦略家であったと評するべきだろう。

(四)その後の忍びたち

葛西城忍び乗取作戦、羽生城兵糧・弾薬搬入作戦で活躍した忍びとその指揮官の消息は定かではない。とはいえ、多少の手がかりが残されているので、最後に紹介しておきたい。

近世の本田宗家については、徳川の文禄検地によって土豪から農民に位置付けられたとみられている(註58)。配下の同心衆も同様であろう。本田郷は近世を通じて御料所となっており、『新編武蔵風土記稿』によれば、寛政八年(一七九六)に一部が市川・有賀・長井・西山・内藤・菅沼

ら複数名の知行地となっている。幕末の史料になるが、嘉永七年(一八五四)のものと推定されている忍藩の「分限帳」には、祐筆の一人として「六石二人扶持 内二石足米 二の丸御番格 本田四郎右衛門」の名がみえる。先述の『成田分限帳』龍淵寺本にある「本多右近」の関係者の可能性を考慮すると、本田宗家は実質的な耕作者として旧領本田に残った者たち以外に、武士として成田氏に仕え、そのまま忍藩士になった者たちがいたと推測される。

それでは羽生城の特殊部隊関係者のその後についてはどうだろうか。天正一八年(一五九〇)の小田原攻めで北条氏が滅ぶと、羽生領と羽生城は徳川家康によって諏訪頼忠に与えられ、家康関東入府後に大久保忠隣が領地になった。忠隣は羽生城に入らず、家臣の匂坂道可や徳森伝蔵らが城代を務めたが、慶長一九年(一六一四)、忠隣の改易に従い羽生城は廃城となった(註59)。

そうした中、「夜わざ鍛錬之者」を指揮した三名については、わずかな足跡が残されている。

木戸忠朝・重朝については、信頼できる史料はないが伝承が残る。現羽生市にある岩松寺住職が書いた「木戸氏系図」には、天正三年に忍城の成田軍が攻め寄せ、木戸忠朝は館林に逃れ自害、重朝は羽生城本丸で自害とある。「蓑沢一城根元亡落記」や「武陽羽生古城之図」の詞書などにも同様の記述があり、「斉藤家系譜」には病死とある(註60)。

残る一人、菅原為繁については、『史料五二』に挙げた天正八年(一五八〇)正月七日付「菅原為繁判物」が残されており、現群馬県前橋市にある赤城神社に、武田勝頼出陣に際して羽生城回復を祈る祈願文を納めたことがわかっている。

【史料五二】菅原為繁判物（個人、上越上杉一八九四）

此度勝頼御出馬二付而、羽生江至本意者、赤城大明神社領一所可奉上候、以此旨御祈念可然候、仍如件、

菅原

正月七日

左衛門尉為繁（花押）

神主殿

謙信の死後、上杉景勝が武田勝頼と結んで跡目を継いでおり、その後、武田軍が西上野に侵攻した。このことから、羽生城旧臣の一部が武田勝頼を頼ったと推測する意見もある（註61）。

常に行動をともしにしていた木戸父子と菅原為繁であったが、羽生城破却以後は、別行動となったようだ。羽生城から上杉軍が連れ出したのは、菅原為繁だけで、木戸父子は城に残り、伝承のように戦死したのかも知れない。しかし、謙信と木戸父子の関係を考えれば、見捨てることはなかったとも思われる。それだけ戦が激しかったのだろうか。

特殊武装集団「夜わざ鍛錬之者」たちのその後は、定かではない。半土半農の在村武士としての生き方は、上杉軍に従って羽生城を出た後、籠城で帰れなかった故地の川田谷あるいは広田に戻ったことを想像させる。そこには、一族・労働力として、彼らを待つ者たちがいたはずだ。

先に挙げた『成田分限帳』龍淵寺本には、成田氏に仕えた川田谷や広田付近の氏や地名に由来する武士の名が少数ながら認められる。川田谷関係では、譜代侍の酒田九八郎・坂田小兵衛・福田治部左衛門、加勢侍の福田新左衛門の名がある。福田新左衛門については、本国武蔵、後小田原へ行く、とある。また、広田関係では、譜代侍の鴻巣新兵衛・鴻巣左京・久須見久内・久須河丹波の名がみえる。『成田分限帳』では、もともと

と所有している土地の一部を献じ、これを知行されるなど、記載された知行高は実態より相当少ないことが知られており（註62）、知行高は参考になりにくい。しかし、この中に、「夜わざ鍛錬之者」、あるいは忍びとして船を奪った者やその子孫がいるのかも知れない。

さらに埴生出雲守、埴生助六郎、岩瀬半兵衛、川俣弥十郎など、羽生城周辺の地名に基づく武士の名もみえる。これらを木戸氏旧臣と推測する意見もあり（註63）、羽生領が「夜わざ鍛錬之者」の母体であった場合は、この中に忍びの子孫がいてもおかしくないことになる。いずれにしろ、今のところ確証はない。

これも余談になるが、羽生城忍び合戦の後、北条氏は勢力を拡大し、天正十年（一五八二）六月十六日の神流川の戦いで織田氏配下の滝川一益を倒すと、厩橋城を含め、広く上野国を領有した。その後の関東の忍びの痕跡は、豊臣軍による小田原攻めの際の岩付城や八王子城に残された考古資料に限られる。関東は上野国の北部・西部を除き、忍び戦術で城を争う時代ではなくなっていったのだ。

五 垣間見た忍びの姿

土豪のような階層の有力な在村武士は、実効支配する村の下級武士や百姓・隷属民を従え、武装集団として鍛錬し、大名の軍役に備えた。その中には、通常の戦闘訓練の域を越え、夜間行動に対応できる特殊な訓練を実施し、特殊部隊を組織する者もあった。

大名軍は正面攻撃、いわゆる力攻めによる損耗を避けるため、乗取り・放火・攪乱等の特殊部隊による様々な戦術を駆使した。このうち、特に夜間の潜入・乗取・放火を行う戦術を「忍び」と呼び、土豪が訓練した特殊部隊から特に技能の優れた者を召集して、これにあてた。忍び戦術は、

常に軍の後方支援や行政的なバックアップに支えられ、局所的な戦闘を前提に、短時日に実行された。忍び戦術の役を任せられた者たちは、このとき忍びと称された。

これが関東・北陸・中部を中心として一次史料からみた戦国の忍びの実態だ。「忍」の語は、乗取りや放火を行う夜間の行動として当時の武士たちに広く認知されていたが、戦術用語として各大名軍で用いられており、召集・後方支援・戦術内容・報償の詳細が軍毎に定められていた。伏兵(草)・かまり・夜懸けなど他の戦術とは明確に区別されるものであった(註64)。多種ある戦術用語を混同することは、百年以上に渡って展開した戦の技術の多様性を見落とすことにつながる。戦国期の軍は、長年積み上げた戦術と戦略をもつて、多彩で論理的な作戦行動を起していたはずだ。忍びの理解を進めることは、そうした多彩な作戦行動を立体的に復元する端緒になるだろう。

本稿で辿り着いた戦国の忍びの実像は、戦国の軍の省力的な特殊作戦の一部を描き出した。しかし、江戸期を中心にした最新の研究や、従来の忍び研究で、当たり前のようにその役に挙げられてきた情報収集・情報の運搬、長期潜入(註65)、変装・方言の習得、忍びの起源とされる修験や悪党との関係等に関しては、一つの証拠も見出せなかった。

江戸期史料から明らかにようになってきた徳川政権下の忍びは、常設の役を得、情報収集を任務としていたことが明らかであり(註66)、戦国の忍びとの間には、明確な画期をみなければならない。

本稿は、二〇二〇年度開催予定で開始した埼玉県立嵐山史跡の博物館の展示事業「実相 忍びの者」に関わる調査活動によるところが小さくない。このため、史料の収集範囲が小田原北条氏に偏在するなど限定的だ。今後、忍びあるいは他の特殊部隊について、理論的で丹念な調査を進め

れば、各地で一次史料や関係史料・考古資料が発見されていくだろう。その過程で、本稿の忍びの定義や仮説が正しく、そして劇的に書き換えられていくことを望みたい。

二〇一八年春、展示を前提に忍びの調査研究を開始した。それ以前に得ていた情報から、戦国期の忍びを史料から追うことは難しいと考えていたため、当初は修験関係資料などの出土品を中心に研究を進めるつもりでいた。そんな折、谷口榮氏に足立区立郷土博物館に葛西城関係の忍びの史料が寄託されていることをうかがった。その後「本田家文書」としてまとまった形で保存されてきたことを知り、軍の作戦における戦術としての忍びの内容を周辺文書から確認できると確信した。これが忍び研究に本格的に取り組みきっかけとなった。史料の見方が変わると、忍び戦術周辺には手がかりが散見されることがわかってきた。この過程で、埼玉県教育局とともに働く加藤光男氏、新井浩文氏に史料の解釈について御教示いただくとともに議論に乗っていただき、様々な着想を得ることができた。資料調査の際には、三重大大学の山田雄司氏・高尾善希氏に江戸期の忍びの性格についてお聞きし、上越市公文書センターの福原圭一氏には埋もれていた史料の実見に御尽力いただいた。さらに、本稿の作成にあたって、時機に応じ多くの方々から御教示や御協力をいただいた。あらためてお名前を記し、謝意を表すものとした。

阿部哲人 梯 弘人 河津美穂子 木津俊夫 佐藤貴浩 佐野正晴
柴崎純子 高島邦仁 福原圭一 深井雅海 藤田英昭 保阪洋子
本田遊亀子 村山 修 柳沢 誠 渡辺俊経 渡邊浩貴
(敬称は省略させていただきました)

註

- (1) 黒田基樹 二〇〇四「戦争資料かみる戦国大名の軍隊」『ものからみる日本史 戦争Ⅰ 中世戦争論の現在』青木書店、荒垣恒明 二〇〇四「戦場における傭兵」『底本 北条氏康』高志書院、西股総生 二〇一二「戦国の軍隊」学研パブリッシングなど。
- (2) 黒田基樹 二〇〇二「戦国大名と在地紛争―農村における立山・立林」『史苑』第六一巻第二号、盛本昌広 二〇〇六「戦国期間東における山林利用と植林」『千葉史学』第四九号、盛本昌広 二〇〇八「軍需物資から見た戦国合戦」洋泉社、山田邦明 二〇一一「戦国のコミュニケーション情報と通信」吉川弘文館、盛本昌広 二〇一四「境界争いと戦国謀報戦」洋泉社歴史新書、久保健一郎 二〇一五「戦国時代戦争経済論」校倉書房など。
- (3) 加藤 朗 二〇一三「科学研究費助成事業研究成果報告書 軍事・社会・政治への革命的影響に関する人造硝石の史的研究」、村山修・三浦麻衣子 二〇一九「八王子城出土の鉄砲弾について」『武田氏研究』第六〇号など。
- (4) 藤木久志・伊藤正義編 二〇〇二「城破りの考古学」吉川弘文館、竹井英文 二〇一八「戦国の城の一生 つくる・壊す・蘇る」吉川弘文館など。
- (5) 註2の盛本昌広 二〇一四・山田邦明らの研究など。
- (6) 伊藤銀月 一九一七「忍術の極意」武俠世界社が代表といわれる。
- (7) 久保文武 一九五〇「伊賀国無足人帳より見た無足制度の一考察」『伊賀郷土史研究』二 伊賀郷土史研究会、同 一九六一「藤堂藩敷敷無足人(無足人鉄砲)について」『伊賀郷土史研究』四 伊賀郷土史研究会、石田善人 一九六二「甲賀郡中惣と伊賀惣国一揆」『史窓』二一 京都女子大学、高木昭作 一九六七「甲賀郡山中氏と「郡中惣」―小領主の性格規定のために」『歴史学研究』三二五 青木書店、和島芳男 一九七八「忍術道いと家康」『日本歴史』三五六 吉川弘文館など。
- (8) 藤木久志 一九九五「雑兵たちの戦場 中世の傭兵と奴隷狩り」朝日新聞社、西ヶ谷恭弘 一九九八「戦国城郭の忍者警備」『戦国史研究』一六 吉川弘文館、荒垣恒明 二〇〇三「戦国合戦における待ち伏せ戦術について―忍びと草・草調儀の実態」『日本中世史の再発見』吉川弘文館、同 二〇〇四「戦場における傭兵」『底本北条氏康』高志書院などがあるが、さまざまな名称の戦術・部隊と混同され、待ち伏せ戦術により

略奪や人取りを行う雑兵として把握される傾向がある。広範な視野で戦国の忍びに迫った平山優による研究成果、二〇二〇「戦国の忍び」角川新書は、忍びの史料を網羅し一次史料を中心にその実態を明らかにしようとした労作だが、忍びと草・かまり・野臥・伏兵などを同カテゴリの戦術・部隊とみて、非正規雇用された悪党がその成員であるとする結論には、戦国期史料による明確な根拠が示されておらず、これまでの忍び研究の範疇を踏み出すに至らなかった側面がある。

- (9) 認知科学の成果を歴史学に応用する理論については、拙論 二〇〇五「型式学理論の基礎的研究(上)」『埼玉考古』四〇 埼玉考古学会、「同(中)」『同四一』、「同(下)」『同四二』構築した。概要は拙論 二〇一〇「認知考古学―事例研究による方法論の展望―」『縄文時代の考古学』二二 同成社に紹介してある。
- (10) 山田雄司 二〇一六「忍者の歴史」角川選書による。
- (11) 註10に同じ。
- (12) 『国史大辞典』による。
- (13) 「忍びて」のような副詞的表現や「堪忍」などの意味の異なる語は除外する。
- (14) 荒垣恒明 二〇一三「第三九九回例会 忍びに関する基礎的考察」『戦国史研究』六六 戦国史研究会
- (15) 平山 優 二〇二〇「戦国の忍び」角川新書による。
- (16) 鉄砲伝来については、『鐵炮記』の天文十二年(一五四三)八月二十五日の説の他に、天

文期以前に東アジアから伝来したとする宇田川武久(二〇〇六「真説鉄砲伝来」『平凡社』の説などがある。本稿では、宇田川にしたがう。

(17) 丸島和洋 二〇一五「真田四代と信繁」平凡社新書による。

(18) 多くの翻刻では「月夜ならては」と読んでいるが、月夜を選ぶとすると、視認されにくい夜間の行動をとる理由がなくなり、忍びのその他の行動規範との整合もとれなくなる。実物史料は写本であるため、確認したところ、「月夜なしては」と書いている可能性があり、また「きてきて」と読まれている文意不明の部分もあり、写し間違いの可能性もあることがわかった。特に冬季の群馬県は曇もなく月夜が明るく、遠方まで見通すことが可能になってしまう。問題提起としたい。また、「きてきて」については、後段の「きて」と明らかに書き方が異なる。「きはきは」の誤読・誤記であろう。

- (19) 忍役人として代々尾張藩に仕えた甲賀市の渡辺家で発見された文書群「渡辺俊経家文書」の「起請文雛形」(元禄十三年(一七〇〇)三月付)には、「況常々稽古疎略不仕、互二致吟味、工夫専一ニ可仕候事」とあり、江戸期の忍びが日常的に訓練を実施していたことが把握できる。忍術諸流の集大成とされる忍術伝書『万川集海』巻第二「万川集海凡例」では、忍器は忍びが自ら製作し、役に立つかどうか確認しておくべきものとされている。藤堂藩に無足人として仕えた伊賀の木津家に伝わる正徳六年(一七一六)五月三日付「敬白天罰靈社起請文前書」には、新しい忍器のアイデアがあれば師に報告するよう指示がある。江戸期の忍びが、日常的に忍器を用いて訓練を行い、新しい忍器の開発も手掛けていたことは確かだ。戦国の忍びの習いとは時間的空間的に隔たりがあるが、『万川集海』が各地の忍びの情報を集めた成果とされていることから、戦国期の忍びの様子を考える際の手がかりにすることは許されるだろう。
- (20) 藤堂藩には、寛永十三年(一六三六)の忍びの雇用状況を示す名簿「伊賀付差出帳」(沖森氏蔵)がある。『鶴飼勝山実記』によれば、寛永十五年(一六三八)の島原の乱で、尾張藩に雇用された十人の甲賀者が原城の情報収集にあたっている。その後、一旦雇用が途絶えるが、延宝七年(一六七九)には、五人の甲賀者を召し抱えている。
- (21) 岩田明広 二〇一九「戦国大名は如何にして軍需を調達したか」『埼玉県立嵐山史跡の博物館企画展図録』。
- (22) 谷口 榮 二〇〇七『平成一九年度特別展 関東戦乱 戦国を駆け抜けた葛西城』葛飾区郷土と天文の博物館による。
- (23) 上杉謙信の関東侵攻については、従来いくつかの見解が出されてきたが、本稿では梁瀬大輔 二〇一七『上杉謙信の雪中越山』高志書院による合計十七回の出陣があったとする見解に従っている。
- (24) 池上裕子 一九八三『後北条領の公事について』『歴史学研究』第五二三号 歴史学研究会によれば、「北条氏所領役帳」の記載から、各衆の筆頭格が郡代と推定されるとい、葛西では遠山丹波守綱景と考えられている。
- (25) 加増啓二が一九九三「戦国期江戸および周辺地域の在地領主と寄子・同心の軍団編成について―本田文書と永禄年間の葛西要害争奪戦をめぐって―」『三郷市史研究 葦のみち』第五号で、太田康資と推定している。
- (26) 註25で、加増は【史料二〇】では高城氏からの横合いがあり、知行が行われなかったと考えている。しかし、続く八月二十六日付の【史料二三】では約束の「足立二て二ヶ所」のみが問題になっており、八月十二日時点で相違なく入部せよとされていることを合わせると、北条氏の記録上では、金町の知行宛行は既に行われたと考えざるを得ない。
- (27) 註22に同じ。
- (28) 加増啓二は、註25の文献において、本田正勝が北条氏の給人になったのを軍役の負担「陣役」の記録がある【史料二六】の永禄十二年(までの間)と考えているが、ここでは知行宛行が行われた際とみなしておきたい。
- (29) 【史料一】の用法はこの概念だと思われる。
- (30) 認知科学的理論に基づいて解釈すれば、各大名軍内の武士のレベルでは、文書に表記されない細部の情報、つまり忍び戦術の具体的な内容(召集方法・人選・人数・使用する武器や武具・具体的な行動の方法等)が共有されており、大名軍毎に認知構造の独自の型をなしていた(大名軍毎に忍び戦術の細部が異なっていた)と考えられる。
- (31) 註25の加増の文献によれば、葛西城忍び乗取作戦後に本田が館を構えた候補地を金町としたのは関口正人とされるが、根拠となる文献はない。本田氏館の候補地は、現埼玉県三郷市茂田井にも所在する。同所住人に話を聞いた加増は、水戸脇街道に面し、盛り土の上に家屋があり、二重堀を有していたが、盛り土を崩し堀は埋めたと紹介している。
- (32) 貫 達人 一九六二『畠山重忠』吉川弘文館による。
- (33) 註32に同じ。
- (34) 川本町編 一九八九『川本町史 通史編』。
- (35) 太田 亮 一九六三『姓氏家系大辞典』でも、この本田氏について現深谷市川本本田を本貫地としている。
- (36) 葛飾区編 一九八五『増補葛飾区史』上巻
- (37) 福島東雄 享和二年(一八〇二)頃『武蔵志』による。
- (38) 埼玉県立歴史資料館 一九八五『中世城館跡調査概報(二)』昭和五九年度。
- (39) 註34に同じ。

- (40) 註34に同じ。
- (41) 本田右近の名は、越相同盟が成立し、北条三郎が人質として上杉謙信の養子に決まった頃にあたる永禄十三年四月四日付「上杉謙信書状」(上越上杉九〇二)にみられるが、謙信配下の武将として越中金山での戦いに臨んでおり、これは別人と思われる。
- (42) 軍役の請け手としての土豪の位置付けについては、久留島典子 一九九〇「中世後期の『村請制』について―山城国久世上下荘を素材として―」『歴史評論』四七五号、藤木久志 一九九七『村と領主の戦国世界』東京大学出版会、長谷川裕子 二〇〇九「中近世移行期における村の生存と土豪」校倉書房などによる。
- (43) 柳沢 誠 二〇一九「高尾山薬王院文書の長尾景虎(上杉謙信)制札・太田資正制札と永禄三・四年頃の八王子市域」『八王子の歴史と文化』八王子市郷土資料館紀要第三二号によれば、氏照が最初に居城した浄福寺城の可能性が高いとされている。
- (44) 『新八王子市史』資料編二、編年一〇九〇・一〇九一による。
- (45) 『田中村検地帳』(「応正寺文書」)による。
- (46) 羽生市史編集委員会 一九七六『羽生市史 追捕』には、文化九年(一八二二)に間宮士信が編纂した『小田原編年録』に掲載されていることが示されており、市史専門委員を勤めた富田勝治が、その著書二〇一〇『羽生城と木戸氏』中世武士選書3 戎光祥出版で一部を紹介している。しかし、上杉輝虎が羽生城支援のため、船を集めさせる指示をした文書とあるにとどまり、「夜わざ鍛錬之者」など、細部の検討は行われなかった。その後、東京大学史料編纂所と上越市公文書センターの調査で、個人宅から原本が発見され、『上越市史別編1 上杉氏文書1』に採録された。忍び関連資料としては、第一級の史料で、注目の発見に他ならない。原本は堅切紙に細かい文字で詳細な指示を書いたもので、北条軍を前にした上杉軍の緊張した状況が想像される。『小田原編年録』に基づく『羽生市史』の翻刻は、誤読が少なくない。
- (47) 羽生市史編集委員会 一九七一『羽生市史 上巻』。
- (48) 註2の盛本昌広 二〇一四、註8の平山優 二〇二〇などにも紹介されている。
- (49) 富田勝治 二〇一〇『羽生城と木戸氏』中世武士選書3、戎光祥出版による。
- (50) 註49に同じ。
- (51) 註49に同じ。『成田記』では、北条軍の圧迫に押され、永禄七年頃に皿尾城を出て羽生城に戻ったとされるが、一次史料との間に年代の齟齬がある。本稿は一次史料を優先する。
- (52) この文書には、永禄七年に入れると朱書きされているが、永禄七年は、上杉謙信が年初に小田城を攻め、二月には唐沢山城を攻略して佐野氏を下しており、永禄七年の記録とすることはできない。佐野での攻防の記録がある年をみると、永禄九年は、謙信が正月二十六日に佐野に向けて出馬しており該当せず(正月廿四日)上杉輝虎書状「上越上杉四八三」、同年十一月以後は佐野に在陣していたためこれも対象外となる。このため本稿では、永禄十一年とみた。
- (53) 註49の富田によれば、佐野攻めの上杉軍への羽生城主らの参陣時期を示す永禄十三年一月五日付「上杉輝虎起請文」の宛名に、広田出羽守と木戸伊豆守が書かれているとし、『歴代古案』が出典に挙げられているが、『上越市別編1』「上杉家文書」の原史料写真にこの宛名は確認できない。
- (54) 桶川市 一九八五『桶川市史 第二巻』古代・中世資料編、埼玉県教育委員会一九八八『埼玉の中世城跡』による。
- (55) 下山治久編 二〇一〇『戦国時代年表 後北条氏編』東京堂出版、岩槻市 一九八三『岩槻市史 古代中世資料編』による。
- (56) 岩田明広 二〇二二『実相 忍びの者』埼玉県立嵐山史跡の博物館展示図録より。
- (57) 文禄四年の検地の際、本田宗家の屋敷地の縄除けについて考察した註34の『川本町史 通史編』では、寛永十五年(二六三八)の畠山村・本田村間の入会秣場訴訟における、本田村提出文書(「本田瑛男家文書」)から、本田宗家が鉢形城の北条氏邦被官と想定しているが、明確な根拠はない。本稿では、葛西城忍び乗取作戦以来、本田の特殊部隊は、本田正勝・本田宗家の当主を通じて小田原北条氏(氏康・氏政)に仕えているものと考えている。
- (58) 註34による。
- (59) 羽生市史編集委員会 一九七六『羽生市史 追捕』による。
- (60) 註49による。
- (61) 註49による。
- (62) 行田郷土史研究会 二〇一八「成田系図及び分限帳」郷土忍の歴史』稿本による。

(63) 註49による。

(64) 本文二(一)のとおり、本稿で収集した忍び関連史料は鉄炮普及期から顕著にみられる。本文四(一)に『甲陽軍鑑』巻第十一下の「申、西兩年之御備」を取り上げたように、高度化した戦術の必要性に応じ、高度に専門化した専門技術をもった特殊部隊が育成されはじめた時期に当たると思われる。これまで忍びと混同されてきた多様な名称の部隊が、その候補だ。今後、個々の専門性や技術内容を明らかにしていくことが望まれる。

(65) 平山 優は忍びの任務の一つに、乗取りに先立ち敵城等に潜入し手引きすることを挙げている(註8の文献)。少なからぬ一次史料に表裏之者などの裏切りや内通を行う者の実在を示す記録がある(史料四七)はその一例)。乗取りの際の忍びの潜入に手引きが存在した可能性はきわめて高い。しかし、葛西城忍び乗取作戦や羽生城兵糧・弾薬搬入作戦では、忍び戦術は任命から短時間で実行されている。手引きそのものは、忍び戦術とは別の戦術と理解すべきだ。

(66) 渡辺俊経 二〇二〇『甲賀忍者の真実 末裔が明かすその姿とは』サンライズ出版、山田雄司 二〇一六『忍者の歴史』角川選書、高尾善希 二〇一七『忍者の末裔 江戸城に勤めた伊賀者たち』角川書店、註56の拙論などによる。

埼玉県立史跡の博物館紀要
第 14 号

発行日 令和3(2021)年3月31日

編集・発行 埼玉県立さきたま史跡の博物館
〒361-0025 埼玉県行田市埼玉4834
TEL 048-559-1181

埼玉県立嵐山史跡の博物館
〒355-0221 埼玉県比企郡嵐山町大字菅谷757
TEL 0493-62-5896

印刷 朝日印刷工業株式会社
